

平成 17 年

塩竈市議会会議録

(第114巻)

第3回臨時会	11月25日	開 会
	11月25日	閉 会
第4回定例会	12月5日	開 会
	12月16日	閉 会

塩竈市議会事務局

平成 1 7 年 1 1 月 臨時会 日程表

会期1日間(11月25日)

月 日	曜日	区 分	会議内容	会期
11.25	金	本会議	会期の決定、諸般の報告 議案第73号ないし第75号	1

平成 17 年 1 2 月 定例会 日程表

会期12日間(12月5日~12月16日)

月 日	曜日	区 分	会議内容	会期
12. 5	月	本会議	会期の決定、諸般の報告、請願第19号ないし第21号、議員提出議案第7号及び第8号、議案第76号ないし第86号	1
6	火	休会		2
7	水	"	総務教育常任委員会(北側委員会室) 10:00~	3
8	木	"	民生常任委員会(北側委員会室) 10:00~	4
9	金	"	産業建設常任委員会(北側委員会室) 10:00~	5
10	土	"		6
11	日	"		7
12	月	"		8
13	火	本会議	議案第76号ないし第86号(各常任委員会委員長議案審査報告)、請願第21号撤回の件、請願第17号ないし第20号(各常任委員会委員長請願審査報告)議員提出議案第7号及び第8号、議員提出議案第9号	9
14	水	"	一般質問 田中 徳寿 議員 浅野 敏江 議員 伊勢 由典 議員	10
15	木	"	一般質問 志子田吉晃 議員 東海林京子 議員 今野 恭一 議員	11
16	金	"	一般質問 佐藤 貞夫 議員 小野 絹子 議員 木村 吉雄 議員 (閉会)	12

塩竈市議会平成17年11月臨時会会議録 目次
塩竈市議会平成17年12月定例会会議録

(1 1 月 臨 時 会)

第1日目 平成17年11月25日(金曜日)

開 会	1
議事日程第1号	1
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案第73号ないし第75号	7
提案理由説明	7
質 疑	9
曾 我 ミ ヨ 君	10
東海林 京 子 君	13
採 決	15
閉 会	15

(1 2 月 定 例 会)

第 1 日 目 平 成 1 7 年 1 2 月 5 日 (月 曜 日)

開 会	17
議事日程第 1 号	17
開 議	20
会議録署名議員の指名	20
会期の決定	20
諸般の報告	20
請願第19号ないし第21号	20
議員提出議案第 7 号及び第 8 号	21
提案理由説明	21
総括質疑	26
小 野 絹 子 君	26
議案第76号ないし第86号	30
提案理由説明	30
総括質疑	38
吉 川 弘 君	38
伊 藤 博 章 君	42
東海林 京 子 君	47
散 会	50

第 2 日 目 平 成 1 7 年 1 2 月 1 3 日 (火 曜 日)

議事日程第 2 号	51
開 議	54
会議録署名議員の指名	54
議案第76号ないし第86号 (各常任委員会委員長議案審査報告)	54
採 決	58
請願第21号撤回の件	58
採 決	58

請願第18号（総務教育常任委員会委員長請願審査報告）	59
請願第20号（民生常任委員会委員長請願審査報告）	59
請願第17号、19号（産業建設常任委員会委員長請願審査報告）	60
採 決	60
議員提出議案第7号及び第8号	61
審査結果報告	61
質 疑	62
小 野 絹 子 君	62
討 論	64
吉 川 弘 君	64
伊 藤 博 章 君	68
鈴 木 昭 一 君	72
採 決	74
議員提出議案第9号	74
採 決	76
散 会	77

第3日目 平成17年12月14日（水曜日）

議事日程第3号	79
開 議	81
会議録署名議員の指名	81
一般質問	81
田 中 徳 寿 君	
財政問題	81
市税増収対策	
市税収納対策	
経費節減対策	
繰出金について	
特別会計の繰上充用について	

資本費平準化債の導入（一般会計）	
個人情報保護条例	83
災害時における個人情報保護条例とのかかわりについて	
陳情等の政治活動についての個人情報保護条例とのかかわりについて	
浅野敏江君	
行財政改革について	92
新行財政改革推進の具体策	
事業の仕分けについて	
教育環境について	95
浦戸小・中併設校の現在の状況	
総合学習のあり方	
道路の安全対策について	96
中央分離帯における視覚の確保	
伊勢由典君	
塩釜港航路の国直轄の水深9m浚渫について	105
塩竈市の国と県への働きかけについて	
越の浦春日線の市道4キロ区間の県道認定と今後について	106
宮城県に対する塩竈市の今後の働きかけについて	
障害者自立支援法成立に伴う課題と今後について	107
障害者自立支援法と1割負担に伴う影響について	
塩竈市が施行するための準備状況について	
市内の障害者団体への市の説明について	
伊保石地区の環境整備について	108
伊保石地区の道路と側溝整備について	
市内小中学校の修理修繕計画について	109
小中学校施設補修5カ年計画と債務負担行為のその後の検討と	
市の対応について	
月見ヶ丘小学校の2号、3号校舎の廊下と教室タイル破損など修繕について	
散会	122

第4日目 平成17年12月15日(木曜日)

議事日程第4号	123
開 議	125
会議録署名議員の指名	125
一般質問	125
志子田 吉 晃 君	
塩竈再生委員会について	125
これまでの活動の経緯	
12月最終提言の主な項目と内容	
提言に対するこれからの対応	
市立病院事業について	126
再生緊急プランの進捗	
地方公営企業法の全部適用	
交通事業について	127
経営健全化計画とその進捗	
新造船の運航体制	
市中心部のまちづくりについて	128
海辺の賑わい地区	
中心商店街の活性化	
北浜造船地区港奥部の再開発	
越の浦春日線について	129
45号線アクセスの今後の見通し	
経費削減対策について	129
入札制度の改善と落札率の見通し	
電気使用料の削減対策	
東海林 京 子 君	
まちづくりについて	141
海辺の賑わい地区のまちづくりは予定どおり進行中か	
塩釜のお宝(勝画楼、亀井邸、その他)の歴史的文化遺産の修復、	

保存等について	
塩竈市に観光客を呼び込み、人口をふやす施策の早期実現を	
街を美しく、バリアフリー道路をふやすこと	
税について	144
滞納整理の成果と今後の取り組み方について	
一律減税廃止等サラリーマン増税によって本市の増税分の見込み	
は期待できるのか	
市立病院問題	145
医師確保の状況について	
看護師の大量退職について	
新型インフルエンザへの予防対策について	
駐輪場付近の放置自転車処理について	147
放置防止対策について	
新設道路に横断歩道白線を	147
梅ヶ丘入り口とブライトヒルズ町内会を結ぶ地点に横断歩道の設置を	
街路灯設置について	147
通学路、石田川沿いから千賀の台へ通過する道路へ街路灯の設置を	
今 野 恭 一 君	
安全に暮らせるまちづくりについて	158
災害に強い都市基盤の形成について	
消防・防災体制の充実について	
安らぎの生活を支えるまちづくり	158
子育て支援について	
高齢者支援について	
ともに学びともに歩む、市民が輝くまちづくり	158
「生きる力」を育てる学校教育の充実について	
生涯学習・社会教育の推進について	
自然と共生するまちづくり	159
緑の保全・緑化の推進について	

歴史と文化を生かしたまちづくり	159
塩竈神社の門前町について	
散 会	172
第 5 日 目 平 成 1 7 年 1 2 月 1 6 日 (金 曜 日)	
議事日程第 5 号	173
開 議	175
会議録署名議員の指名	175
一般質問	175
佐 藤 貞 夫 君	
水産振興について	175
近海生マグロ取り扱い日本一の今後の対応について	
・ ひがしものマグロの今後の対応と取り扱いについて	
・ 漁港背後地の県有地払い下げによる全水加工連進出に伴う加工	
処理工場の現況について	
・ 近海生マグロ水揚げと取り扱いを祈願し端午の節句の時期に	
鯉のぼりと鮎のぼりを大空に舞うように考えてはどうか	
・ 水産加工関係に携わる外国人数の推移と犯罪関係は	
・ 魚市場水揚げ手数料を軽減してはどうか	
財政再建問題と見通しについて	177
平成 1 8 年度の予算編成の具体的方針について	
基金取り崩し、財政硬直化を示す経常収支比率の見通しと	
歳入確保の努力目標の具体的取り組み	
来年度の地方交付税と臨時財政対策債の見通しについて	
各部予算枠配分方式は今後も続けるのか	
行財政改革推進の改善項目の取り扱いの強化について	
各会計の繰出金の基準について	
広域行政の拡大拡充と合併への取り組みについて	178
現状の広域行政課題から拡大拡充する考えは	

二市三町の合併の考え方、温度差を埋められるのか	
浦戸の振興について	179
観光誘致への取り組み	
ノリ、カキ、アサリ等の生産拡大、販路拡大の取り組みと各港の整備の現況について	
リサイクル、省エネ環境問題について	180
バイオディーゼル燃料の事業化について	
小 野 絹 子 君	
介護保険について	190
10月から実施された保険はずしの影響と対応について	
障害者控除対象者認定について	
賑わい地区について	190
グランドデザインで描いた土地活用と大手地権者の仮換地について	
大型店規制の福島県まちづくり条例制定についての市長の見解は	
建築確認について	191
建築確認における市の対応について	
アスベスト対策について	192
実態把握、相談窓口の状況、アスベスト除去に関する費用等について	
木 村 吉 雄 君	
市長の政治姿勢について	206
市民主体の公的経営のあり方について	
日本一住みたいまち塩釜としての環境美化	
海辺の賑わい地区について	207
区画整理事業の進捗状況は	
地区界隈の整備について	
現実的なにぎわいの創造、創出は	
浦戸地区住民本位の施策について	207
生活の利便性向上について	
自然防災対策について	

小学・中学併設校のその後について	
浅海養殖漁業について	208
現状と振興策について	
漁港整備計画の現状は	
湾内の清掃と汚濁防止について	
閉 会	220

平成17年11月臨時会	11月25日	開 会
	11月25日	閉 会
平成17年12月定例会	12月5日	開 会
	12月16日	閉 会

議案審議一覽表

請願審議一覽表

請願文書表

議員提出議案

塩竈市議会11月臨時会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
	議案第73号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	17.11.25
	議案第74号	塩竈市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	17.11.25
	議案第75号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	17.11.25

塩竈市議会12月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
総務教育	議案第76号	塩竈市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例	原案可決	17.12.13
	議案第78号	塩竈市漁業集落排水事業条例等の一部を改正する条例	原案可決	17.12.13
	議案第80号	塩竈市体育館及び塩竈市温水プール(塩竈市スポーツ施設)の指定管理者の指定について	原案可決	17.12.13
	議案第81号	平成17年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	17.12.13
民 生	議案第77号	健康しおがま21プラン推進委員会条例	原案可決	17.12.13
	議案第81号	平成17年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	17.12.13
	議案第82号	平成17年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算	原案可決	17.12.13
	議案第85号	平成17年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算	原案可決	17.12.13
産業建設	議案第79号	塩釜港旅客ターミナルの指定管理者の指定について	原案可決	17.12.13
	議案第81号	平成17年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	17.12.13
	議案第83号	平成17年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算	原案可決	17.12.13
	議案第84号	平成17年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算	原案可決	17.12.13
	議案第86号	市道路線の認定及び廃止について	原案可決	17.12.13
総務教育	議員提出 議案第7号	塩竈市議会議員定数条例の一部を改正する条例	否 決	17.12.13
	議員提出 議案第8号	塩竈市議会議員定数条例の一部を改正する条例	原案可決	17.12.13
	議員提出 議案第9号	「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書	原案可決	17.12.13

平成 17 年 1 2 月 5 日 塩竈市議会定例会

請 願 文 書 表

番号	第 19 号
受理年月日	平成 17 年 1 1 月 2 9 日
件名	塩釜海辺の賑わい地区に美しい緑を増やし、歩行者専用道路（海辺の賑わい軸）に桜のトンネルが出来るよう街路樹として桜の木を植え、桜並木の美しい景観の道を形成して頂くことに関する請願
要旨	<p>【請願の要旨】 塩釜海辺の賑わい地区に、四季折々市民が集えるようにしたい。そのために</p> <p>本塩釜駅前からマリングートまで計画されている「8.0メートルの歩行者専用道路に桜の並木を造り」</p> <p>賑わい地区内に「可能な限り緑と花を増やし」</p> <p>春の花見、夏の緑陰、秋の紅葉等による自然の美しさを感じ、森林浴や散策等を楽しみ、人と人との出会いや交流による人間浴を楽しむとともに、市民の心と体の健康保持増進のためにも他に誇れる美しい景観と風格のあるまちを造るようお願い申し上げます。</p> <p>【請願理由】 これからのまちづくりは、心の豊かさの醸成が強く求められ、緑豊かな自然環境の再生と美しい景観のまちなみが必要であるといわれています。</p> <p>塩釜ロータリークラブでは、“手を貸そう、まちの未来へ！”との活動テーマを掲げ、この地域社会を市民にとって是非住んでみたい、是非住み続けていきたいと思える魅力的なまちにするため、いろいろな提言活動や奉仕活動を実施してまいりました。</p> <p>いま、このまちを自然環境の面で考えてみますと、かつての産業開発や都市開発等によって市内の緑地は失われ、現在市民が楽しめる緑地としては塩竈神社と伊保石公園ぐらいしかありません。気軽に訪れることが出来るまちの中心部に少しずつでも緑や花の美しい自然環境を再生していく必要があります。</p> <p>また、これからの時代は高齢者に対する政策が喫緊の課題であり、心も体も出来るだけ元気に日常生活をおくってもらうための施策が必要です。</p> <p>気軽にまちに出て来て花や緑に親しみ、春には桜並木を散策し、季節の花々やガーデニングの工夫がされた店先の商店街へも回遊し、対面販売での会話や買い物、また食事、文化的イベントなどを楽しんだりすることで、市民をマリングート方面や西町、本町、海岸通り等の商店街への漫ろ歩きに誘なうことにより、まちの活性化にも寄与することが出来ると思われま。</p>

	<p>特に、古来より塩竈桜は数多くのうたに詠まれ、市の木でもあり、小中学校の校章にも使われています。このように市民にとって、桜はかけがえのない大事な思いの籠った樹木であり、是非中心市街地活性化の切り札としての海辺の賑わい地区に可能な限り「緑と花を増やし、歩行者専用道路に夢のように美しい桜並木による桜のトンネルを形成」して頂きますようお願い申し上げます。</p>
提出者 住所・氏名	<p>塩竈市港町一丁目4番1号 マリンゲート塩釜2階 塩釜ロータリークラブ 会長 亀山 満昭</p>
紹介議員 氏名	<p>伊藤 栄一 浅野 敏江 佐藤 貞夫 鹿野 司 吉川 弘 福島 紀勝</p>
付託委員会	<p>産業建設常任委員会</p>

平成 17 年 1 2 月 5 日 塩竈市議会定例会

請 願 文 書 表

番号	第 20 号
受理年月日	平成 17 年 1 1 月 2 9 日
件名	「次世代育成支援策・保育施策の推進に関わる国の予算拡充」に関する意見書提出の請願
要旨	<p>【請願の趣旨】 1. 国に対して、次世代育成支援策・保育施策の推進に関わる予算を拡充するよう、意見書を提出してください。</p> <p>【請願理由】 わが国における少子化は、毎年のように合計特殊出生率が史上最低記録を更新する（2004年度は1.289）など、ますます深刻になっています。今日ほど、子どもや子育てに関わる様々な施策の改善を図りながら、子ども・子育てを支援する社会づくりが求められる時代はないといえます。とりわけ、地域の子育て支援策の中核施設といえる保育所に対する住民の期待は、ますます強くなっています。</p> <p>こうした状況を受けて、次世代育成支援策を国・自治体をあげて推進することが重要な政策課題になっていると考えます。次世代育成支援策の推進は、それぞれの自治体が策定した地域行動計画に基づきながらその実現に向けた努力の積み重ねが重要であり、すべての自治体で旺盛な施策の前進をはかるには、国家的な財政の後押しが必要であります。</p> <p>政府が策定した「子ども・子育て応援プラン」にも位置づけられた、待機児童ゼロ作戦のさらなる推進に関しても、その課題実現のためには保育所の新增設が必要になっていますが、保育所整備にかかわって自治体から上げられた申請額は、2005年度から創設された次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）の予算枠を遙に超えてしまい、自治体の施策推進に大きな影響を及ぼしています。</p> <p>各自治体の施策の推進を図るためにも、国としてのこの分野における予算枠を大幅に改善することが急務になっています。</p> <p>つきましては、貴議会として、国に「次世代育成支援策・保育施策の推進に関わる国の予算拡充」を求める意見書を提出していただくよう請願致します。</p>
提出者 住所・氏名	塩竈市花立町 1 - 1 5 塩竈よりよい保育をすすめる市民の会 代表 小 澤 博

	塩竈市錦町16-5 塩竈地域社会保障推進協議会 代表委員 大村武平 齋藤規夫 虎川太郎 三浦経子 山田裕
紹介議員 氏名	曾我三三 中川邦彦 東海林京子
付託委員会	民生常任委員会

平成 17 年 1 2 月 5 日 塩竈市議会定例会

請 願 文 書 表

番号	第 21 号
受理年月日	平成 17 年 1 1 月 2 9 日
件名	生活保護費・児童扶養手当の国庫負担率の引き下げをしないよう国に求める意見書採択の提出を求める請願
要旨	<p>厚生労働省は「三位一体改革」に関連して、生活保護費と児童扶養手当の国庫負担率を現行の四分の三から二分の一に引き下げ住宅扶助などを一般財源化する「見直し」案を提出しました。</p> <p>そもそも生活保護制度は憲法 25 条に明記された、「健康で文化的な最低限度の生活」を国民に保障する最後のよりどころであり、第一義的に国が責任を負う制度です。</p> <p>もしこの国庫負担の引き下げがなされると、平成 17 年度予算での市の試算によると生活保護費で、九千四百万円余、児童扶養手当で六千二百万円余、合計一億五千六百万円余もの市の負担増となります。</p> <p>このような負担増は、市財政の現状からしても大変です。</p> <p>よって国に対しこの国庫負担率の引き下げ案を撤回するよう塩竈市議会として、関係省庁に意見書を提出していただくようお願いいたします。</p>
提出者 住所・氏名	<p>塩竈市西玉川町 4 - 2 1</p> <p>塩釜生活と健康を守る会</p> <p>会長 虎川 太郎</p>
紹介議員 氏名	<p>佐藤 貞夫 小野 絹子</p> <p>伊勢 由典 東海林 京子</p>
付託委員会	民生常任委員会

議員提出議案第7号

塩竈市議会議員定数条例の一部を改正する条例

上の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成17年12月5日

提出者 塩竈市議会議員

佐藤 貞夫 伊藤 博章

塩竈市議会議長 菊地 進 殿

「別 紙」

塩竈市議会議員定数条例の一部を改正する条例

塩竈市議会議員定数条例（平成14年条例第26号）の一部を次のように改正する。

本則中「23人」を「18人」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、次の一般選挙から施行する。

議員提出議案第 8 号

塩竈市議会議員定数条例の一部を改正する条例

上の議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 4 条の規定により提出いたします。

平成 1 7 年 1 2 月 5 日

提出者 塩竈市議会議員

伊 藤 栄 一	香 取 嗣 雄
志 賀 直 哉	木 村 吉 雄
武 田 悦 一	今 野 恭 一
鈴 木 昭 一	田 中 徳 寿
志子田 吉 晃	吉 田 住 男
嶺 岸 淳 一	浅 野 敏 江

塩竈市議会議長 菊 地 進 殿

「別 紙」

塩竈市議会議員定数条例の一部を改正する条例

塩竈市議会議員定数条例（平成14年条例第26号）の一部を次のように改正する。

本則中「23人」を「21人」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、次の一般選挙から施行する。

議員提出議案第9号

「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書

上の議案を別紙のとおり地方自治法第14条の規定により提出いたします。

平成17年12月13日

提出者 塩竈市議会議員

田中	徳寿	武田	悦一
伊藤	栄一	志子田	吉晃
鈴木	昭一	今野	恭一
嶺岸	淳一	浅野	敏江
吉田	住男	佐藤	貞夫
木村	吉雄	鹿野	司
志賀	直哉	香取	嗣雄
曾我	ミヨ	中川	邦彦
小野	絹子	吉川	弘
伊勢	由典	東海林	京子
福島	紀勝	伊藤	博章

塩竈市議会議長 菊地 進 殿

「別 紙」

「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書

「三位一体の改革」は、小泉内閣総理大臣が進める「国から地方へ」の構造改革の最大の柱であり、全国一律・画一的な施策を転換し、地方の自由度を高め、効率的な行財政運営を確立することにある。

地方六団体は、平成18年度までの第1期改革において、3兆円の税源移譲を確実に実施するため、昨年の3.2兆円の国庫補助負担金改革案の提出に続き、政府からの再度の要請により、去る7月20日に残り6,000億円の確実な税源移譲を目指して、「国庫補助負担金等に関する改革案(2)」を取りまとめ、改めて小泉内閣総理大臣に提出したところである。

政府・与党においては、去る11月30日、「三位一体の改革について」決定され、地方への3兆円の税源移譲、施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲の対象とされ、また、生活保護費負担金の地方への負担転嫁を行わなかったことは評価するものであるが、「地方の改革案」になかった児童扶養手当や児童手当、義務教育費国庫金の負担率の引き下げなど、真の地方分権改革の理念に沿わない内容や課題も多く含まれ、今後、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、「地方の改革案」に沿って平成19年度以降も「第2期改革」として、更なる改革を強力に推進する必要がある。

よって、国においては、平成18年度の地方税財政対策において、真の地方分権改革を実現するよう、下記事項の実現を強く求める。

記

1. 地方交付税の所要総額の確保

平成18年度の地方交付税については、「基本方針2005」の閣議決定を踏まえ、地方公共団体の安定的財政運営に支障を来すことのないよう、地方交付税の所要総額を確保すること。

また、税源移譲が行われても、税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行うこと。

2. 3兆円規模の確実な税源移譲

3兆円規模の税源移譲に当たっては、所得税から個人住民税への10%比例税率化により実現すること。

また、個人所得課税全体で実質的な増税とならないよう適切な負担調整措置を講ずること。

3. 都市税源の充実確保

個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な税であり、市町村への配分割合を高めること。

4. 真の地方分権改革のための「第2期改革」の実施

政府においては、「三位一体の改革」を平成18年度までの第1期改革にとどめることなく、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、平成19年度以降も「第2期改革」として「地方の改革案」に沿った更なる改革を引き続き強力に推進すること。

5. 義務教育費国庫補助負担金について

地方が創意と工夫に満ちた教育行政を展開するため、「地方の改革案」に沿った税源移譲を実現すること。

6. 施設整備費国庫補助負担金について

施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲割合が50%とされ、税源移譲の対象とされたところではあるが、地方の裁量を高めるため、「第2期改革」において、「地方の改革案」に沿った施設整備費国庫補助負担金の税源移譲を実現すること。

7. 法定率分の引き上げ等の確実な財源措置

税源移譲に伴う地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税法の原則に従い、法定率分の引き上げで対応すること。

8. 地方財政計画における決算かい離の同時一体的な是正

地方財政計画と決算とのかい離については、平成18年度以降についても、引き続き、同時一体的に規模是正を行うこと。

9. 「国と地方の協議の場」の制度化

「真の地方分権改革の確実な実現」を推進するため、「国と地方の協議の場」を定期的開催し、これを制度化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

塩竈市議会議長 菊 地 進

関係機関あて

(衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・内閣官房長官・総務大臣・財務大臣
・経済財政政策・金融担当大臣)

平成17年11月臨時会
11月25日 開 会
11月25日 閉 会

塩 竈 市 議 会 会 議 録

平成17年11月25日（金曜日）

塩竈市議会11月臨時会会議録

（第1日目）第18号

議事日程 第1号

平成17年11月25日(金曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第73号ないし第75号

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第4

出席議員(23名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 菊地進君 | 2番 | 田中徳寿君 |
| 3番 | 武田悦一君 | 4番 | 伊藤栄一君 |
| 5番 | 志子田吉晃君 | 6番 | 鈴木昭一君 |
| 7番 | 今野恭一君 | 8番 | 嶺岸淳一君 |
| 9番 | 浅野敏江君 | 10番 | 吉田住男君 |
| 11番 | 佐藤貞夫君 | 12番 | 木村吉雄君 |
| 13番 | 鹿野司君 | 14番 | 志賀直哉君 |
| 15番 | 香取嗣雄君 | 16番 | 曾我ミヨ君 |
| 17番 | 中川邦彦君 | 18番 | 小野絹子君 |
| 19番 | 吉川弘君 | 20番 | 伊勢由典君 |
| 21番 | 東海林京子君 | 22番 | 福島紀勝君 |
| 23番 | 伊藤博章君 | | |

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	助役	加藤慶教君
収入役	田中一夫君	総務部長	山本進君

市民生活部長	棟形均君	健康福祉部長	佐々木和夫君
建設部長	内形繁夫君	総務部次長兼 総務課長	阿部守雄君
総務部次長 兼危機管理監	大浦満君	総務部行財政改革 推進専門監	田中たえ子君
産業部次長	伊賀光男君	総務部政策課長	渡辺常幸君
		総務部 総務課長補佐 兼総務係長	佐藤信彦君
総務部財政課長	菅原靖彦君		
教育委員会 教育委員	平河内則子君	教育委員会教育長	小倉和憲君
教育委員会 教育部長	小山田幸雄君	選挙管理委員会 委員長	高木英助君
選挙管理委員会 事務局長	佐藤直孝君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	丹野文雄君		

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間明君	事務局次長	遠藤和男君
事務局次長兼 議事調査係長	安藤英治君	議事調査係主査	戸枝幹雄君

午後 1 時 開議

議長（菊地 進君） 去る11月18日告示招集になりました平成17年第 3 回塩竈市議会臨時会を
ただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は市長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、監査委員並びにその
受任者であります。

本日の議事日程は日程第 1 号の記載のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（菊地 進君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、7 番今野恭一君、8 番嶺岸淳一君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長（菊地 進君） 日程第 2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は 1 日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、本臨時会の会期は 1 日間と決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

議長（菊地 進君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、さきに皆様にご配付しておりますとおり、地方自治法第 180 条
第 1 項の規定により市長に指定しておりました専決処分の報告であります。

専決第21号「車両接触事故による損害賠償の額の決定について」は、10月 5 日に専決処分が
なされ、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により11月18日付で議長あてに報告がなされたもの
であります。

さらに、監査委員より議長あてに提出されました例月出納検査の結果報告 1 件並びに企業会
計例月出納検査の結果報告 1 件であります。

これより質疑に入ります。22番福島紀勝君。

22番（福島紀勝君） それでは、専決処分の関係について何点かお尋ねをいたします。

たびたびお願いをしながら、それぞれ類似事故等の発生のないようにと願いながらお願いをしてきているわけなんです、結果的に今回もこのような事故名で上がってきております。大変残念でなりません。それで、一つにはこの駐車中の車両の車種、当方においての車種もあわせてお願いをしたいなとこんなふうに思います。

それから、この駐車中の車両がどちらの方向を向いていたのか。行きどまりの方を向いておったのか、あるいは病院側の方を向いておったのか、その辺の説明をいただければ大体の状況を判断することができるだろうとこんなふうに思っているところです。

それから、相手のぐあいにつきましてはその後の概要がここに記載をされておりますが、それでは当方の方の車両についてはどんな状況になっておるのか。そうした修理の部分がどのような、こちらの負担のぐあいがまたここに加わっていくのかなとこんなふうに思っております。そして、あわせて相手方に対する修理期間中の代車等の補償の部分、これの費用がこの金額にまた加算されるのかどうか、こんなふうに思っておるところでございます。

なお、こうした形でこの議会の方に上がってくるまでの経過として状況報告、あるいは事故報告、こういうような部分で流れがあるのかなとこんなふうに思っているところでございます。こうした部分をお知らせをいただきながら、何といたっても公用車の場合につきましては動く市役所、これは看板でございますので、ぜひそうした面でも気を配りながらきれいで、そして完全で、優しく安全な運転をしていただかなければならないだろうとこのように思っております。私ども、合い言葉といたしましては「ホウレンソウ」という3文字を引用させていただきます。一つは報告、連絡、相談とこんなことで一応合い言葉にしながら事故防止にも努めているところでございますが、実際に今申し上げたそれぞれの点をご説明いただきながら、あわせてできるならば、ここによく私どもそれぞれの簡単な略図、私の場合がA号車であればこっちを向いていた、そして相手方の車がB号車でこっちを向いていたと、こんなぐあいの一目瞭然でわかるかなとこんなふうに思っているところなんです、こうした点も含めてぜひご説明をちょうだいをしたいとこんなふうに思います。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） このたびの専決処分ということで、職員の交通事故の報告をさせていただきますことは大変残念で心苦しく思っております。職員には、常日ごろ市民の模範となるような交通事故防止、安全運転といったようなものに努めていただきますように、いろいろな機会をとらえてお願いをいたしております。また、8月1日からは昨今の交通事故多発を防止す

るために 200キャンペーン、200日間無事故でということでスタートしたやさきに、結果とい
たしましてこういった専決処分による事故報告をさせていただきますことを心よりおわびを申
し上げるところであります。職員が率先して市民の方々に交通安全ということを呼びかけてい
る中での事故でございます。今後ともこういった事故防止になお一層万全を期したいと考えて
いるところであります。

なお、議員ご質疑の事項の詳細等については担当部長よりご報告をいたさせます。よろしく
お願い申し上げます。

議長（菊地 進君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） 22番議員にお答えいたします。

まず、事故現場でございますが、南部保育所に図書を搬入して児童に貸し出しするとい
ことでの業務で参りました。ごらんのとおり丁字路でございます。行きどまりになっています。
たまたまそこに車がありまして、これは日産ウイングロードという車でございますが、そこに
あったために、ちょうど転回ができない状態になっておったということでございます。それ
で、当市の車、これは日産ライフ、軽自動車でございますが、方向転換しようと思ってバック
しましたら、たまたま市立病院側を向いておったその日産ウイングロードの後部に追突したと
いうことでございます。なぜ、追突したかといいますと、たまたま、図書でございますので、
その図書を後ろの部分に山積みにしておった。したがって、後方確認がなかなかできなかつ
たという状況でございます。

額につきましては、まず相手方の損害額ですが32万 9,039円、当方の損害額が7万 297円で
ございます。なお、代車等のご質問でございますが、なかなかこれが営業車両ということでご
ざいましたので、代車、修理期間13日を要しましたので、13日間の代車料も合わせて支払っ
ておるところでございます。

それから、連絡体系でございますが、まず上司にその現場から通報して、そして現場を現認
する。現認したら、現認報告書を持って管財の方に報告するというところでございます。なお、
示談交渉等につきましては、これまで市が行っておりましたが、やはり専門的な知識等も必要
ということで、現在は保険、全国私有物件災害共済会東北支部の方にその示談交渉をお願いし
ているという状況でございます。以上です。

議長（菊地 進君） 22番福島紀勝君。

22番（福島紀勝君） 私が申し上げたのは、その状況報告、あるいは事故報告というような形

でどのような方法で上がってくるのかなということをお尋ねをしたわけで、先ほどの部分ではいろいろ事故処理その他の関係でこの「ハウレンソウ」の言葉であれしているんですが、実際にそれぞれの現場等ではいつ、どこで、だれがということが第一で報告がされるだろうとこんなふうになっているところなんです。それで、実はあそこの袋路、これは幅員については約5メートル60ぐらい、それで30センチメートルずつの側溝が両側にある、そういうところでの駐車中の車両に方向変換をしてくるにはちょっと無理だろうとこんなふうに思っております。特に、この場合こちらの車はお一人だったのか、どなたが助手的役割の方がいらっしゃったのであれば幸いだなど、もしそうであればこれはまた怠慢の一つになるだろうとこんなふうに思います。なお、幸いにここでは物損事故だけにおさまっておったのが幸いではないかなとこんなふうに思っております。過去に大変大きな事故が45号線でありました。これも大変な補償額を整理しなければならない部分もあつたらうし、ここ二、三カ月の間にもそこの天神橋付近の関係で職員の方のバイクの転倒による事故等々も起きておりますので、ぜひこうした部分で、ここに約3行に書かれている事故発生の状況だけを見ても、ここで3点の部分が問題視されるだろうとこんなふうに思っているところなんです。

まず、一つは方向転換のためのバックだということ、あそこの幅員の中で方向転換するのは無理だと。とすれば、あそこには保育所の方に向かって1本だけ丁字路で上り坂になりますが道路があります。それが方向転換のできる場所かなとこんなふうに思っているところですが、今あつたような車両ではちょっときついかなとこんなふうに思っております。

なお、駐車中の車両に気づかなかつた部分がどうなのかな。こういうところがまた心配の一つですし、またうちの方の後部の方だったから幸いだったのか、後部であつて、そのバックの途中であれば右側で自分の方から運転席側に駐車中の車が当然確認はできたのではないかとこんなもろもろのところも考え合わせて、非常に危険な場所というか運転には十分注意を要する箇所ではないかとこんなふうに思います。先ほど申し上げました幅員の関係については数字的に申し上げました。

そして、こちらの大通りから南部保育所のある階段のところまで約50メートル。その中に通信用の電柱が3本立っているんです。そうすると、電柱が25センチメートルですから、普通のコンクリート柱ではありませんから。それでいけば余計道路幅は狭くなる。こういうところで発生をしておりますので、十分これからもそれぞれ冬季間に向けては除雪その他の関係で余計道路が狭くなると思いますので、ぜひそうした面も含めて当局におかれてもみんな事故防止

を呼びかけていただきたいとこんなふうに思っております。特に、この間もちょっと連絡申し上げましたが、まだまだ運転前の点検がされていない、ストップライトが切れている、方向指示器が上がらない、後ろがつかなくなったりとこういう部分も発見をして直接課所に連絡を申し上げた部分もあります。ぜひそうしたところ、やはり命を託し、そしてあるときには凶器にもなる乗り物でございますので、十分そうしたところをお互いに注意をし合いながら事故防止に努めていただければ幸いだとこんなふうに思います。よろしく願いいたします。

議長（菊地 進君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第73号ないし第75号

議長（菊地 進君） 日程第73号ないし第75号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第73号から議案第75号までにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第73号は、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。現在、市長、助役、収入役及び常勤の監査委員の給料月額につきまして、平成18年3月分までの期間で一定率の減額を行わせていただいております。この減額措置を平成17年12月分から平成19年3月分までの期間、市長、助役、収入役はさらに5%、監査委員はさらに2%を加算して減額を行うための改正を行おうとするものでございます。

次は、議案第74号塩竈市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございます。教育長の給料月額につきましても、現在平成18年3月分までの期間で一定率の減額を行っております。この減額措置を平成17年12月分から平成19年3月分までをさらに5%加算して減額を行うための改正を行おうとするものでございます。

議案第75号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じまして、給料月額を平均0.3%、配偶者扶養手当を月額500円をそれぞれ引き下げ、勤勉手当を年間0.05カ月引き上げる等の改正を行おうとする

ものでございます。

以上、各号議案につきましてご説明を申し上げましたが、なお、補足を必要とする部分につきましては担当部長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（菊地 進君） 山本部長。

総務部長（山本 進君） 私から議案第73号、第74号、そして第75号の給与関係の議案につきまして、本日ご配付させていただきました資料 2 及び 3 に基づきましてご説明させていただきます。

恐縮ですが、資料 3 「第 3 回市議会臨時会議案資料」の 1 ページをお開き願います。

まず、初めに特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、先ほど市長が提案理由でもご説明申し上げましたように、市長、助役、収入役及び常勤の監査委員の給料月額につきまして、現在市長は15%、助役13%、収入役11%、常勤監査委員10%の削減率で平成18年3月分まで減額を行うこととしております。しかしながら、当市の財政状況には以前にも増して大変厳しいものがありますことから、資料記載のとおり、平成17年12月分から平成19年3月分まで市長、助役、収入役は現在の削減率に5%を上乗せし、市長20%、助役18%、収入役16%とするものでございます。また、常勤の監査委員につきましても2%の上乗せを行いまして削減率を12%とする内容であります。

次に、同じく議案資料2の2ページをお開きいただきます。

これは、議案第74号塩竈市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に基づく新旧対照表でございますが、教育委員会の教育長についても特別職に準じまして現行の給料月額の削減率10%に5%を上乗せし、削減率を15%とするものでございます。

続きまして、議案第75号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げますので、資料 2 の「塩竈市議会臨時会議案」の3ページをお開き願います。

まず、平成17年の人事院勧告の骨子でございますが、平成17年4月分の国家公務員と民間の給与実態調査では月例給、月給でございますけれども、におきまして年額では1,389円、率にいたしますと0.36%ほど国家公務員が民間を上回るという官民給与水準の逆格差が生じております。また、ボーナスにつきましては民間の支給割合が4.46カ月となっているのに対しまして、公務員の年間支給月数は4.4ですので、民間が公務員を0.06カ月上回る結果となっております。

これらの官民格差を踏まえまして、月例給では2年ぶりの引き下げとなっており、俸給表については0.3%の引き下げ改定、さらに配偶者に係る扶養手当は現在の1万3,500円から1万3,000円に500円の引き下げ、さらに医師の初任給調整手当の最高限度額につきましても30万7,900円から30万6,900円への引き下げを行うとともに、12月の期末手当におきまして4月から11月までに支給された給与の官民格差の調整を行う内容となっております。

また、期末勤勉手当につきましては民間の支給水準に見合うように現在の年間支給月数4.4カ月を12月支給の勤勉手当におきまして0.05月上乗せし4.45月に引き上げようとするものでございます。

なお、今回12月の勤勉手当に上乗せされた0.05月につきましては、18年度からは6月と12月の勤勉手当にそれぞれ0.025月ずつ均等配分することとなっております。

それでは、お開きいただいております資料2の3ページをごらんいただきたいと思いますのですが、第1条ではただいまご説明申し上げました人事院勧告に基づき月例給及び勤勉手当につきまして、平成17年12月1日を施行日として改正する内容となっております。また、4ページから7ページには現行の給料表から0.3%引き下げを行った人勧改正後の各給料表を記載しております。

同じく8ページをごらんください。第2条は勤勉手当の支給月数につきまして、先ほどご説明申し上げましたように、平成17年度においては12月の勤勉手当の支給月数に上乗せされました0.05月を18年度から6月と12月期に均等に配分し、それぞれ支給月数を0.725月とするものであり、平成18年4月1日を施行日としております。

最後に、先ほど0.36%の官民給与格差について、12月の期末手当において4月から11月までに支給された給与の格差調整を行うというお話を申し上げましたが、その手法につきましては、同じく8ページの附則第5項に規定しているところでございます。4月から11月までの月例給と6月の期末勤勉手当につきまして0.36%の格差率により調整額を算定しておりますが、不利益不遡及になりませんように、新給与の適用は改正条例施行日以降としており、遡及することなく官民格差の調整を図ることができる方法となっております。

以上、議案及び資料に基づきましてご説明させていただきました。よろしく願いいたします。

議長（菊地 進君） ただいまより、議案第73号ないし第75号の質疑に入ります。

16番曾我ミヨ君。

16番（曾我ミヨ君） 議案第75号について伺いたいというふうに思います。

今回の改定の理由を述べておりましたが、官民格差の是正をするためだということをおっしゃいますが、今日の官民格差の状況がどういう背景のもとでそうなってきているのかということをお考えの必要があるのではないかと私は思っているんです。実は、この間ずっと労働者に対する給与がどんどん引き下げられた。これは、とりもなおさず大手企業と大幅な人件費削減に始まり、いわばコストダウンということで労働者の賃金をどんどん下げてきた。今日本全体の労働者というか雇用状況がどうなっているかといいますと、もう新聞でも言われておりますように、労働者の3分の1、この方々が不安定雇用になっている。若者の2人に1人はパート労働や派遣労働になっている。だから、そういう背景を見ますと、やはり民間は厳しいのかなと。それに比べて、なんだ公務員はというふうな対立させるような状況に持っていかれているわけですが、この人事院が官民格差を調整するという役割を果たしてきているわけですが、最近もっと背景にある状況を人事院がつかむべきではないのかというふうに私は思っています。実際にこの塩竈だけではなくて、ハローワークを見ますと、2市3町このエリアを担当しているわけですが、実際にどうなのか、本当にそれらの労働者を取り巻く状況はどうなのかということも含めてとらえる必要があるのではないかとこのように思っているところが1点であります。そういう状況について、どのように考えているのか。

それから、もう二つ目は、実は国公の新聞の記事が取り寄せることができました。人勧はそうした形で下がっているというふうに言われますが、実はことしの春闘から見ますと本当に久しぶりに民間の給与が上がってきている。連合の統計で言いますと304円、それから経団連の調査で言いますと大企業で126円、中小企業で71円、わずかではありますがことし4月から給与が上がっていると、人勧はそれを認めているんです。そういう実態を当局は先ほど官民格差だというふうに大変自信と確信を持って述べられていたようではありますが、私はこういう調査からしても今回の官民格差は当たらないのではないかと。むしろ民間の方が上回っている。こういうような調査、国公の新聞でそうなっているんですが、この点についてお伺いしたいというふうに思います。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 官民格差のとらえ方ということでのご質問であったかと思しますので、お答えをさせていただきます。

まず、改めまして確認であります。人事院による給与改定というのはその基本権制約の代

償措置として公務員に対して社会一般の諸情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであるというふうに我々は理解をいたしております。そういった中、地方自治体に働く地方公務員の給与であります。独自の人事委員会を持たないという我々塩竈市を初めとする多くの自治体は、その年に出された人事院勧告を基本的に準拠するというような形で対応してきているというふうに考えております。私も市長に就任させていただいて以来、職員給与については人事院勧告を基本とするということを事あるたびに申し上げさせていただいてまいりました。今後ともそのようなことを基本に取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。以上でございます。

議長（菊地 進君） 16番曾我ミヨ君。

16番（曾我ミヨ君） 今市長が言われたとおり、人勤そのものは公務員労働者の労働基本権を代償して図っていくもので、そういう機関であります。そういうことからしても、今言われたようにことし4月から給料が上がってきているという中で、公務員の給与を今回は下げるとことは逆行しているし、公務員が下がればまた、先ほど述べましたように、民間の賃金もさらに、少し上向いているのにまた下げていく結果になってしまうということをお心配するものであります。

それから、具体的に今回の改定の内容を見ますと、給与で0.3%引き下げだと、ボーナスでは0.05カ月分だということに言っておりますが、これも委員会でも私は質疑したんですが、施行日から実施するというふうに、さかのぼっては下げないというふうなことを言っておりますが、それでは給料で0.3カ月分12月から下げると言っておりますが、4月に支給された0.3カ月分から11月までの0.3カ月分は、この8カ月分は今回は下げないということなのでしょうか。その点についてお伺いしたいと思います。

それから、実際に6月の給料のときに4.4カ月で計算されてボーナスはやっていると思うんです。その中身が4.4カ月の中に0.3カ月分、下げようとする部分が含まれているわけですが、ここのボーナス部分についても遡及して下げることはしないということなのかどうか。

それから、期末手当は0.05カ月分この12月で上げると言っておりますが、前の6月部分のボーナスのときの0.05カ月分はさかのぼってはこの手当を引き上げるということはないのかどうか。この辺をまず確認しておきたいというふうに思います。

そしてもう一つ、時間が二、三問しかないので、全体として給与引き下げで総額幾らになるのか。それから、ボーナスの部分で幾らになるのか。その差し引きはどれぐらいになるのか。

それから、年齢、25歳、35歳、45歳、55歳、それぞれどの程度の引き下げになるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 曾我議員のご質問の中で、給与が上がっているのではないかというような質問がございましたが、その部分については客観、公平にござらんいただいているのが人事院の結論ではないかというふうに我々は考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

残余の部分につきまして、それぞれ担当よりご説明いたさせます。

議長（菊地 進君） 阿部総務部次長。

総務部次長兼総務課長（阿部守雄君） 施行日からの実施ということで、今回その0.36%の件がどのような形で調整されているかというご質問でございますが、基本的には今回施行日をもって新たな給料表に適用されるということになります。ただ、今回民間との格差がありますので、その部分は4月時点で比較して均衡を図るということで、遡及改定ということではないんですが、あくまで官民格差相当分を解消させるという観点で今回制度がつくられてございます。この取り扱いについては15年度の人事院勧告についても同様な措置を講じてきているというような状況でございます。

あと、ボーナス等についての遡及の関係でございますが、あくまで0.36%につきましては4月の時点での調整ということでございますので、6月のボーナスについても関連した形での調整が行われております。あと、0.05月の調整の関係ですが、これはあくまで今年度ボーナスの総体として官民格差を調整するというところでございますので、その上乗せ分についてはあくまで12月の手当の中で措置されるというようなことでございます。

総額どの程度の格差が発生したのかということでございますが、全会計で見ますとマイナス要因、先ほどの0.36%の調整ということでございますが、総額として1,630万円ほどの減額ということになります。それに対して0.05月分上乗せということになりますので、これは1,460万円ほどの増額ということで、差し引き勘定170万円ほど、全会計では減額というような状況でございます。以上です。

失礼いたしました。年齢別の減額値でございますが、当面25歳から10歳刻みで当方ではちょっと試算しておりまして、25歳ではマイナス1,200円、35歳ではマイナス700円、45歳ではマイナス1,700円、55歳ではマイナス1,500円となっております。以上でございます。

議長（菊地 進君） 16番曾我ミヨ君。

16番（曾我ミヨ君） 具体的な改定の内容を聞いたわけですが、結局、人事院でも言われてきたことが今指摘されているのは、結局4月1日時点での部分を解消させることも盛り込まれていると。つまり、いわば不利益不遡及の原則から言ってもこの人事院勧告のあれは問題だというふうに言われているわけです。内容的にはそういうものも含まれているんだと。だから、そういう問題を含んだ改定であるということは指摘せざるを得ない。

それから、今3回目になっていますが、結局、こういう改定が今回にとどまらず来年はもっと本俸に手を入れた改定が行われようとしているわけでしょう。これは、今回は今回の改定ではあるけれども、結局公務員にターゲットを絞った攻撃だと。しかも、こういうことが次々やられていけば、これは民間にも、塩竈一つとっても皆さんの給与が下がることが消費を一層冷やしていくことになる。所得をもっと小さくしてしまうものになるということになるということが非常に懸念されるものであります。よって、今回の改定は人事院が本来果たすべき役割から言ってもそぐわないし、多くの公務員労働者はこういうときだからこそ国民、あるいは市民の利益を守る奉仕者として頑張ってもらうためにもこういった給与をどんどん下げればやる気もなくしてしまうということを考えますと、今回の改定には賛成できるものではないということをお願いして終わりたいと思います。

議長（菊地 進君） 21番東海林京子君。

21番（東海林京子君） 私も曾我さん同様、今曾我さんのところでおおむね言いつくされた、質問されつくされたというふうに思いますけれども、金額にしてマイナスで170万円ぐらいだと、総体的に。そして、年齢別で見てもマイナス1,200円とか700円とか1,700円とか小さいから今のところは私は労働組合もこの分については了承したのかなというふうに思いますけれども、その辺はどういう形になったのか。そして、例えば遡及ではないというふうに言いますけれども、既に4月から11月まで給料として月例給としてもらっているわけです。それをまとめて差引くというのは不利益不遡及ではないのかというふうに私は理解するわけなんです。その辺は施行の日からの調整であるからそれは遡及にはならないんだ、不利益にはならないんだというようなご回答だったんですが、その辺について、もう少し詳しくどういうわけで遡及にならないのか。

それから、一人一人にすると大した金額でないというふうに言っていますが、これまでに市の職員は大変な協力をしてきたと思うんです。今までも独自の給料俸1億円もやってきたし、それからこれまで人勧の削減もずっとやってきたし。もう五、六年給料が上がっていな

いというような状況がつけられているわけで、それでさらに今回ボーナスをいただく分がこのように削減されれば、そこに皆さんお座りになってこちらを向いている方々もボーナスというのは当てにしていると思うんです。やはりボーナスというのは生活の中で長期計画としていろいろ、例えば子供さんの成長の中で入学基金だとか進学に対するいろいろなお金だとか結婚資金、それから家を建てる、車を買う、そういうもののローンにみんな充てているわけですから、この中でそういうものが1回にこれまでの官民格差の差額を給料から引かれるということは、私は大変痛手ではないかというふうに思うんですけれども、そういう点では私も同じくやはり賛成できない部分ではないかなというふうに思います。

そして、もう一つはきのうの新聞で大変怒りを感じたわけですが、沖縄米海兵隊の移転について、国が施設建設費として1兆円超を出すと。みんなの金を削っておいて、血の出るような金を削っておいて、何でこうなんだというふうに私はやはり六団体、市長も加えて、市長もこういうところに対して私はもっと積極的に国は地方にもっと金を回せということで、私は言ってほしいなというふうに思うんです。1兆円ってどのぐらいかなと。私がもし100万円ずつ使ったらどのぐらい使えるのかなと思ったら2,700何十年、毎日100万円ずつ使って。たとえ80まで生きたとして35回ぐらい生まれ変わってこないと使えないような金を国はアメリカとかそういうところに出して、何でこういうふうに地方とか一般の国民が苦しめられなければならないのかなというふうに思うわけです。そのことに対してもひとつ市長の見解もお願いいたします。

議長（菊地 進君） 静粛にお願いします。

山本総務部長。

総務部長（山本 進君） 21番議員にお答えします。

まず、職員労働組合との関係でございますが、常々組合員に対しましては人事院勧告を基本とするというようなことで伝えておりますので、今回につきましてもその趣旨は十分伝わり理解されているものというふうに感じております。

それから不利益不遡及の問題でございますけれども、これは国家公務員法第28条にございます、いわゆる情勢適用の原則、その時々客観的な状況に応じて給与その他を直しなさいという法律がございます。それに基づきまして7月時点での民間の勤労者の給与実態調査をして、8月上旬に勧告ということでございますので、いわゆる不利益不遡及の原則には当たらないというふうに理解しています。以上です。

議長（菊地 進君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第73号ないし第75号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、本件については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、議案第73号及び第74号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立全員であります。よって、議案第73号及び第74号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立多数であります。よって、議案第75号については原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成17年11月25日

塩竈市議会議長 菊地 進

塩竈市議会議員 今野 恭一

塩竈市議会議員 嶺岸 淳一

平成17年12月定例会
12月5日 開会
12月16日 閉会

塩竈市議会会議録

平成17年12月5日（月曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第1日目）第19号

議事日程 第1号

平成17年12月5日(月曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 請願第19号ないし第21号
- 第5 議員提出議案第7号及び第8号
- 第6 議案第76号ないし第86号

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第6

出席議員(26名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
3番	武田悦一君	4番	伊藤栄一君
5番	志子田吉晃君	6番	鈴木昭一君
7番	今野恭一君	8番	嶺岸淳一君
9番	浅野敏江君	10番	吉田住男君
11番	佐藤貞夫君	12番	木村吉雄君
13番	鹿野司君	14番	志賀直哉君
15番	香取嗣雄君	16番	曾我三三君
17番	中川邦彦君	18番	小野絹子君
19番	吉川弘君	20番	伊勢由典君
21番	東海林京子君	22番	福島紀勝君
23番	伊藤博章君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤 昭君 助 役 加藤 慶教君

収 入 役	田 中 一 夫 君	総 務 部 長	山 本 進 君
市民生活部長	棟 形 均 君	健康福祉部長	佐々木 和 夫 君
産 業 部 長	三 浦 一 泰 君	建 設 部 長	内 形 繁 夫 君
総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	阿 部 守 雄 君	総 務 部 次 長 兼 危 機 管 理 監	大 浦 満 君
市民生活部次長 兼 環 境 課 長	綿 晋 君	健康福祉部次長 兼 保 険 年 金 課 長	木 下 彰 君
産 業 部 次 長	伊 賀 光 男 君	建 設 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	茂 庭 秀 久 君
総務部行財政改革 推 進 専 門 監	田 中 たえ子 君	総務部政策課長	渡 辺 常 幸 君
総務部財政課長	菅 原 靖 彦 君	市民生活部 市 民 課 長	澤 田 克 巳 君
健康福祉部 社会福祉事務所長	会 澤 ゆりみ 君	産 業 部 み な と ま ち づ く り 課 長	神 谷 統 君
総務部 総務課総務係主査	大 山 貴 之 君	市 立 病 院 長	長 嶋 英 幸 君
市立病院事務部長	佐 藤 雄 一 君	市立病院事務部 次 長 兼 業 務 課 長	伊 藤 喜 昭 君
水 道 部 長	佐々木 栄 一 君	水 道 部 次 長	大和田 功 次 君
水道部総務課長 兼 経 営 企 画 室 長	尾 形 則 雄 君	教育委員会委員長	東海林 良 雲 君
教育委員会教育長	小 倉 和 憲 君	教育委員会 教 育 部 長	小山田 幸 雄 君
教育委員会 教 育 部 次 長 兼 生 涯 学 習 セ ン タ ー 館 長	渡 辺 誠 一 郎 君	教育委員会教育部 総 務 課 長 兼 総 務 係 長	橘 内 行 雄 君
教育委員会教育部 生 涯 ア ッ ト ー ツ 課 長	菊 地 辰 夫 君	選挙管理委員会 委 員 長	高 木 英 助 君
選挙管理委員会 事 務 局 長	佐 藤 直 孝 君	公平委員会 委 員 長 代 行	郷 家 照 夫 君
監 査 委 員	高 橋 洋 一 君		

事務局出席職員氏名

事 務 局 長	佐久間 明 君	事 務 局 次 長	遠 藤 和 男 君
---------	---------	-----------	-----------

事務局次長兼
議事調査係長

安藤英治君

議事調査係主査

戸枝幹雄君

午後 1 時 開議

議長（菊地 進君） 去る11月28日告示招集になりました平成17年塩竈市議会12月定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、公平委員会委員長代行、監査委員、並びにその受任者であります。

本日の議事日程は、日程第 1 号の記載のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（菊地 進君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、9 番浅野敏江君、10番吉田住男君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長（菊地 進君） 日程第 2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は12日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、本定例会の会期は12日間と決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

議長（菊地 進君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、監査委員より議長あてに提出されました定期監査の結果報告 1 件であります。

これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって、質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、諸般の報告を終了いたします。

日程第 4 請願第 1 9 号ないし第 2 1 号

議長（菊地 進君） 日程第 4、請願第19号ないし第21号を議題といたします。

本定例会において、所定の期日まで受理した請願につきましては、お手元にご配付の請願文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第 5 議員提出議案第 7 号及び第 8 号

議長（菊地 進君） 日程第 5、議員提出議案第 7 号及び第 8 号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

まず、議員提出議案第 7 号について、提出者の代表から提案理由の説明を求めます。11番佐藤貞夫君。

11番（佐藤貞夫君）（登壇） 塩釜ネットワーククラブは私と伊藤博章議員と 2 人でありますから、この定数問題は 2 人で十分なる協議をしながら、研鑽をしながらの方針でありますことを申し添えながら、私は議員提出議案第 7 号「塩竈市議会議員定数条例の一部を改正する条例」、いわゆる現在 23 名の議員数を 18 名に改正する条例の改正について提案理由を述べたいと思います。

皆さんご承知のように、私たちは東北で一番狭い市に住んでいるのであります。町の中心部から歩いて 30 分ないし 40 分で他の市や町になります。この狭い市に 23 人の議員がいるわけであります。私は 6 月議会前に議員定数に関する特別委員会の設置をするよう議長団に申し入れ、この問題につきましては幹事長会議を開いていただきました。残念ながら特別委員会設置に反対する会派もあり、まとまりませんでした。9 月定例会にも幹事長会議を開きましたが、9 月議会中にも反対する会派もあり、特別委員会の設置をすることができなかつたので、私は 9 月にも特別委員会の設置ができなければ 12 月定例会に議員削減提案をしますということを明らかにしてまいりました。地方自治法第 2 条第 14 項に、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない、第 15 項に地方公共団体は常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めて、その規模の適正化を図らなければならないと明確に規定しており、市町村の規模、能力に応じた処理を求めているのであります。我々議員や議会もそれを重視していく必要があると思いますが、市民の声はまた市政の現状を直視しており、特に、塩竈市の財政再建や地域活性化を考える市民組織、塩竈再生委員会が 2 年間に及ぶ議論の結果をまとめ、佐藤市長に提言書を手渡したと新聞に報じております。

これまでの市当局から出された財政状況の資料でも、また新聞報道でもおわかりのように、当塩竈市の財政を考えると、一刻も早く危機的財政を改善、回避することが緊急の課題となっております。先月の11月25日の臨時市議会で市長、助役、収入役及び常勤の監査委員、また塩竈市教育委員会教育長の給料月額の一部の減額を行う議案が市長から提案され、満場一致で議決をした経過もあり、また平成18年度一般職の職員採用見送り、職員数の抑制による人件費の縮減に向けた努力をするなど、さまざまあらゆる手法を講じており、限られた財源の中で新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応していかなければなりません。我々市議会議員も議員定数削減を行い、長期的な視点で取り組み、経費の節減をし、市の財政を建て直して、少しでも協力をしていく必要があると思います。

議員定数問題は基本的には地方自治法上は人口規模を基準と、あるいは基本としておりますが、当市は先ほど申し上げましたとおり、東北で一番地域が狭い市であるということから、地域の特性を加味してもよいのではないかと思います。また、ご承知のごとく、ことしは国勢調査が行われました。まだ当市の人口集計は明らかにされておりませんが、大正9年の国勢調査以来、平成7年の調査で当市の人口が6万3,566人と発表され、それまで長年当市の人口は右肩上がりの上昇を続け、人口がふえてきた状況であります。前回の平成12年の国勢調査で6万1,547人となり、5年間で約2,000人以上の人口が減ったのであります。本年の調査の結果は今月中に正式に発表されると思いますが、前回の調査よりも約2,000人は減ると言われており、そうなりますと、この10年間に約4,000人も人口が減ることになることを考えるとき、我々の定数を削減し、その削減分の経費を少しでも市民のための事業として考えるべきであると思います。

また、全国の都市の現状と市議会の定数の問題を考えると、当市よりも人口が少ないところでは15名ないし17名、18名という市議会もあり、それを参考にできませんが、当市より人口が多い都市でも議員数が17名、18名、19名、20名という市議会があることもご承知のことと思いますが、例えば、大阪府下の大東市が人口12万9,132人で議員数17名、交野市が7万9,534名で18名、泉大津市で人口7万8,201名で議員数18名、高石市で人口6万1,173名で議員数18名、福岡県の前原市で人口6万8,255人で18名。また千葉県のパウ安市が人口15万1,051人で議員数21名等を考慮すれば、我々は真剣に考えていく必要があり、これらの市は地域の面積が小さいところであり、地域の狭い市は議員削減をこのように考慮しているのであります。

政府や国も既に省庁再編を行い、地方においては全国で市町村合併が進んでいるのでありま

す。いわゆる平成の大合併の時代に入っているのです。明治21年から明治22年にかけて明治の大合併、昭和28年から昭和36年にかけて昭和の大合併を経て今日を迎え、今年の3月末には手厚い財政支援を受けられる合併特例法の適用期限を迎え、多くの駆け込み申請がありました。また、これらを含め来年3月までに全国の市町村数は1,822に減ると言われております。宮城県においても、新石巻市、登米市、栗原市、東松島市が本年4月1日に誕生いたしました。合併までの道のりは並大抵ではなく、また平坦ではなかったのです。関係する市町村の首長を初めとする各市町村の助役、収入役を初めとする特別職の皆さん、多くの議員さんの大変なご協力とご賛同があったればこそで合併が実現したものであり、住民が合併してよかったと思えるような地域づくりはこれからが本番であろうと思われま。塩竈市議会も思い切ってよく決断して5名削減をしたと市民から高い評価をされるように、理解をお願いをいたしたいのであります。

政府は今日、三位一体改革を推進するためその改革の要旨をまとめ、一つ「三位一体の改革によって達成すべき望ましい姿」、二つ「三位一体改革の具体的な行程」、三「市町村の合併の推進」等を明らかにし、地方自治体の近代的行政制度と財政改善の確立を目指しており、そのためにも我々議員は人口20万人規模の宮城県合併推進要綱に基づくポテンシャル開花型広域合併の推進の実現に向けて取り組んでいかなければならないと思います。

具体的な取り組み内容としては、一つとして合併を推進する環境の枠づくりを出し、さまざまな行政課題の広域化を提言する。2として合併により市民が教示する特別職のリストラについて、合併ができないなら、合併が実現できない今、議員定数の削減による条例案の提案を行い、合併の機運と環境を整える必要があると考えています。

私は前回の削減のとき、次の議会では四つの委員会を三つの委員会にしてやろうという考えを明らかにしてご理解とご協力をいただきました。現在、三つの常任委員会を6名ずつとして18名として少数精鋭でこれまで以上に弾力的に、精力的に議会活動をすべきと考えております。私は議員の皆様が塩竈市の置かれている今日的な状況、情勢を正しく理解し、愛市の精神で十分にやれると判断しているものと思ひ、5名削減を提案いたしましたのであります。皆さん、当市議会は東北を代表する先進的な議会であります。市議会報、いわゆる市議会だよりには宮城県の市町村で一番早く取り組みました。市民に対し市議会活動の内容を明らかにし、理解を求めるなど、議会活動の公開性を高めてまいりましたし、また私の記憶では東北で2番目であったと思っております。また、地方自治法第2条第4項に基づく議会の議決を得て、その地域

における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想も定め、これに則して行うよう
に取り組んだのも市議会の問題提起があつて県内で一番早く基本構想、いわゆる長期計画を定
めて前期・後期とローリングシステム制度を提起して、計画行政を推進してきたのも市議会の
リード及び指導によるもので、全国的にもいち早く取り組んだ市であります。当市は既に第4
次の基本構想の議決をしてからもう中間点になり、全国に先駆けて計画行政を推進してきた市
でありますことをご理解いただきたい、こう思います。

この定数問題は議員の身分にかかわる重要な事項であり、また案件でありますので、公聴
会や参考人制度を取り入れるなど、また活用するなど、市民各界各層の意見を十分に参考にさ
れ、審議されるよう強く要望し提案理由にかえさせていただきます。ご静聴、感謝申し上げま
す。

議長（菊地 進君） 次に、議員提出議案第8号について、提出者の代表者から提案理由の説
明を求めます。6番鈴木昭一君。

6番（鈴木昭一君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第8号について、提
出者を代表いたしまして「塩竈市議会議員定数を21名にする条例」の提案理由を申し上げます。

平成12年4月1日より地方分権一括法により地方議員の定数はこれまでの法定定数から地方
自治体みずからが条例で議員定数を定めることになりました。地方自治法第91条の第1項には
市町村の議会の定数は条例で定めることとなっております。ご存じのように、塩竈市の法定定
数は5万人から10万人の人口の自治体の中に入り、議員定数は30人となっております。
本年9月ごろ、定数削減に関する議題が幹事長会議に出され、特別委員会設置を持って協議す
べく検討されましたが、2会派はもともと議員定数の削減には反対の意向を示され、特別委員
会の設置について同意が得られず、ニュー市民クラブ、公明党、自由クラブ、塩釜ネットワ
ークの4会派による話し合いがなされてまいりました。これまで12月定例会に上程すべく協議を
重ねてまいりましたが、削減数の調整がつかず、我々ニュー市民クラブとしてもっと時間をか
けて協議すべきとして各幹事長にお願いを申し上げておりましたが、去る11月29日、一方的に
塩釜ネットワークから5名削減の議員提案が出されたことは、まことに遺憾なことでありま
す。ニュー市民クラブといたしましては、議論を重ね次の統一地方選まで間に合うよう努力す
る方向でありましたが、いかんともしがたく、賛成会派と協議し、同日2名削減の議員提案を
提出した次第であります。

議員定数は市域の大小にかかわらず人口数で法定定数が定められ、前段で申し上げたとおり、

塩竈市は30人と定められております。地方議会における議員立法と題する著書の中で、国会では三位一体改革、地方分権を唱えている今日、地方議員はより一層の指導性を発揮して市民ニーズにこたえ、その政策を議員立法によって実現していくべきと指摘されております。また、地方分権では特に地方議会にとっても条例制定権の領域が強化されたことは、従来にも増して首長と議会の見識と力量が問われる時代であるともいわれております。そういったことから、議会が役割を果たすためにも最低限の議員数を有し、行政執行者に対して一定の緊張感を持った関係が必要であり、その意義において法定定数が定められ、塩竈市は上限が30名となっているのであります。しかし、現下の財政状況から塩竈市議会ではみずから条例をもって平成11年の統一地方選において26名に減員し、平成15年には23名に再び減員をしたものであります。

今回の削減といたしましては、ニュー市民クラブとしての方針として、15年の選挙以降、党派としてさらなる減員を図るよう一致していたところでありますが、大幅な減員は市民の意見・要望を行政に反映させることや、条例をつくる立法権、また行政に対するチェック機能など重要な案件など少人数の議会構成ではその役割が果たせず、偏った独善的な議会運営がなされる恐れが生じるのではと危惧するものであります。現在、全国的な議員数を見ますと、5万人から6万人台の自治体では133市ある中で23名は43番目と決して定数が多い市ではありません。今回2名削減し21名にしても20番目となり少数定数市になるのであります。

塩竈市はご承知のとおり東北でも一番小さい、狭い面積の市であり、人口も減少の一途をたどり、現在5万9,000人余りの人口になるかと思いますが、そのため議員を削減すべきとの論理も理解はするものの、現状では決して住民の意思または要望が集約されているとは思えず、一定の住民代表は必要であると考えます。また、削減の理由として財政が厳しい今日、避けて通れないものであるのも理解はいたしますが、短絡的に議員数を大幅に削減すればよいとの発想は思い上がった意見であります。私は財政再建のために議員定数を削減するならば、その前に議会として取り組む手段は多々あり、定数削減による住民サービス低下は絶対に避けるべきと認識するものであります。

今回、議員提案第7号による5名削減を実施することになれば、これまでの議員定数の意義や根拠を否定するもので、議員みずから議会の存在価値を低下させるような極端な提案はいかかと思うのであります。また、2名削減でも法定数に対する議員数の割合は30%も減少するのであり、全国平均でも最低であります。仮に、5名減ともなれば40%も減員となり、議会運営上ゆゆしき問題ともなり得るのではないのでしょうか。これこそ住民ニーズからかけ離れた独

善的な提案であると強く指摘するものであります。

今回、我々2名削減の21名とした根拠は、平成15年の定数削減の論争で5名削減を求めた議員もあり、その中で協議の上3名削減で落ちついた経緯を重んじ、また常任委員会構成も7名ずつとなり、議論する際の最低限の必要人員でもあり、なおかつ2名削減が住民サービスを低下させない範囲であると一致し、議員定数を21名とする条例を提案したものであります。議員各位のご理解とご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由といたします。

議長（菊地 進君） これより議員提出議案第7号及び第8号について、総括質疑に入ります。18番小野絹子君。

18番（小野絹子君）（登壇） 議員提出議案第7号、第8号について日本共産党を代表して総括質疑をいたします。

ただいま2人の提案者からそれぞれ提案理由が述べられました。まず、最初に口頭で提案理由が述べられたことに対しては非常に遺憾であります。さらに、もう一つは6会派がいながら3会派によって提案されておりますけれども、聞いておりましたそれぞれ5名か2名かというそういう論点での話が聞いていて非常に問題といたしますか、その辺のところについてそういうやりとりがされているということについて、何で議会にそういう意味では十分な論議がなかったんだなということを改めて提案者の中からお話を酌み取りました。いずれにしましても、今回のこの定数削減について、主な理由は地方財政困難を理由に定数削減が提出されていることでもあります。地方財政の困難な状況は一体だれが作り出したものなののでしょうか。この点をどのように考えているのか提案者にお伺いするものでございます。

今、地方政治は政府財界の進める構造改革路線と国民生活との矛盾の激しい焦点の一つになっております。一つは三位一体改革の名で地方財政への攻撃が強められています。財源の一部を地方に移すのと引きかえに国の責任で行うべき福祉、教育のための国庫補助負担金を削減することで住民サービスの大幅な切り下げが押しつけられようとしていることでもあります。また、平成の大合併の号令のもと、政府が強力に推進した市町村合併で1999年3月末に3,232の自治体が2006年3月末には1,821自治体と4割減になってしまいます。政府は一層の合併の押しつけを道州制の導入検討と一体に進めようとしていることが重大であります。さらに、総務省は2005年3月に地方行革推進のための指針を発表し、すべての自治体に2005年から5年間の集中改革プランを策定させ、職員の削減、業務の民間委託と民営化など福祉と暮らしのための施策の一斉切り捨てを推し進めようとしております。そして、公務員の大幅削減、賃下げ、議

員定数削減に矛先を向けているのです。地方財政を困難な状況にしたのは政府与党の自民党・公明党の責任ではないでしょうか。提出者は地方財政を困難にした責任はどこにあると考えているのか、だれが作り出したのかお伺いしておきます。

第2点は、住民の暮らしと議会制民主主義を守る立場からの対応についてお伺いします。住民から直接選挙で選ばれた議員が住民の代表として地方自治法で定められた議会の権限を行使して地方自治体の意思決定を合議によって行うものであります。基本的機能として、一つそれぞれの地域の住民の意思を代表する機能。そして二つには自治立法権に基づく立法機能。そして3番目には執行機関に対する批判、監視機能とこの三つの機能を持っております。議員定数について、二つの研究会の中間報告が発表されました。都道府県議会制度の研究会の中間報告はこう述べております。「議会は地域における政治の機関であり、行政体制の一部ではない。したがって、議員定数の問題は単に行政の簡素合理化と同じ観点からのみ論ずる問題ではない。議員定数は議会の審査能力、住民意思の適正な反映を確保することを基本とするべきであり、議会の役割がますます重要になっている現状においては単純な定数の一律削減論は適当ではない。また競って定数削減を行うことは地域における少数意見を排除することになりかねない」と述べております。また、第2次地方市町村議会活性化研究会の中間報告では「議会としての存立に議員が最低何人必要か、また人口に応じた適正規模はどうかという点について明確な理論的な根拠はない。その中での果てしない定数削減圧力は、帰するところ、議会無用論、議会制民主主義否定にもつながる恐れがある」と述べているのです。これらの研究会は第28次地方制度調査会が地方議会のあり方を全面的に審議することになったことを受けて、全国都道府県議長会や全国町村議長会が大学教授など有識者で構成する研究会に依頼し、ことしの3月にそれぞれの中間報告に至ったものであります。

そこで、提出者にお聞きしますが、住民の暮らしと議会制民主主義を守る立場についてどう考えているのかお伺いして総括質問の第1回目を終えます。

議長（菊地 進君） 11番佐藤貞夫君。

11番（佐藤貞夫君） 今共産党小野議員からさまざまな角度から質問がありました。住民の暮らしと議会制民主主義をどうやって守るのかというのが基本的な質問事項だったろうと思いますが、塩竈市議会は数が減ってもこれまで少数意見を十分尊重し、議会制民主主義だけは守ってきたのではないのでしょうか。また、住民の暮らしと、これは議員が少し減ったからといって暮らしを否定するようなことはなかったと思いますし、行政当局と連絡を密にしながら市民の

生活の向上、暮らしを守るための努力だけは議会はやってきたのではないかと私も自負をしているところでありますから、その辺はご理解をしていただきたいと思います。

それから、文書でもって提案すべきではないかという意見もありました。委員会付託については既に議会運営委員会で議論され、総務教育常任委員会に付託をされております。したがって、総務教育常任委員会では十分審議できますようにまず準備をし、改めて全議員にその資料を配付する予定、準備はしておりますことを申し上げておきたいと思っております。

それから、今日の財政的危機を招いたのは政府与党だけではないかという意見もありますが、私はこれは国の経済政策、あるいはいろいろな面での、200海里を初め世界の経済の情勢が今日のことを招いているわけでありますから、一概に政府だけに帰する、責任を転嫁するというわけにはいかないだろう。今日は幾らか経済が取り戻しつつありますけれども、地方にはまだ及んでいない。しかし、これから打破をするために議会と当局が一体となって取り組むべき課題ではないかと思うので、ご理解をお願いして答弁にかえたいと思っております。

議長（菊地 進君） 6番鈴木昭一君。

6番（鈴木昭一君） ただいま総括質疑をいただきました。私の方からもお答えをさせていただきたいと思います。

ただいま11番議員からのご答弁があったようでありますが、私はその現状を、財政悪化をだれがしたというようなご質問だったかと。政府与党、自民党、公明党を名指しでお話しになったようでございますけれども、私はやはりそれはそれなりの責任はあるかもしれませんが、一番の地元といいますかこの塩竈の行政なり議会の大きな責任があるのではないかなどこのように思います。特に、これまでの財政の悪化をずっと来たわけでありますから、その過程に議会の果たすべき役割が果たして本当にされてきたのかどうか。チェック機関としてのきちっとした提言をしてきたのかどうか。それも我々議員としての反省すべき点はあるのではないかとこのように思っております。

また、議会制民主主義、住民の暮らしをどうするのかと。私は今回の2名削減提案は、やはり削減の最低限の人数だと。これ以上減らすと、それこそご質問にあったように、やはり議会制の民主主義、そういったところがちょっと問題があるのではないかとこのように思っております。そういった意味では、やはり5名削減するとかかなり、今塩竈、幾ら狭いといってもなかなか議員の手の届かない、目が届かない部分が現在もまだあるわけですから、そういった意味での問題、それからこの議会の中での21名、特に常任委員会、大変な一番大事な常任委員会、

7名というのは確保すべきではないかと。そして、行政側にしっかりとしたチェック機能を持った意見具申をなされていくべきだとこのように思っています。そういった意味では、他の2市3町の議員数を見るならば、やはり何と言っても21名、例を挙げれば隣の多賀城市は現在22名であります。人口にしては本市は2,000名ぐらい足りない、少ないのではないかと思います。そういった意味でも2名削減が妥当ではないかとこのように思っています。以上でございます。

議長（菊地 進君） 18番小野絹子君。

18番（小野絹子君） 今提案者からいろいろ説明が、それぞれの立場からありました。そういう点では、この議員定数の問題については減らせればいいという問題じゃないということも明らかになってきていると思います。問題は、例えば一つの常任委員会をとっても、今回産業建設常任委員会に8名入っているわけですが、かなりきつい、行政側にとってもきついし、議員にとっても非常に、調査をする上でも、実際やってみて大変だというのは身にしみているところだろうというふうに思います、その分について言えば。私はそういう点で、ここでいろいろ本会議場で論争するつもりはありませんので、所管の委員会に付託されるということですが、そういう点ではこれは相当慎重な審議が必要だというふうに思います。先ほど来、特別委員会云々の話がありました。定数削減ありきで特別委員会を設置するということには、私どもは反対しました。しかし、議員定数が実際に議題として上ってくれば、それは1常任委員会でもいいのか、特別委員会でもいいのか、市民の意見をどう反映させるのかを含めて、これは本来ならもっと論議が必要だったのだろうというふうに私は考えております。

そういう点で、とにかく今度の提案されているこの議題については、全議員のかかわりのある問題です。所管の委員会に入っていない会派もあります。そういう点では、一体そういうところも含めてどういうふうにこの問題について考えていこうとしているのか、前段の特別委員会提起とはまた別にこういうふうな問題が出たときの取り上げ方について、どういうふうに考えているのか。それと、先ほど市民の意見を聞く公聴会とかいろいろ述べられていました。そういう点では、当然そういうことも必要だろうと思います。そういう点で12月議会で即決することなく、十分な論議を尽くすべきだということを強調して終わりたいと思います。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

議長（菊地 進君） 11番佐藤貞夫君。

11番（佐藤貞夫君） 今小野議員さんからいろいろご指摘がありました。我々は本気で地方自

治を守るということをももちろん考えておりますし、本気で財政再建したいという気持ちがこの中に込められているということだけはご理解いただきたい。

それから、住民1人当たりの、これは塩竈は非常に狭い。だから、狭い地域の都市は非常に削減率が高くなっているというこの地方の情勢、これも理解していただきたいものだなと。先ほど、17名、18名の議員さんがいるところを読み上げました。みんな地域が狭いところなんです。しかし、塩竈より人口がずっと多いんです。でも、これだけの財政的な取り組み、そして住民に苦しみながらもこたえるという姿勢を我々は学んでいきたい、こう思っているわけであります。したがって、決して住民へのサービスが低下するようなことはもちろんしないように議会活動も活発にしながら、あるいは市民活動を活発にしながら、そして市勢の発展に寄与していきたい、このことだけを申し上げておきたいと思えます。

議長（菊地 進君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第7号及び第8号については、お手元にご配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第6 議案第76号ないし第86号

議長（菊地 進君） 日程第6、議案第76号ないし第86号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第76号から86号までにつきまして提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第76号は「塩竈市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例」でございます。日本道路公団が本年9月30日で解散し、10月1日から新たに東日本高速道路株式会社が設立されたことに伴い、本条例中にも規定いたしております日本道路公団の名称を東日本高速道路株式会社に変更するものでございます。

次に、議案第77号「健康しおがま21プラン推進委員会条例」でございますが、健康しおがま21プランの推進に関する事項を審議調査する組織を設置するために、新たな条例を制定しようとするものでございます。

次は、議案第78号「塩竈市漁業集落排水事業条例等の一部を改正する条例」でございます。行財政改革を進める一貫といたしまして、消費税法施行後の状況変化を踏まえ受益者負担の公平性を確保するため、塩竈市漁業集落排水事業条例、塩竈市下水道条例、塩竈市水道事業給水条例、塩竈市立病院使用料及び手数料条例の4条例における使用料、手数料の端数処理につきまして、現在の10円未満の切り捨てから1円未満の切り捨てに改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第79号「塩釜港旅客ターミナルの指定管理者の指定」についてでございますが、塩釜港旅客ターミナルの指定管理者として申請のあった塩釜港開発株式会社について審査いたしました結果、当該施設の指定管理者として適任と判断いたしまして同社を指定管理者に指定しようとするものでございます。

次に、議案第80号「塩竈市体育館及び塩竈市温水プールの指定管理者の指定について」でございますが、塩竈市体育館及び塩竈市温水プールの指定管理者として、申請のあった特定非営利活動法人塩釜市体育協会について審査した結果、当該施設の指定管理者として適任と判断しましたので、同協会を指定管理者に指定しようとするものでございます。

次に、議案第81号「塩竈市一般会計補正予算」でございますが、歳入歳出それぞれ1億927万6,000円を追加いたしまして、総額を183億9,363万5,000円とするものでございます。

歳出といたしましては、

1. 健康しおがま21プラン推進のための委員会設置費といたしまして 11万3,000円
2. 乳幼児医療費助成金の増額といたしまして 900万円
3. 医療扶助の増加に伴う生活保護扶助費の増額といたしまして 4,885万4,000円
4. 障害者自立支援法の施行に伴う障害者福祉業務電算システムの改修費といたしまして 420万円
5. 平成17年8月16日発生の宮城地震により被災いたしました寒風沢漁港及び野々島漁港の災害復旧費といたしまして 3,424万2,000円

などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、

- | | |
|--------------|--------------|
| 国庫支出金といたしまして | 6,224万2,000円 |
| 県支出金といたしまして | 712万円 |
| 繰入金といたしまして | 3,408万4,000円 |

市債といたしまして

570万円

などを計上いたしております。

次に、議案第82号「塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」でございますが、給付見込額の増加に伴い、退職被保険者等高額療養費を2,560万円増額するとともに、給付見込額の減少に伴い、退職被保険者等療養給付費を2,560万円減額いたすものでございます。

次に、議案第83号「塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」でございますが、平成17年8月16日発生の宮城地震により被災いたしました魚市場施設の復旧事業費の計上に伴い、歳入歳出それぞれ1,700万円を増額し、総額を5億3,510万4,000円とするものでございます。

次に、議案第84号「塩竈市下水道事業特別会計補正予算」でございますが、消費税納付額の計上に伴い、歳入歳出それぞれ3,278万6,000円を増額し、総額を50億55万円とするものでございます。

次に、議案第85号「塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」でございますが、支払基金交付金の交付額確定に伴う精算返還金の計上に伴い、歳入歳出それぞれ454万5,000円を増額し、総額を33億1,670万5,000円とするものでございます。

次に、議案第86号「市道路線の認定及び廃止について」でございますが、市道石田処理場線及び市道石田一号線の供用開始に伴いまして伊保石処理場線を廃止し、千賀の台33号線の取り付け部分を変更いたしましたので、同路線の認定及び廃止を道路法第8条第2項及び第10条3項に基づき行おうとするものでございます。

以上、各号議案についてご説明を申し上げましたが、なお補足を必要とする部分につきましては、それぞれ担当部長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とかえさせていただきます。私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（菊地 進君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） 私から議案第78号「塩竈市漁業集落排水事業条例等の一部を改正する条例」につきまして、お手元に配付させていただきました資料 4の議案資料の2及び3ページに基づいてご説明させていただきます。

本条例改正案は、漁業集落排水使用料、それから下水道使用料、水道料金、それから給水装置工事費、そして市立病院の使用料・手数料に関しまして消費税を賦課するため100分の105を乗じた料金等にする関係条例におきまして、現在端数処理について10円未満を切り捨てとし

ておりましたものを1円未満切り捨てとする内容であります。

消費税導入当初は1円単位になりますと窓口での支払いが煩雑になることや、市民負担の軽減という考え方から10円未満を切り捨てとしてまいりましたが、これら料金等の口座振替等が普及してきたことに加え、負担の公平性、行財政改革の一環という視点から適正な料金徴収を図るため、今般改正しようとするものでございます。

続きまして、資料 1の4ページをお開き願います。

実施時期につきましては、水道の給水工事及び市立病院使用料手数料につきましては、平成18年4月1日から、それ以外につきましては平成18年3月に検針し、4月徴収分から使用料及び料金から適用することを考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（菊地 進君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） 議案第79号「塩釜港旅客ターミナルの指定管理者の指定」についてご説明をさせていただきます。資料 1の5ページをお開きいただきたいと思います。

地方自治法の規定によりまして塩釜港旅客ターミナルの指定管理者につきましては、塩釜港開発株式会社を指定し、期間は来年4月1日から21年3月31日までの3カ年にしたいと考えておるものでございます。

この提案に至りました経過などをご説明申し上げますので、資料 4の4ページをお開きいただきたいと思います。

まず、4ページでは塩釜港開発株式会社の概要を掲載しております。1の団体名から10の過去3カ年の営業成績まで掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

続きまして、5ページで指定管理者候補者の審査結果についてご説明いたします。まず、1選定委員会の経過でございますが、9月末に産業部内に塩釜港旅客ターミナル指定管理者選定委員会を設置いたしました。そして、10月11日に第1回の委員会を開催し、募集要綱などの検討、さらには塩釜港開発株式会社の設立経緯やその後の当該施設とのかかわりなどから同社を候補対象者として手続を進めることとしてございます。10月28日には候補者からのヒアリングを行うなど、計3回の委員会を開催しております。これらの審査結果を庁議に報告し候補者の最終決定をしております。

次に、2審査結果の概要ですが、初めに6ページをお開きいただきたいと思います。この表は左側に選定基準項目、真ん中に委員会の評価内容、右側には評価点数を掲載しています。欄外にありますように、評価は5点満点の5段階評価といたしました。今回、指定管理者につい

ては非公募ということで行っておりますので、候補者が指定管理者の任にかなう組織であるかどうかを客観的に評価するため行ったものでございます。まず、選定基準項目 塩釜港旅客ターミナル管理運営方針を理解していること。利用者への公平なサービス提供を図れること。

適切な維持管理や管理経費の節減、イベントの実施を図れることにつきましては、評価点数が 3.6から 3.4とおおむね一定の評価をしております。次に、の安定した運営体制を図れることにつきましては、2列目の評価内容にありますように、同社運営の根幹となるテナントの確保や未収入家賃回収の取り組みについては今後一層の努力が必要との判断から、評価点数は 2.6となりました。また、の管理のための人員体制、経営能力を有していることについては、一部に制度上の不備があり、また社員の目標達成に向けた能力の発揮などについてはさらなる努力が必要との判断から 3.1という評価結果となっております。平均点では、欄外にございますように 3.2となりました。

ここで、また5ページの2審査結果の概要に戻っていただきたいと思います。ちょうど中段付近になりますが、読み上げさせていただきます。

「各委員の評価点数を平均すると 3.2点となり、全体としては指定管理者の候補者としてのレベルがクリアできていると考えられる。またマリゲート塩釜の建設、管理運営を目的として県、市、地元民間事業者等からの出資により同社を設立した経緯などを踏まえて、総合的な判断として同社が指定管理者の候補者として妥当であるとの結論に至った」ものでございます。

次に、3今後の対応についてでございますが、本議案を可決いただきました際には、来年4月の指定管理者への移行までの間に評価の低かった項目につきまして、具体的な改善策を文書で提出させ、着実に実施させてまいりたいと考えているものでございます。

以上、議案第79号のご説明とさせていただきます。

議長（菊地 進君） 小山田教育部長。

教育部長（小山田幸雄君） それでは、私から議案第80号についての議案資料の説明をさせていただきます。

文書番号4番の議案資料をお開き願いたいと思います。9ページであります。

教育委員会におきましても、体育館と温水プールの指定管理者を定めるに当たりまして教育部長を委員長とする審査委員会を設けました。そこでいろいろ議論を重ねた結果、体育協会を候補者にするという結論に至りました。

まず9ページであります。ここでは体育協会の概要を記述しております。体育協会は平成

13年2月に特定非営利活動法人、いわゆるNPOの法人格を取得しております。平成14年から体育館とプールにつきまして、市からの委託を受けて既に管理運営に当たっております。その体制は、現在のところ事務局長以下15名であります。

ここで体育協会の主な特色として、24種目の団体で構成されるという非常に幅広い持ち味を持っているということだろうと思います。そして、6番目で団体の設置目的というのを書いておりますが、以前は体育協会加盟単協の親睦団体という位置づけでありましたが、平成13年に体育協会がNPO法人を取得するというときに市民のスポーツの振興に寄与していくんだというふうに目的をさらに飛躍させていただいております。

それから、8番目では財務状況を書いてありますが、ここに書いている内容であります。

そして、9番目では体育協会が受託した平成16年度の体育館と温水プールについての利用状況について記述しております。

次、10ページであります。ここでは審査委員会がどんな視点で審査したかということについて、前段では総括的なところを記述しております。まず、その24団体の専門性を生かしたサービスが提供できる可能性、これが特筆されるべきことだろうというふうに受けとめております。それから、指定人としての候補をされたわけですが、それはいわば制度の趣旨を理解した上でサービスの向上を目指す、この制度の趣旨をよく理解し、さらにその実現のために意欲的にやっつけようという誠意が受けとられたということでもあります。

それから、四つの項目にわたりまして審査をさせていただきましたが、結果的に平均的には3.1ということで、基準を超えておりました。しかし、一方では経理面でもやや不安があります。そんなところにつきましては、今後予算編成に向けて体育協会と協議していきたいと思っております。

中段以降、四つの項目についてどういう実態であるかということについての概要をコメントしております。ここでは公平な利用が確保できるかということと、サービスの向上が図られるかということでもあります。これにつきましては、体育協会さんは利用者の満足度の意識調査を行うないしは利用者協議会を設けるといったことで、利用者の声にきちんと反応しこたえていくという姿勢を明らかにし、それから情報の発信でありますとか利用時間や休館日等の見直しも行うということを明らかにしております。現在のところ、やや職員の接遇について問題があるということでございますので、これにつきましては積極的な取り組みを期待したいと思います。

2点目の施設の効用を發揮できるかということですが、平成14年度から管理を委託してまいりましたけれども、その経験とノウハウ、その実績があるということで、今後の効用發揮もなお期待できるのではないかとこのように総括しております。

それから、3点目は施設の維持管理費のコストの縮減が図れるかということですが、ここに書いておりますように、例えば現在体育館、プールにつきましては20件以上の契約がございますが、それらを一括して契約をするという、いわば一括契約をすることによってコストを削減していく、そんな具体的な提案が出されておりますので、その辺も期待できるのではないかとこのように考えたところであります。

それから、施設の管理運営を安定して行う賃金、資産、そういったものを含めまして経営能力があるだろうかということですが、これにつきましてはそれなりに努力しているところであります。なお、ここでは企画面での積極的な取り組みをさらにしていただきたいということ。それから、経営面では税理士など専門家の指導を受けていただきたいというようなことも私どもとしては考えたところであります。

そんなところを含めまして、評価点数といたしましては全体としては3.1ということになります。今後、なお足らざる部分につきましては来年4月の実施に向けて、なお体育協会と一緒に考えていきたい。そして体制を整えていけるようにしていきたいというふうに考えております。

それから、11ページと12ページにつきましては、これは指定管理者を募集するに当たって定めた要綱でありますのでごらんいただきたいと思います。以上であります。

議長（菊地 進君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） それでは、次に議案第81号「塩竈市一般会計補正予算」の概要につきまして、同じく資料 4に基づいてご説明申し上げます。13ページをお開きいただきます。

この表は一般会計及び特別会計の総括表でございます。今回、歳入歳出を補正いたします額は一般会計で1億 927万 6,000円、魚市場事業特別会計で1,700万円、下水道事業特別会計で3,278万 6,000円、介護保険事業特別会計で454万 5,000円、合わせまして1億 6,360万 7,000円でございます。

このことによりまして一般会計及び特別会計の補正後の予算総額は、一番下段にお示しておりますとおり、396億 7,024万 9,000円となりまして、補正前と比較いたしますと0.4%の増となるものでございます。

次に、一般会計の補正予算の概要につきましてご説明申し上げます。説明の都合上、先に歳出の補正内容につきましてご説明申し上げます。18、19ページをお開き願います。

ここでは歳出予算を性質別に分類し、比較しております。まず、費目1の人件費でございますが、581万2,000円でございます。これは臨時職員の公務災害に伴う療養補償費、それから健康しおがま21プランの具体化に向け設置いたします推進委員会の委員の報酬でございます。そして、農業委員会委員の改正に伴います委員報酬でございます。

次に、費目2の物件費420万円でございますが、これは障害者自立支援法の改正に伴い障害者支援電算システムの改修費を計上してございます。

費目4の扶助費7,247万2,000円でございますが、これは今年度内の給付見込額の増加に伴い、まず知的障害者福祉費、それから乳幼児医療助成事業費、心身障害者医療助成事業費、母子・父子家庭医療助成費、助産措置費、母子生活支援施設措置費及び生活保護扶助費を増額計上しております。

費目5の補助費等の507万6,000円でございますが、これは訴訟終結に伴います弁護士に対する謝金でございます。それから前年度の国庫補助金等の確定に伴う精算還付金費、そして市内中学校の東北大会及び全国大会への参加費助成でございます。

費目7の災害復旧費3,424万2,000円ですが、これは本年8月発生いたしました宮城地震により被災した寒風沢漁港及び野々島漁港の災害復旧費でございます。

費目12の繰出金マイナス1,252万6,000円ですが、これは下水道事業特別会計への繰出金の減額でございます。

16、17ページをお開き願います。

ここでは、ただいまご説明申し上げました歳出を目的別に分類し比較しておりますので、ご参照願います。

次に、歳入の補正内容につきましてご説明を申し上げますので、14、15ページをお開き願います。

まず、費目12の分担金及び負担金でございますが、これは母子生活支援施設措置事業及び助産施設措置事業に伴います自己負担金でございます。

費目14の国庫支出金6,224万2,000円、これは知的障害者施設措置医療費公費負担費、それから母子生活支援施設の措置費、助産施設措置事業費、生活保護扶助費及び漁港施設災害復旧費に係る国庫補助金でございます。

費目15の県支出金 712万円、これは知的障害者通所加算費、母子生活支援施設措置費、助産施設措置費、乳幼児医療費助成金、心身障害者医療助成費、そして母子・父子家庭医療費助成金にかかわる県補助金でございます。

費目21の市債 570万円、これは漁港施設災害復旧事業費に充当するための市債でございます。

最後に、費目18の繰入金につきましては以上の歳入歳出予算の補正に伴います財源調整を基金繰入金で行っているものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（菊地 進君） これより議案第76号ないし第86号の総括質疑に入ります。19番吉川 弘君。

19番（吉川 弘君）（登壇） 私は日本共産党市議団を代表しまして議案に対する総括質疑を行います。

第1点は、議案第81号「一般会計補正予算」について伺います。

歳出の第3款民生費の生活保護費の扶助費として補正額 4,885万 4,000円が計上され、総額10億 9,885万 4,000円となっております。また、第10款教育費の教育振興費の小学校と中学校の要保護及び準要保護児童援助費、要保護及び準要保護生徒援助費が合計で 325万 9,000円補正計上されております。年々生活保護費の額がふえ続けてきていること、さらに要保護及び準要保護援助費がふえていることについて伺います。

日本における貧困層と社会的格差の広がり国際比較で考えてみますとOECD、経済協力開発機構の調査では日本の貧困率、全世帯の年収の中央値の半分以下しか収入のない世帯を貧困として、その人口比率を出したものでございますが、これは15.3%に達しているという統計があります。貧困率は調査した加盟25カ国の中で1位のメキシコ、2位がアメリカですが、日本は第5位となっており、OECD諸国の平均10.2%を大きく超え貧困が広がっております。当局では生活保護費や要保護及び準要保護援助費の大幅な伸びをどのように分析しているのか。また、今後の見通しをどのように推移していくのか、見ているのかお伺いいたします。

第2点は、議案第77号「健康しおがま21プラン推進委員会条例」について伺います。

設置の目的を定めている第1条では、健康しおがま21プランの推進に関する事項を審議するため委員会を置くことのように述べております。本市においては、平成20年には高齢化率が25%を超え、4人に1人が65歳以上となります。寝たきりなどの要介護状態などになる者の増加は深刻な社会問題となっております。健康しおがま21プランでは疾病の早期発見や治療に

とどまることなく、生活習慣を改善して健康を増進し生活習慣病の発症を予防する1次予防に重点を置いた対策を推進し、壮年期死亡の減少及び健康寿命の延伸を図っていくことが極めて重要です、このように述べております。さらには、ライフステージ別に検討を行い、その中で子供のときから健康的な生活状態を身につけることと、家庭・地域・学校などの果たす役割の大切さが再確認された、このように述べられております。そのほかにも、健康な生活の基本となる栄養と食生活の改善、さらには現在のストレス社会の中で休養と心の健康の問題など重要な課題があります。私はしおがま21プランは市民の健康増進のための重要な計画だと思えます。当局ではことしの4月にプランを策定した以降、これまで市民に対してどのように21プランを周知徹底してきたのかお伺いいたします。さらに、今回提案されている健康しおがま21プラン推進委員会はこのような市民の健康を守り、発展させる上でも責任を持ってやれるような体制となっているのかお伺いいたします。

以上で第1回目の質疑を終えさせていただきます。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 吉川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、生活保護費関係のご質問でございます。生活保護費の動向につきましてちょっとご説明をさせていただきたいと思いますが、本市の生活保護につきましては、保護率で平成5年度の5パーミルを最低として、年々増加の一途をたどっておりまして、平成17年10月末では保護率 11.43パーミルと県内でも一番高い保護率となっております。また、生活保護費は平成16年度決算では10億 4,704万 6,000円でしたが、17年度の見込みでは平成16年度の決算額に対しまして 5,180万 7,000円増の10億 9,885万 4,000円というような状況が見込まれておりますが、これは主なる要因といたしましては医療費、住宅扶助、生活扶助、あるいは介護扶助が増加いたしていることに起因するものであります。今後ともますます増加の一途をたどるのではないかとといったようなことを我々も危惧いたしているところであります。

そういった中、OECDの貧困率を取り上げていただきまして世界的に第5位だと。これらに対して塩竈市長としてこういった感想をということであったかと思いますが、やはり今現在世界的な国際競争がどんどん激化いたしておりまして、相対的に日本の地位といったようなものも残念ながら低下する傾向にあるのかなと思っております。そういったことが昨今の景気低迷といったようなことに微妙に影響してきているものというふうに考えております。やはり、今後抜本的な景気の回復を議論いたしますときに、国際競争力の強化といったようなことも大

変に重要な課題ではないかなと思っております。これは、単に国、県ということではなくて、我々もこの塩釜地域から世界の各国に直接情報、産業、経済等の発信ができるような町づくりになお努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

また、つい10月末にも菊地議長ともども、市内外の企業の方々を訪問させていただきました。主たる目的は新卒高校生の新規採用ということでありましたが、あわせてリストラで今職を失っている方々の再雇用等につきましても、それぞれの企業活動の中でぜひご考慮いただきたいというようなお願いもさせていただいてまいりました。こういった再雇用が進むことによりまして、幾ばくかではありますがこの生活保護世帯の数の減少といったようなことにもつながってまいるのであるかなと考えておりまして、なおこういった動きを強めてまいりたいというふうに私たちは考えているところでございます。

次に、健康しおがま21プラン推進につきまして、主に2点についてご質問いただきました。周知の取り組みについてというご質問でありました。健康しおがま21プランにつきましては、議員ご承知のとおり、本市の総合的な健康づくりの指針として市民団体等の参画を得ながら策定をいただき、本年4月にスタートしたところであります。その骨子といたしましては、塩釜市民の健康の実態、あるいはライフステージ別の健康づくりの目標であります。ライフステージ別と申し上げますのは、妊娠、それから乳幼児期、さらには学童・思春期、青年・成人期、高齢期といったようなそれぞれのライフステージにわたりましてきめ細かな健康づくりの目標を掲げさせていただいているところであります。さらには重点的な健康づくりと計画推進体制につきましても言及しているところでありますが、そういった中からともに支え合う健やかさと安心に満ちたまちを目標に、市民団体や関係機関の連携のもと推進委員会を設置し、市民みずからの健康づくりを推進していこうとするものでございます。

21プランの初年度の取り組みといたしましては、例えば乳がん検診やマンモグラフィーの導入でありますとか、あるいは2歳6カ月児の歯科検診等も新たに検診の中に取り入れさせていただいておるところであります。そのほかに精神保健、身体活動、栄養食生活、歯の衛生等々の講座等も開催させていただきながら、全般にわたる健康増進ということに努めさせていただいているところでありますが、また、市民の皆様へ21プランをより周知するため広報しおがま6月号に特集記事を掲載させていただきましたほか、地域で健康診断の呼びかけや健康教室を実施するなどの活動を行い、健康づくりの核となっております健康推進委員の方々や食生活改善推進委員、あるいは老人クラブ連合会等々の団体への周知にも鋭意努めさせていただ

いたところでございます。

次に、健康しおがま21プラン推進委員会の体制についてご質問いただきました。本市の健康づくりにかかわっていただいております団体でありますとか、健康づくり推進に関しすぐれた識見を有する方々、あるいは保健行政機関の方々と、おおむね15名程度で構成をしてみたいと思っておりますし、21プランに関連する各施策の進捗状況やプランに掲げております指標に基づいた施策の評価などをこの推進委員会の中で適宜ご審議賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（菊地 進君） 19番吉川 弘君。

19番（吉川 弘君） ありがとうございます。では、2回目の質疑をさせていただきます。

今市長が言われたとおり、生活保護費、この保護率も非常にとにかく年々高くなってきているということで、16年度は1%を超えて、さらに17年度はさらに増加していると。この間、例えば12年度から16年度までの5年間を見ますと、生活保護の支給額で8億560万円から10億4,704万円と、伸び率が30%も伸びています。そういう問題とか、先ほどの教育関係の要保護、準要保護の援助費も平成12年度から16年度までの5年間でその伸び率は85.7%と大変な伸びになっております。そういう面で、今のリストラの問題、それからこの雇用の本当に不安定な状況、そういうことから言っても景気回復、それから雇用の安定化、これが求められているのではないかというふうに思います。

続いて、健康しおがま21プランですけれども、この辺については市長が言われたとおり、私自身も大変な、重要な課題、計画だというふうに思います。ですから、これを本当に進める上でそういう15名以下の推進体制になりますけれども、条例の中では第2条第1項で21プランの推進に関する調査審議を、これが基本だというふうになっておりますけれども、ただ、さきの11月24日の民生の協議会で検討課題とされている調査、分析、評価する機関を設置することを検討していると。その機関が今回の推進体制の委員会の条例のそういう委員会だというふうに思います。その辺で、やはり調査、それから推進というだけではなく、言われているのは分析、それから評価、ここのところまで含めた相当役割の大きいそういう組織だというふうに思うんです。ですから、その辺で本当に重要なこれほどの課題を6年間で進めていく上で、そういう単に推進、調査だけでなく分析、それから進捗状況、そういうことも含めてやれるような体制なのかどうか、それについてお伺いして終わりにしたいというふうに思います。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 前段の生活保護増加世帯の問題につきましては、我々も今後1件でも2件でも少なくなるような地域環境の創出に向けて、なお一層努力を傾けてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、健康しおがま21プラン推進のための委員会の内容につきましてであります。確かに、現状分析、これは大変に重要な課題であります。そういったことにつきましては基本的に事務方、あるいはそういった機関の方々ともども委員会に十分な資料が提出できるよう、なお一層努力をしましてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（菊地 進君） 23番伊藤博章君。

23番（伊藤博章君）（登壇） それでは、ただいま提案理由の説明がございました議案第76号及び議案第86号に関しまして総括質疑を行いたいと思います。

私の通告は議案第79号と80号を中心に総括質疑をさせていただくということでございますので、その前段、11本の上程議案が出されたわけですので、大まかなところ、私の感想も述べさせていただきながら総括質疑を行いたいと思っております。

まず、ただいまも総括質疑ございました議案第77号、これにつきましては所管委員会である議論させていただくわけでございますけれども、先ほど市長の答弁の中にありました集団検診、それから予防に関する具体的な、今の乳がん検診を含めた検診項目があるわけですが、この部分につきましては、今後多分本当に集団検診が望ましいのか、それとも個々対応の方がいいのか、これは医師会との関係を含めてしっかりとやっていかないとコストの面が今後大変重要になるかと思っておりますので、これは後で委員会の方で質疑をさせていただきますが、その辺、住民の方も今回の変更の部分についてはまだ納得いかない方が多いので、その辺、実施に当たりましてはきちっと住民にも説明できるような、納得していただけるような形でのスタートということをお願いをしておきたいと思います。

それから、漁業集落排水事業の78号に関しましては、やっとなり捨ての部分が通常の1円からという形に今回なるわけですが、途中転入とかの場合、たしか日割りの計算の仕方がそれぞれ、もしかすると担当課なり担当部の事業の中で違ったりする部分もあるようにも聞いておりますので、今これだけ厳しい財政状況でございますので、税の公平性というような観点からいけばやはり転入なら転入した日からとか、使用した日からとかそういう形で一本化が図られますようご期待を申し上げるところでございます。

それから81号の一般会計補正予算につきましては、歳入の構成を見ますとほとんどが国の補助金、国の補助メニューに沿った形での事業を選択した内容かなという形にはなっておりますが、まず一つ一つこうやってでも国で今のところ地方分権とは言っても国にある予算をまだ国が財源を握っているわけですから、そういったものも活用しながらやっていくということは必要なことだと思っております。

それでは、議案第79号、それから80号につきまして具体的にちょっとお伺いをしたいと思います。

まず、この問題をお伺いする際に塩竈市の公の施設にかかわる指定管理者の指定手続に関する条例というのを平成16年9月に当議会で議決をして施行になったというのは皆さんもご存じかと思っております。そのところを一度振り返らせていただきたいと思います。

まず、この指定管理者制度、これは先ほどもご説明ありましたとおり、地方自治法第244条第1項に規定する公の施設を244条の2第3項に規定する指定管理者という形での説明だと思っております。その中で、私はこの指定管理者、これまでも機会があるごとに申し上げてまいりましたが、この条例にあります第4条指定管理者の指定というところに、第2項にその事業計画の内容が当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理にかかわる経費の縮減が図られるものであること、私はこの目的が最もここが象徴的に語られている部分ではないのかなというふうな考えを持っております。それを裏づけるように、地方自治法244条の2の3項にあります普通地方公共団体は公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、必要があると認めるときは条例の定めるところにより法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するものに当該公の施設の管理を行わせることができるというふうにわざわざ、地方自治法は改正されてもこういう形での効率性、費用対効果というふうな部分をうたっているわけです。それを当初この地方自治法の改正に加わった総務省の担当者の意見として新聞に記事が載ったわけですが、それを読ませていただくと、制度の意図はサービスの費用対効果を上げることにあります。ただ、これまで委託管理していた外郭団体の見直しや統廃合の動きも期待したと。明らかにこういうふうな視点を持って、国は地方に対してみずからのことはみずからで決めてほしい、そのためには効率的に運営しなければならないという視点でこういうふうなことを定めたわけです。その視点に立ってお伺いしたいんですが、まず1点お伺いしたいのは、私もちょっと認識があれなので確認をしておきたいと思っております。以前確認したときにはこうではなかったような気がするんですが、この指定管理者制度は直営の場合を除いて来年9月までに

すべての施設について指定管理者を決めなければならないということが、地方自治法でいくとそれに近いのかなと思うんですが、この辺、以前はこれまでのとおり委託契約のようなものでもいいというふうなお話もあったような気がするんですが、その辺、一度ご認識をお伺いしたいと思います。

それから、次にお伺いしたいのが、横浜市がもう今大変この指定管理者制度、前向きに取り組んでおりまして、結構いろいろな市町村からも注目されているようでございます。その中で、なぜ注目されるかという、公平な選定が実施されるよう制度導入時のチェックリストを作成したり、選定委員会に外部委員を含めることや、公募の周知期間、選定結果の公表などを細かく定めている。こういうふうなことで今注目を集めているようでございます。そういうふうな視点で、今回出されましたこの議案の資料の1と、それから資料の4番を見させていただきました。そうしますと、以前私は当局での審議経過がわからないということを申し上げまして、所管の委員会の方に資料を出していただきましたが、今回はる細かく出していただきました。この辺は感謝を申し上げます。ありがとうございました。それを見させていただきまして、設定基準項目と評価、ここの部分を見させていただいたときに、それぞれ、できれば市役所内部でもこれと同じことをやっていただきたい。この指定管理者制度というのは、直営でやった場合のコストと民間がやった場合のコスト、それからサービスの提供の仕方、こういったものの違いということを具体的に提案することによって指定管理者を選択するのか独自でやっていくのかということが本来の目的であるんだと思います。行財政改革という中での行政改革と、それから財政改革を行っていくために必要なツールだというふうに思っておりますので、その辺につきまして、今回この指定に当たりましてどのようにお考えになったか、改めてお伺いをさせていただきまして第1回目の質疑を終わりたいと思います。ご静聴ありがとうございました。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） ただいま伊藤博章議員からご質疑いただきました指定管理者導入に関する基本的な本市の考え方という部分についてお答えをさせていただきます。

平成15年9月に施行されました地方自治法の改正による指定管理者制度の導入目的でありませんが、やはり我々も住民サービスの向上と行政コストの縮減等を図るためにこういった制度を活用するというふうに理解をさせていただいておりまして、こういった目的で本市におきましても、昨年9月議会におきまして通則条例の議決をいただいたところでありまして、それを受け、本市の公の施設につきましては、現在委託・直営を含めて37施設ございますが、昨年

検討を進め、本年8月に庁内的に各施設について導入方針を整理し、現在管理を委託している施設については平成18年9月までに指定管理者への移行を進めるということと考えております。直営管理のその他の施設につきましては、今後の施設のあり方もひっくるめながら住民サービスの向上とコスト削減が見込めるものにつきましては引き続き積極的に導入を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

指定管理者を導入する施設につきましては、本年9月定例会におきまして、現在管理委託を行っておりますスポーツ施設と塩釜港旅客ターミナルの個別条例改正の議決をいただいたところでございます。これまで財政的なメリットやサービス性の向上の観点で直営方式を委託方式に移行した際の経過等を考慮すれば、直営方式での管理に比べ指定管理者により管理していくことによって、よりよいサービスが提供できるのではないかとというふうに判断されますことから、これらの施設につきまして18年4月から指定管理者への移行を進めてまいりるために、今回このような提案をさせていただいたところであります。

審議経過の透明性、公平性ということでございます。資料4でご説明させていただきましたように、庁内に経過を明らかにするための検討委員会を設置させていただきまして、それぞれの項目につきまして検討させていただいたところであります。庁内で今行っているものにつきましても同様というふうなお話でありました。どのような形でそういったものを具体化できるかにつきましては、なお今後の検討課題とさせていただければ大変ありがたいと思います。以上でございます。

議長（菊地 進君） 23番伊藤博章君。

23番（伊藤博章君） ありがとうございます。また、来年の9月までにすべての施設を指定管理者にしなければならないのかということについてのご見解というか、どう条文をとらえているのか、この辺のご回答がなかったので、この辺を後でご回答いただければと思います。

それで、基本的に共通認識と申しますか指定管理者制度そのものに対する共通認識というのが一致したという前提で質問を若干させていただきたいんですが、となりますと今度はそれぞれの自治体が抱えている公共としての施設での政策、行政側がどうここで政策をしたいかということをより具体的に、まず前提として出さなければならないんだと思うんです。そうすることにしなないと、どういうふうにここを管理してもらおうかということが具体的に出てこないわけです。ですから、今回はまだ正直に言って指定管理者という新しい制度に変わったばかりですので、宮城県なんかの状況を見ても委託契約がただ指定管理者に変わったような例というのは

多いんです、結構。これは宮城県自身も認めています、しょうがないと、これは。そういう前提で、そういうことも私も許容できる範囲だと思った上での質問をさせていただいているんですが、ただ、それをちゃんと明確にしないと今後、これまで塩竈市は委託という形で第三セクターと、それからNPO法人の方を育てるということで今までやってきたわけです。これも時期設定をちゃんとしないと、またどういうふうに育てるのかということもちゃんとしないと、ただ委託管理の意識のまま指定管理者の制度を受けられて、その違いというのを理解しつつもそういう形で受けられて、いざ荒波にさらされたときに対応ができないということになったときには、これはやはり育てていないということになりますから、そういうところは育てるといふ視点もあるんでしょうから、であればそういうふうなどう育ててほしいのかということをもうちょっと具体的にしていかないと、今のままでは、申しわけないけれども、両団体がどう進んでいけばいいのかわからないんだと思います。第三セクターの方は、これを言っているのは、第三セクターの方は少なくともこの資料にはありますが、塩竈市が28.何%、それから宮城県が28.何%、合わせて56、50%を超えているわけです、株が。そういう出資株主であるということ、大株主だということまで具体的にこの資料に乗っているわけです。では、その大株主がなぜこの第三セクターを立ち上げてどうこれを存続させていかなければならないのかということ、やはりもっと具体的に会社の形態も含めて一回考える必要は、そのために公的資金を破綻した段階で入れてきちっと、公的資金というか買い取りをしたわけですから、そういうところもやはり税を負担しているということ、多額の税を負担しているということの視点に立っていただきたい。

それから、NPO法人の方についても、これはNPO、本来であれば自前でこういうふうになりたいからということでそういうふうに官側の委託を受けながらというシステムが必要なんです、残念ながらその設立経過、私もよく存じておりますけれども、なかなかそういう状況にはなかったという経過もありますので、ですから、私はせっかくあれだけの指導者がいらっしゃるわけですから、また地域の、先ほどお話だとスポーツ振興、こういったことでいってもジュニアスポーツなんかの指導者、これの育成の部分についてはまだまだおこなっています。指導者がいないんですから。そういうことも含めて、やはりあとは健康とかそういうことも21プランが出ますので、そういうところの部分もありますから、より住民の方が十人十色、すべて違う意見を持っていますので、対応できるようなそういうふうなNPO団体なりなんなり育てていただければと思いますので、その辺を申し上げておきたいと思います。よろしくお願

いします。

議長（菊地 進君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） 23番議員にお答えいたします。

まず、現在委託している公の施設につきましては来年の9月までに直営でやるか指定管理を導入するかの結論を迫られているのであって、ほかの施設につきましてはその後検討していきなさいということになってございます。

それから、今最後に議員ご指摘の内容でございますが、NPO、それから港開発につきましてはの指導育成ですけれども、議員おっしゃるとおり、今までのような委託受託関係ではございません。ところが指定管理者という責任ある役割を担っていただくわけですので、当然行政側としてもしかるべき指導というものをやっていきたい。一応経過措置としておおむね3年間は見えていくということでございます。以上です。

議長（菊地 進君） 21番東海林京子君。

21番（東海林京子君）（登壇） 私からも、ただいまの議案、同じく23番議員と同じ項目についてご質問させていただきたいと思います。議案79号、そして80号の指定管理者について、簡単にご質問させていただきたいと思います。

今23番議員からもこの問題について触れられておりましたけれども、議案79号の旅客ターミナル、これは塩釜港開発株式会社、そして体育館、これについては、体育館とプールについてはNPO法人塩釜市体育協会が現在受託をしております、そのままそれを横滑りで指定管理者として引き続き平成18年の4月1日から平成21年3月まで、維持管理を含めた経営をお任せするというものです。このことについては、これまでの実績等を踏まえ今後のさらなる努力を期待していますけれども、二つほどこのことについてご質問させて、確認をさせていただきたいと思います。

まず、最初は79号の旅客ターミナルの指定管理者の問題について、選定に当たっては指定管理者選定委員会を9月30日に設置して、3回にわたって委員会を開催し、11月4日から4日は市長に、そして11月8日は庁議に付してその審査結果を報告しています。そして、今回の議案提案になっていると思います。選定委員会のメンバーが産業部長、同じく産業部次長、みなとまちづくり課長、水産課長、商工観光課長という産業部の管理職で、同じフロアの人たちで構成をしております。いわゆる身内ばかりの選定委員会になっているのではないかというふうに思うわけです。これは旅客ターミナルを立ち上げるときからの充て職ばかりで、部外からの選

定委員会にはこういうものには入れないのかどうなのかということをご質問したいと思えます。今23番議員も言われましたけれども、県も3分の1の株主になっているわけですが、そういうことで県は入れないのか。あるいは、そのほかの各種の団体、こういうことで構成しているわけですから、このことからまずそこからの団体、あるいは一般の市民からの学識経験者なり、あるいは監査的機能を持つ専門機関からの委員を入れる気があるのかないのか。こういうことについてお伺いしておきます。

それから、体育館とプールの問題についても、審査委員会というふうに言ったり選定委員会というふうに言ったりして、その報告だというふうに言っておりますけれども、選定委員会だろうというふうに思うんですが、このメンバーについて今回名前が出ていなかった。このことについてどちらが正しいのか、そして名前はどのような人たちが入っているのか、そのことについてまずわからない。これからも来年の9月にほとんどの指定管理者にいろいろな職場をやっていくんだというふうになんて言われておりますけれども、チェック機能は一体どこなのか。このことがはっきりしていない。議会はどのようなふうにしてチェックとして入っていくのか。もちろん個人個人の質問とかそういうものはできると思いますが、議会としてのチェック機能が明確になっていない。今後チェック機能をどう設置していくのかについて考えを述べていただきたいと思えます。今社会的に大変問題になっているマンションやホテルの耐震構造の手抜き工事、このことの建築のようなことのないようにチェック機能をきちんとしていかなければ指定管理者制度というものはうまくいかないのではないかとこのように思いましたので、ぜひこのことについてご回答をお願いいたします。よろしく願いいたします。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） ただいま東海林議員から指定管理者制度につきまして2点ご質問いただきました。一つは選定委員会についてであります。身内の選定委員ではないかというようなお話でございました。今回につきましては、先ほどご説明させていただきましたように、今まで管理委託をしております会社、NPO法人と同様の団体から、同じ団体から今回申し出がありました。そういった内容につきまして審査を行わせていただいたわけですが、今回はそういった視点、観点から内部の管理者選定委員会という形にさせていただきました。なお、体育館の選定委員というお話でありましたが、後ほど担当よりご説明をさせていただきます。

それから、チェック機能についてであります。これは通則条例、個別の条例を制定させて

いただく際にもいろいろご説明させていただきました。当然、1年間を通して、あるいは今回の場合は3年間でありますので、3年間を通してこういった内容で当該施設を運営管理するかということにつきましての基本的な方向性につきましては一定の書式に基づいて提出を求めています。なおかつ、その内容につきましても個別に審査をさせていただいたということにつきましては、先ほど詳細のご説明の際に触れさせていただきました。当然であります、そういった内容が一つ一つ守られているかということについては、その都度チェックをさせていただくわけでありまして、チェックした結果、当初の申請内容と異なる部分があれば、それは行政側として当然改善命令、是正命令というものが出せるわけでありまして、当然行政としてそういったきちとしたチェックをしながら、なおかつ1年間の成果等につきましては折に触れまして所管の委員会等で当然報告させていただく義務が行政にはあるというふうな理解をいたしておりますので、そういったことで議会の方々にも一定のご判断をいただけるような指定管理者制度の導入ということで努めてまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

議長（菊地 進君） 小山田教育部長。

教育部長（小山田幸雄君） 先ほどの第80号の議案資料の説明の中で、私は候補者の選定の審査を行う審査機関名を審査委員会というふうに言ったところがございました。正しくは選定委員会の誤りです。おわびして訂正いたします。

それから、メンバーであります但教育部長を長といたしまして、そして教育部次長、そして総務課長、そして生涯スポーツ課長、この4名であります。

議長（菊地 進君） 21番東海林京子君。

21番（東海林京子君） そうすると、体育館、あるいはプールについてもやはり身内の方々の選定によったものだというふうな結論になるんだろうというふうに思います。これから問題になるようなことがあったときだけの議会報告ではなくて、そういうもののチェックをきちんとしていただきたいと思いますというところをぜひ機関として盛り込んでいただきたいと思いますということで私の意見を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（菊地 進君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各号議案につきましては、お手元にご配付の議案付託表のと

おり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、明6日より12日までを常任委員会並びに議会運営委員会を開催するため休会とし、13日定刻再開いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明6日から12日までを常任委員会並びに議会運営委員会を開催するため休会とし、13日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時57分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成17年12月5日

塩竈市議会議長 菊 地 進

塩竈市議会議員 浅 野 敏 江

塩竈市議会議員 吉 田 住 男

平成17年12月13日（火曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第2日目）第20号

議事日程 第2号

平成17年12月13日(火曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第76号ないし第86号(各常任委員会委員長議案審査報告)
- 第3 請願第21号撤回の件
- 第4 請願第17号ないし第20号(各常任委員会委員長請願審査報告)
- 第5 議員提出議案第7号及び第8号
- 第6 議員提出議案第9号

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第6

出席議員(23名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
3番	武田悦一君	4番	伊藤栄一君
5番	志子田吉晃君	6番	鈴木昭一君
7番	今野恭一君	8番	嶺岸淳一君
9番	浅野敏江君	10番	吉田住男君
11番	佐藤貞夫君	12番	木村吉雄君
13番	鹿野司君	14番	志賀直哉君
15番	香取嗣雄君	16番	曾我三三君
17番	中川邦彦君	18番	小野絹子君
19番	吉川弘君	20番	伊勢由典君
21番	東海林京子君	22番	福島紀勝君
23番	伊藤博章君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	助 役	加藤 慶 教 君
収入役	田中 一 夫 君	総務部長	山本 進 君
市民生活部長	棟形 均 君	健康福祉部長	佐々木 和 夫 君
産業部長	三浦 一 泰 君	建設部長	内形 繁 夫 君
総務部次長 兼総務課長	阿部 守 雄 君	総務部次長 兼危機管理監	大浦 満 君
市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君	健康福祉部次長兼 保険年金課長	木下 彰 君
産業部次長	伊賀 光 男 君	建設部次長兼 都市計画課長	茂庭 秀 久 君
総務部行財政改革 推進専門監	田中 たえ子 君	総務部政策課長	渡辺 常 幸 君
総務部財政課長	菅原 靖 彦 君	市民生活部 市民課長	澤田 克 巳 君
健康福祉部 社会福祉事務所長	会澤 ゆりみ 君	産業部 みなとまちづくり課長	神谷 統 君
総務部 総務課長補佐 兼総務係長	佐藤 信 彦 君	市立病院事務部長	佐藤 雄 一 君
市立病院事務部 次長兼業務課長	伊藤 喜 昭 君	水道部長	佐々木 栄 一 君
水道部次長	大和田 功 次 君	水道部総務課長 兼経営企画室長	尾形 則 雄 君
教育委員会教育長	小倉 和 憲 君	教育委員会 教育部長	小山田 幸 雄 君
教育委員会 教育部次長兼 生涯学習センター館長	渡辺 誠一郎 君	教育委員会教育部 総務課長兼 総務係長	橘内 行 雄 君
選挙管理委員会 事務局長	佐藤 直 孝 君	監査委員	高橋 洋 一 君
監査事務局長	丹野 文 雄 君		

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間 明 君	事務局次長	遠藤 和 男 君
------	---------	-------	----------

事務局次長兼
議事調査係長

安藤英治君

議事調査係主査

戸枝幹雄君

午後 1 時 開議

議長（菊地 進君） ただいまから12月定例会 2 日目の会議を開きます。

本議場への出席者は、第 1 日目の会議と同様であります。

本日の議事日程は、日程第 2 号記載のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（菊地 進君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、11番佐藤貞夫君、12番木村吉雄君を指名いたします。

日程第 2 議案第 7 6 号ないし第 8 6 号（各常任委員会委員長議案審査報告）

議長（菊地 進君） 日程第 2、議案第76号ないし議案第86号を議題といたします。

去る12月5日の会議において、各常任委員会に付託されておりました各号議案の審査の経過と、その結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。12番木村吉雄君。

総務教育常任委員長（木村吉雄君）（登壇） 議案審査についてご報告いたします。

今期定例会において総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、12月7日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第76号「塩竈市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例」については、日本道路公団が9月30日で解散し、10月1日から新たに東日本高速道路株式会社が設立されたことに伴い、本条例規定の日本道路公団の名称を東日本高速道路株式会社に変更しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号「塩竈市漁業集落排水事業条例等の一部を改正する条例」については、本市の行財政改革の一環として、消費税法施行後の経過状況の変化を踏まえ、受益者負担の公平性を確保するため、塩竈市漁業集落排水事業条例・塩竈市下水道条例・塩竈市水道事業給水条例・塩竈市立病院使用料及び手数料条例の4条例における使用料、手数料の端数処理について、現在の10円未満の切り捨てから1円未満の切り捨てに改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号「塩竈市体育館及び塩竈市温水プールの指定管理者の指定について」は、

塩竈市体育館及び塩竈市温水プールの指定管理者として申請のあった特定非営利活動法人塩竈市体育協会について審査した結果、適任と判断したので、同協会を指定管理者に指定しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なものを申し上げます。

1. 特定非営利活動法人塩竈市体育協会に対する指定管理者の指定については、同協会が各種スポーツに対する専門的知識を有しているとともに、平成14年度から3年間、スポーツ施設の管理業務を受託してきた経験とノウハウを生かし、施設の利用時間や休日等の見直し、事業の弾力的な運用など、市民ニーズに合わせたサービスの向上が期待できることから、指定管理者として妥当と判断される。

なお、審査結果にもあるように、執行体制や経理面に不安要素も見られることから、指定管理者導入までに改善を図られるとともに、指定管理者制度のメリットを最大限に生かせるよう今後とも十分な連携と指導に努められたい。

議案第81号「平成17年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において臨時職員災害療養補償費、訴訟終結に伴う弁護士謝金、小中学校要保護・準要保護児童生徒援助費等が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告といたします。

総務教育常任委員長 木村吉雄

議長（菊地進君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。2番田中徳寿君。

民生常任委員長（田中徳寿君）（登壇） 議案審査についてご報告いたします。

今期定例会におきまして、民生常任委員会に付託されました関係議案について、12月8日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第77号「健康しおがま21プラン推進委員会条例」については、健康しおがま21プランの推進に関する事項を審議、調査する組織を設置するために、新たな条例を制定しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号「平成17年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において健康推進事業費、乳幼児医療助成事業費、生活保護扶助費、身体障害者支援費制度事業費等が計上さ

れ、債務負担行為においては、あゆみ保育園施設整備事業補助金が追加され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1．生活保護費については、支給対象者の総数が本年4月からほぼ横ばいで推移しているにもかかわらず、被保護世帯の高齢化や核家族化に伴い医療扶助費並びに住宅扶助費が大きく増加している状況にある。そのような中、今後とも要保護者の実態等については的確な把握を行われ、被保護者の経済的自立に向けた就労指導等についても取り組みを強められるなど、保護費の適正化についてなお一層努力されたい。

次に、議案第82号「平成17年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」については、給付見込額の増加に伴い退職被保険者等高額療養費を2,560万円増額するとともに、給付見込額の減少に伴い退職被保険者等療養給付費を2,560万円減額するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号「平成17年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」については、支払基金交付金の交付額確定に伴う精算返還金の計上に伴い、歳入歳出それぞれ45万5,000円を増額し、総額を33億1,670万5,000円とするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の大要であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告いたします。

民生常任委員長 田中徳寿

議長（菊地進君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。6番鈴木昭一君。

産業建設常任委員長（鈴木昭一君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、12月9日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第79号「塩釜港旅客ターミナルの指定管理者の指定について」は、塩釜港旅客ターミナルの指定管理者として申請のあった塩釜港開発株式会社について審査した結果、当該施設の指定管理者として適任であると判断し、同社を指定管理者に指定しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 今回指定管理者の選定を行うに当たっては、庁内メンバーにより構成される塩釜港旅客ターミナル指定管理者選定委員会において審査が行われたものである。将来においては、どの事業者を指定管理者として選定するのか大変難しい判断を迫られるケースも考えられることから、外部の有識者等を委員に加えられるなど、同選定委員会の今後のあり方について検討を深められたい。

また、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、施設の管理運営が適切にされるよう今後とも施設の状態把握を十分に行われるとともに、事業者に対する指導・監督に努められたい。

次に、議案第81号「平成17年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において農業委員会費、下水道事業特別会計繰出金、漁港施設災害復旧費が計上され、また地方債においては災害復旧事業が追加され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号「平成17年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」については、8月16日発生の宮城地震により被災した魚市場施設の復旧事業費の計上に伴い、歳入歳出それぞれ1,700万円を増額し、総額を5億3,510万4,000円とするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 塩竈市魚市場においては、さきの宮城地震により大会議室及び水産資料室の天井が落下するとともに、卸売機関の事務室天井にたわみが生じて危険な状態となるなど、これらの施設が使用不能となっており、今回、天井及び塔屋等の復旧工事が行われるものである。同施設の復旧に当たっては、今後、市民や企業が安心して利用できるものとなるよう施設の耐震性及び安全性の確保に万全を期されたい。

次に、議案第84号「平成17年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」については、消費税納付額の計上に伴い、歳入歳出それぞれ3,278万6,000円を増額し、総額を50億55万円とするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号「市道路線の認定及び廃止について」は、市道石田処理場線及び市道石田一号線の供用開始に伴い、伊保石処理場線を廃止し、千賀の台33号線の取り付け部分を変更したので、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき同線の認定及び廃止を行おうと

するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げ、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 鈴木 昭 一

議長（菊地 進君） 以上で委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第76号ないし第86号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立全員であります。よって、議案第76号ないし第86号については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 請願第21号撤回の件

議長（菊地 進君） 日程第3、請願第21号撤回の件を議題といたします。

12月5日の会議において、民生常任委員会に付託されておりました請願第21号「生活保護費・児童扶養手当の国庫負担率の引き下げをしないよう国に求める意見書採択の提出を求める請願」については、12月7日付で請願者より請願を取り下げたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。請願第21号撤回の件については、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、請願第21号の撤回については、これを承認することに決しました。

日程第4 請願第17号ないし第20号(各常任委員会委員長請願審査報告)

議長(菊地 進君) 日程第4、請願第17号ないし20号を議題といたします。

去る12月5日の会議において、産業建設常任委員会及び民生常任委員会に付託されておりました請願第19号及び第20号、並びに産業建設常任委員会及び総務教育常任委員会に付託され閉会中の継続審査となっておりました請願第17号及び第18号の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。12番木村吉雄君。

総務教育常任委員長(木村吉雄君)(登壇) ご報告いたします。

9月定例会において、総務教育常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました請願第18号「個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書提出に関する請願」については、12月7日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、その所見を聴取して慎重に審査を行った次第であります。今後の国の税制の動向や内容等について総合的に検討するため、本委員会ですらに時間をかけ慎重に審査する必要があるとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告といたします。

総務教育常任委員長 木村吉雄

議長(菊地 進君) 次に、民生常任委員長の報告を求めます。2番田中徳寿君。

民生常任委員長(田中徳寿君)(登壇) ご報告いたします。

今定例会において、民生常任委員会に付託されました請願第20号「次世代育成支援策・保育施策の推進に関わる国の予算拡充に関する意見書提出の請願」については、12月8日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、その所見を聴取して慎重に審査を行った次第であります。三位一体改革の推進が図られる中、保育施策における支援のあり方等についても検討を深められるなど、時間をかけて慎重に審査すべきとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告といたします。

民生常任委員長 田中徳寿

議長(菊地 進君) 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。6番鈴木昭一君。

産業建設常任委員長(鈴木昭一君)(登壇) ご報告いたします。

去る6月定例会において、産業建設常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となっております請願第17号、並びに今期定例会において本委員会に付託されました請願第19号については、12月9日に委員会を開催し、紹介議員並びに市当局関係者の出席を求め、その所見を聴取して慎重に審査した次第であります。その審査の結果についてご報告いたします。

まず、請願第17号「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書提出に関する請願」については、今後の輸入再開に係る動向などを見きわめながら、時間をかけて慎重に審査すべきとの意見が出され、質疑・採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

次に、請願第19号「塩釜海辺の賑わい地区に美しい緑を増やし、歩行者専用道路（海辺の賑わい軸）に桜のトンネルが出来るよう街路樹として桜の木を植え、桜並木の美しい景観の道を形成して頂くことに関する請願」については、質疑・採決の結果、願意妥当と認め、採択すべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げ、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 鈴木 昭一

議長（菊地 進君） 以上で常任委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、請願第17号について採決いたします。

請願第17号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立多数であります。よって、請願第17号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、請願第18号ないし第20号について採決いたします。

請願第18号ないし第20号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立全員であります。よって、請願第18号ないし第20号については、委員長報告のとおり決しました。

日程第5 議員提出議案第7号及び第8号

議長（菊地 進君） 日程第5、議員提出議案第7号及び第8号を議題といたします。

去る12月5日の会議において、総務教育常任委員会に付託されておりました各号議案の審査の経過とその結果について、総務教育常任委員長の報告を求めます。12番木村吉雄君。

総務教育常任委員長（木村吉雄君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、総務教育常任委員会に付託されました議員提出議案について、12月7日に委員会を開催し、議員提出議案提出者及び市当局関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

今回付託されました議員提出議案第7号並びに第8号は、いずれも「塩竈市議会議員定数条例の一部を改正する条例」であります。

議員提出議案第7号は、議員定数を現行の23名から5名削減し、18名に改正しようとするものであり、議員提出議案第8号は、議員定数を現行の23名から2名削減し、21名に改正しようとするものであります。

それぞれの議員提出議案提出者から議案の説明を聴取して慎重に審査を行った次第であります。本委員会ですらに時間をかけ慎重に審査すべきとして継続審査を求める意見が出され、採決の結果、閉会中の継続審査とすることについては、挙手少数により否決されました。

引き続き、各議員提出議案の討論・採決の結果、議員提出議案第7号については、挙手少数により否決され、議員提出議案第8号については、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 議員定数の削減は議会改革の中の一つであり、当初から議員定数削減を目的とする議論は問題である。本来、議会改革の視点に立って、特別委員会を設置し、全議員の意思を尊重し

ながら議会のあり方を慎重に審議すべきものである。議員提出議案が出たことにより、委員会として時間をかけて慎重に審査をしていくことが必要であり、必要な資料を取り寄せ、議論を積み重ねていくことが求められる。

1. 現在、本市は厳しい財政状況下に置かれており、市議会としてもみずから身を削る決断が必要である。議員定数については、七、八万人の人口でも18名定数の議会が数多く見受けられる状況であり、市域面積などの地域性も考慮されて、現在、合併が実現する状況にはないが、合併後の人口規模に応じた議員数も参考にしながら、本市人口が減少している状況や市域面積が狭い点なども考慮の上、議員定数を18名とすることが適正と考える。

1. 議員定数については、議会本来の機能を十分に果たす上からも一定の数が必要である。本市の議員定数の改正に当たっては、平成14年の特別委員会における委員長報告において方向性が示されており、これを尊重すべきものとする。議員数の大幅な削減は、議会に対する市民の信頼感が失われてしまうことが危惧される。前回の委員長報告を尊重し、三つの常任委員会をそれぞれ7名の議員で構成する21名の定数が妥当であるとする。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告といたします。

総務教育常任委員長 木村吉雄

議長（菊地進君） 以上で委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。18番小野絹子君。

18番（小野絹子君） 私の方から、ただいま委員長報告に対しての質疑をさせていただきます。

この定数削減の問題、2名削減そして5名削減の問題について、ただいま2名削減という...。その三つの、継続を求める意見やら、それから5名にする意見やら、2名にする意見というか、そういうのが述べられたと思います。しかし、この定数削減問題は、議員全体の身分にかかわる問題でありますし、市民等の大変な大事な問題であります。これほど大事な議案がなぜ総教で即決されたのか不思議でなりません。そういう点で、その問題についてぜひお聞かせ願いたいというふうに思います。

私が総括質疑の中で総括質疑をしましたときに、提案者の中から提案理由にそれぞれ5名の提案、2名の提案の中でいろいろと提案理由が述べられました。しかし、そういった中で、恐らく総教の中でもそれが論じられたらと思うんですね。私は、その場、傍聴してませんでしたので経過はわかりませんが、そういう意味で、どういうふうなやりとりがあった

こういう即決という事態になったのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

それから、もう一つは、先ほど委員長報告の中に継続審査を求めながら必要な資料を請求したいという、資料の請求もあったやに報告がされておりました。その資料の請求については、委員長としてはどういう取り扱いをなさったのかお聞かせ願いたいと思います。以上です。

議長（菊地 進君） 12番木村吉雄君。

総務教育常任委員長（木村吉雄君） まず、質問の1点目、なぜ総教で即決されたか。このことは、質問者もご存じのとおり、あなたたちがこの中でですね……。先ほども委員長報告として申し述べました。各委員からいろいろな意見がございまして、民主的に採決ということになりまして、採決の結果、閉会中の継続審査は挙手少数でありましたので否決されました。まず、このことでございます。

2点目、資料請求。このことは、委員会の中で各委員が、いろいろな意見がありましたことを先ほど委員長報告で下段で述べております。その中で、委員長がなぜその資料を云々ということでございますが、その余地もございません。このことは各委員がご存じのことでございます。以上でございます。

議長（菊地 進君） 18番小野絹子君。

18番（小野絹子君） ただいま委員長のご報告、答弁を受けましたけれども、資料請求について対応するいとまもないというふうな審議だったというふうに私は、今お聞きして、そうだったのかということをお改めて思ったわけでありますが、そういう点で、その点が一つはっきりしたということと、それからもう一つは、先ほど来申し上げましたけれども、総括質疑でも提案者同士のやりとりがありました。それから、恐らく総教の中でもあったんだろうというふうに私は想像するのであります。そういう点で、それは一体、想像じゃなく、どういった実態であったのかということをお聞きしておきたいと思います。

議長（菊地 進君） 12番木村吉雄君。

総務教育常任委員長（木村吉雄君） 先ほどと同じ答弁で、理解できないのはもっと理解してください。委員長報告においても各委員の意見を報告しております。それから、今、最後の質問にもご報告しております。以上でございます。

議長（菊地 進君） 18番小野絹子君。

18番（小野絹子君） いろいろ委員長もご苦労なされたというふうに思います。実際に総教に付託されたこと自体が大変な重荷になったというふうに私も理解するところです。そういう点

で、もともこの問題での取り扱いがやっぱり問われていたのかなというふうにも思うわけですが、いずれにしましても、やはりもっと議会制民主主義を重んじながら、時間をかけながらやっていくべきだったなということを改めて思うわけでありますけれども、委員長に対しての質疑でありますから、そういう点では、こういった点についていろいろ委員長が苦労したということもわかるわけでありますが、実際にその採決に至る取り扱いというか、それについて、もう一つだけ、何と申しますか、なぜ早急にそれをやらなければならなかったのか。そういうふうなやりとりの場があったんだろうというふうに思うんですが、その辺がもしありましたらお答え願いたいと思います。

議長（菊地 進君） 12番木村吉雄君。

総務教育常任委員長（木村吉雄君） 委員長の采配を大変お察ししていただいて本当にありがとうございます。このことは付託された時点から委員会でもいろんな議論がございました。その結果、こういうような状況でございますので、取り扱い、このことは議会のことでございます。私に問いただされても困ります。以上でございます。

議長（菊地 進君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、議員提出議案第7号及び第8号に対する反対者からの発言を許可いたします。19番吉川 弘君。

19番（吉川 弘君）（登壇） 私は、日本共産党市議団を代表しまして、議員提出議案第7号及び第8号に対する反対討論を行います。

第7号議案は、塩竈市議会議員定数条例の一部を改正する条例で、議員定数23名を5名削減して18名に、また議案第8号議案は、23名を2名削減して21名にしようとするものであります。

今回出されました議員定数削減は、いずれも根拠のないものであります。塩釜ネットワーククラブの5名削減については、総務教育常任委員会でも提案者が述べられておりますように、将来への合併への布石のためとしているが、対象としている一市三町の合併はテーブルにもっていない現状であり、本議会だけが定数削減が必要となっていない、このような内容であります。また、ニュー市民クラブなどの2削減についても、多賀城市が人口6万1,000人で22

名、塩竈市が5万9,000人で21名、妥当であるとしておりますが、しかし利府町では人口3万2,700人で議員定数は22名、七ヶ浜町では2万1,600人で20名の議員であり、人口比でも全く今回の定数削減は根拠のないものであります。

以下、私は8点にわたって述べさせていただきます。

第1点は、定数削減議案の提出される前の幹事長会議について触れたいと思います。

12月議会に議員定数削減案が提出され、総務教育常任委員会の審議の発言の中で、「幹事長会議では定数削減ありきではない定数問題を考える特別委員会をつくるよう提案した」と、このように述べておりますが、この発言は事実とは違います。

ことしの5月30日に開かれた各会派の幹事長会議で、その他の項目として、2名削減を提案したニュー市民クラブの会派の幹事長より、「前回の議員定数を審議した際、5名の削減を主張したのが3名削減にとどまった。今回、削減の時期に来たのではないか」、このように提案したのであります。また、5名削減を提案した塩釜ネットワーククラブの会派の幹事長からは、納税組合より「市の財政はこれで乗り切れるのか、議会はどんな協力を考えているのか、報酬削減はないか」、このように言われ、これに対して「このような動きはない」と答えたそうですが、相手はさらに議会の定数削減について述べていたというものであります。

5月30日から9月8日まで4回にわたって幹事長会議が開催されましたが、初めから一貫して定数削減を行うための特別委員会設置を求める発言でありました。そのため、我が会派は、市民団体からの正式な文書は出されていない、定数削減まずありきの特別委員会設置には反対を行い、その結果、全会派の合意が得られず、その後、定数削減を求める4会派での非公式の話し合いに進んでいったのであります。

第2点目は、その後、12月議会で議員提出議案として正式に定数削減案が出されました。我が党会派は、議案が提出された以上は、議員定数は議員の身分にかかわるものとして議会制民主主義の立場で審議すべきものと考え、総務教育常任委員会の委員会審議では、委員会に所属していない会派が……、全会派六つのうち二つの会派が入っていないため、特別委員会をつくって全会派の委員で慎重審議を行うべきだと主張したのは当然であります。

さらに、我が会派は、委員会審議に当たっては時間をかけて慎重審議を行うよう求めましたが、委員会審議は実質審議がないまま1回だけで即決されてしまったという経過がございます。まさに議員の身分にかかわる大事な議案が、このように1回の審議だけで通ってしまったのであります。

第3点は、この間、平成11年の地方自治法の改正に伴い、本市議会の上限定数は30名と定められ、その範囲内において市が条例定数を定めることとなったため、平成14年3月から設置された塩竈市議会議員定数に関する特別委員会では、9月までの期間で9回の審議が行われました。全会派より9名の委員によって、提出された資料に基づき、地方議会の役割、あり方、住民自治の実現、自主立法権、行政へのチェック機能、議員定数のあり方など、多岐にわたる項目を時間をかけて審議を行ってきたのでございます。

特別委員会での委員長報告は、定数削減、定数維持の両方の意見が併記され、全会派で賛成されたのでございます。その後、23名と26名の条例定数の議案が提出されて採決に至った経過がございませうけれど、しかし、この間の特別委員会での経過を見るとおり、時間をかけて慎重に審議を行ってきたのでございます。まさに今回の1回だけの審議で採決されたのとは大きな違いでございませう。

第4点は、ことしの12月に選挙が行われました松島町では、定数が2名削減され18名となりましたが、ことしの2月から議会改革検討委員会を立ち上げて、いろんな角度から時間をかけて検討が行われてきた経過がございませう。また、近隣の町においては、七ヶ浜町議会では議会改革の検討委員会が設置され、利府町議会でも検討委員会が設置されようとしておりますが、このように近隣自治体でも議員の身分にかかわる重要な問題として時間をかけて取り組んでいこうとしているのでございませう。

本市の場合の常任委員会の1回の審議だけで採決を行うという拙速なやり方は、議会制民主主義から逸脱するものと考えます。議会改革の名のもとに、5名削減、2名削減を突如として出して対決構図をつくり、市民不在のまま1回の審議で強行採決したことは、議会制民主主義の空洞化にもなると考えます。

第5点は、今回、定数削減が5名削減案と2名削減案が提出されておりますが、本会議の総括質疑や委員会審議を通じて明らかになったことは、非公式の場での定数削減を求める4会派の中で、ニュー市民クラブと公明党の会派は、前回の定数削減で5名削減が3名にとどまったことに対して、2名の削減を執拗にこだわるという議論でございました。もう一方の塩釜ネットワーククラブの会派は、話し合いはまとまらないから議員提案でいかにざるを得ない、このような立場で、削減推進の会派での話し合いの途中、一方的に5名削減の議案を議会に提出してしまったと、こういう内容でございました。

これに対して、2名削減の会派は、「これでは新聞にただ一つの議案だけが出ることにな

り、まさにこれはパフォーマンスではないか」、このように主張して、追って2削減案を提出したと、こういう経過でございます。まさにお互いの会派は、まずは定数削減ありきの議論でありました。このように、議会制民主主義の根幹にかかわる議案が、削減ありき、このように終始したのでございます。

第6点は、平成の大合併が国の主導によって進められておりますが、合併は住民の……。市町村合併をしないから、合併の環境を整えるために大幅な定数削減を行う必要がある、こういう意見もありました。しかし、現時点においては、塩竈市においては合併がないわけでありませぬ。こういう中で、住民の合意でしっかりとこのような問題は考えるべきだと考えます。

また、関西などの議員定数の少ない自治体について述べられておりますが、このような自治体の経過を見ましても、かつて市町村合併して、さらにその後は大阪市のベッドタウンとして団地造成が進んだなどの経過があります。議員定数のあり方を考えれば、それぞれの自治体の歴史や行政課題など、このような分析が必要だと考えます。

第7点は、議会定数削減の理由として、「市の財政状況が大変だから議会も財政再建に協力をすべきだ」、こういう意見が出されました。これまでも本市の議会定数は30名から28名、26名、さらには前回の選挙では23名と削減されてきた経過がございます。しかし、市の財政は現在でも大変な状況は変わりませぬ。現在の赤字はだれがつくったのか、どこに原因があるのか、この点が大事だと考えます。

国においては、日米構造協議に基づいて社会保障よりも大型公共事業を優先して、むだな道路建設やダムづくり、関西国際空港建設など、このような事業を優先して進めてきた結果、いつ国の財政が破綻してしまうかわからないような状況となっております。財政問題と議会の役割について同一的に考えられないのであります。

この件に関しては、第28次地方制度調査会が地方議会のあり方を全面的に審議することになったことを受けて、全国都道府県議長会が要望事項を提出するため、千葉大学の教授を座長として7名の有識者で構成する研究会に調査検討を依頼して、ことしの3月に中間報告が提出されました。その中では、「議会定数については次のように考えられるべきである。議会は地域における政治の機関であり、行政体制の一部ではない。したがって、議員定数の問題は単に行政の簡素・合理化と同じ観点からのみ論ずる問題ではない」、このように指摘しているのであります。

第8点は、議会の果たすべき役割であります。地方議会の基本的な役割として、一つには住

民の意思を代表する機能、二つには条例などをつくる立法機能、三つには行政当局に対するチェック機能などの役割があります。「本市は東北で一番狭い自治体だから定数を減らしてもよい」、このような意見がございました。しかし、全国的には議員定数の基準は人口の割合で定められているのであります。

現在、本市では高齢化率が23%を超え、平成20年には25%に達し、4人に1人が高齢者となるようとしている、このような社会であります。介護や医療の問題、このような問題を考えれば、高齢者の生活範囲が300メートルから500メートル以内のことを考えますと、近くに議員がいて、いろいろと親身に相談に乗れることが大切だと考えます。さらに、本市の行政課題として、医療や介護、福祉だけでなく、魚市場、浦戸交通、市立病院、雨水対策での下水道事業、財政健全化など、産業、建設、教育の課題など、議会での政策立案や住民の要望を反映させるなど、その役割は大きなものがあると考えます。そのためにも、各議員は所属する委員会に出席することはもちろんのこと、活発な発言を行うなど議員の質の向上が大切であり、議会の役割を果たす上からも一定数の議員の数は必要だと考えます。

さきに述べられました第28次地方制度調査会との関連で、全国町村議長会が見解をまとめるために調査依頼を頼んだ第2次地方町村議会活性化研究会からことし3月に出された中間報告でも、「議会としての存立に議員が最低何人必要か、また人口に応じた適正規模はどうかといった点について、明確な理論的根拠はない。その中での果てしない定数削減圧力は、帰るところ、議会無用論、議会制民主主義否定につながるおそれがある」、このように述べているのであります。本市での行政課題を考えれば、これまでも議員定数が30名がこの間23名となり、これ以上議員定数を削減しようとする議案は議会の自殺行為にもつながります。私は議員定数23名をさらに減らす必要はないと考えます。

以上のことより、議員提出議案第7号と議員定数削減の第8号の議案に反対する討論といたします。（拍手）

議長（菊地 進君） 次に、議員提出議案第7号に対する賛成者からの発言を許可いたします。
23番伊藤博章君。

23番（伊藤博章君）（登壇） 私は、今定例会に佐藤貞夫議員さんと2名で提案いたしました議員提出議案第7号、現在の市議会議員定数23名を5名削減し、18名とすることに賛成する立場から、また、同じく今定例会に議員提案されました第8号、現在の市議会議員の定数を2名削減し、21名にするという議案に反対の立場からの討論を申し上げたいと思います。

今、塩竈市は全国平均より早いスピードで少子高齢化社会を迎えております。人口減少が平成12年ごろから現実となっております。最近の年齢別人口状況、平成16年10月31日現在と平成17年10月31日現在、この1年間だけを比較してみても、年少人口、すなわちゼロ歳から14歳までの人口は、平成16年が7,806人、平成17年は7,563人、243人が減少しております。次に、生産人口、15歳から64歳までの人口では平成16年3万9,187人、平成17年3万8,642人と545人減少しております。しかし、老年人口、65歳以上の人口を見ますと、16年では1万3,615人、17年では1万3,999人と384人も増加をしております。結果、総人口では平成16年6万608人、平成17年6万204人と、残念ながら404人減少しております。

このことは、これまで市税収入の大きな柱の一つでありました源泉徴収世帯の減少を示していますから、市税収入の減少となって市財政を苦しいものにしてしております。経常収支比率を見てもわかるとおり、平成12年から平成15年までは大体91から92%で推移してございました。しかし、平成16年度は96.8%と一層財政が悪化し、ほとんど硬直した状態を示しております。

また、市立病院会計は平成16年度決算で5億1,000万円の単年度での赤字を生み、平成17年度では6億円近い単年度での赤字が発生するのではないかと所管の協議会に説明されたわけです。この2カ年だけで11億円もの赤字が出るわけです。この赤字をそのまま累積をさせて放置しておいていいのでしょうか。

一方、将来を担う子供たちのための予算であります小中学校の消耗品費は、これまでも予算・決算特別委員会の中でも議論ありました。資料の要求があり、そこにも具体的に書いてありますが、児童生徒1人当たりの額が県内でも低い水準にこれまでもあったはずですが、それを平成18年度予算ヒアリングでは修繕費も合わせて一律10%のカットの対象にされていると聞きます。さらに、耐震調査の結果、危険であるという結果が出た玉川小学校の給食施設、本市学校給食の基本は自校方式でございますが、平成18年度から閉鎖し、玉川中学校から運ぶことが検討されているようでございます。

また、土地開発公社が長期に保有し、取得した金額より金利がかさみ、大きな隠れ借金になっている塩漬け土地問題についても、国の指針に基づいて健全化を図るための具体的な施策が求められております。さらに、制度で定まっている扶助費や民生費の歳出圧力は高まるばかりです。

このように本当に厳しい状況を踏まえたとき、その本当の厳しさを私たち議員みずからも強く認識し、市民の皆様や職員の皆様にも現状を打開するために協力していただくためには、私

ども議員がみずから血を流し肉を切る思い切った決断をして、メッセージとして発信する必要があると私どもは考えます。

その具体的な取り組みとして、私どもの会派では、まず一つ目として、本年度の常任委員会における委員会視察についても、政務調査費がありますので常任委員会での委員会視察を取りやめてもいいのではないかという認識を持ち、まず、私が民生常任委員会の副委員長でもありますので、所管委員会で提案していくことを確認し、委員会で理解を求める努力をいたしました。

そして、二つ目として、今定例会に佐藤貞夫議員さんと2人で提案いたしました議員提出議案第7号、現在の市議会議員定数23名を5名削減し、18名とする議案提案に至ったわけでございます。

冒頭申し上げましたとおり、本市は早いスピードで人口減少社会を迎えておりますが、このような状況は全国の多くの市町村で今後起こると言われております。そのために、平成の大合併と言われるように広域合併が促進され、持続可能な地方自治の実現に向けて大きな動きがあることは皆様もご存じであります。その一方、合併をせず自立できる地方自治を目指す動きというのもあります。本市が具体的に合併を目指すのか、それとも合併をしないで自立する道を選択するのか、この選択を具体的にすることが大変重要な行政課題であると私たちは考えております。

私どもの会派は、議員提案理由説明書をご審議いただきました総務教育常任委員会に提出しておりますが、その中で、人口20万人規模の宮城県合併推進要綱に基づくポテンシャル開花型広域合併の実現を図るための取り組みが必要であるとの政治姿勢を明確にいたしました。その上で議員定数のあり方を考えたとき、地方自治法第91条にある市町村議会の議員の上限定数の設定根拠が、明治22年に施行された市町村制を起源とし、ドイツ人公法学者モッセらの手で当時のプロシアまたはフランスの地方議会制度を参考にしたことまではわかっているのですが、具体的な意味づけをこれまで怠ってきたため不明確となっております。しかし、平成11年の地方自治法改正により、上限定数はあるものの、その範囲内で市町村がみずから条例定数を定めることになったことは皆様もご存じのことと思います。

塩竈市議会においては、最近では平成11年に条例定数28名から2名を削減し、26名にする改正を行いました。また、平成14年には条例定数を26名から3名削減し、23名にする改正を行い現在に至っております。

私たちは二市三町の合併による人口20万人程度の市を実現したいと考えております。その人口20万人規模の地方自治法第91条による議員の上限定数は38名となり、大体 5,300人に1議席となります。この人口 5,300人当たりの議席数で現在の塩竈市の人口約 6 万人で割りますと、人口当たりの議員の数は11名となります。この議員数を私どもは最終目標と想定をさせていただきました。削減による激変を緩和することを勘案して、定数を 5 名削減して18名とし、人口約 3,300人当たり1議席とすべきと今般提案をさせていただいたわけでございます。

これは、地方自治法91条の人口 5 万人以上10万人未満の上限定数30人、これは私どもの塩竈市も入っておりますが、その範囲内の極力10万人に近い状態でこの30人の議席数を人口で割ってまいりますと、大体 3,300人当たり1議席となります。ということは、私どもの今回の人口 3,300人当たり1議席というのは、現行法上の想定内と私どもは考えております。

さらに、三つ目として、議会のあり方についても、提案理由説明書にお示しをいたしておりますが、議員数が減少すると民意が反映されなくなって、特にきめ細かな行政要望ができなくなるというご心配もあろうかと存じましたので、私どもの会派の基本的な考え方をご提案させていただきます。

私たちの会派では、市民自治の実現が必要と考えています。その法的ルールとして自治基本条例のような条例整備が必要であることを認識し、現在、その調査研究を行っているところでございます。首長や議員を選挙で選択する間接民主主義だけでなく、直接民主主義が必要でないかと現在言われております。選挙と選挙の間に時間的な隔りがあるため、問題が発生したときに首長や議員と民意がずれている可能性があるという指摘もあるようでございます。

地方自治体の場合、国の制度とは異なり、憲法93条で首長と議会がどちらも住民の代表であるという二元代表の制度がとられております。しかし、憲法92条では住民自治の原則が特に認められておりますことから、間接民主主義と同時に、自治体の決定に住民の意思を直接反映させるという直接民主主義を重視することが憲法の趣旨に合致するという原理的な基礎が存在しております。このような考えのもと、次の3点を議会のあり方として提案するものであります。

一つ、二元代表機関の一つである議会は、市民の代表者から構成される議事機関として、まちづくりの理念を実現するため積極的に必要な政策を立案し、行政の活動を監視するものとしてまいります。

一つ、二元代表機関の一つである議会は、市民の代表者から構成される議事機関として、課題別または地域別の市民参加を実施するなど、日常的に市民の意向を把握し、議会活動に反映

させるものとしします。

一つ、二元代表機関の一つである議会は、重要な意思決定を行う場合には、公聴会制度、参考人制度を活用するなど、市民の意見を求め、これを決定に反映させるよう努めるものとしします。

以上、このような具体的な提案に基づきまして、佐藤貞夫議員さんと私2名は、議員提出議案第7号、現在の市議会議員定数を5名削減し、18名とすることを提案するのであります。よって、同じく提案されております議員提出議案第8号、現在の市議会議員定数23名を2名削減し、21名にする議案には賛成いたしかねることを申し上げます。そして、ぜひ我々の提案にご賛同賜りますことをお願いを申し上げまして討論といたします。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（菊地 進君） 次に、議員提出議案第8号に対する賛成者からの発言を許可いたします。

6番鈴木昭一君。

6番（鈴木昭一君）（登壇） 私は、議員提出議案第8号、塩竈市議会議員定数を21名にする条例に賛成し、議員提出議案第7号、塩釜市議会議員定数を18名にする条例に反対する会派を代表し、討論を行います。

平成12年4月1日より、地方分権一括法により、地方議員の定数はこれまでの法定定数から地方自治体みずから条例で議員定数を定めることになりました。

ご存じのように、塩竈市の法定定数は、5万人から10万人の人口の自治体に入っており、議員定数は30人となっております。しかし、全国的な定数削減の動きもあり、塩竈市では、平成11年、28人から26人に、平成15年には23人と削減を図ってまいりました。

本年9月ごろ、各派幹事長会議の席上で議員定数についての検討すべきとの案が出され、話し合いの中で議員定数に関する特別委員会を設置し検討していこうとの提案がなされましたが、共産党市議団並びに社民党が、議員定数削減ありきの特別委員会設置には同調できないと退席をいたしましたのであります。

しかし、ニュー市民クラブ、公明党、自由クラブ、塩釜ネットワーククラブの4会派で今後検討していくことになり、数回、4会派による幹事長会議を開催してまいりました。席上、塩釜ネットワーククラブから定数5人削減の提案がなされ、それぞれの会派からは2人または3人削減と異なった提案がなされましたが、ニュー市民クラブとしては、15年の削減の際の協議でも5人削減案が出され、それぞれ歩み寄りを図り、3名削減で決着したのであります。今回

の定数削減については、前回持ち越した経緯を踏まえ、2名削減で削減数の調整が行われたのであります。しかし、なかなか折り合いがつかず、ニュー市民クラブとして、19年の選挙までまだ時間があるとし、もっと時間をかけて審議していくべきと申し入れをいたしました。話し合いの余地がないとの理由で、11月29日、塩釜ネットワーククラブは一方的に5名削減での議員提案をされたのは、まことに遺憾であります。

ニュー市民クラブとして、その対応に会派全員による検討をしたわけではありますが、塩釜ネットワーククラブの暴挙は見過ごすことはできないとし、また、ニュー市民クラブとしても定数削減については前向きに検討してきただけに、公明党議員の皆さんと協議をし、大幅な削減は議会運営上または市民サービスの観点からも受け入れがたいとし、2名削減の議員提案を提出した次第であります。

本来、議会は住民の意思に基づいて住民自治を実現する代表機関であり、条例の制定や予算を決定する議決機関として自主立法権を担っております。さらには、行政に対するチェック機能も重要な役割となっております。その意味においても、定数については、これらの機能を十分に果たす上からも一定の数が必要であると考えられるものであります。また、議員は市民の代表という立場から、常に市民と対話を図り、市民の声に真摯に耳を傾け、それを代弁するという大きな役割を果たさなければなりません。

議会改革に伴う定数削減については、時間をかけて、また市民の方々の意見も十分にお聞きしながら、全会派による共同提案をなすべきであると思うのであります。議員提案7号の提案理由にありますが、行財政改革のために議員定数を削減すべきとのことではありますが、果たしてそれだけでしょうか。私たちは、議員は市民の代表としてそれぞれの地域から大きな期待と責任を持って出馬しており、短絡的に定数を削減するのはいかがなものかと思うのであります。

塩竈市を取り巻く一市三町の議員定数を見た場合、多賀城市においては22名、利府町でも22名、七ヶ浜町では20名、松島町では18名と、平均でも20.5人であります。財政改革のためとはいえ、二市三町の核となる塩竈市が最低の18名にしなければならない根拠はどこにあるのでしょうか。財政改革ならば、住民の代表を大幅に削減するのではなく、議会運営費の中で行政視察費や政務調査費の当面の凍結、また議員報酬なども検討すべきであります。

しかし、今回そのような提案もなく、大幅な議員削減だけに終始してきたのであります。これまで議会としても行財政改革には真剣に取り組み、平成15年の選挙後、香取議長が誕生し、議会は早速議長公用車を廃止し、リース代、人件費、燃料代など年間1,000万円余を削減して

きたのであります。その観点から、財政改革はさまざまな手法があり、一概に定数削減だけを取り上げるのは議員としての品格を疑うものであります。今後は、議会改革を課題として議会改革検討委員会を設置し、真剣に全会派による議会のあるべき姿を検討すべきであると提案するものであります。

よって、大幅な住民代表の議員削減による市民サービスの低下をもたらす議員提出議案第7号に反対し、住民本位の議会運営を目指す議員提出議案第8号に賛成する立場を表明し、討論といたします。以上であります。（拍手）

議長（菊地 進君） 以上で通告による討論は終了いたしました。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、議員提出議案第7号について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立少数であります。よって、議員提出議案第7号については否決されました。

次に、議員提出議案第8号について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立多数であります。よって、議員提出議案第8号については原案のとおり可決されました。

日程第6 議員提出議案第9号

議長（菊地 進君） 日程第6、議員提出議案第9号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第9号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。8番嶺岸淳一君。

8番（嶺岸淳一君） ただいま議題に供されました議員提出議案第9号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

「真の分権改革の確実な実現」に関する意見書

「三位一体の改革」は、小泉内閣総理大臣が進める「国から地方へ」の構造改革の最大の柱であり、全国一律・画一的な施策を転換し、地方の自由度を高め、効率的な行財政運営を確立

することにある。

地方六団体は、平成18年度までの第1期改革において、3兆円の税源移譲を確実に実施するため、昨年の3.2兆円の国庫補助負担金改革案の提出に続き、政府からの再度の要請により、去る7月20日に残り6,000億円の確実な税源移譲を目指して、「国庫補助負担金等に関する改革案(2)」を取りまとめ、改めて小泉内閣総理大臣に提出したところである。

政府・与党においては、去る11月30日、「三位一体の改革について」決定され、地方への3兆円の税源移譲、施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲の対象とされ、また、生活保護費負担金の地方への負担転嫁を行わなかったことは評価するものであるが、「地方の改革案」になかった児童扶養手当や児童手当、義務教育費国庫金の負担率の引き下げなど、真の地方分権改革の理念に沿わない内容や課題も多く含まれ、今後、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、「地方の改革案」に沿って平成19年度以降も「第2期改革」として、更なる改革を強力に推進する必要がある。

よって、国においては、平成18年度の地方税財政対策において、真の地方分権改革を実現するよう、下記事項の実現を強く求める。

記

1. 地方交付税の所要総額の確保

平成18年度の地方交付税については、「基本方針2005」の閣議決定を踏まえ、地方公共団体の安定的財政運営に支障を来すことのないよう、地方交付税の所要総額を確保すること。

また、税源移譲が行われても、税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行うこと。

2. 3兆円規模の確実な税源移譲

3兆円規模の税源移譲に当たっては、所得税から個人住民税への10%比例税率化により実現すること。

また、個人所得課税全体で実質的な増税とならないよう適切な負担調整措置を講ずること。

3. 都市税源の充実確保

個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な税であり、市町村への配分割合を高めること。

4. 真の地方分権改革のための「第2期改革」の実施

政府においては、「三位一体の改革」を平成18年度までの第1期改革にとどめることなく、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、平成19年度以降も「第2期改革」として「地方の改革案」に沿った更なる改革を引き続き強力に推進すること。

5. 義務教育費国庫補助負担金について

地方が創意と工夫に満ちた教育行政を展開するため、「地方の改革案」に沿った税源移譲を実現すること。

6. 施設整備費国庫補助負担金について

施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲割合が50%とされ、税源移譲の対象とされたところではあるが、地方の裁量を高めるため、「第2期改革」において、「地方の改革案」に沿った施設整備費国庫補助負担金の税源移譲を実現すること。

7. 法定率分の引き上げ等の確実な財源措置

税源移譲に伴う地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税法の原則に従い、法定率分の引き上げで対応すること。

8. 地方財政計画における決算かい離の同時一体的な是正

地方財政計画と決算とのかい離については、平成18年度以降についても、引き続き、同時一体的な規模是正を行うこと。

9. 「国と地方の協議の場」の制度化

「真の地方分権改革の確実な実現」を推進するため、「国と地方の協議の場」を定期的開催し、これを制度化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

議長（菊地 進君） これより質疑を行います。（「なし」の声あり）

以上をもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議員提出議員第9号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第9号については原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明14日定刻再開いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明14日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時33分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成17年12月13日

塩竈市議会議長 菊 地 進

塩竈市議会議員 佐 藤 貞 夫

塩竈市議会議員 木 村 吉 雄

平成17年12月14日（水曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第3日目）第21号

議事日程 第3号

平成17年12月14日(水曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第2

出席議員(23名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
3番	武田悦一君	4番	伊藤栄一君
5番	志子田吉晃君	6番	鈴木昭一君
7番	今野恭一君	8番	嶺岸淳一君
9番	浅野敏江君	10番	吉田住男君
11番	佐藤貞夫君	12番	木村吉雄君
13番	鹿野司君	14番	志賀直哉君
15番	香取嗣雄君	16番	曾我ミヨ君
17番	中川邦彦君	18番	小野絹子君
19番	吉川弘君	20番	伊勢由典君
21番	東海林京子君	22番	福島紀勝君
23番	伊藤博章君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	助役	加藤慶教君
収入役	田中一夫君	総務部長	山本進君
市民生活部長	棟形均君	健康福祉部長	佐々木和夫君
産業部長	三浦一泰君	建設部長	内形繁夫君

総務部次長 兼総務課長	阿部守雄君	総務部次長 兼危機管理監	大浦満君
市民生活部次長 兼環境課長	綿晋君	健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下彰君
産業部次長	伊賀光男君	建設部次長 兼都市計画課長	茂庭秀久君
総務部行財政改革 推進専門監	田中たえ子君	総務部政策課長	渡辺常幸君
総務部財政課長	菅原靖彦君	市民生活部 市民課長	澤田克巳君
健康福祉部 社会福祉事務所長	会澤ゆりみ君	産業部 みなとまちづくり課長	神谷統君
総務部 総務課長補佐 兼総務係長	佐藤信彦君	市立病院事務部長	佐藤雄一君
市立病院事務部 次長兼業務課長	伊藤喜昭君	水道部長	佐々木栄一君
水道部次長	大和田功次君	水道部総務課長 兼経営企画室長	尾形則雄君
教育委員会教育長	小倉和憲君	教育委員会 教育部長	小山田幸雄君
教育委員会 教育部次長兼 生涯学習センター館長	渡辺誠一郎君	教育委員会教育部 総務課長兼 総務係長	橘内行雄君
選挙管理委員会 事務局長	佐藤直孝君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	丹野文雄君		

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間明君	事務局次長	遠藤和男君
事務局次長兼 議事調査係長	安藤英治君	議事調査係主査	戸枝幹雄君

午後 1 時 開議

議長（菊地 進君） ただいまから12月定例会 3 日目の会議を開きます。

本議場への出席者は、第 1 日目の会議と同様であります。

本日の議事日程は、日程第 3 号記載のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（菊地 進君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、13番鹿野 司君、15番香取嗣雄君を指名いたします。

日程第 2 一般質問

議長（菊地 進君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。2 番田中徳寿君。（拍手）

2 番（田中徳寿君）（登壇） ニュー市民クラブの田中徳寿でございます。本日、12月定例会において、質問の場を与えてくださった先輩、同僚議員の皆様には厚く御礼申し上げます。

私が議員にさせていただきまして今回が 9 回目の質問であり、その質問のたびに本市の財政問題を取り上げさせていただきましたが、今回も塩竈市の再生のために財政問題より質問させていただきます。市長及び市当局の簡潔な答弁をお願いいたします。

初めに、1 として、市税増収対策であります。

一つ目は、本年10月の国勢調査において、速報値で塩竈市の人口が 6 万人を下回る数字と聞いておりますが、本市の人口 6 万 3,000 人までの増加策として、就業する企業のふえる対策と宅地・マンションの供給対策についてと、進出する企業と家やマンションを購入して転入してくる人たちに対する優遇する対策を考えておられるのか、市長にお伺いいたします。

二つ目は、塩竈市が所有している土地で一般財産と行政財産のうちで、市役所ですぐに活用する計画のない土地をすべて一般財産にして売却を一元的に担当する部署をつくるお考えがおりになるか、市長にお伺いいたします。

次に、市役所で所有している土地・建物の中で、広告・看板をかけられる土地・建物を一元的に担当する部署をつくり広告収入を得る考えがあるか、市長にお伺いいたします。

次に、広報しおがまや市のホームページや市役所の各部各課の封筒や水道料の請求書、市税の納付書にも広告を掲載するお考えがおりになるのか、市長にお伺いいたします。

次に、市役所の管理する事務所で仕事をしている職員の方々と、自家用車を駐車するスペースのある場所で勤務する人たちと駐車するスペースのない職員の方々の実態を市当局は把握していられるのでしょうか。駐車スペースのない人たちは他人の駐車場を借りて、スペースのある人たちは市役所に使用料をお支払いして使用しているのか、市長にお伺いいたします。

また、ある市町村では、学校の駐車スペースを使用している各学校の駐車使用料を徴収して教育委員会の会計に入れて、独自の企画を立てた学校にそのお金を独自枠として配分しているのを聞いておりますが、このようなお考えがとおりになるか、市長にお伺いいたします。

また、市役所の所有している空き地で市民に駐車場として貸すことができる土地は、使用料を取って貸すお考えが市長におありになるかお伺いいたします。

2の市税収納対策についてお伺いいたします。

市税、国保税、上下水道料、小中学校の給食費、病院の診療費、保育料、市営アパートの家賃や各種使用料、手数料のうちで、1年を経過した未徴収の分は一元的に管理・徴収していくお考えがとおりになるか、市長にお伺いいたします。

3の経費節減対策は、これからどのようにしていかれる考えなのかお伺いいたします。

その中で、物品購入を一元的に管理する部署をつくり、それを伝票により各課が購入する仕組みで職員の方々の心に経費を節約するのが当たり前になるような施策を実行し、これからは一人ひとりの係を担当する職員の方々、トヨタ自動車の改善のように提言し、それを採用されて節減の実績が上がった者を褒めてやり褒賞金を支払うような制度をおやりになる考えが市長にあるか、お伺いいたします。

細部にわたる分があるかもしれませんが、千里の道も一歩からです。ぜひ確実に一歩一歩実行されることを希望します。

4の繰出金についてお伺いいたします。

法定内繰出金と法定外繰出金の市役所の定義をお伺いいたします。

5の特別会計への繰上充用についてのお考え方をお伺いいたします。

そこで、特別会計の赤字分を一般会計で繰出金を多く配分して特別会計の赤字を解消し、一般会計そのものを繰上充用している市がありますが、そのような考えが市長におありになるかお伺いいたします。

6番目として、資本費平準化債の導入について、一般会計における公債費の平準化を行う考えがとおりになるかどうか、まず最初に市長にお伺いいたします。

そして、北海道留萌市においては、財政圧迫の要因となっている公債費、借金返済の中で、国から高い利率3%から6%で借金しているものを低利の民間金融機関の資金に借りかえる方法であります。その際に、国に支払う予定であった将来の利息の一部を保証金として支払わなければならないため、利息、支払い利息額がふえますが、公債費の支払いがピークを迎えていることもあり、実際の耐用年数より短い返済計画のものを10年から15年程度延長することで財政再建を図ります。また、再建計画が順調に推移し余剰金が発生したときには、繰上償還も視野に入れているとのことですが、そこでお伺いいたします。

塩竈市の一般会計の公債費の中で実際の耐用年数より短く、なおかつ利率が3%以上の公債費の残高は幾らになるのかお伺いいたします。借り入れしている起債の中でどのくらいの金額が該当し、なおかつ、来年度以降の支払い金額の抑制が働くのかを市長にお伺いいたします。

11月30日の新聞報道によれば、宮城県もこの方法を採用されるような報道がなされており、今、財政再建等、一段と進める際の有効な手段であると考えます。例えば、この方法により塩竈市の財政のピンチをチャンスととらえ、赤字の会計を解消し、病院再生資金を生み出す基金を創設していくことが急務であると考えますが、市長はいかがお考えなのかお伺いいたします。

そして、留萌市では、何の手だても講じなければ平成18年度に財政再建団体に転落の危機でしたが、職員給与の見直しなど市役所の内部の改革や受益者負担の適正化や行政細別の見直し、税、税外収入の収納率向上などの財政再建項目の実行と公債費の平準化によって、留萌市の経済や市民生活に急激な影響を及ぼすことなく自主的な財政再建をしていきますと述べており、我が塩竈市においても内部改革を今進めており、この方法を採用してこの塩竈市の難局を乗り切り、市民と行政が一体となって塩竈市が財政再建していけるようにしていく市長の大いなる決意をお伺いいたします。

2番として、個人情報保護条例について。

1として、災害時における個人情報保護条例とのかかわりについてお伺いいたします。

今後30年以内の発生確率が99%の宮城県沖地震時における個人情報保護条例とのかかわりについてお伺いいたします。

塩竈市において、宮城県沖地震の連動型における災害は、建物の全壊棟数は183棟で半壊棟数は1,219棟と焼失棟数が54棟で、短期避難者数は3,158人と想定被害が示されている中で、9月の集中豪雨で床上浸水の被害を受けた東京都中野区の約800世帯について、税の減免や受

信料免除が受けられるよう、同区の担当課長が住所と氏名を都税事務所とNHKに提供したところ、個人情報保護条例に違反したとして訓告処分を受けています。

担当課長は、被災者の経済的負担を軽くできると思い、被災者名簿から救済対象となる床上浸水世帯の世帯主と住所だけを抽出してリストをつくり、各担当者に手渡しました。名簿は目的だけに使われ、NHKは後に返還しました。ところが、受信料免除の申請書をNHKから送られた一部住民が個人情報が勝手に提供されていると苦情が寄せられたのを機に議会で問題化し、条例に違反して被災者名簿を外部提供し、区の信用を失墜させたとして、担当課長を訓告、上司を口頭注意したと新聞に報道されましたが、区条例では個人情報を収集目的の範囲を超えて外部に提供してはならないと定めているが、法令に基づく場合、命、健康または財産に対する危険を避けるため緊急かつやむを得ないときなどは例外。同区によると、課長は例外に当たると判断しましたが、区では後に、緊急性はなく、800人の同意を得るか条例で定めた審査会の意見を聞くまで待つべきだと判断し、今後は原則提供しないとしているとのことであります。

そこで、我が塩竈市においては、宮城県沖地震の連動型のような災害時はどのような対応をなさるのか、市長にお伺いいたします。

2番目として、陳情等の政治活動において個人情報保護条例とのかかわりについてお伺いいたします。

陳情・要望を署名簿を添付して市役所に提出する団体等において、それを個人、団体等が情報開示を請求したときに、陳情・要望は政治活動に当たるとして情報を開示されるかどうかを市長にお伺いいたします。

これにて私の1回目の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。(拍手)

議長(菊地 進君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) ただいま2番田中議員からご質問いただきました。ご答弁をさせていただきます。

財政問題に関し、何点かのご質問をいただきました。

本市の財政状況、今後3カ年間で約40億円の収支不足が見込まれておりまして、18年度の予算編成もまことに厳しい状況でございます。今後、抜本的な対策を講じなければ財政再建団体に陥ることが懸念される状況でございます。市民サービスを低下させないためには、何としても三度目の財政再建団体転落は回避しなければならないとの決意で、行財政改革に不退転の決

意で取り組んでまいります。

現在、この危機的状況を改善するため、全事業の徹底した見直し、人件費の適正化、あるいは補助金の見直し等、財政健全化に向け全庁挙げて努力をいたしておりますが、さらに、あらゆる手段を講じながら、職員が一丸となり聖域のない行財政改革に取り組んでまいります。

初めに、市税増収対策についてご質問いただきました。

市税増収の基本は、納税者数の増加策と地域経済の活性化であるというふうに認識をいたしております。

ご質問の企業立地につきましては、既に港湾地区におきまして自動車リサイクル企業の建設が始まっております。なお、今後とも就業機会を確保するとともに、地域経済への好影響も期待できますことから、みなとまちづくり課を中心に事業用地や融資制度等の企業支援情報の発信などを行い、企業誘致に努めてまいります。

また、現在、漁港背後地につきましては、市内で唯一の一定の面積が確保される事業用地がございますので、進出企業への固定資産税相当額を補助する支援制度などを設け、企業誘致活動を展開してまいります

人口増加策についてでございますが、本年10月実施の国勢調査では本市の人口は6万人を割る見通しでありまして、この対策は喫緊の課題でございます。現在、本塩釜駅や塩釜駅等へのマンションの建設等が進んでおりますし、海辺の賑わい地区では今後住空間の整備も計画されておりますことから、将来人口の増加につながるものと期待をいたしております。

さらに、子育て支援策や健康づくり施策を重点化しながら真に住みよいまちづくりを進めておりますので、これらの施策を積極的にPRし、塩竈にぜひ住んでみたいと思われる方々の増加策になお一層取り組んでまいります。

次に、土地の売却についてのご質問をいただきました。

現在、普通財産で売却可能な土地はおおむね11カ所、約8,000平方メートルであり、また、活用予定のない行政財産につきましては、普通財産に移しかえ、財源補てん策として財政課が中心となり積極的に売却を進めております。

また、本年度からは、税収確保策として塩釜税務署管内の市町で協力し滞納処分に係る土地の公売を進めるなど、さまざまな角度からこのような取り組みを深めてまいります。

さらに、市有地や建物、あるいは広報紙等への広告掲載等や広告看板等の設置に関するご質問をいただきました。

極めて厳しい財政状況下での新たな歳入につながる広告掲載等は、市の所有物の有効活用策であると考えられますので、行財政改革推進計画に位置づけ具体的な検討に入り、実施可能なものは先行的に具体化をしてみたいと考えております。

また、市敷地での職員用の駐車使用料徴収についてのご質問をいただきました。

現在、庁舎、公共施設含めまして、学校以外では27カ所ございますが、基本的には勤務先敷地への通勤車両の駐車は認めておりません。例外として、変則勤務体制、24時間体制とかであります。で、通勤時間帯に交通機関が利用できない施設、あるいは通勤手段が自動車に限定される施設につきましては、例外的に敷地内へ駐車を認めている事例がございます。このようなことは、他の施設に勤務する職員との公平性という観点から、今後の職場環境のあるべき姿について検討させていただきたいと考えております。

一方、学校施設につきましては、児童生徒の安全対策や防犯上、また部活動や生徒指導などの教育活動において教師の自家用車の使用もお願いしておりますことから、今後、他市の事例等も参考にしながら検討させていただきたいと考えております。

また、市有地につきましては、既に町内会初め22の団体や会社、そして個人に駐車場等として有償で貸し付けをいたしており、年間約 900万円ほどの貸付収入を得ております。また、先ごろ建物の無償譲渡をさせていただきました北浜デイサービスセンター敷地につきましては、歳入確保策として有償での土地の貸し付けといたしております。このような取り組みを進め、今後とも収入の確保に向けて積極的な取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に、市税等の収納対策についてお答えをさせていただきます。

市税のみならず、使用料等の収納は、行政の公平性の観点から適切に取り組みなければならない課題でございます。さきの決算議会でもご指摘をいただきましたが、現在の全会計における未収金額の合計は約10億円ほどにも上っており、税収が減少傾向の中で、この解消は極めて大きな課題であると認識をいたしております。このため、11月24日に一元的な対応が必要であるとの判断で市税等収納対策本部を設置し、市税につきましては、本年度91%の収納率確保を目標に年末の特別徴収を行っておりますとともに、他の使用料につきましてもそれぞれ目標額を設定し、収納額の確保に積極的に努めてまいります。

さらに、相互連携した滞納整理や悪質な滞納者への行政サービスの制限等につきましても検討を始めたところでございます。今月2日には市税につきましては初めて差し押さえ不動産の公売を実施いたしましたほか、市営住宅の使用料につきましても法的措置の取り組みを始め、

全庁挙げて未収部分の収納対策を強化してまいるところでございます。

経費節減に向けました物品購入の一元化についてお答えいたします。

経費節減には、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、常に最小の経費で最大の効果を上げるよう努めることにより達成ができると考えております。このような意識を組織内に醸成する取り組みの一つとして、予算編成にメリットシステムを導入しております。これは、創意工夫により節減を行った経費につきまして、節減額の一部を担当部署へ予算配分するものでありますが、今後も経費節減に向けて努力した部署や職員が報われますような仕組みづくりを行ってまいります。

物品購入を一元に管理する部署の設置についてでございますが、現在、事務的な消耗品の年間所要額は、一般会計と各特別会計を合わせまして3,000万円ほどに上っております。物品の購入は各課の庶務担当が行っておりますが、現在、部単位での庶務事務の集約化を進めております。今後は物品購入などについて集約化を図りますとともに、余分な在庫が生じていないかなどの状況を調査し、各部間での連携を図り、より一層の経費の節減に努めてまいります。

次に、繰出金についてご質問いただきました。

総務省におきましては、一般会計から特別会計や企業会計へ繰り出しを行う際の基準を定めており、本市におきましても、一般会計から繰り出しを行う場合には、この基準に沿って行うことを原則といたしております。大変厳しい財政環境を踏まえ、総務省基準に基づかないいわゆる基準外繰り出しを続けられる体力は既に一般会計には残っていないものと考えざるを得ず、今後も繰り出しに当たりましては総務省基準によるものを原則とし、やむを得ず基準外の繰り出しを行う場合にあっては、繰り出し先の会計の収支改善計画を踏まえたものとしてまいりたいと考えております。

次に、特別会計の繰上充用についてお答えいたします。

現在、本市では、魚市場と駐車場の2特別会計で実質収支に赤字を生じており、この収支不足を翌年度歳入を繰り上げて補てんするいわゆる繰上充用措置をとっております。ご質問の一般会計を繰上充用することにつきましては、とりもなおさず一般会計が赤字決算ということでありまして、基本的な市民サービス全般を担っている一般会計は行政運営の根幹をなすものがありますことから、赤字決算化した場合には、その後の市民サービスへの影響が大きく懸念されます。

もともと特別会計は、各会計の設置目的に応じ、その経費はその会計の経営に伴う収入をも

って充てることが原則であり、加えて、一般会計収支の現状に照らし合わせましても、この原則は堅持していかなければならないものであります。特別会計の赤字解消のため繰り出しにつきましては、各会計の抜本的な健全化策を見定めるとともに、一般会計の財政状況に照らし今後対応してまいりたいと考えております。

次に、一般会計における公債費の平準化についてお答えをいたします。

一般会計における公債費負担の平準化策として、借り入れ済みの公的資金の繰上償還を行い、その財源として民間の金融機関から資金を借り入れる公的資金の借り換えの制度がございます。

公的資金の繰上償還には平成16年度までは多額の保証金が必要となり、借り換えは制度的に大変困難なものがございましたが、平成17年度に至り、その保証金の支払い額も市債借り入れとして認められることになりました。この制度では保証金の支払いや借り換えに伴い新たな利子が発生いたしますことから、トータルでは償還金が増加いたしますが、借り換え年度から数年間にわたり公債費償還額の減少を図ることができます。ここ2カ年間で本市にとりまして危機的状況であることを踏まえ、あらゆる手法を検討するべきであると考えておりますので、このように危機的状況下の財源対策として有効な手段の一つと判断し、具体的な検討を今進めているところでございます。

現在のところ、借り換えの対象となる議員ご質問の利率3%以上の市債は約14億円程度、また、借り換えによる単年度の公債費減少額は2億数千万円程度になるのではないかと見込んでおりますが、具体的な減少額は対象となる施設の耐用年数の認定や保証金の金額によりますので、現在、貸し出し先であります郵政公社等に照会をいたしているところであります。

次に、災害時における個人情報と個人情報保護条例のかかわりについてお答えいたします。

塩竈市では、個人情報の適正な取り扱いを定めることにより個人の権利、利益の保護及び市政の適正かつ円滑な運営を目的といたしまして、平成11年4月に塩竈市個人情報保護条例を施行いたしました。個人情報の取り扱いにつきましては、条例におきまして個人情報の収集には目的を明らかにした上で本人から聴取することが原則とされ、また、個人情報を提供する場合には法令の定めや本人の同意等が原則であると規定されております。ただし、災害時の緊急性が認められる場合には、収集及び提供について個人の生命、身体または財産を守るため緊急かつやむを得ないと認められるときとして例外的な取り扱いが認められております。

緊急かつやむを得ないとは、例えば消防活動や救急活動、あるいは災害対策等、その他これらに類する場合で、個人情報を本人から収集する時間的余裕がなく、かつ、ほかに方法がない

などの理由があるときを申し上げております。これは、緊急性があるときに本人からの収集や本人の同意のもとでの提供等の原則を貫くことが、かえって個人の生命、身体、財産の保護を欠くおそれがあるため例外とされたものと認識をいたしております。

議員ご質問の今回報道されました災害に伴う例えばテレビ等の受信料減免措置のために個人情報を提供することにつきましては、同様のケースが本市で発生した場合、現時点では、一刻を争う緊急性が高いかどうかということをお慮する必要があるかと思っておりますが、現時点では、提供に当たりましては、例えばこういった受信料の減免等でありましたら、本人の同意を得るか、または本人の同意が得られない場合は審査会等での手続を踏んだ対応が必要ではないかと判断をいたしたいと考えております。

このように、災害時での個人情報の提供等につきましては、それぞれの事例において、さきに説明いたしました例外事項に該当するかどうかを適切に判断し対応していくものと考えております。

次に、陳情等の政治活動についての個人情報保護条例とのかかわりについてお答えいたします。

塩竈市情報公開条例では、市に提出された要望書については、市の公文書となり、情報公開請求の対象となりますが、情報公開条例第10条の規定により、その中に記載されております個人情報、例えば氏名、住所、電話等が該当するかと思いますが、これらにつきましては、その要望目的によらず保護されることとなります。

要望書の取り扱いにつきましては、本市の場合、政治活動の有無にかかわらず、市民の皆様からの要望として一括して取り扱っておりますことから、今回のご質問にある政治活動の要望書等も個人情報を除いての公開となります。例えば、要望書等には署名簿などが添付されている場合がありますが、その名簿に記載されている氏名、住所、電話番号等は、公開についての本人の同意がなければ個人情報として保護されることとなります。

本年4月には個人情報保護法が施行され、個人情報の取り扱いには、なお一層細心の注意が求められております。今後とも、市民の権利、利益を確保するため、適切な運用を心がけてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（菊地 進君） 2番田中徳寿君。

2番（田中徳寿君） 市長の丁寧なご答弁ありがとうございます。

それで、私から2回目の質問をさせていただきます。

今、塩竈市が大きく財政を建て直さなければならぬ時期に来ているんだと市長答弁より推察することができます。そういうことであるならば、すべてに関して市税を安定させ、なおかつ市政を安定させるために、すべての道具を一点に集中していく施策が大切だと私は考えております。

なぜそのように申し上げるかという、 「1人の一歩よりも、あるいは市長の百歩よりも、800人の一歩が一番大切だ」ということをある企業経営者が述べております。そういうことはどういうことかという、一人ひとりが今市長が述べられたような心を大切にして市政に当たっていくならば、塩竈市の財政再建は成るものだと思っております。一人ひとりの心の積み重ねが今市の財政への圧迫を呼んでおります。それは過去の市政の積み上げなのであります。過去の市政の積み上げというのは、職員一人ひとりの方がその市政にかかわってきたということでありまして。とすれば、今、未曾有の自治体の大変な時期を迎えたときに、職員の方々が心を一つにして、増収対策であれ節減対策であれ、係の方々が心を一つにしてむだを廃止していけば、すべて財政が好転するものと思えます。

もう一つ、深く……。この約2年8カ月ほど議員をさせていただきまして、市政を見させて、この財政を篤と拝見させていただきましたときに、塩竈市の財政について篤と思うことがあります。それは、塩竈市の財政が物すごく、戦術的に鶴翼の陣形というか、ツルの扇を、ツルの羽をマッタような財政であるということでありまして。6万の市民のまちの市役所がこれほどの業務を持っているまちが果たしてあるのでしょうか。確かに住民サービスとして必要であることはわかります。でも、それをいつか選択という、集中と市長が述べられたように、3年たっても会計一つ消えないのであります。そこが塩竈市の難しさだと思えます。

鶴翼の陣形で有名なのは日露戦争の陣形であります。薄い戦いなのであります。ツルの羽は薄いのであります。厚い羽に変えなければならないのです。それが財政再建なのです。それを伝えたいのです。皆さんのやってある仕事が果たして本当に市民の皆様から、6万市民の皆様から要望されている事柄なののでしょうか、一部の住民だけから要望されていることなののでしょうか、それが一番の大切なことだと思えます。その一つ一つを洗い落とすことがこの役所に欠けていたのではないのでしょうか。

私がきょう前半で財政を聞いたとき、歳出は聞いておりません。でも、歳出の中にある一人ひとりが前例踏襲主義の中に陥った執行体制であるのではないのでしょうか。それを見直すこと

が塩竈市にとって改革なのだと思います。今個別にどうこうする気はありません。ただ、一つ思うことは、皆さんが持っている各係の方々の前のことを見直す心が芽生えればできるんだと思います。

会社を今、十何件ぐらいの会社を再生した人が言っておりました。「解決しない問題はない」と。もう一つ贈りたい言葉があります。「根明、生き生き、へこたれず」だそうです。いろんなつらいことがこれからも待っていると思います。でも、根明に、生き生き、へこたれずに塩竈市を再生していただきたいのです。我々議員は物を申すだけしかまだできないのです。執行はすべて当局なのです。その当局の方々の心にそういうものが芽生えて、本当に市長がよく言う「市民と協働のまち」は、財政にとっても同じだと思います。それを作り上げてほしいんです。

それで、お伺いします。来年度予算編成において、ゼロベースで予算をつくり上げる気がありになるか、そして各部対応型で果たしてこの難局が乗り切れるのか、この2点だけ市長にお伺いいたします。よろしく願いいたします。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 2点についてご質問いただきました。

初めに、行財政改革に取り組む姿勢、特に財政再建につきましては、全職員の一致した取り組みが今こそ求められているのではないかというご指摘でありました。収納対策、これは今、本市の歳入確保に最大の課題であるということは、先ほどの答弁でも申し上げました。組織的なものも立ち上げました。それから、管理職の皆様方にも土日返上で収納事務に従事していただいておりますが、やはり我々がこの塩竈市の行財政を運営しているわけでありますので、今796名の職員であります、796名の職員一人ひとりがそういった自覚意識を高めていくことこそが一番重要な課題であるというふうに私も考えておりますし、私自身もそういった職員の気持が一点に集中するような努力を私自身がしていかなければならないんだらうなというふうに考えているところであります。なお一層努力をさせていただきたいと考えております。

また、そういった中で、残念ながら繰上充用が二つあると。こういったことが市民の気持ちを暗くしているのではないかという、恐らくそういうご質問であったかと思っております。前にも同様のご質問いただきました。

確かに基準を超えた繰り出しをやっている部分、特別会計、企業会計等もございます。ただ、やはり本来はそれぞれの会計がそれぞれ独立した会計であります。一つ一つ自立的にやっ

ていける中身になってこそ初めて健全化ではないかと思っております。赤字だから一般会計から繰り出ししてというのは、本来の特別会計、企業会計のあり方ではないと思っております。

例えば駐車場会計、長年ほとんど不良累積債務が解消されないままに来たわけですが、職員の知恵と工夫でようやく明かりが見え始めております。実はこういうことが大切なのではないかなと。田中議員のご質問も私は全く同じだと思っておりますが、職員がそういうことに気づいて、みずから行動することこそが行財政改革の原点ではないかと思っております。我々から、あるいは部長から、課長から押しつけられた行財政改革というのは、果たして十分な実りがあるかどうかということでもあります。ぜひ職員一人ひとりがそういった判断を持てるような塩竈市の行政になお一層頑張ってもらいたいと思っておりますし、繰上充用、私も大変うとうしい状況にはありますが、これらについてどういった解決策でどれくらい減らせるかという方向性を見出しながら、今後、適切な対応をさせていただきたいと思っております。

そういった中、先ほど平成18、19、20年で40億円を超える収入不足と、歳入不足ということを申し上げました。平成18年度も13億円から14億円の歳入不足が発生する見込みであります。今、すべてゼロベースでもう1回事業全体を見直ししております。過去にも特殊勤務手当の改めでの見直しでありますとか管理職手当の見直し、あるいは事業につきましても、それぞれメリ張りのついた、「選択と集中」という言葉を使わせていただいておりますが、メリ張りのついた事業の進捗を図りながら、できるだけ早く効果が市民の方々に見えるような、そういう行政に取り組みたいということで、18年度につきましても、ゼロベースでもう1回本市の財政を構築するというところで取り組んでおります。

まだまだ厳しい状況にあります。第二段、第三段の改革をやらない限り、18年度の予算編成というのは大変厳しい状況にあるというふうな認識をいたしております。今後とも、議会の方にも情報、情勢をご説明させていただきながら、不退転の決意で頑張ってもらいます。以上でございます。

議長（菊地 進君） 9番浅野敏江君。（拍手）

9番（浅野敏江君）（登壇） 平成17年度12月定例会におきまして、公明党を代表して一般質問させていただきます浅野敏江です。通告に従いまして順次質問させていただきますので、市長並びにご当局の誠意あるご答弁をよろしく願いいたします。

初めに、行財政改革についてお尋ねいたします。

平成15年佐藤市長が誕生して2年8カ月たちました。本市の行財政改革は、市長の施政方針

の最大の眼目であり、一番高いハードルでもあります。

本市を取り巻く現状は、まさしく危機的要素を呈しております。人口の減少を初め、決算審査意見書によるところの長期の停滞状況から脱出できない経済状況下が続き、市内事業所の減少、魚市場の水揚げの激減などに伴い、歳入の基幹である市税は、昨年、平成16年度の決算額61億円にとどまり、ピーク時の平成9年度決算額77億5,000万円に比べると、わずか7年の間に16億4,000万円も減少し、その傾向はいまだとどまる様子はありません。反対に、地方債残高は、少子高齢化がますます進み、福祉事業のニーズがふえ続けることなどが大きく影響され、現在、市が抱える残高は、一般会計、特別会計、企業会計合わせて672億円まで膨れ上がっております。特に10の特別会計のうち基幹産業である魚市場事業が3億6,000万円の歳入不足、公共駐車場もなかなか改善が厳しく、依然6,300万円の不足が生じております。特に市立病院につきましては、累積赤字の増加をとめることが厳しく、平成15年度末では41億円の累積欠損金があります。私たち市民は、これまで以上に市の現在の状況を正しく理解し、ともに力を合わせ、真にすばらしいまちを子供たちに残していかなければなりません。

11月18日に開催されました総務教育常任委員会におきまして、新行財政改革推進計画の本年の取り組み状況について当局より説明を伺いました。それによりますと、1、職員定数の適正化を図り、平成17年度4月現在791名いる職員の方を平成22年4月まで5年かけて185人削減し、661人にする。2、職員給与の減額化、また50歳以上の職員の募集退職制度の導入。3、市税の滞納対策などの自主財源確保。4、実施計画、予算編成方針に基づく取り組みとして、事業の選択と集中、政策経費の削減など、大きく4項目についてであります。

そこでお伺いいたします。今回の新行財政改革推進計画において、職員の定数と給与の適正化の数値目標を挙げ、具体的に取り組まれておりますが、それによってどれくらいの改革の達成を見込まれているのでしょうか。

また、先日、市長の公約であった塩竈再生委員会が2年間に及ぶ議論の結果をまとめ、市長に提言書を手渡されたと報道されておりましたが、提案書をお読みになった率直な感想と、今後これらの提案書の中身についてどのように取り扱われるおつもりなのかお聞かせください。それと、今回、時期を同じくして政策課で実施した市民満足度調査が市広報などを通じて公表されました。その結果、満足度より不満足度の方がやや上回っているというデータが明記されました。市長が提唱されている「日本で一番住みたいまち塩竈」と、今回の調査で示された市民との意識の違いを今後どのよう近づけていくお考えなのかお伺いいたします。

政府は去る11月30日、国と地方の税財政を見直す三位一体の全体像を政府・与党合意で正式決定いたしました。税源移譲によって地方の自由裁量が高まった分、それだけきめの細やかな地域の実情や市民のニーズに合った行政サービスが可能になります。しかし、大変難しいのは、市民のニーズを的確に判断し、喜ばれる行政サービスを施行する市長の行政手腕にあると思われまます。そのためには、正確な情報を集め、あらゆる知恵を働かせ、そして大胆に改革のスピードを上げ、市民に納得のいく結果をもたらすときではないでしょうか。

私たち公明党は、さきの衆議院選挙のマニフェスト2005におきまして、「むだゼロの推進、徹底した事業仕分けで効率的な政府に」を明記いたしました。国民から預かる大事な税金をむだなく国民に還元するためには、歳出改革をやらなければなりません。「真に必要な事業には十分な予算を使い、むだな事業はなくして、メリハリをつける事業の仕分けこそ行財政改革の本丸」と、公明党の浜四津代表代行も特別国会の参議院本会議の代表質問で強調いたしました。事業の仕分け作業といいますのは、国の全事業について、各省庁の部局や課ごとに民間の専門家と省庁・自治体の担当者による事業の仕分け作業を行い、廃止、統合、民間委託、地方移管に仕分ける大胆な歳出改革のことです。小泉首相は、早速12月3日、自民党役員会で自民・公明で作業に取り組むようにと指示され、現在、エネルギー政策などの特別会計から統合などを視野に議論が始まっております。

実は、この事業の仕分け作業はもともと、ある民間のシンクタンクが提唱したもので、平成14年2月以来、宮城県を含む13の自治体、つまり9県4市で既にスタートさせています。事業の仕分け作業の大きな特徴は、現場の視点と外部の目という二つの観点から各事業の具体的な見直しが行われることです。つまり、学者などの専門家や中央省庁で働く職員の視点ばかりではなく、事業を実施する自治体の職員や民間企業で働いている一般住民の現場感覚を特に重視し、さらに他の自治体職員や経営に詳しいビジネス専門官などの外部の視点も取り入れ、さまざまな角度から事業が見直される点であります。

一例を申し上げますと、千葉県では11月10日、11日の2日間、千葉県の議会等で民間のシンクタンク主催で行政の必要な事業を洗い直す事業仕分け作業を公開で実施したそうです。仕分ける事業対象は、県の全事業約3,800項目のうち、商工労働、農林水産、県土整備、環境生活の各部局より裁量余地の大きい112事業。シンクタンクのメンバーと外部参加者の他市の市職員が1事業ごとに県の職員に事業の目的、内容、進捗状況、課題などを聞き出し、その後、議論を交わし、その事業は県民にとってまず必要かどうか、必要としても、民間に委託するのか

行政でやるべきなのかを検討。行政でやるべきものとしても、県でやるのか市町村がよいのか、もしくは国の仕事を順に仕分けし、チェックシートに書き込んでいき、最後に多数決で決める。チェックするのが他県の自治体職員であることが大きな特徴で、自治体職員という共通な立場であるため、事業についての知識や現場感覚も豊富であり、鋭い視点の指摘も目立ち、しかも、このやりとりはすべて公開され、市民、議員、マスコミも傍聴席から質問できることになっているそうです。

これまで約4年間で実施した自治体の結果では、歳出ベース、9県の平均で10%が不用または民間委託、30%が他の行政機関、残りの60%が引き続きするべき事業と判断されました。このように、行政の仕事かどうかを洗い出した結果、不用または民間委託が1割に上り、予算の1割に相当する大幅な削減が見込まれます。仕分け作業の結果は、その後に行政に大きな拘束をもたらすものではありませんが、不用とされた事業などを全く改善されなければ市民の非難は免れず、その効果は大きいと見られています。

このような事業の仕分け作業で大事なことは、結果のみにとられるのではなく、そのプロセスをめぐりながら職員を初め市民の意識が変わることでもあります。事業仕分け作業を傍聴された堂本千葉県知事は、「事業や制度について本当はおかしいが仕方がないと思っていた部分にも納税者の視点で切り込まれ、職員の意識改革としても効果は大きい」と感想を述べられたそうです。市民へのサービスを低下させないためには、事業の仕分けの手法による大胆な歳出削減を行い、そこから捻出された財源を財政再建に振り向けるだけではなく、市民のニーズに応じた新しい事業などに活用するという行財政の効率化を図られてはいかがでしょうか。市長のご見解をお伺いいたします。

次に、教育環境についてお伺いいたします。

近ごろ、子供たちが巻き込まれる凶悪な事件が余りにも全国で多発しております。本市におきましては、登下校の際に市内各学校において子供サポーターの方々が、厳しい寒さの中、毎日通学路で子供さんたちに声をかけて不審者や交通事故から守っていただいております。本当に感謝にたえません。心から御礼申し上げます。

かつて、子供たちが空き地で野球などをしたり、家の前の道路で石けりや縄跳びをして元気に遊んでいました。大人もどこの家の子かもよく知っていて、悪いときは遠慮なくしかってくれました。現在、そのような光景は望むべくもないのでしょうか。

先月17日、私たち公明党の3名は、4月より小学校と中学校が併設された浦戸併設校にお邪

魔させていただきました。その日はちょうどフラワーアイランド計画の一環として、浦戸小学校の子供さんたちと浦戸中学校の生徒さんたち、そして校長先生を初め先生方、地域の青年団の方たち、またご父兄の方、花の提供していただいた団体の方などがにぎやかに植栽を行っておりました。11月も半ばで風も冷たく、やや寒い日でしたが、子供たちの元気な歓声と大勢の人で作業をする楽しさで、その場にいるだれもが笑顔だったのが大変印象的でした。作業の後、地域の方たちが用意していただいたのでしょうか、熱い豚汁に舌鼓を打ち、会話も弾みました。このような状況をつくっていただきました教育長に心から感謝申し上げます。

その後、校長室にて校長先生から、一つの校舎で小学生と中学生が一緒に学ぶことのよい点と、また困っていることなどないかなどお聞きいたしました。区域外から登校してくるお子さんの様子などもあわせて伺いました。私たちは子供たちが学年の差に戸惑い混乱しているのではないかと心配でしたが、地域外からの子供さんたちとも打ち解け合い、楽しく学校生活を続けている様子を感じとられ、大変安心して帰ってまいりました。

そこでお伺いいたしますが、併設校として新出発して8カ月の学校の現状と今後の方針について伺います。

かつて浦戸諸島の子供たちは、市内の設備の整った学校環境に比べ、生徒数が少ないため不便を強いられることもたくさんあったと思われます。しかし、先ほども述べましたように、子供たちを取り巻く社会環境が不安定な今日、逆に、豊かな大自然の中、学校と地域と子供たちが一体となれることは何物にもかえがたい教育環境だと思われます。

そこで、再びお聞きいたしますが、総合学習の時間を利用して市内の児童生徒がクラス単位または学年単位で浦戸の学校に行き、自然の中で子供たちと交流を交わし、互いに学び合い、市内の子供たちに改めて塩竈市の美しい自然を確認してもらいながら、友情をはぐくむ人間学の勉強を実施するお考えはないでしょうか。市長を初め教育長のお考えをお聞かせください。

最後に、道路の安全性についてお聞きいたします。

毎日さまざまな交通事故のニュースが報道されない日はありません。師走に入り、ますます自動車の交通量もふえ、通行人の動きも多くなってまいりました。日没が早くなり、また雪道、アイスバーンなどスリップすることもあり、運転にはこれまで以上に気をつけなければなりません。本市におきまして、これまでも市民の安全を確保するためにさまざまな道路の安全対策をとっていただきました。本市は比較的狭い道路や急な坂道、曲がりくねった道路が多いまちです。しかしながら、一方、道路が広過ぎてかえって危険な道路もあるので。

一例を挙げますと、新浜町2丁目の仲卸市場に入る交差点付近です。ここは市道ですが、4車線のため中央分離帯が設置されております。しかし、地盤が軟弱のせいもあり、かなり路面が沈んでおります。そのためもあって中央分離帯の樹木と背の低い灌木がちょうど目隠しの役割を果たす状態で、2丁目の住宅街から市場方面へ直進するとき、または国道45号線の方に右折しようとするとき、左方向から来る自動車が見えにくく、危うく接触事故を起こしそうなことがしばしばあると住民の方からご相談されております。

大型自動車やトラックのように運転席が高い車はそうでもないのですが、車体の低い乗用車、軽自動車などは相手の自動車も見えませんが、こちらからも相手側からも死角となり、こちらの自動車も見えにくくなっております。夕方のライトを点灯する前などは特に危険を感じるがあります。大きな事故が起こる前にぜひドライバーの視角の確保を図っていただくようご検討をお願いいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 9番浅野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、新行財政改革推進の具体策についてご質問いただきました。

先ほど田中議員のご質問の際にもご答弁させていただきましたが、平成18年度において約14億円の収支不足が生じるという直面する厳しい行財政環境のもと、新行財政改革推進計画に基づきまして、現在、実施事業計画、予算編成に全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

その中で、まず歳出の抑制であります。維持管理費や委託経費等の徹底的な見直しによる検証で約1億円の削減、さらに政策的経費では、補助金の見直しや満足度調査や行政評価を反映させた事業の選択と集中、新たなゼロ予算事業を構築する等々によりまして約5,000万円の縮減が図られる見通しであります。

また、人件費の抑制といたしまして、定員適正化計画に基づき15年度から取り組んでいる100名削減の目標を、今後22年までに延長し、185名と上方修正し、計画的な取り組みを進めてまいります。今年度は一般職員の採用を見送り、退職者17名の不補充とすると同時に、早期退職の促進を図る等により、その削減効果が約1億5,000万円と見込んでおります。

また、市立病院におきましては、病院存続のために再生緊急プランを策定し、独自の勸奨退職要綱を新たに策定し、一定の優遇措置を講じて取り組みました結果、今月末までで18名の早

期退職が実現し、削減効果は約1億円になるものと起算をいたしております。

また、歳入確保を図る方策としては、滞納処分による不動産公売を12月2日に実施し、滞納額約350万円の完納に結びついたことを受けまして、今後も悪質な滞納者につきましては自動車等の動産についても差し押さえ等の滞納処分を実施し、未収金対策をなお一層強化してまいります。

さらに、市税等収納対策本部を11月に設置し、徴収業務の強化及び悪質滞納者への一定の行政サービス制限等の法的措置を講ずるなど、あらゆる財源対策を検証し、議会初め市民の皆様方のご理解を得ながら早急に取り組んでまいる覚悟でございます。

やはり歳入確保の根源は、住民、法人など課税客体の増加による税収増であり、海辺の賑わい地区整備を初め、企業誘致を強化しながら地域全体の活性化を図ってまいります。

さらに、内部的な削減努力も怠ることなく進め、特殊勤務手当や退職時特別昇給の廃止などに加え、緊急対策として三役等特別職の削減率を最大20%まで、あるいは管理職手当の削減も50%まで引き上げる等、給与費の削減努力をなお一層行ってまいります。

こういった行政改革を推進する上で最も大切なことは、議員ご指摘のとおり、市民の皆様方の目線であります。今皆様が行政に何を期待し、何を課題としているかというようなことを適切に把握することから行財政改革がスタートするというふうに考えております。そのような考えのもと、市民の方々の参加を中心とする塩竈市再生委員会でありますとか、市民満足度調査というものに着手をさせていただいたところであります。

再生委員会からは、去る12月1日、塩竈再生委員会2年にわたる活動の集大成として最終の提言書をちょうだいいたしました。提言いただいた内容すべての分野で21名の方々のふるさと塩竈を何とかしたい、何とか再生したいという熱い思いが感じられますとともに、行政に対する温かい叱咤激励として真摯に受けとめさせていただいたところでございます。2年間にわたるこれらの方々のご労苦に心より感謝を申し上げますところでございます。

提言は55項目に及び、その一つ一つが塩竈再生に必要な不可欠な内容であります。中間提言を既に昨年いただいておりましたが、このことにつきましても、その実現に向けて、先ほど申し上げました特殊勤務手当の見直しなどの給与の適正化、あるいは定員適正化計画策定や塩釜市立病院再生緊急プランに基づく退職勧奨等の取り組み、さらには交通事業や魚市場事業での経営健全化対策など、実現に向け今動き出したものもでございます。

この提言については、12月広報、ホームページで周知を図っておりますが、今後、いろいろ

な団体がお集まりになる機会をとらえてご説明をさせていただくなど、広く市民の皆様にも周知してまいりたいと考えております。

また、具体のそれぞれの項目につきましては、確実かつ迅速に実現し、塩竈再生に結びつけていくことが最大の使命でございますので、新行財政改革推進計画の個別行動計画項目に掲げ、計画的な執行、進行管理をしながら、その成果について評価、講評を行ってまいりたいと考えています。

次に、市民満足度調査についてお答えいたします。

市民満足度調査は、説明責任を果たすべき市政運営の一つのシステムとして今年度から新たに取り組み、長期総合計画の施策34項目の満足度、重要度と市政全般への総合満足度について、市民の皆様 607名から6点満点で評価をいただきました。その結果は、総合的な満足度で平均点3.32となり、その割合は、満足傾向の方が43.6%、不満足傾向の方が47.3%と若干不満の方々が上回る結果となっております。その中で、特に満足度が高かった施策は健康づくりやごみリサイクルなどであり、反面、商店街や観光物産、水産業の振興など地域活性化の取り組みへの評価が低くなっております。また、重要度では消防防災や地震対策、防犯等への取り組みが重要視されております。

市といたしましては、この調査結果は「日本で一番住みたいまち塩竈」の実現に向けて市民の皆様が感じる市政への率直な評価であると受けとめ、一つ一つの施策分野について市民の方々の満足度を高めていくことに不断の努力を傾け、市民の皆様方から信頼され喜んでいただける行政サービスを提供していくことが何よりも大切であると考えております。

今回の結果を受けまして、総体的に重要度が高く満足度が低い施策分野について、限られました財源の配分や優先性を高め、市政運営に反映させていきますとともに、このたびの再生委員会提言に大目標として掲げられました「市政に満足している人の割合を55%にする」という目標に一步でも早く近づくことができますよう、なお一層各種政策の充実に努めてまいります。

このように、再生委員会であり市民満足度調査を通じて市民の皆様方から寄せられました意見を大切にしながら、事業の見直しに取り組むことが肝要であるというふうに考えております。

事業の見直しについてお答えいたします。

行財政改革は、単に事業費や人員削減が目的ではなく、限られた財源の中で効率化を図り、市民の視点に立ったサービスを実現するための手段でございます。このため、現在の危機的財政状況を踏まえ、最小の経費で最大の効果を上げるべく、今後とも重点的に継続する事業、あ

るいは達成度に応じ進度調整をする事業、さらには目的が一定充足した事業については休止、見直しというような3段階に分けまして、徹底した事務事業の見直しを行っているところでございます。見直しに当たりましては、地方分権に対応した将来の行政を見据え、国や県、市の役割、市民、民間、企業、行政それぞれが担うべき役割を明確にし、公共サービス提供のあり方を再構築していくことが必要であるというふうに判断をいたしております。

本市は、行財政改革推進計画における63の改革項目の中で、市民団体等の自立的運営の促進を掲げますとともに、保育サービスや学校給食の再構築、あるいは清掃工場や公の施設運営の見直しなど具体的な項目を掲げ、最も効率的、効果的な行政の枠組みの再構築に取り組んでおります。既に策定しております民間活力導入指針や定員適正化計画においても民間委託等の推進の具体的手法を掲げており、このたび議決をいただきましたスポーツ施設あるいはマリングート塩釜の指定管理者移行は、まさにこの民間活力の導入方針に基づく具体化の一つでございます。今後とも、いろいろな分野で市民の方々の貴重なご意見をいただきながら、行財政の透明性、公平性をなお一層確保してまいりたいと考えているところでございます。

次に、浦戸小・中学校の現在の状況についてご質問いただきました。

その前に、本市内でも凶悪な犯罪が多発し、通学児童、子供さん、児童生徒に大変悪影響を及ぼしております。そういった中、市民の各層各界の方々からさまざまなご協力をいただいております。この席をおかりいたしまして心より御礼を申し上げますところでありませう。

そういった中、本年4月1日浦戸第二小学校と浦戸中学校が併設校としてスタートし、8カ月が過ぎております。浦戸二小児童17名と浦戸中学校15名の32名は、20名の教職員に見守られながら毎日元気に学校生活を送っております。島外から通学しております小学生4名と中学生1名も、島民の方々から朝夕のあいさつなどの励ましの言葉をいただきながら元気に学校生活を送っております。スタート時は小・中学校合同ということで若干の戸惑いもあったようですが、小学生と中学生とが互いに教え合い学び合いながら海浜清掃や運動会などの行事に積極的に取り組んでおります。

その中でも、10月22日壱番館遊ホールで開催されました小・中合同演劇自主公演「村長」は、昨年の「運命の怒り」同様、市民の方々に大きな感動を与えたものでございます。このようなことを通じまして小中学生と一緒に今後の人間形成に確かな一歩を刻んでまいりますことは、我々行政としてもなお一層支援をしていかなければならない出来事であるというふうに考えております。

毎日の学習活動についてちょっと触れさせていただきますと、音楽、体育、国語、図工などの教科で小学校と中学校の先生が相互に連携して担当することによりまして複式授業の解消が図られまして、子供たちの学習に取り組む姿勢も一段と真剣さを増してきているようでございます。小・中学校の9年間を一貫した一人ひとりに応じたきめ細かな指導が可能になりますことから、今後、学力面での向上も大いに期待をさせていただいているところでございます。

9月に開催いたしました保護者と市教育委員会との懇談会におきましても、島民の方々から「併設校としてせっかくスタートしたのだから、子供たちのために教育委員会、学校と力を合わせて我々もともに頑張っていきましょう」という大変力強いエールもいただきました。また、併設以来、島民の方々には朝夕のあいさつでありますとか温かい励ましの言葉もかけていただき、島外から通学している児童生徒及び保護者の方々もすっかり島民や学校に溶け込んでいるというふう聞いております。

また、4月当初ぜんそくぎみだった島外からの児童1名も、浦戸のすばらしい自然環境での生活でこういった病気がかなり改善が図られると聞いて大変うれしく感じているところでもございます。今後とも、併設校の特性を生かし、小・中学校の共同行事の工夫でありますとか、地域の方々との積極的な交流など、地域に根ざした個性が生かせる教育活動をなお一層展開してまいります。

なお、島外から通学を希望する児童生徒につきましては、来年度は新たに5名程度受け入れを予定しているところであります。

人間学についてご質問いただきました。教育の第一線で頑張っております教育長に後ほど答弁をいたさせます。

次に、道路の安全対策についてご質問いただきました。

議員ご指摘の路線は、市道新浜町大通線という市道名になっておりますが、十字路交差点における視距確保についてお答えさせていただきます。

市道新浜大通線、塩釜漁港を核とした水産加工業団地と国道45号線を結ぶ幹線道路として大変に重要な役割を果たしており、物流のための大型車両や新浜町地域へ通勤する方々の交通量がかなり多い路線でございます。また、道路幅員も、議員ご指摘のとおり、幅員28メートルと市内では最も幅広い道路で、利用者の安全を図るため車道の中心には分離帯を設け、排ガス対策や景観上の配慮で植栽等も行っておりますが、残念ながら軟弱な地盤に築造いたしましたために部分的に不等沈下等も生じております。

ご指摘の十字路交差点付近もこうした不等沈下や植栽による影響で対向車の確認が行いにくい部分も散見されます。これら安全確保のため、新浜町大通線への進入時の視距、いわゆる見通しであります。見通しが確保できるよう、中央分離帯に植栽されております樹木の剪定でありますとか、あるいは低木を中木に植えかえするなどの対策を早急に検討し、道路利用者の見通しが確保される対策を講じてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（菊地 進君） 小倉教育長。

教育長（小倉和憲君） それでは、総合的な学習の時間を活用しての浦戸についてということでお答えいたします。

その前に、私としても、私も教師として駆け出しのころ、浦戸で3年間、教師、教鞭をとらせてもらって、そこにいた3年間、子供たち、それから地域の方々にいろいろ励まされ、大変楽しい、また私にとっての教師生活も重要な時期であったということで、育成されたという感じもしております。だから、ぜひこのすばらしい人間環境、自然環境を子供たちにも味わって体験してもらいたいという気持ちはあります。

それで、現在、塩竈市内の学校の中で、例えば9月20日に塩竈市立第三小学校の子供たちが総合的な学習の時間を活用しまして浦戸を訪れ、島の人たち、また浦戸二小の子供たちと交流活動を実施しているところでございます。今後とも私の方でも、市内の他の学校におきましても、体験活動や学習の場として浦戸を、自然豊かなものを体験するように各学校に働きかけてまいりたいと思います。以上です。

議長（菊地 進君） 9番浅野敏江君。

9番（浅野敏江君） 大変ご丁寧なご答弁をいただきましてありがとうございます。

まず初めに、私も今回初めて行財政改革ということに取り組みまして、なかなか勉強不足のために思ったような質問はできなかったかと思いますが、本当に市が今抱いてます財政の厳しさというものも、また改めて認識させていただきました。

そこで、市長の方でもさまざまな収入また歳出についてご努力なさっていることはよく理解させていただきました。私が今回事業の仕分け作業の中で一番言いたかったことは、職員の方たちの意識の改革、また私たち市民の改革もそうですが、同じ市内の中だけで努力はこれまでもかなりしていただいて、もうぎりぎりのところまで皆さんがご努力していただいたと思うんです。

私が提案したいことは、ここで改めて……。確かに市民の方からのご提案も大事です。もちろんこの市に住んでいる私たちが一番それを実感しているわけですが、ただ、今回の事業の仕分けの中にありますように、他の市の職員がこの場に来て、そして公開で皆さん、私たち、議員も市長も、あと、それから市民の方もマスコミも入って、その公開の場で一つ一つ事業を見直していく、洗い直していくという、今までと全く違った作業を取り入れていただければどうかということでご提案させていただきました。そういった意味で、もう1回、私たちの頭の中の整理整頓だけではなくて、思い切ったその改革に市長のご決意をもう一度お伺いさせていただきたいと思います。

それから、浦戸の小学校のことにつきましては、私も塩竈に住まいして二十六年になりますが、なかなか今までは浦戸の方、野々島、寒風沢に足を運ぶということは余りありませんでした。ここ数年、さまざまな島ライブ、それから野々島の花火大会、そしてまた行事等で島の方に行かせていただきまして、そのたびごとに島の皆様と触れさせていただいて、その温かさがじかに感じ取られてきました。まさに塩竈のここに宝島があるのに、私たちは何を求めて遠くにだけ目を移しているのかと反省の意味も含めまして、塩竈市に住んでいる住民の方が浦戸にまだ行ったことがないという方がかなりの数いらっしゃるとも聞いております。そういった意味で、感受性豊かな子供さんたちの時代に、浦戸の子供さんたち、また島の皆さんと交流を図り、本当に海のすばらしい豊かさ、また緑、山、そのような自然に触れさせていただいて、人間性豊かな大人になっていただけるような、そういった教育の一環を図っていただきたいと思います。

早速、第三小学校の方ではそのような総合学習の時間をつくられて行っているということをお聞きいたしまして、大変うれしく思っております。ただ、これを単発的ではなくて、何年も伝統的に交流が図られるような、そのようなお考えも続けていただければと思いますので、なお一層よろしく願いいたします。

あと、最後に、新浜の市道につきましては、さまざまな検討をしていただくというお答えいただきまして、大変うれしく思いました。

そこで、一つ提案といえますか、樹木についてなんですが、実は若林区の方などでは、やはり低い木といいますが、道路から分離帯自体がある程度の高さがありまして、その上に背の低い木が植えられたとしても、やはりそこは目隠しというような形になってしまうわけなんです。確かに樹木の場合は手入れも余り要りませんし、植えっ放しというのは変ですけども、

ある程度、1年間に2回か3回ぐらいの手入れで済みますけれども、確かに草花とかの植栽となってくると手入れもかかります。だれがやるのかと、さまざまな難しい問題もあると思いますが、そこを私たち市民もいろいろ考えながら、本当に事故の部分と、それから環境の部分と景観の部分と考え合わせていただきながら、なお一層の検討をしていただければ幸いです。

これで2回目の質問を終わります。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 大変失礼いたしました。事業の仕分けという部分につきまして、他市町の職員の方々の客観的な目というお話がありましたが、私の方からはまだ適切にお答えしていませんでした。おわびをいたします。

なかなか我々も今までそういう手法というものについて具体的な取り組みをした事例がまだございません。我々が今持っております事務事業の中身、こういった視点、観点、あるいはその重要度、さらには効果、費用といったようなものが本来すべて情報公開の対象になっているわけでありまして、資料として見れる状態にはなっておりますが、私も初め、他市町の方までそういう資料の閲覧でありますとかっていう機会が実はなかなかないというのが現状であります。唯一、二市三町……、例えば二市三町を例にとりますと、唯一、他市町との積極的な交流が図られておるとい部分、広域事務化しております例えば防災対策、あるいは介護、衛生業務といったような分野につきましては、他市町の方々と結構積極的な交流が図られておりますが、その他の分野については、どうしてもやはり行政というのは縦割りになりがちであります。

そういった弊害につきましても我々十分認識はいたしておりますが、それをいざ具体化するということになりますと、果たしてどういう手法でということがちょっと戸惑いがあります。時間をかしていただきながら、どういう分野について——すべての分野というのはちょっと無理があるかと思いますが、こういった分野で議員のご提案のようなことが取り組めるかということにつきまして検討させていただければ大変ありがたいと思っております。

それから、浦戸につきましては、本当に我々自身も初めは併設校という中身もよく理解できないままに、まず子供さんたちの数が少なくなることに対する危惧感からこういった取り組みを詰めさせていただいたわけでありまして、我々が危惧する以上に、子供さんたちは全く垣根がなく、本当に小中学生がお互いに助け合いながらいろいろな行事に取り組んでいる姿を拝

見できまして私も本当に喜んでおりますし、何よりも地元の皆様方が島外から通っておられます子供さんにも分け隔てなく接していただけるということについて、私も改めて感激をいたしているところであります。こういった本当に素晴らしい人間関係が今後とも保たれますように、行政としても努力をしていきたいと思っております。

それから、新浜の市道、樹木が目隠しになるというご指摘でございました。確かにそういう部分もあります。一方では、排気ガス等が結構多いので、そういったものの緩衝材、緩衝地帯として中央分離帯があるという部分もありますので、全く樹木をなくするということではなくて、特に交差点付近については樹木の樹種あるいは高さ等について今後十分留意しながら対応してまいりたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

議長（菊地 進君） 小倉教育長。

教育長（小倉和憲君） 浦戸の子供たちとこちらの他の学校との交流ですけど、先ほど総合的な学習の時間についてお話ししましたけれど、その他、遠足等で市内の小学校で桂島等に行ってるわけですけど、今後ともその計画の中に浦戸の子供たちとの交流ということも1ページ等加えながら、さらに交流を深めさせていきたいなというふうに感じております。以上です。

議長（菊地 進君） 暫時休憩いたします。

再開は14時50分といたします。

午後 2 時 3 7 分 休憩

午後 2 時 5 0 分 再開

副議長（志賀直哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。20番伊勢由典君。（拍手）

20番（伊勢由典君）（登壇） 日本共産党市議団を代表して一般質問を行います。

質問の第1は、塩釜港航路の国直轄による水深9メートルしゅんせつについてであります。

11月15日、党衆議院議員高橋千鶴子、参議院議員大門実紀史、紙 智子、3議員の紹介で、ともに国土交通省への要望交渉を行いました。その内容は、塩釜港航路は港湾計画で水深9メートルとなっておりますが、現在の航路は浅くなっており、商業港としての機能が低下しています。塩釜港2号貞山埠頭栈橋は平成18年度に完成する予定ですが、9メートル栈橋にふさわしい航路が求められます。

塩釜商工会議所の運輸港湾部会でも、仙台港区に適應する貨物荷駅や保管業務など機能分担

し、塩釜港の特性と高付加価値を生み出す多目的港湾に再生するよう関係機関に要望しています。国におかれましては、国直轄事業として9メートルのしゅんせつに着手されるよう要望するとした内容でありました。塩釜港航路に対する国直轄のしゅんせつの要望は、平成16年11月に党衆議院議員高橋千鶴子事務所を通じて要望しており、同年12月、市議会で一般質問し、国への働きかけを求めておりました。

私は10月21日、多賀城市にある国土交通省東北地方整備局塩釜港港湾整備事務所を訪れました。担当の企画課長から「仙台港は岩手県北上市にある大手自動車の完成自動車移送を扱っているが、仙台港高松埠頭に日配など3社共同の配合飼料会社が来る予定なので同港が手狭になる。塩釜港を中型自動車を移送する港湾として扱いたい」との回答を得ました。国土交通省本省の要望に対する回答は、来年度の要望について航路しゅんせつについてあいまいな回答でしたが、東北地方整備局での調査回答を示したところ、来年度水深7.5メートルで予算要望しているとの回答を得ることができました。

そこで、塩釜港航路の9メートルしゅんせつについて、塩竈市として国・県への働きかけについてどう対応してきたのかお伺いいたします。

質問の2番目は、越の浦春日線4キロ区間の宮城県の県道認定と今後の塩竈市の課題について伺います。

越の浦春日線は、塩釜市と三陸縦貫道路の利府中インターと国道45号線を結ぶ本市の産業発展のため重要路線であります。党市議団は、越の浦春日線残り2キロに対する国の予算要望を行うため、日本共産党県議団の協力を得て、11月7日、県土木事務所を訪問し、12月県議会に県道認定の議案提出として出そうとしているのか、また平成18年度予算に予算をつけようとしているのか交渉を行いました。

県の担当は、越の浦春日線の県道認定のための議案を予定しており、名称を利府中インター線とすることを明らかにし、交渉を通じて塩竈から利府町までの4キロ区間を県道認定を確認しました。あす12月15日に宮城県議会の本会議で同議案が可決される運びになっております。

一方、県の担当から、国道45号線までの残り2キロ区間は県道事業として進める。しかし、県道建設のため青葉ヶ丘団地住民の合意形成や、JR東日本株式会社の仙石線にかかる跨線橋建設のため同社と協議を進めなければならない。来年度の調査費は組んでいないとの回答でした。

そこで、いよいよ県道事業として越の浦春日線県事業を平成18年度から残り2キロ区間を進めるため、具体的な働きかけが佐藤市長に求められると思いますが、市長の考えをお聞きいたします。

質問の3番目は、障害者自立支援法成立に伴う今後の課題についてであります。

障害者自立支援法は、全国の障害者団体から、慎重審議、応益負担として利用料の定率1割負担を実施しないでほしいなどの声が短期日に広がり、さきの通常国会で廃案になったものであります。

障害者団体で取り組んだ障害者自立支援法の慎重審議などを求める集会と運動は、ことし1月から8月初めまでに日本身体障害者協議会の集計で、27都道府県、約4万1,000人が参加しました。国会議員会館前で障害者団体による連日座り込みの取り組みが繰り広げられ、こうした行動を受け、同法案が一度廃案になりました。

塩竈市議会も6月議会で、障害者自立支援法の慎重審議や応益負担を実施しないことを要旨とした請願と意見書を全会の一致で採択をいたしました。しかし、障害者の方々の必死の思いに背を向け、同法を特別国会で再提出し可決した自民党、公明党と小泉政権のやり方に対し怒りを感じます。

障害者自立支援法が障害者の生活基盤を破壊することであることは、さきの通常国会で日本共産党の衆議院議員山口議員や特別国会で参議院議員の小池晃議員の質疑の中で明らかにいたしました。

障害者年金1級、市町村非課税世帯で障害年金月額約8万3,000円です。障害者の福祉施設利用料1割負担は上限で2万4,600円が取られ、手元に残るお金は5万8,400円であります。障害者の入所施設の食費月額4万8,000円、光熱水費標準額で1万円が課せられ、日用品、医療費の実費負担でほとんど手元に残らないのであります。これまでの公費医療と厚生医療、育成医療は応能負担、つまり前年の所得に応じる負担や精神通院公費負担、5%負担でありました。そうでしたが、1割定率となり障害者の負担がふえることになります。これでは障害者年金で生きる方々の生きる権利を奪うものであります。

私は11月初め、あすなるホーム、さくら学園、杏友園、ひまわり保育園など障害者の方々を受け入れる施設を訪れ、施設側の意見を伺いました。

ある通所施設では、障害者自立支援法で8月半ばから保護者と勉強会をしているが、利用料1割負担は障害者にとって負担が大きい。障害者の負担を少しでも軽くするとすると給食の予

算を削るしかない。入所している障害者は、わずかな障害年金で2万円以上の負担と食費、居住費、光熱費の支払いとなると手元に残らない。そして、私たちの行っている障害者のデイサービスだって8人定数だが、現状では採算割れとなっている。このままだと、心苦しいが、身体障害者療養施設の事業を絞らなければならない。グループホームを4カ所運営しているが、1割負担で障害者の方の利用者が減るのではないかと。福祉施設の運営が厳しくなるなどの意見が出されました。しかも、同法の216に及ぶ政省令はいまだに明らかにされておりません。福祉施設では、来年4月1日の施行に不安を抱えております。福祉施設関係者から共通して語られたのは、障害者福祉政策の大幅な変更だけに、宮城県の説明だけでなく、塩竈市として説明の機会を設けてほしいなどの意見も出されました。

そこで、次の3点をお聞きをいたします。

第1点は、障害者自立支援法と定率1割負担に伴う障害者の方々の影響について、どうとらえているのかをお聞きをいたします。また、市としての負担軽減策を検討すべきだと思いますが、市当局の考えをお聞きをいたします。

第2点は、塩竈市の同法施行のための準備状況について、どうなっているのかお伺いいたします。

3点目は、障害者団体への塩竈市としての説明など、どう進めようとしているのかをお聞きをいたします。

質問の4番目は、伊保石地区の環境整備についてであります。

平成7年、私は市議会議員になって、これまで伊保石地区に下水道整備をの声を私も何度も聞かされてきました。この意見を塩竈市に対する党市議団の要望書としてまとめ、提出しました。平成7年6月議会の施政方針で、下水道事業の事業認可を伊保石地区と貞山地区に広げるとうたわれました。その後、伊保石地区の下水道整備は、この10年の歳月をかけて平成18年度で完了すると聞きました。これまでの市当局のご努力に対し感謝を申し上げます。

下水道整備後に望まれているのは、未整備の道路の整備や側溝整備であります。伊保石地区に民間の保育所と幼稚園があります。しかし、そこに通じる道路は、はかってみますと狭いところで幅員約3.5メートルで、途中でL字に曲がり、園児の送迎バスの安全は大丈夫かといった心配の声が出ております。また、伊保石清水沢1区集会所からおりて伊保石地区に入る市道の一部が狭隘になっております。梅の宮浄水場わきの道路も途中から未整備のままになっております。側溝がないので雨が降れば道路を雨水が流れて困っている地域や、市道のわきの側溝

が素掘りの側溝で、夏ににおいがするといった意見が出されております。

そこで、伊保石地区の道路や側溝整備について、どう進められようとしているかお聞きをいたします。

質問の5番目は、市内小中学校の修理修繕について伺います。

さきの9月議会の吉川 弘市議の一般質問で、市内小中学校の修理修繕は5カ年計画を立て、債務負担行為も検討したいと答えておりました。

1点目にお聞きしたいのは、市内小中学校の修理修繕5カ年計画と債務負担行為の予算は、いつから実施するのかお聞きをいたします。

第2点は、月見ヶ丘小学校の2号校舎や3号校舎の廊下や教室のタイルのはがれと市の対応についてであります。

党市議団の7月のこうした学校、月見ヶ丘小学校の現地調査でも、同校の廊下や教室のタイルのはがれなど、市内小中学校と比較してもひどい状況であります。授業参観に来た親の方から、余りにひどい廊下と教室のタイルの破損について、学校側に何とかしてほしいとの声が学校側に強く出されたと党市議団に語られました。

私は12月12日、再度月見ヶ丘小学校の2号、3号校舎を調査いたしました。廊下と各教室は子供たちの毎日の学校生活でタイルの傷みが進んでおりました。月見ヶ丘小学校の父母教師会で組織している——おやじの会というんだそうですが、おやじの会のボランティアによるPタイルの張りかえも検討されましたが、張りかえ箇所が大量なことと、今張っているPタイルにアスベスト含有が心配され、張りかえ作業は中止となっております。児童の安全の上でも、学校生活を明るく過ごす上でも早急な対策が求められると思いますが、市当局の考えをお聞きいたします。

これで第1回目の質問を終わらせていただきます。

ご清聴大変ありがとうございました。（拍手）

副議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま20番伊勢議員からご質問いただきました。順次お答えさせていただきます。

初めに、塩釜港の航路しゅんせつに関する国・県への働きかけについてお答えいたします。

塩釜港の本航路は、水深マイナス9メートルで整備されましたが、その後の土砂の埋没等により、現在は7メートルに満たない箇所も多数あり、大型船の入出航に著しい支障を来してお

り、この航路しゅんせつが港湾振興策の大きな課題となっているところであります。

この航路しゅんせつ工事につきましては、これまで県事業として年間約1億円の事業予算で水深マイナス7メートル50で継続実施されてまいりましたが、膨大な埋没土砂量であることに加え、事業費等の制約等もあり、期待するほどの事業進展が図られない状況にございました。

こうした中、市議会議員の皆様方による中央陳情などのご支援をいただきながら、市長、議長の連名で、一昨年から塩釜港が果たしている海上物流における役割の重要性を訴え、国直轄事業によるしゅんせつについて要望してきております。また、本年8月11日に国土交通省や県選出の国会議員に対しましても、その事業採択と早期着手を要望させていただいたところであります。

加えまして、港湾利用者の立場から同趣旨の内容を、商工会議所の運輸港湾部会において、9月21日東北地方整備局や県に対し、さらには二市三町で構成される塩釜港整備促進期成同盟会においても、10月26日に上京し、関係機関に要望活動を行ったところでございます。

これらの要望活動を通じて、先日、東北地方整備局から来年度予算に直轄事業として塩釜港の航路しゅんせつに必要な事業費を要望しているとお話をいただいております。関係者が来年度の事業採択をひとしく期待をいたしているところであります。

その際に、直轄事業としては水深マイナス7メートル50が事業採択の限界であるというようなお話をいただいております。このことにつきましては、9月議会におきましても伊藤議員からご質問いただき、私から答弁をさせていただいたところでありますが、現行の法律では直轄事業として取り組める範囲が、輸送革新船を対象とする航路しゅんせつマイナス7メートル50ということにございました。最善の策ではありません。我々はマイナス9メートルを期待しているわけですが、次善の策として、今なかなか進捗が図られない県事業よりは、直轄事業に切りかえ数カ年間で整備していただくとすれば、その事業効果は一定の効果が見込める。具体的に申し上げますと、マイナス7メートル50になりますと5,000トン級の船舶が支障なく出入港できるというような体制がとれるわけにあります。

港湾振興は今我々にとっても大変重要な課題であります。こういったところから、ぜひ直轄事業として取り上げていただくよう、今後とも引き続きお願いしてまいりたいと考えております。

次に、障害者自立支援法成立に伴う課題と今後についてお答えいたします。（「越の浦」の声あり）失礼いたしました。

次に、越の浦春日線の市道4キロメートル区間の県道認定と今後についてお答えいたします。大変失礼いたしました。

越の浦春日線の県道昇格につきましては、かねてより議員各位に大変なご支援をいただいておりますが、このたびの宮城県議会11月定例会に越の浦春日線の県道昇格への承認案件が提案されました。議決をいただきますと、既存部分2キロメートルの管理はもちろんでございますが、その先の未整備区間、L=2キロメートルの事業主体が県ということで明確化されますことから、本市の道路ネットワークづくりにとりまして大きな意義を持つものと判断をいたしております。

さらに、完成部分から先、45号線までの整備につきましては、宮城県土木行政推進計画に平成18年度から22年度までの間に新たに建設着手との位置づけがなされております。この計画の進捗にあわせ、関連する未整備の市道等の整備等につきましても検討を重ねてまいりたいと考えております。

この道路整備が完了し国道45号への接続がなされますと、例えば塩釜港区の物流機能の円滑化や、あるいは北部道路や三陸縦貫自動車道等の高速道路利用の利便性向上も大幅に改善されることとなります。さらには、塩釜魚市場からの生鮮魚の輸送や、魚市場周辺、特に漁港背後地に立地を計画している水産物流センター等の事業促進など、本市の産業振興の効果が大幅に拡大することが見込まれますとともに、大規模災害発生時の物資輸送や避難のメインルートとしての役割など、多大なる効果があらわれるものと期待をいたしているところであります。

本市といたしましては、今後は早期に事業着手が実現いたしますよう議員各位のご協力をいただきながら、建設着手のための検討課題の解決に向け宮城県と協議を重ねてまいります。当然のことではありますが、市長といたしましても、あらゆる機会をとらえまして宮城県土木部に同様の趣旨を強力にお願いしてまいりたいと考えております。

次に、障害者自立支援法成立に伴う課題と今後についてお答えいたします。

平成18年4月施行の障害者自立支援法は、障害者の方々がその障害にかかわらず共通したサービスを受け、地域での自立した生活が営める支援体制の構築に向け、障害者の医療・福祉に係る大幅な変更が行われるものでございます。

柱としては、おおよそ次の5項目であるかと思っております。第1点目は、障害者福祉サービスの一元化で、身体・知的障害者、精神障害者の方々が種類にかかわらず共通の福祉サービスが受けられるようになること。二つ目といたしましては、障害者がもっと働ける社会の構築

のため福祉の面から支援をすること。3点目といたしましては、身近なところでサービスが利用できますよう、空き店舗などの社会資源の有効活用を視野に入れた規制緩和が行われますこと。4点目といたしましては、公平なサービス利用のための手続や基準の透明化、明確化のため、支援の必要度合いに応じたサービスが公平に利用できますように、統一的なアセスメントでありますとか市町村審査会により福祉サービス量を客観的に判定するものであること。5点目といたしましては、福祉サービス等の費用をみんなで負担し支え合う仕組みの強化であるというふうに考えております。

そういった中で、1点目の障害者自立支援法と1割負担に伴う影響についてでございますが、サービスを利用する場合、原則1割の利用者負担となりますが、所得段階に応じた負担上限額の設定でありますとか、施設入所者等の個別減免、あるいは社会福祉法人のサービス利用時の減免等の軽減措置が図られることとなります。また、施設利用者におきましては、所得に応じ食費や光熱水費の補足給付がなされるなど、一人ひとりに応じたきめ細かな対応が行われることとなります。

本市といたしましては、こういったことが適切に行われ、負担軽減につながりますよう、市としても努力をしてみたいと考えております。

市の施行するための準備状況でございますが、障害者福祉計画の策定でありますとか、客観的判定をするため審査会の設置等が義務づけられております。障害者福祉計画につきましては、サービスの需要と供給を調査し、具体的な数値目標を示しながら、平成20年度までを第1期とする障害者福祉計画を平成18年度中に策定してまいります。客観的判定を行う審査会につきましては、身体障害者や知的障害者及び精神障害者の皆様方の実態に精通した専門家を委員とし、設置に向けた準備を進めております。また、この制度改革は平成18年4月からの導入となりますので、現在、利用者負担限度額を決定するための所得調査や受給者証明の交付に向けて取り組みを始めたところでございます。

現在のサービス利用者や関係者への説明の周知についてでございますが、広報への掲載やチラシの配布など、広く広報活動を行いますとともに、障害者や当事者団体等の方々には説明会を開催して理解を深めていただく努力をいたすことといたしております。また、現在サービスを利用されているの方々には郵送などにより個別にお知らせをするなど、スムーズに移行ができますような取り組みを深めてまいります。

次に、伊保石地区の道路と側溝整備の促進についてご質問いただきました。

伊保石地区は、昭和40年ごろからのミニ開発によりまして急激に宅地化が進んだ地域でございまして、計画的なまちづくりが残念ながら浸透されず、結果として道路環境等も含め未整備な状況が多数存在する地域となっております。このため、市といたしましても、上下水道の整備にあわせ、この地区の環境整備に取り組んでまいりましたが、一つは、地域が広範囲であることに加えまして、新築家屋の建設が相次いでいましたことから、残念ながら整備が追いつかない現況にあります。厳しい財政状況の中ではありますが、年次計画に基づき段階的に整備を行ってまいりたいと考えております。道路の拡幅などの整備につきましては、地域の皆様のご協力も不可欠でありますので、よろしくご協力をお願い申し上げたいと思っております。

いずれ、市といたしましては、今後こうしたミニ開発の動きに対しましては、開発業者等へ的確な指導を深めながら良好な住環境の形成に配慮したまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

小中学校整備補修5カ年計画と債務負担行為、その後の検討と市の対応についてということであります。

繰り返しになりますが、市内の小中学校、建設後相当の期間が経過しておりますことから、一定の教育環境を確保するためには計画的補修が不可欠な状況にございますので、小中学校施設補修5カ年計画を策定し、順次整備を進めてまいります。

なお、学校施設の修繕規模や事業内容によりましては単年度予算だけでは対応できない部分がありました場合は、効率的な補修が可能という判断があれば、債務負担行為等の活用ということについても取り組んでまいりたいと考えております。

月見ヶ丘小学校の2号、3号校舎の廊下タイルの破損につきましては、後ほど担当部長よりご説明をさせていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

副議長（志賀直哉君） 小山田教育委員会教育部長。

教育委員会教育部長（小山田幸雄君） お尋ねの月見ヶ丘小学校の第2号及び第3号校舎のはがれているタイルの補修についてであります。これも私たち現場を見ていく中で、相当ひどい状況といたしますが、改修の必要が感じられております。今、全体として財政が厳しい中ではありますが、これらにつきましても早目にできるように来年度予算の中でいろいろ考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

副議長（志賀直哉君） 20番伊勢由典君。

20番（伊勢由典君） 第1回目の回答、市長、ありがとうございました。

そこで、まず最初に、港の問題について一定のこれまでの市の努力も含めて報告がございました。それで、もう一つお聞きをしておきたいと思います。というのは、この問題について、来年度予算について国土交通省は盛り込んでいるというような回答でございましたが、もう一つ、市の関係でいうと、新産都市のいわば考え方ですね。塩竈市の産業の新産都市、新産業都市建設促進法の廃止というのがどうも平成13年度3月に行われて、平成18年度、緩和切れという問題が浮上しておるようであります。そう聞いております。

そこで、こうした点も含めながら、仮に……、今回、国の方の予算の措置がある程度方向づけが出てきておるようではありますが、この関係についてどういうふうに整理し対処しようとするのか、まず第1点お聞きをしたいと思います。どうもこれがいわば引っかけると市の財源上の負担が出てくるというお話を伺っておりますので、そこいら辺について市当局の、これらについて港湾整備、塩釜港港湾整備とのかかわりで、改めてその辺の再確認をしておきたいと思います。

二つ目は、越の浦春日線の方なんですけど、これは特に私、県の方の交渉の方に赴いていく中で、先ほど市長も努力は払っていきたくと、市としてその要請をしていきたいというお話でございました。この点で、県のこれまでの担当の方の話などを聞きますと、県の土木行政計画そのものが1,500億円が来年度は200億円の減額になるんだと、こういうふうな県の土木課の方のお話が出されております。

越の浦春日線は今後の事業の予算のベースでいうと約80億円だと言われておりますから、こういう点で、特に……。いろいろと担当の方の話を整理をして聞いてみると、先ほど後期計画ですね、県の土木行政計画で後期だと。平成18年から22年までだと、約2キロ区間と、こういうふうにございました。しかし、県がこの面での予算上の圧縮をかけていて、県の方の対応としては、実はいろいろ聞いてみますと、平成13年度あたりからの継続事業も実は後期計画の方に加えようとしているんだと。それから、後期計画の中に新規も入れていくというような方向もいろいろ検討されておって、いわば、こちら側の強い意思と要請がないと……。

越の浦春日線の県道事業の認定は、それは喜ばしいことではありますが、県の土木行政計画の今の予算の枠組みからいいますと、優先度を、県内の優先度を考慮していくと、こういうことになっていくと、平成18年度以降の事業の着手がおくれてしまうと、こういうことが県の土木の担当の方とお話をして確認をして非常に痛感しております。継続事業がいまだに県の方では

13年度あたりから引っ張って、それもおくれているんだと。それも行っていかなければならない。後期で新規の計画もいわば進めなければならぬ。こういうことでありますから、改めてこの点で……。先ほどの市長の回答の中では、市長として要請をしていきたいということですが、これは一筋縄ではいかないなと思うんですよ。はっきり言わせてね、県のそういった今の財政状況の中で考えてみますと。その辺のご認識がひとつあるのかどうか、まず第1点お伺いをしたいと思います。

それから、国土交通省に伺って、県道事業になって平成18年度以降の県道事業として着手をするならば、国の予算はどうかと確認をした中では、予算措置は大いにあると。国の方の補助率で2分の1、地方道整備事業でも行いたい、あるいは交付金で55%、これはパッケージ方式という方法のようですが、そういうものも含めて、予算については国土交通省は、県のいわば県道事業認可を受けて県として申請を働きかけるならば、いつでも予算措置には国の方は応じますよという、こういう前向きな回答なわけですよ。そうすると、今、今後のですね、あした本会議で県議会で県道事業の認定がされるということですが、今後のかぎを握るのはやっぱり塩竈市なんですね。塩竈市自身が強い要請ということを本格的に働きかける、やっぱりそういう時期に来ているというふうに思います。

先ほどの回答の中にも、大規模な物流輸送、あるいはいろんな災害の際のそうしたもの、背後地の事業の進捗の状況などもお話がございました。背後地なども、どうも聞いてみますと、背後地については、今、県の方で土地について内々、内示ぐらいの段階で土地の価格について評価を行い、そして来年度あたり国庫補助のいわば申請の準備を行って、19年度からはBゾーンの背後地のいわば開発の方向が進むかもしれないと。このいわば流れにしっかり乗れるようなやっぱり道路整備が私は今、今日、ただいまですね、求められるというふうに思うわけであります。

平成18年度、県の方は、特に県の土木行政計画の関係で、必要事業について3年間県もローリングしているそうです、見直しということで。平成18年度が県の土木行政計画のローリングの時期なんだそうであります。平成18年度に見直すと。そうしますと、来年度の予算の関係で越の浦春日線、利府中インター線という、なるようですが、先ほどの話にもございましたように、私もしましたが、まだ調査費がついておりません。つまり、事業の一番基本となるべきその調査費がまだいまだに予算として組まれていない。これをやっぱり早めるということがですね、やっぱり塩竈市民のいわば産業の面、防災の面、あらゆる問題でも、一刻も早く県に要請

して強い意思を示すと。こういう課題が私は求められているというふうに思いますので、その辺の考えについて、いわば県の今のそうした……、県の土木行政計画との絡みで、市の判断、政策判断、これを実行する上でのさまざまな方向づけについて、どう認識され、どう対応されようとしているのか、改めて再度確認をさせていただくというふうにしたいと思います。

それから、福祉の問題については、私は大変厳しいのではないのかというふうに思うんですね。これは法律が施行される前段の国会の中での質疑を聞いてて非常に痛感するわけなんですよ。

それで、先ほど、例えばですよ、一つの例で軽減策がございますよと、福祉施設の軽減策がありますよと、こういうふうにお話ございました。しかし、実際は、国会の——これは国会のやりとりですから、いろんな角度で今後、実態を正確に今後見なければなりません、いずれにしても、1級、2級の障害者の方で通所あるいは入所している方々の日々の手持ちのお金は約800円しか残らないそうです。いろんな1割負担によってですね、いわば取られるというか。それは公平にサービスを提供するという国の方の考えなんだろうが、いずれにしても、障害者の方々のいわば日々の生活の手持ちのお金はそれしか残らないというのが、国会の実は10月の特別国会の質疑の中で、前の厚生労働大臣ですね、尾辻厚生労働大臣がそう答えているんですよ。

これは予算委員会、この問題について取り扱った参議院の委員会の中で尾辻大臣が、「生活して最後に2万5,000円だけは必ず残るようにしたい」、2万5,000円を1カ月で割ると約800円しか残らないんですね。こういう状況で障害者の方々が日々の暮らしをね、通所なり入所なりを行ってね、果たして本当にあんばいのいい、いわば安心できる障害者自立支援法なのかと私は言いたい。

同時に、福祉施設の軽減策についても3年間しかないですね、期間は。だから3年切れると今度は負担がふえるんですよ。こういういわば経過措置といっても、軽減策そのものがずっと継続されるわけではないわけですね。これは国の制度の枠組みでそういうふうに決まっているわけだから、市町村としてはそれをやらざるを得ない状況に追い込まれるわけですが、だからこそ、私は一番この社会の中で弱者になっている方々に対する必要な施策を本当に今後検討していかなければならないというふうに思うところであります。

どうも調べてみますと、この障害者の方々のいろんな支援策というのは余りないというふうに思うんですね、私が調べた中で。せいぜい税制での軽減策、交通関係での若干の負担の軽減

策ぐらいなもので、いろんな今までの支援費制度に基づいてやってきたところが入所なり通所なりのところで1割負担ということが盛り込まれると、本当に障害者の方々の生活が厳しい状況に置かれていくと。ここを一つはぜひつかんでいただきながら、施設側でも十分そういった障害者の方々を受け入れられるよう、また障害を持っている方々も、市長が言う「安心できる自治体」を目指すわけですから、塩竈市というふうに言ってますが、本当にそういうものにふさわしいようなやっぱり対応なり、私は今こそこういうことが早急に求められるのではないのかというふうに思います。もちろん今後の課題になるわけですから、その辺の所見を聞くしか今のところ範囲はないと思いますが、いずれにしても、その辺の市長の考え方、所見についてお聞きをしたいと思います。

それから、伊保石の方はいいと思います。この方向で年次計画で進めていっていただきながら順次取りかかっていたきたいと。

学校については、もう1回確認しますが、一つは、月見ヶ丘小学校は来年度の予算で措置をしたいというふうなご回答が部長の方からございましたが、検討の対象なんでしょうけれども、例えば先ほどアスベストの心配もしてますよと、今張ってるPタイルというのかな。そうすると、例えば今度の冬休み期間中ぐらいに早急に工事をすれば、何ていうかな……。もちろん予算もかかりますから予算上の問題もありますよ。けども、学校が始まったら今度はあれなんでしょう。予算は2月で決まる。休みの関係もありますからどうなるかわからないけれども、やっぱり子供さんたちがいない期間に修理やらなきゃならないですね、当然ね、学校生活がありますから。そこら辺も含めてやっぱりもっと検討していただく必要があるのかなと。

やっぱり子供たちの心境を考えると、冬休みが終わって学校に来たら教室がうんときれいになっているという立場で迎えられる学校側、それから子供さん側の立場と、冬休み終わって学校に来たけれど、まだ現状は変わらずというのと、やっぱり私は格段の違いもあるし、市のやっぱり心意気も、そういう子供たちを本当に大事にしようというような気持ちもそこで感ずるかと思うんですよ。だから、そこら辺も含めて、改めてそういうふうな方向でやれないものかどうか、少しお聞きをしたいと思います。

それから、5カ年計画については、ひとつ単年度予算、いろいろ執行、債務負担行為も検討したいということですから、これは来年度の予算の中でもそういったことも前向きに検討していただいて、ぜひ対応方をよろしくお願ひしたいと思います。

副議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 再度のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、港湾整備関連で新産業都市建設の負担金の問題をご質問いただきました。

ご案内のとおり、新産都市法が平成12年度で廃止になっているわけでありますので、管理者であります宮城県としては、地元負担金ということを取ることができるという条文があるわけであります。しかしながら、港湾というものの持つ性格を考えれば、当然、特定の個人が利用というよりは、国内の広範囲の方々に利用いただく施設であります。そういったものから、果たして負担金を取ることがいかがかと。

今、県で負担金を徴収している事業が土木部では大きく二つあります。一つは都市計画道路であります。これはまちづくりの一環、それぞれの地域のまちづくりのお手伝いをするという一環で負担金を取っております。それから、急傾斜地崩壊対策事業であります。これは明らかに受益者が特定されるということで、そういったものについての負担金については我々も一定の理解をいたします。その他の例えば道路整備でありますとか河川改修、ダム建設等々につきましては、地元負担というのではないわけであります。

同じように、港湾につきましても、まさに広域的な施設であります。なおかつ、管理者が宮城県であります。使用料についても宮城県の収入になるわけでありますので、そういったものについてまで1割負担を取るのはいかがかということで、既に宮城県市長会を通じまして県の方に要望という形で上げさせていただいておりますし、今後につきましても同様の趣旨を主張してまいりたいと考えております。

越の浦春日線、大分議員の方からご心配するお話いただきました。どういう部分からの情報が私はよくわからないので、適切なお答えにはならないかもしれませんが、予算が厳しいのはどこも一緒であります。先ほど来、私も本市の予算がもう大変厳しい状況だということは再三申し上げております。これは国でも県でも一緒だと思います。当然のことながら、事務事業の見直しというのは、すべての自治体、やるとしております。ですから、そういった中で宮城県におきましても、土木部に限らず、福祉でありますとか、あるいは産業分野、いろんなところで厳しい予算編成を行っていくものだと思っております。そういった一環で、当然、土木部の予算につきましても聖域ではないんだろうなと思っておりますが、今具体的にどの部のこういった事業ということについては、我々、全く情報を持っておりませんので、そういう状況だということをご理解いただければと思っております。

次に、なぜ調査費が計上されてないのかというふうなお話ですが、ここはよくご理解

いただきたいんですが、今議会に県道認定の申請を上げているわけでありまして、ですから、これがまだ認められるか認められないかわからないうちに調査費を上げるというのは、これは極めて不自然な話でありまして、当然、県道昇格がご承認になりましたら、その後に担当部局の方で必要とあれば調査費等も計上していただけるものかと考えております。

特にこの路線につきましては、先ほど来申し上げております。例えば三陸縦貫道の利府中インターに最も短時間でアクセスできる道路であります。あるいは北部道路にも連絡ができるわけでありまして。また、災害時、45号線はとまります。恐らく須賀から先の部分、非常に低い部分等について冠水があったら45号線とまるわけでありまして。そのときに、この越の浦春日線を使って三陸道に接続できれば、そのときには三陸道は無料で使えるわけです。これは緊急時にそういう措置ができることになっているわけでありまして、これだけ重要な路線であるということ、我々、再三主張しているわけでありまして。単に塩竈市の道路ネットワークをつくるだけじゃなくて、そういった公益的な視点、観点で評価いただける路線だと私は自信を持って申し上げられると思っております。こういった重要性を十分認識していただく努力を今後とも私は続けてまいりますということ、先ほど申し上げたわけでありまして。当然そういったことを深めながら、調査費等につきましても、できるだけ早く認めていただくような努力を重ねてまいりたいと思っております。

それから、障害者自立支援法につきましては、担当部長より詳しくご説明させていただきます。よろしく願いいたします。

副議長（志賀直哉君） 佐々木健康福祉部長。

健康福祉部長（佐々木和夫君） それでは、障害者自立支援法について私からお答えを申し上げます。

本人負担の内容については、市長からお答え申し上げたとおりでございます。基本的に大きい部分はやっぱり1割負担ということでございまして、これは永久に1割負担がずっと高くなっても続いていくというものではございませんで、ご本人、障害者ご本人の、あるいは扶養者の方々の収入を4段階に分けまして、この4段階に応じてそれぞれ一定の定率負担をしていただく、上限額を設けていこうという制度でございます。

生活保護の方はゼロ円という形になりまして、低所得者1という段階がございまして、これはおおむね年間80万円以下の方でございまして、これは限度額が1万5,000円という形になってございます。低所得者2という方々が、これはおおむね300万円の収入の方でございまして

て、限度額が2万4,600円、これは月額でございます。さらには、一般ということでございまして、限度額が4万200円と、こういう一定の限度額が設けられまして、それ以上は高くないと。

さらに、それに対して個別減免、あるいは福祉法人を使った場合には福祉法人減免というものがございます。これにつきましては、先ほど伊勢議員おっしゃられましたとおり、一部については3年間。3年間でこれをやめるということではなくて、3年後にもう1回継続について検討しようと、こういう制度になってございます。あるいは、経過措置というものもございませぬ。そういうところについてはご指摘のとおりであろうかというふうに思っております。

それで、市独自の負担軽減策ということでございますけれども、いずれにいたしましても、今回の改正、制度体系を大幅に変えようという内容でございます。今時点で来年の4月1日施行のいわゆる食事費、それから居住費ですか、それから先ほど申し上げました1割負担部分については実施ということになっておりまして、法律に明確に示されておりますが、その他の部分、いわゆるその他の障害者に対するいろんな事業がございませぬ。例えば移動支援でございませぬとか、あるいは舗装具の給付、あるいはいわゆる耳の聞こえない方に対する手話通訳の問題、これらについてまだまだ……、先ほど伊勢議員もおっしゃられましたとおり、政省令が示されてきてございませぬ。こちら辺がどうなっていくのか……。今回の改正は支援費から自立支援法に変わるということでございませぬので、今まで支援費で国・県の補助がいただいていたものが果たして今後ともいただけるのかどうか、まだまだはっきりしない部分があります。

さらには、新しい仕事が出てまいります。これは、いわゆる障害者の方にアセスメントをいたしまして、障害の程度を判定いたしまして、これに適切なサービスをお願いすると。そして、サービスをやった後、またチェックをして進捗状況を見ていくという、こういう事務があるわけですが、その中にいわゆる審査委員会も設置していかなければなりません。こういう費用が市町村の負担としてどのように出てくるか、まだまだわからない部分がございますので、市の独自負担ということにつきましては、本市の財政状況も考えますと、非常に困難だとは思いますが、国の動向、あるいは県の動向、他の市町村の動向を見きわめながら対応していきたいと思っております。以上でございます。

副議長（志賀直哉君） 小山田教育部長。

教育委員会教育部長（小山田幸雄君） それでは、学校の教室、廊下のタイルのはがれのことではありますが、現在、市内でも第二小学校とか第三小学校、ないしは第三中学校でも同じよう

に老朽化に伴うはがれ問題が生じています。そんなわけで、できるだけ早目にしたいとは思っておりますが、老朽化しているために当初予定していなかったものも財政支出もありまして、現在の当初予算の中では大変厳しい実態であります。早目にできるように考えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

副議長（志賀直哉君） 伊勢議員。

20番（伊勢由典君） 先ほど越の浦春日線の件で市長の一定の考えがございました。予算上の関係で、あした県議会で議決をされる。いわば年内の早急な取り組みがやっぱり私は事を制するだろうと。平成18年のいわば土木行政計画にのっているわけですから、計画上はですよ。だから、年内、本当に議会が終わって、この県に対する……、県議会の方も本会議が通ればですね、早急な対応を速やかに求めて、来年度の県の予算の中でも調査費はついたと。調査費がつけば今後事業の進む方向は一層明確になるわけですから、そこら辺の対応をひとつやっていただければというふうに思いますし、重ねて要望したいと。市長への強い要請をしたいというふうに思います。

自立障害者支援法については、先ほど部長がお答えになった最後のところが非常に大事だと思うんですね。塩竈市がやれるのは限られてます。やられて、結局、支援費から1割定率負担に切りかわっちゃうと思うんですね。ここが重大なんですよ。支援費そのものは、言ってみれば……、平成15年かな、あたりからかな、ここ2年間しかやってないんですね。本質をつけば、支援費の穴埋めを、障害者の1割定率負担で穴埋めをしたというのが今度の法律のいわば本論ではないかと。だからこそ障害者の方々へのですね……。どこまでやれるかわかりません。しかし、これは今後の課題として、ひとつ障害者の方々の支援策をいろんな角度から検討していただきながら、障害者の方も暮らしやすい、住みやすい塩竈市を目指して、市当局にもその点でのご努力をお願いをして、3回目の質問を終わらせていただきます。

副議長（志賀直哉君） お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、あす15日定刻再開したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明15日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもありがとうございました。

午後 3 時 4 7 分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 1 7 年 1 2 月 1 4 日

塩竈市議会議長 菊 地 進

塩竈市議会副議長 志 賀 直 哉

塩竈市議会議員 鹿 野 司

塩竈市議会議員 香 取 嗣 雄

平成17年12月15日（木曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第4日目）第22号

議事日程 第4号

平成17年12月15日(木曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

出席議員(23名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
3番	武田悦一君	4番	伊藤栄一君
5番	志子田吉晃君	6番	鈴木昭一君
7番	今野恭一君	8番	嶺岸淳一君
9番	浅野敏江君	10番	吉田住男君
11番	佐藤貞夫君	12番	木村吉雄君
13番	鹿野司君	14番	志賀直哉君
15番	香取嗣雄君	16番	曾我三三君
17番	中川邦彦君	18番	小野絹子君
19番	吉川弘君	20番	伊勢由典君
21番	東海林京子君	22番	福島紀勝君
23番	伊藤博章君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	助役	加藤慶教君
収入役	田中一夫君	総務部長	山本進君
市民生活部長	棟形均君	健康福祉部長	佐々木和夫君
産業部長	三浦一泰君	建設部長	内形繁夫君

総務部次長 兼総務課長	阿部守雄君	総務部次長 兼危機管理監	大浦満君
市民生活部次長 兼環境課長	綿晋君	健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下彰君
産業部次長	伊賀光男君	建設部次長 兼都市計画課長	茂庭秀久君
総務部行財政改革 推進専門監	田中たえ子君	総務部政策課長	渡辺常幸君
総務部財政課長	菅原靖彦君	市民生活部 市民課長	澤田克巳君
健康福祉部 社会福祉事務所長	会澤ゆりみ君	産業部 みなとまちづくり課長	神谷統君
総務部 総務課長補佐 兼総務係長	佐藤信彦君	市立病院長	長嶋英幸君
市立病院事務部長	佐藤雄一君	市立病院事務部 次長兼業務課長	伊藤喜昭君
水道部長	佐々木栄一君	水道部次長	大和田功次君
水道部総務課長 兼経営企画室長	尾形則雄君	教育委員会教育長	小倉和憲君
教育委員会 教育部長	小山田幸雄君	教育委員会 教育部次長兼 生涯学習センター館長	渡辺誠一郎君
教育委員会教育部 総務課長兼 総務係長	橋内行雄君	選挙管理委員会 事務局長	佐藤直孝君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	丹野文雄君

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間明君	事務局次長	遠藤和男君
事務局次長兼 議事調査係長	安藤英治君	議事調査係主査	戸枝幹雄君

午後 1 時 開議

議長（菊地 進君） ただいまから12月定例会第 4 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第 4 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源を切るようお願いいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（菊地 進君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、16番曾我ミヨ君、17番中川邦彦君を指名いたします。

日程第 2 一般質問

議長（菊地 進君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。5 番志子田吉晃君。（拍手）

5 番（志子田吉晃君）（登壇） ニュー市民クラブの志子田吉晃です。

12月定例会におきまして一般質問の機会を与えていただき、先輩議員並びに関係者の方々に厚く御礼申し上げます。

皆様ご存じのように、当塩竈市の市債残高は 672億円に達し、このままでは平成20年までに40億円の赤字、財源不足が見込まれており、一刻も早い抜本的な行財政改革が求められております。塩竈の再建、再生に、議会としてもこれまで以上に責任を持って対処しなければなりません。

一昨日の議員定数削減条例は、議会としての一つの良識ある行動のあらわれであると考えております。一方、佐藤 昭市長におかれましても、行財政改革のスピードと明確な決断、実行が求められております。行財政改革を行いながら、他方で希望の持てるまちづくりが求められているわけでございます。

そのような意味で、私の今回の質問は、塩竈再生委員会、市立病院、交通事業、市中心部のまちづくり、越の浦春日線、経費削減対策の 6 点についてお伺いいたします。

佐藤市長には、明確な決断を下していただき、塩竈市の再生と未来の希望をお示しくだされれば幸いです。

まず初めに、1 番目。塩竈再生委員会についてお聞きします。

12月1日に、塩竈再生委員会から最終の提言書が出され、議会にも12月5日付でその提言書が送付されました。塩竈再生委員会は平成15年11月に設立され、16年8月に第1回目の中間提言、17年2月には第2回目の中間提言が出されております。そして、今回55項目にわたる再生のための緊急提言がまとめられたわけでございます。

大滝精一会長の提言に当たっての言葉をかりるとするならば、まちの生き残りをかけた緊急を要する再生策が絶対に必要であり、行財政改革と平行してまちのにぎわいを取り戻すには、今何をしたらよいかを検討されてきたということであります。

当塩竈市議会も再生委員会発足以前より、行財政改革と市民の暮らしの向上及びまちづくりに対して、さまざまな提言、要望、チェックを行っており、再生委員会と市議会、この二つが塩竈市政に対し、行政上の後押しをしているのではないかと考えるところでございます。

そこで質問は、一つ、これまでの活動の経緯について。

一つ、12月最終提言の主な項目と内容。

一つ、提言に対するこれからの対応について、概略をお聞かせください。

我々議会もこの提言を重く受けとめ、真剣に取り組んでいかねばなりません。最終提言に当たり、ある委員の所感によれば、今後は市民にきちんと情報を公開して、議会でどの議員がどのような主張、質問をして、決定しているのか。責任の所在をはっきりさせないと、到底納得できるものではありませんと述べられておりますが、言われるのも当然であり、我々もそのつもりで質問させていただいております。これからの対応、どう生かされるのか答弁よろしく願いいたします。

続いて2番目、市立病院事業についてお聞きします。

この件は、たびたび質問させていただいております。

ことしの2月定例会では、この再生プランだけでは市立病院の再生は不可能であると申し上げました。3月の予算委員会では、公営企業法の全部適用について、その期日を明確に指示してほしい旨、指摘させていただきました。6月の定例会では、院内開業の提言をさせていただき、9月の定例会では実質的な経営者が不在であり、この事業改善が改革の本丸であるべきと申し述べさせていただいております。

16年度の決算が出ております。総収益23億4,600万円に対し、総費用28億5,700万円、その収支差額、赤字5億1,000万円、累積欠損は46億500万円、不良債務額17億9,500万円、給与人件費17億2,904万円、人件費比率73.7%です。大変な数字です。これまでの質問に対し、市

長は、今後2カ年収支均衡を目指して努力するが、17年度、18年度で経営基盤の顕著な改善の効果があらわれない場合は、改めて市民や議会の皆様とともに今後の市立病院のあり方につきまして協議をさせていただきたいと述べられております。そして11月24日、民生協議会に緊急プランの進捗状況が出されました。16年度の決算以上に収益が悪くなっております。このまま19年度の決算の出る再来年の9月まで、我々はただ黙って座視すればよいのでしょうか。民間売却や民間委託や指定管理も含め、再生委員会の指摘どおり、経営の移譲について早急に取り組んでいただきたいと思います。

質問は、1、再生緊急プランの進捗。

二つ、地方公営企業法の全部適用についてであります。

塩竈市内にこの病院が、どのような形であれ存続している方法を提示していただければ幸いです。よろしく願いいたします。

次に、大きな3番目。交通事業市営汽船についてお尋ねいたします。

この件もたびたび質問させていただいております。そして、5月に交通事業経営健全化計画が出され、17年度は昨年度に比べ、一定の改善傾向があらわれてきていると評価したいと思います。明るい方向に進み始めたと思います。そのような意味で、よくなったらよくなったという質問をさせていただきます。

2月議会では、助役さんに計画が遅いよ、いつから予算に反映させるのですかと厳しいことも言ってまいりました。よくなったので、聞きます。

質問の1点目。経営健全化計画とその進捗についてです。

一つ、健全化計画に至るまでの経緯。

一つ、健全化計画の中での船舶及び運行体制への取り組み。

一つ、補助金や繰出金の検討。

一つ、運行体制や事業費の検討事項。

一つ、国標準経費との比較、あるいは国標準に近づける努力の方法。

以上を踏まえて、健全化計画の概要と17年度事業見通しが予算どおりか。収支計画の見直しをお示しく下さい。

質問の2点目は、新造船の運行体制についてであります。

一つ、新造船の建造経過と今後の予定。

一つ、新造船の導入のメリット。

一つ、運行体制の変更はあるか。

一つ、浦戸地区住民の運行ダイヤや運賃に対する理解度。

一つ、将来の運営方法として、指定管理制や民間委託導入の考えについて。

一つ、塩釜港の降船場所のサービスの検討についてであります。

さらなる健全化の努力を期待し、この事業の維持継続ができるようお願いいたします。

続きまして、4番目。

市中心部のまちづくりについてお聞きします。

11月18日の総務教育常任協議会に、市民満足度調査の結果の報告がなされました。塩竈市に対する全体的な評価で、満足度の高目の人が43.7%、不満が高目の人が47.3%です。そして、不満度のワースト4、下の方の項目は、1番目商店街、2番目観光物産、3番目海辺のにぎわい、4番目中心市街地となっております。これらの対策がおくれているため、不満をお持ちの市民の方々がたくさんおいでです。まちづくりがおくれている、再開発が進んでいない、活気がない、寂しいという気持ちが市民の共通点ではないでしょうか。

そこでこの沈滞ムードに対し、未来の明るい展望をお示しくだされ、塩竈の再生と希望、明かりをお聞かせ願いたいと思います。

質問は、1点目。海辺の賑わい地区について。

この点は、特に本塩釜駅南東部に係る歩道橋、通称しおかぜ通りについて、今後駅周辺の整備がどのようになっていくか。つまり、駅を貫く風通しがよくなるかお尋ねいたします。

質問の2点目。中心商店街の活性化。

これは、現在の本塩釜駅を中心とした北側、西側、南側のまちづくりについて、既存の商店街あるいはホテル等への対策についてであります。

質問の3点目。北浜造船地区、港奥部の再開発について。

この件は、北浜護岸のための防潮堤が計画されています。そして用地買収になり、残った元造船所の跡地の活用が、今後どのように計画されているか。例えば、区画整理事業や市道の新設、延長、拡幅などお考えかどうか。

また、防潮堤に併設される管理道路は、幅員が4メートルと計画されていますが、今後のこの地区の再開発に当たり、道路幅の拡幅は、市からの要望を含め考えているのかどうかお聞きします。

以上、市中心部のまちづくりについてお尋ねいたしました。当市の人口増加対策や産業の誘

致について、活力を取り戻すための施策が必要であります。当局の考えをお示ししていただき、塩竈市民に市長からのクリスマスプレゼントを送っていただきたいと思います。

5番目。越の浦春日線について。

この件は、11月22日、産業建設協議会で資料をいただきました。また、11月16日には、当ニュー市民クラブによる政策提言に対する回答としても返事をいただいております。

昨日は、伊勢議員の質問に対して、全体的な答弁がございました。そこで私は、この道路の未着工部分、あと2キロメートルについて、特に45号線にアクセスする部分について説明をいただきたいと思います。

この道路が早急に45号線につながることで、塩竈の水産業や関連企業、あるいは話題になっているJRAの進出についても好影響を及ぼします。早期着工のためには、国交省の事業として仙石線の跨橋工事を行うことも必要かと思われませんが、これからの当局の対処の仕方について、ご見解を示されれば幸いです。

最後、6番目。

経費削減対策についてお聞きします。

経費の削減、あるいは節減、全体については内容範囲が限りなくあります。そのことは、各議会、各議員から多方面に取り上げられておりますが、私はさきの決算特別委員会で提起した入札制度と電気料に絞ってお聞きします。

質問の1点目。入札制度の改善と落札率の見直し。

この入札の件は、過去3度の決算委員会のたびにお聞きし、毎回当局より丁寧な資料をつくっていただいております。入札制度の改善と随意契約のあり方は、再生委員会提言書の中でも指摘されております。16年度工事請負状況調べでは、1件500万以上であります。全部で64件、予定価格18億6,531万円に対し、落札合計額17億5,327万円、落札率は93.99%です。15年度は全部で55件、予定価格20億7,045万円に対し、落札金額は18億6,302万円、落札率は89.98%でした。

予定価格と契約価格との契約差金は、16年度1億1,204万円、15年度2億351万円です。16年度は残念ながら、15年度と比較して落札率が4%上昇いたしました。仮に16年度の落札率が、15年度と同じ90%並みであれば、契約差金が1億1,204万円のほかに、あと7,460万円も浮いたわけでありまして、つまり、その分が市民の暮らしのための政策経費に回せたこととなります。大きい額です。また、仮にこの落札率が宮城県の落札率と同じ80%になったとしたら、

計算上の契約差金は3億7,306万円となります。これだけの金額を節減できる部門はほかにはないのです。ありません。そこで、元手かからずで経費を削減できる、ことし17年度の落札率の見通しと、入札制度全体の改善策についてお聞きします。

質問の2点目。電気使用料の削減対策についてお尋ねします。

この点も、決算委員会で提起させていただきましたが、その後どのように対策を立てたのかお聞きします。

まず、塩竈市役所全体での電気代は、一体幾らなのか。

また、基本料金の対策や事業所ごとの指導はなされているのか。

一つの具体例を挙げれば、塩竈市体育館と温水プールとの比較では、電気使用の量は年間どちらもこの3年間は同じ31万キロワットであります。電気の料金は年額220万円から300万円の開きがあります。当局の考え方と対策をお示してください。

以上で、第1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま、5番志子田議員より塩竈再生委員会について、まずご質問いただきました。そのうち、再生委員会の活動の経緯についてお答えをさせていただきます。

私は、就任以来、日本で一番住みたいまち塩竈の実現を目指し、議会初め市民の皆様方からさまざまな機会を通していただいた改革項目を確実に実行し、市民の立場に立った行政サービスの確立を基本に、行政運営に当たってまいりました。

このようなまちづくりを目指し、市民の目線からご提言をいただくため、平成15年11月に東北大学大滝教授を初め、指名、公募により委員21名の方々のご協力をいただき、塩竈再生委員会を設置させていただきました。2カ年間にわたり行財政改革専門部会あるいはまちづくり専門部会に分かれ、延べ46回の会議を開催し、塩竈再生について熱心な議論を積み重ねていただいたものでございます。

去る12月1日、集大成である最終提言書をちょうだいしたところでありますが、再生委員会の委員の皆様、そして市民の皆様の塩竈再生への熱い思いを受けとめ、心に深く刻ませていただいたところであります。そういった中で、扉に書いてありますまちの生き残り、まさに私もそのとおりだと思っております。例えば、この塩竈を中心とする二市三町につきましても、連携交流が必要な部分もございしますが、お互いの競争という部分もあります。そういった情勢を

適切に見きわめながら、タイムリーな取り組みを行ってまいりたいと思っております。

12月最終提言の主な項目と内容についてお答えをさせていただきます。

最終提言の具体的な項目につきましては、行財政改革として職員給与費の見直し、あるいは職員給与の適正化、さらには市立病院の経営健全化、交通事業会計の健全化、補助金のあり方、市民負担のあり方、魚市場会計の健全化等々、大きな柱が9項目。細部の項目では33項目にわたる提言をいただきました。また、まち人づくりの提言といたしましては、食のまちづくり、商店街の活性化、情報発信、戦略的観光キャンペーン、マリゲート塩釜の活性化、市民参加のまちづくりの6項目。細項目22項目にわたる内容でございます。まさに志子田議員からご提言をいただきました内容も、この中に盛り込まれているというふうに考えております。

提言の内容につきましては、これまで議員各位にもたびたび本議会でご議論いただいた内容でございますが、塩竈再生に欠くことのできない重要な項目であり、昨年、中間提言を受けた段階で、市としても一定の取り組みを行い、迅速な対応を行ってまいりました。

具体的には、特殊勤務手当16項目の廃止、退職時特別昇給の廃止、今後5カ年間で130名を削減する職員定員適正化計画の策定、あるいは補助金、負担金の見直し等々であります。こういったことに既に一定の取り組みを行い、成果を見せているものもでございます。

提言に対するこれからの対応についてお答えをいたします。

来るべき18年の新たな年を目前にいたしまして、市長といたしましては、本市の行財政改革はこれからが本当の意味でのスタートではないかと考えておりますし、不退転の決意で塩竈再生に取り組むことといたしております。これまで、議会を通してご指摘、ご提案をいただきました改革項目、そしてこのたびのご提言の一つ一つを、スピーディーかつ確実に実行し、議会、市民、職員が一体となって財政非常事態を乗り越えながら、引き続き適正な行政サービスを提供していくことこそが我々に課された最大の使命でございます。その意味からも、今回の提言につきましては、広く市民の皆様にご理解いただけるよう、広報やホームページ掲載にとどまることなく、各町内会や各種団体などのさまざまな行事の機会をとらえて、その趣旨を説明させていただく覚悟でございます。

さらに、議会を通してのご提案、再生委員会提言の各項目の体系化を早急に図り、取り組みの方針をまとめながら、新行財政改革推進計画の個別計画への位置づけを確実に実施し、その成果について検証、評価できる体制を整え、市民の皆様の理解をなお一層深めてまいりたいと考えております。

次に、市立病院についてご質問をいただきました。

初めに、市立病院の再生緊急プラン、取り組み状況についてお答えをさせていただきます。

再生緊急プランは、市立病院存続のために何としてもやり遂げなければならない重要な課題と認識し、この4月以降、職員一丸となり病院改革に取り組んでおります。経費削減対策としては、医業収益に占める人件費比率を引き下げることこそが喫緊の課題でありますので、人件費の見直しを中心に取り組んでまいりました。16年度末、退職者10名の不補充はもちろんのこと、8月には抜本的な特殊勤務手当の見直しを行い、13項目の手当を廃止いたしました。また、今年度に限定した市立病院独自の勧奨退職制度を設け、45歳以上の職員を対象に募集を行い、18名の職員から応募をいただいたところでございます。これらの取り組みにより、通年ベースでは約1億を超える費用削減効果につなげることができました。今後は、現在の常勤医師数に見合った職員数を基本とした各部門の体制づくりをさらに進めるため、なお一層部門間の調整を図っていきたいと考えております。

一方、医業収益の面では、開業医の先生方に利用率が低い病床や手術室を利用していただけ、いわゆる開放型病床事業を開始いたしております。これまで、内科や眼科において開放施設を利用いただいておりますが、新しい医療資産の有効や活用手段であると判断をいたしております。また、人間ドック事業につきましては、医師による結果の即日公表を開始するほか、利用者数を伸ばすため、市内の事業所への訪問活動を行うなど、収益の増加につながるような一層努めているところでございます。しかしながら、安定した経営と市民の皆様方に、これまでより以上の良質な医療を提供するための基本は、やはり常勤医師確保であると考えております。まず職場環境を整え、医師の定着化を図るために、医師報酬手当の引き上げなど処遇の改善を図りながら、多方面に働きかけを行い、医師確保に努めているところでございます。本年度は、これまで開業のため1名の医師が退職いたしました、2名の内科系医師を採用することができました。現在は、宮城県のドクターバンク事業による医師の確保と、首都圏の医学系大学からの医師派遣に力を注いでいるところでございます。

なお、臨床研修医につきましては、今年度に引き続き18年4月に、もう1名の採用が内定いたしております。こうしたさまざまな取り組みにより、良質な医療環境の提供を行い、地域住民の健康的で安心な暮らしを支えられますよう、市立病院の再生のため引き続き努力をいたしてまいりますので、ご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

地方公営企業法の全部適用についてお答えをいたします。

市立病院では、現在公営企業法の一部適用、つまり財務のみを適用いたしております。全国には1,003の自治体病院がありますが、このうちおよそ180の病院が全部適用をしている状況にあります。全部適用いたしますと、職員の任免や給与等身分取り扱いの関係、あるいは予算原案の作成、資産の取得や処分、契約の締結などを事業管理者の権限において実施できるというメリットがございます。一方、権限と責任の関係から、当然のことながら事業管理者は病院経営に全面的な責任を追うこととなります。

現在、全部適用の制度面の調査研究を行いますとともに、全部適用している同規模自治体病院につきまして、16年度決算を含めた経営状況の推移、経常収支比率あるいは医業収益比率、不良債務の有無、全適に至った経緯や組織構成、事業管理者の設置状況等について調査を進めておりますので、これらの内容を取りまとめ、早急に直近に開催される所管の常任委員会で明らかにしてまいりたいと考えております。

次に、交通事業について何点かご質問いただきました。

初めに交通事業の経営健全化計画とその進捗についてお答えをいたします。

交通事業の経営健全化につきましては、本年5月塩竈市交通事業会計経営健全化計画を策定し、収入の確保と経費の削減及びサービスの維持向上を重点に具体策に取り組んでおるところでございます。

収入の確保につきましては、まず交流人口の増加こそが交通事業の安定的な経営を図る大きな柱であるにとらえ、桂島、野々島の花火大会や、スローフード・スローライフ・イン・浦戸、あるいは島ライブなど、浦戸で開催される行事やイベントなどへ、職員が率先して積極的な取り組みを行ってまいりました。また、平成16年度の離島航路の国庫補助金は、平成15年と比較して、大幅に増加をいたしております。これらにつきましては、議員各位の大変なご協力ではありますが、今後ともその安定的な確保に努めてまいりたいと考えております。この補助金は、国の標準運賃が収入基準となりますので、標準運賃との差がある本市の運賃体系では、適正な事業収入を得ることができず、結果といたしまして補助金の減額、ひいては一般会計繰出金の増加につながりますことから、適宜運賃の見直しを行うことが必要となります。見直しを行う場合には、離島航路の趣旨に沿い、急激な島民負担とならないよう適正な運賃を検討する必要があるというふうに考えております。

経費削減対策といたしましては、まず老朽化した浦戸丸を廃船とし、来年3月就航に向けて小型船舶の建造を行っておりますが、これにより人件費及び運行経費の削減が図られ

ます。また、小型船舶化により、潮位の干満に影響を受けない安定的な運行が可能となります。さらに、今後は季節ダイヤの設定や、利用者の少ない便を統合するなどの運行ダイヤの見直しにより、一定程度の経費節減を図ってまいりたいと考えております。運行ダイヤの見直しに当たりましては、これまでの浦戸住民懇談会等での意見を十分考慮し、島民の方々のご理解とご協力をいただける内容としてまいりたいと考えております。

次に、経営健全化計画の進捗状況でございますが、計画では一般会計繰出金を平成20年度までに4,500万円以内に抑え込むことを目標としております。平成15年度で1億800万でありましたが、平成16年度で4,965万2,000円まで大幅に縮減できましたが、本年度ではさらに圧縮に向け、努力をいたしてまいりたいと考えております。

新造船の運行体制についてお答えいたします。

新造船の運行体制につきましては、既存船の乗組員が3名であったことに対し、小型船舶化することにより、乗組員2名体制となります。これにより、現在臨時職員4名を含め16名の運行体制であります。平成18年度から船舶職員を2名減じた14名体制での運行体制となります。小型船導入により、来年度から運行体制を見直すこととなりますので、当面はこの体制での運行とさせていただきます。ご提案の経営手法等につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

次に、市中心部のまちづくりについてお答えをいたします。

初めに、市民満足度調査結果につきまして、議員の方から、満足だという回答がまだまだ少ないのではないかというご指摘をいただきました。我々もこういった結果を謙虚に受けとめ、今後の市政運営に適切に反映をしてみたいと思っております。そういった中で、海辺の賑わい地区の最近の事業動向であります。

海辺の賑わい地区の整備につきましては、去る9月定例会におきまして、補正予算を可決いただき、用地の先行取得を実施いたしました。この結果、事業に必要な9,680.41平米の用地をすべて取得でき、減歩率は平均およそ14.48%で、事業を進めることができることとなります。なお、総事業費45億6,000万に対する事業費ベースでの事業執行額は12億100万円に達しておりますことから、進捗率といたしましては26.3%となっております。

さらに、土地利用に必要な仮換地指定についてであります。区画整理審議会の承認をいただき、JR貨物株式会社と塩竈市土地開発公社に、具体的な土地利用が可能となる第1回の仮換地指定を行いました。その面積は、JR貨物に約1万9,439平米を、開発公社に約8,224平

米で、合わせて約2万7,663平米となり、仮換地率は63.8%に達しております。

今後の予定といたしましては、来る2月には、残る権利者の方々に、それぞれの方々の所有地がどの場所にどの程度の面積にということを明らかにさせていただいて、換地計画を確認いただきながら、稲荷下地区、賑わい居住地区について仮換地を指定させていただくこととなります。あわせまして、仮換地後の施設立地の検討などを行い、既存の歩道橋の撤去を初めとする、しおかぜ通り線や港町海岸通線、開発公社用地の南側に位置する賑わい居住区の幅員17メートルの区画道路の基盤整備を行ってまいります。さらに土地利用の促進につきましても、事業者がJR貨物並びに土地開発公社と土地利用賃貸に関する交渉を進めながら、計画敷地内の建物、配置計画などの手続などを進めることとなります。

12月13日には、区画の海側地区に設定されております準工業地域の用途指定の解除と、商業地域指定の説明会が開催され、3月の宮城県都市計画審議会において審議される予定であります。

いずれこういったことを積極的に推し進めながら、魅力にあふれた一体感のある空間の創出と継続したイベントの演出などに加え、地元事業者の方々に相互連携をなお一層深め、中心的役割を果たしていただくようなまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、中心市街地の活性化についてご質問をいただきました。

現在のジャスコ塩釜店の将来計画でございますが、現施設の建築時期は、宮城県沖地震以前でありまして、将来現位置から閉店をするというような計画が、さきに行われました公開プレゼンテーションの折には表明されております。その後の土地利用につきましては、マンションあるいはホテル建設の案といったものが出されておりますが、まだ具体化には至っていない状況にあります。基本的には民間の経済行為であります。この店舗がまちづくりに果たしてきた役割等を、我々大変重く見ております。計画が聴取できる段階に参りましたら、市の意向を示しながら、まちづくりに対する協力を求めてまいりたいと考えているところでありますし、またこういったことが、今後中心市街地の空洞化にますます拍車をかけることが懸念されますので、先ほどご説明させていただきました海辺の賑わい地区、稲荷下商店街、海岸通商店街、それから本町商店街等々が連帯してにぎわい、活気を取り戻すことができるような施策を積極的に展開させていただきたいというふうに考えているところでございます。

次に、北浜造船地区の港奥部再開発につきましてご質問いただきました。

北浜地区において進められております港奥部再開発事業につきましては、一定の進度を見て

おりますが、県の予定では20年ごろまでにすべての用地補償を終了し、その後に防潮堤の機能もあわせ持つ緑地として整備が行われる計画でございます。こういったことが進むことによりまして、この地区の生活環境が大幅に改善されるものと期待をいたしております。

議員の方から、あわせて隣接する地域の開発についてというご質問をいただきました。

現在、この地区は港湾機能の良好な運営管理のために必要な、臨港地区という指定がされております。新たな土地利用を検討する際には関係機関との協議がまず必要となりますが、現在の土地利用、極めて混然一体とした状況にあり、防災上の観点からも、あるいは秩序ある市街地を形成するためにも、まだまだまちづくりというものが必要であるという認識をいたしております。事業手法、事業主体等につきましては今後の課題であります。そういった観点から今後もこの地域のまちづくりにも、行政として一定のかかわりを行ってまいりたいと考えております。

越の浦春日線についてであります。昨日も伊勢議員の方から、市長として不退転の決意で一日も早い実現に向けた取り組みをというご質問をいただきました。私も、そのつもりであります。この路線の持つ重要性につきましては再三ご説明をさせていただいておりますし、志子田議員のご質問にもございましたとおり、魚市場の活性化、港の活性化、あるいは中心市街地のまちづくりにも大変大きな役割を果たす路線でありますし、近隣他市町との連携交流を活発に図る上でも極めて重要な路線でございます。

そういった路線の持つ重要性を県の方に強く訴えながら、一日も早く県道整備としてこの路線に着手していただきますよう、私も全力を挙げて取り組まさせていただきたいと考えております。

最後に、経費節減策につきまして2点ご質問いただきました。

まず、入札制度の改善と落札制度の見直しについてであります。

本市におきましては、現在、聖域なき行財政改革を進めさせていただいておりますが、入札制度の改革も大変に重要な課題の一つであり、これまで透明性や競争性を高めるため、さまざまな改善策に取り組んでまいりました。平成10年度からは一般競争入札の導入、13年度からは対象工事を7億5,000万円から1億5,000万に引き下げ、制度の公平性を図ってきております。指名競争入札におきましては、参加業者のより一層の確保といったようなこととか、物件によりましては二市三町に拡大し、試行的に入札等も実施いたしております。また、地元参画の機会を数多く得られますよう乙型共同企業体方式等も導入させていただいたところであります。

す。そういった結果、今年度の11月末における発注件数の平均落札額は93%余であります。今後におきましては、随意契約等の見直しを行いながら競争性をなお一層高め、より透明性、競争性の高い入札を行ってまいり、落札率の低下に努めてまいりたいと考えております。

次に、電気使用料の削減対策についてでございます。

電気使用料の節減につきましては、これまでも昼休み時間の消灯や夏冬における冷暖房の温度設定の徹底などを行ってまいりました。本庁舎と宮町分庁舎を合わせました電気料金では、平成13年度で年間1,145万4,000円でありましたものが、16年度では870万8,000円と、274万6,000円の減少を見ており、一定の取り組み成果は上がっているものと考えております。また、電気料金の節減は、契約方法によるところも大きいことから、例えば魚市場では夜間料金契約へ移行したことで年間130万円の節減を見ております。今後もより安価な契約方法となるよう電力会社と協議し、適正な基本料金の設定でありますとか、業務用の各種料金体系の活用などを図り、現在より少しでも節減できますよう努力を傾けてまいりたいと思っております。

なお、体育館、温水プールの年間使用料金につきましては、後ほど担当部長よりご説明をいたさせます。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（菊地 進君） 小山田教育部長。

教育部長（小山田幸雄君） それでは、私の方から、体育館とプールは電気の使用料がほぼ同じなのに、なぜ年間で300万を超える差が出るのかというお尋ねでございましたのでお答えいたします。

これは一口に言いまして、契約電気料の差によるものであります。体育館は施設が大きく、またイベントも大きいものですから、瞬間的といいますか、一時的に使用する電気料が多いものです。それに比べてプールは、比較的安定しております。そんなことで、基本料金が約4倍の差になっております。そんなことで電気料金に大きな差が出ているということでありまして。

これに対する対策であります。今まで平成15年にウィークエンド契約ということで、休日に安い料金になる、そういう契約に切りかえたことが一つであります。それから、これからは手動に切りかえることとか、ないしはデマンドコントロール装置という装置があるそうでありますが、そういうことをつけながら、体育館であれば年間800万円に及ぶ電気料金の節減に努めていきたいというふうに思います。

議長（菊地 進君） 5番志子田吉晃君。

5番（志子田吉晃君） ありがとうございます。

あと10分だけなので、要点だけ2回目、再質問させていただきます。

再生委員会について。これは、広報以外でもいろいろな場でこれからの成果を公表してまいりたいという市長さん答弁でした。そのことは再生委員会の方々も、もう提言して終わりという気持ちではないので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、そのときなんですが、もう解散した再生委員会の方々、これから第2次再生委員会の構想とか、あるいはもう1回集めてお知らせするとか、そういうことは考えているのかどうか、1点聞きます。

それから、市立病院についてですが、公営企業法の全部適用は今検討中で、この次の委員会にということなんですけれども、私も何回も質問して聞いているんですけれども、17年、18年度で効果が出ないときはというような、そうすると19年度の決算のときに、やはり効果出ませんでしたというのでは、これからまた1年半おくれるんです。それで、もう絶対にこれは早目にやっていただいて、公営企業法の次の対策というの、結局民営化とか委託の話ですけれども、そういうことも再生委員会の方からは出されております。これはもう大出血して血がとまらない状態ですから、そしてこの上半期の協議会に出された資料を見ますと、5億1,000万赤字の出た16年度よりも、ことしの17年度の方がもっと赤字が多いんですよ。出血がもっと大きくなっているわけです。これは早く市長さんの決断が出ないと、血がとまりません。何とか早く血をとめて、どういう手術をするのか明確にお示し願ひたいと思います。

それから、交通事業。これ、よくなっているので、そういうふうにしっかり計画を立ててよくしてほしいと思います。

それで一つ、再生委員会からの提言では、プライスカップ制ということが出ていますけれども、料金の方をプライスカップ制という考えで出ているんですけれども、私はこれまでずっと質問していた意味は、事業予算を1億にしたらどうですかと。予算の方をプライスカップ制にしたらいいのではないかと。そして、1億でできるためにはどういう体制をつくるかという、逆な方法で検討していただきたい。これは宿題ですけれども、要望します。

それから、海辺の賑わい地区の件について。つまり、この本塩釜駅周辺です。風通しがよくなれば、回遊性も出てくればまちも発展するという考えなので、しおかげ通り、先ほど答弁いただきましたけれども、具体的にいつごろその橋がなくなって、その後広場はどうなって、時間があればですけれどもお願ひします。

それから、電気料の件について。それは、契約電力のことについて検討していないからなんです。体育館は、契約 245キロワットで契約しているんですけども、8月の最大電力量は151キロワットです。ですから、基本料金の方の契約の方を検討してくださいということを、私9月の決算委員会で聞いたんですよ。その答えではないと思います。ですからその辺のところを対処していただきたいと思います。

時間がある分だけお答えいただければ、よろしくをお願いします。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 私の方からは、再生委員会について、これで終わりかというご質問でございました。

再生委員会の方々とは、こういったご提言が正しく進行管理されているかと、そういったことを今後とも見守っていただきたいということでは、1年に何回か集まっていたきまして、その後の進捗状況について説明をさせていただく機会をぜひ設けさせていただきたいというお願いをさせていただいたところであります。

市立病院の公営企業の全適。我々も当然そういう覚悟で取り組んでおりますが、まずはその率先してやるべきものをということで、先ほどご説明申し上げたわけでありまして、決してこちらの方は手を抜いているということではなくて、まずそのスピードで、今すぐにやるべきものは何かということで、取り組んだ結果を先ほどご報告させていただきました。この部分につきましては、後ほど担当部長からぜひその思いを聞いていただければと思っております。

浦戸交通、海辺の賑わい地区現況につきましては、それぞれ担当よりご説明をいたさせます。よろしくお願いたします。

議長（菊地 進君） 佐藤市立病院事務部長。

市立病院事務部長（佐藤雄一君） 先ほど志子田議員の方から、16年度に比べて17年度は大幅な赤字増加になっているのではないかというふうな、まずご指摘がございました。これは、私どもも当然想定した内容でございます。16年度につきましては、4月から14名の医師の体制で医療の提供に努めたところでございますが、17年度はこのような状況の中で、11名体制の中で出発せざるを得なかったという現実がございます。そのためにどうしても絶対数が不足して、その分が医業収益の減につながっているというところでございます。ただ、先生方、医師1人当たりの入院患者数、それから外来患者数を前年度と比較いたしますと、ほぼ同程度の人数となっております。少ない人数で当直業務をこなしている先生方を見れば、一生懸命市立病院

のために頑張っていたいただいているのではないかというふうに考えているところでございます。

それから、全適につきまして、いつごろの見込みになるのかというご質問でございましたが、まず全適を導入して、その結果として赤字になれば、何のために全適をしたのか改めて責任が問われるということでございますので、現在ほかの自治体病院のそのようなケースにつきまして、どこに原因があるのか現在調査を行っているところでございます。

また、全適以降の病院経営が成功するのも失敗するのも、事業管理者の選任がすべてと考えてございます。その際、経営責任が問われるポジションを引き受けてもらうためには、市立病院の不良債務が大きな課題になっているというふうに考えてございます。そのためにも、先ほどから市長が申し上げますように、再生緊急プランに基づきまして、安定した経営が継続して続けることができるよう、単年度収支の均衡に市立病院職員全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

このような課題を整理しまして、先ほども申し上げましたが、所管の委員会に調査結果をご報告し、議員の皆様の方から改めてご意見をいただきながらできるだけ早い時期に方針を定めて、効率的な経営体制の確立を目指していきたいと考えておりますので、ひとつご理解のほどをよろしくお願いいたします。

議長（菊地 進君） 内形建設部長。

建設部長（内形繁夫君） それでは、海辺の賑わい地区に関する事業につきましてお答え申し上げます。

まず、ご質問のありましたしおかぜ通りの舗道の撤去、あるいはその先の整備はどうなっているのかということでございます。

まず、舗道の撤去につきましては、平成18年6月から9月までの間で撤去をいたす予定でございます。また、ちょうど海辺の賑わいの8メートルの賑わい通りの整備につきましては、来年度18年9月から19年2月までの完成をめどに、今取り組む予定になってございます。

なお、今ご質問ございました本塩釜駅を挟んで東西の連絡が利便性に欠けているのではないかとご質問でございますが、我々も十分それは認識してございます。これにつきましては、東日本旅客鉄道株式会社に対しまして、新しいしおかぜ通りの完成までには新しい駅の顔づくりを進められるように、今要望しておるところでございます。以上であります。

議長（菊地 進君） 棟形市民生活部長。

市民生活部長（棟形 均君） それでは、私の方から浦戸交通の経営健全化の関係について、

簡単にお答えいたします。

議員からお話がありました再生委員会でのプライスカップ制の提言でありますとか、あるいは民営化の問題、こういったものも踏まえつつ、最終的に経営健全化計画をまとめているというところであります。今後はこの健全化計画につきましても、具体的な数値目標を設定して、年度を区切ってまとめておりますので、そういった部分について鋭意努力をしながら目標の達成に努めたいというふうに考えております。

議長（菊地 進君） 5番志子田吉晃君。

5番（志子田吉晃君） 最後に1点だけ。時間がないので、市長さんにもう1回。市立病院のことについて。

市長さんは、月何回ぐらい市立病院に足を運んでいるか。これだけお聞きします。

これは、議員研修のときに皆さんで気仙沼に行って聞いてきたんですけれども、うまくいっている病院は、市長さんが病院に足を運ぶ回数が多いというんですね。果たしてうちの市長さんはどのくらい足を運んでいるか。それを聞いて終わりにします。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 私事なので、身びいきになるとあれなので、事務部長からお答えをさせます。

議長（菊地 進君） 佐藤市立病院事務部長。

市立病院事務部長（佐藤雄一君） 市長につきましては、市立病院に折に触れて来ていただいております。大体月に1回ないしは多いときには2回程度来ていただきまして、看護部長含め院長との協議、それから私どもの指導に当たっております。以上です。

議長（菊地 進君） 21番東海林京子君。（拍手）

21番（東海林京子君）（登壇） 社民党の東海林京子です。

ことしも残すところ半月となってしまいました。市民の皆様も師走の忙しさに追いまわられて、落ち着かない日々を過ごしていることでしょうか。お互い、健康で新年を迎えられれば本当にありがたいと思います。

1時間という制約の中で、たくさんの質問をさせていただきますので、当局の皆さんよろしくお願いたします。

第1点目の質問は、まちづくりについて伺います。

塩竈のまちの中で人に会えば、あるいは人が集まれば、塩竈寂しくなったね、塩竈は暗いと

か塩竈は沈んでいるねなどと言われます。自分のまちなのにと思いながらも、それは一口に言って活気がないという表現だろうと思います。私は、そうですか、市も業界も皆さん頑張っていますから元気ですよと言いますが、余り自信がありません。市民や近隣市町村の皆さんは、貨物ヤード跡地に新しく商業ゾーンができることに大変関心と期待を持っています。塩竈市民の皆さんは、広報などでお知らせしていますが、それでも詳しい内容についてはよくわかっていないようで、どんなものがいつから来て、まちはどのようになるのかわからないので、一方では不安もあり、期待もしています。

海辺の賑わい地区の事業の進行、形が何もいまだ見えない状況です。

市当局に伺いますが、市民や観光客にいつからどんなものが、どのように進行し、いつできるのか。形がはっきり見えるようにしていただきたいと思います。

まず、このまちの絵柄を看板にして掲げたり、何らかの方法で事業計画の進捗状況をパネルにしたものを掲示するなど、方法はいろいろあると思います。広報紙でお知らせしたり、ケーブルテレビの活用で、市民に知らせることはできないのかどうか伺います。

現在、海辺の賑わい地区の区画整理事業を含めたまちづくり事業は、予定どおり進行中なのかどうか伺います。

次に、塩竈のお宝と言われる勝画楼、亀井邸の塩竈の歴史的文化遺産の修復、保存等について伺います。

塩竈のまちづくりについては、どの講師の方々も塩竈にはまちづくりで活用できる財産がたくさんある。それをどう生かすのか。それは、塩竈の皆さんの考え方とやる気、やり方にかかっているという話を、具体例を出して丁寧に助言いただいております。

財産の一つは海にかかわるもので、港と魚、松島湾の景色、食べ物、特にすし、カマボコ、和菓子、酒、塩竈神社、それに格式高い年代物の建物がまちの中に点在している。これらの塩竈の財産を活用していかに客を呼び、まち起こしをするのかの工夫とアイデア、やる気が塩竈の再生にかかっていると、多くの先生方、これまでの講師の方々の共通したアドバイスです。

昨年10月8日、講演されたJTB常務取締役清水慎一講師のお話では、海外から人を呼びなさい。東北はゴルフ場を忘れている。塩竈の貨物ヤード跡地に魚市場をつくれ。塩竈は食で生きるのが一番。魚とサケとすし。JTBもお客さんを誘致することに力をかす。塩竈のベネチア計画がポイントである。自分のまちを見直すことから出発するのがいい。町並みをどうつくるかで客を呼べる。議論ばかりしていても客は来ないという話があり、そのとおりだと私もう

なずきました。

また、ことしの6月29日に講演された東北学院大学教授の斎藤善之先生の塩竈の歴史景観と海、港を生かすまちづくりについて、塩竈の伝統建築、その保存と活用を目指してというテーマで講演された内容は、とても興味深く心に残りました。私も大好きな勝画楼。年に1度や2度は足を運びます。建物の中には入りませんが、何となく好きです。趣があります。塩竈では最も古い建物で、建築年代がわからないそうです。書院づくりで、京都の清水の舞台のような建て方で、懸造風というそうです。もう一つの私の好きな建物も、勝画楼のすぐ近くにある亀井邸です。斎藤講師は、この建物をスライドで見せてくれました。私は、まるで本物をそのまま見たような錯覚を今でもしています。塩竈には現在、家族が生活している建物を含めて、蔵、お店など築100年以上のもの、あるいは七、八十年を経たすばらしい建物がたくさん残っています。これらの建物を壊されてからでは遅いのです。保存、修復、管理を一元化できるよう市当局のご尽力をぜひお願いしたいと思います。実効ある回答をお願いいたします。

塩竈は、観光で食べていくのが一番という話は、いろいろな人から言われています。最近、全国的に景気も冷え込み、それほどの観光客も見込めず、塩竈は年間90万から100万程度でしょうか。これからは、どのようにして観光客を呼び込みますか。塩竈の人口は6万を切ったと聞きました。塩竈から若い人が流出していると言われています。高齢化と少子化だけが進むばかりです。どのようにして人口をふやし、定着させていくのかお聞きします。

観光客にもたくさん来てもらい、塩竈を生き生きさせるためには、まちを美しくしたいと考えます。

最近、塩竈がちょっと変わりました。このごろごみが減りました。また、本町海岸前近辺の中心商店街で、大きなのれんが目につきます。古今集などに詠まれている和歌を紺地に白抜きの美しい文字で書かれていて、左下の方にお店の名前が出ています。ここのお店のご主人はこのうたを好んだのだろうか。このうたの心はどんな内容なのかと興味津々で、いろいろ想像も広がって、心楽しくさせられています。すてきなアイデアだと思います。全国から和歌詠みのツアーなど、呼べるといいですね。まちが美しいということは、いろいろ内容は多種多様ですが、まずごみがないことが一番でしょう。そして、緑や花があり、道路や建物、看板が整然としているなど、残念ながら塩竈は、余り美しいまちと言えないのかもしれませんが。夏場はごみや空き缶が散乱しているし、雑草も多いなど指摘されています。また、たばこの吸い殻を道路や側溝に平気で捨てるなど、子供たちに見せたくない光景ですが、子供はしっかりよく見てい

ます。ポイ捨てはすぐ改善したい課題です。半ば強制的になりますが、ポイ捨て条例をつくって、子供たちに標語を募集し、子供たちの手でミニ立て看板やポスターをつくってもらって、まちじゅう要所要所に掲げたり、立てかけたりすればかなり目につくし、ポイ捨てはなくなるのではないのでしょうか。

去る9月に行われた子供議会でも、ポイ捨てをなくすようにしてください。市長さん、まちをきれいにしてくださいという要望が数人の子供議員から出されていましたよね。道を見渡せば、一部ですが公道にお店の品物を並べたり、花を置いたり、看板を出したりして、車いすや子供さんや老人の方々の歩行を妨げている場所もあります。あるいは、道路そのものが傾斜していたり狭かったり段差があり、穴があいていたりして、介助者がついていても容易に歩けません。車いすや介助なしで1人でも歩けるように、だれにでも優しい道路、公共施設のバリアフリー化が大事な課題であると考えます。今後どのようにするのか伺いたいと思います。

次に、税について伺います。

平成16年度の税収は61億 720万 4,000円。本年度の見込みは60億 1,300万円で、本市の財政事情は毎年本当に厳しくなっています。一つの要因として、サラリーマンの失業、人口の流出、企業の撤退、非課税世帯の増加、そのほかもろもろ考えられますが、税の滞納件数の増加も大きな要素となっていると思います。

税金や家賃、医療費、学校の給食費、一切の公共料金、町内会費、保育所費などすべて支払わないという納税者もいます。こういう人は悪質な納税者というのでしょうか。きのうの質問にもありましたが、確認する意味でお答えください。

本市にはどれぐらいの数の滞納者がいて、滞納件数や金額など、きのうは10億円と言われましたけれども、累計で1人幾らになっているのか。

また、これらの人たちに今後どのような納入指導をして、どう改善していくのか。そういう目標について伺いたします。効果的な方策をどのように考えていますか。よろしく願いいたします。

さきの衆議院選挙で、政権与党の自民党はサラリーマン増税はやらないと言っていたのに、選挙結果が自民党の一人勝ちの大勝利となり、単独過半数を獲得した勢いによって、何でもありという姿勢を国民の前にさらけ出しています。政府の税制調査会は、11月25日の税制改正答申で、景気が回復しているのだから定率減税は廃止すべきであると答申しました。所得税と住民税の定率減税は全廃、給与所得控除の縮小、扶養控除や特定扶養控除、配偶者控除の見直し

など、サラリーマン勤労者をねらい撃ちにした大幅増税計画を打ち出しています。国内全般を見渡しても、私たちの住む地域を見ても、景気が回復しているという実態も実感もどこにも見当たりません。原油の高騰で景気回復は明らかに足踏みしている状態ですし、いつ自分の企業が倒産するかわからないという声も、若者の間から出ています。今サラリーマンが5年間も賃上げもなし、賃金カット、医療費値上げなどむしろ削減、来年から定率減税を廃止すれば、家計が特にもたなくなり、むしろ個人消費はますます渋ることになると思います。景気回復などはあり得ません。その上、平成19年をめぐにした消費税の引き上げ、第三のビールと言われるビールの値上げ、たばこ税1箱20円の引き上げ、政府から正式に発表されたときょうの昼間のニュースで言うておりました。普通ビール、酒、ワインなどは値下げ。こういうことになっております。国会の皆さんは、こういうものが好きだからでしょうか。

1988年、法人税も引き下げられてきました。サラリーマンの定率減税と一緒に引き下げられたものです。しかし、今回の定率減税廃止では、法人税は手つかずです。いわゆる取りやすいところのサラリーマンにだけ重い負担をしわ寄せするもので、不公平税制のきわみであると考えます。勤労国民は、不公平を拡大する弱い者いじめの増税ではなく、税のむだ遣いを是正するとともに、お金のたくさんある大企業や個人に大判振る舞いの大まけの減税はやめて、最高税率の引き上げや、これまで緩和されてきた累進税の強化、企業に社会的責任を果たしてもらう観点から、法人税の見直しを実現すべきだと考えます。

ちなみに、トヨタ自動車は、戦後最高の12兆円の収益を上げたと言われております。このように、大企業に対する税金のおまけは後を絶ちません。十数億の税金のおまけ企業は、ざらにいます。このような企業を見て、景気がよくなったと政府は言っているのです。一律減税廃止など、サラリーマン増税によって、本市の増税見込みはどれくらいになるのでしょうか。

次に、市立病院問題について質問します。

市立病院の本年上半期の経営実績を見ると、前年度分を比較して、1日当たりの平均患者数の入院では40.9人、外来では81.7人と大幅に落ち込んでおり、入院収益で241億円、外来では8,600万円の減少になっていることが常任委員会に提出された資料でわかります。医師不足による患者数の減につながっていることが顕著にあらわれています。病院に医者がいないことは、学校に先生がいないこと。デパートに売れる品物がないのと一緒だということだと思います。成り立たないということです。病院の医師不足は自治体病院にとっては、大変深刻な死活問題です。市当局はたゆまぬ努力を続けていると思いますが、現状の医師確保はどのように行

って、また今後の見通しはどうかお答えをいただきたいと思います。

議長（菊地 進君） 東海林議員。先ほど、医療収入が 241億と言っていますが、24億 1,000万の間違いではないでしょうか。

21番（東海林京子君）（登壇） そうですか。済みません。それでは、そのように訂正させていただきます。数字の読み間違いでございました。失礼いたしました。

再生プランの取り組みでは、人件費圧縮を図るための早期退職者募集を行った結果、看護師 16名、薬剤師 1名、事務職 1名、合わせて18名の応募があったというふうに、先ほどお答えになりました。そのうち、15名は非常勤嘱託として再雇用を希望しているそうですが、非常勤嘱託は夜勤等はしないわけですから、その分現場の夜勤体制や緊急体制に十分対応できるのでしょうか。今回の病院の再生プランは、人件費削減にのみ比重が置かれたやり方だと批判も渦巻いています。病院当局や市当局は、医師に合わせたスタッフの数と言っています。何しろ財政的に苦しいので、職員を削減するしかないという構えで、とにかく今年中に退職者を募ることを非常に急いでいたと思われます。この夏ごろから病院は、そのうち倒産だ、早く退職しないと退職金がもらえなくなるといううわさが流れていて、皆さん不安の中において大変悩んでいました。疑心暗鬼になっているところへ、希望退職を募る募集要綱が一人ひとり手渡されれば、だれだって我先に退職を選んでしまうという結果のあらわれです。まだやめたくないけれども、あの人もやめるそうだから、退職金を割り増しでいただけるから、退職金がもらえなくなる前にということで、先急ぎする人たちが多く、雪崩現象的に退職に応じてしまったというのが本音のようです。病院というところは、医師がいなければ患者は来ません。しかし、看護師さんの果たす役割も重要です。患者さんとの関係で、医師と患者の間を取り持って、患者さんを優しく見守ってくれる存在としては、大変大きな役割分担があります。あの看護師さんがいるから、きょうも病院にまた来たよという声も、日常茶飯事聞かれます。この優しい看護師さんがいるだけで、心が和んでしまうというほどです。病院にとっても大いに貢献していると思います。今のところは非常勤で残る人も多いわけですが、市当局も病院当局も医師は不足している、本当に採用したいと思っていると言っているながら、看護師やそのほかのスタッフを切っていくやり方は、本当に医師を採用する気があるのだろうかと思ってしまう。納得できません。職場が手薄にならないよう、医療ミスが起きないように祈るばかりです。市当局の責任あるご回答をよろしくお願いします。

次の質問は、今世界で流行している新型インフルエンザについて伺います。

新型インフルエンザは、鳥インフルエンザウイルスが変異して人に感染すると、世界じゅうに広がってしまうということが現実味を帯びていることが、マスコミの報道で何度かありました。世界じゅうで数千万の人が死亡するという警告をしています。いつ、どこで発生するのは、今のところわかっていません。流行し始めると、短期間のうちにすごい勢いで世界じゅうに拡大する危険性が高いと言われています。あるマスコミは、1月から2月にかけて大流行するでしょうと言っています。既にこれまでにベトナム、タイ、インドネシア、カンボジアで120人が感染し、62名が死亡しています。既に11月には、中国も感染しています。しかし、薬品の抗ウイルス薬タミフルが不足しているという深刻な問題も出ています。ワクチンの製造は4カ月から6カ月かかるため、抗ウイルス薬が頼りです。これについて、国の方がしっかりしてくれれば問題はないと思いますが、慌てて買いためている国や、医療機関もあるようですが、これに対する国の医療機関への指導、通達、市立病院の対応は万全にやれるのかどうかお答えください。

次の質問は、駐輪場付近の放置自転車の処理について伺います。

東塩釜駅の東と西の駐輪場ができてから数年間、駅の周りには放置自転車はほとんどありませんでした。駅の周りも整然としてとてもきれいでしたが、ことしに入って、特に夏ごろから急に放置自転車がなくなって、常に60台以上乗り捨てて、電車に乗っていく通勤者や通学者の方々がいます。それがだんだん目に余ってきたので、9月の決算委員会で質問しましたが、その後一時的に撤去されたようでした。それは大変結構なことです。今後も違反者には厳しくご指導お願いします。

次の質問は、新設道路に横断歩道の白線を引いていただきたいことについて質問します。

真新しい白線の横断歩道を渡るのは安心して渡れるのですが、色が薄くなった歩道は怖くて渡れません。梅ヶ丘団地とブライトヒルズ町内会を結ぶ地点に、横断歩道の設置をお願いします。宮町吉津線の延長線上に、越の浦春日線にぶつかる手前に位置する道路ですが、歩行者専用の横断歩道をあらわす白い線でしっかり描いてほしいというのが地元の皆さんの要望です。通学路にもなっていますので、早速お願いいたします。

最後の質問、要望は、街灯設置について伺います。

通学路、石田川沿いから千賀の台へ通過する道路へ、街灯の設置をお願いします。

夕方、この道路は日中は大分車は通るのですが、夕方5時、6時以降は車は余り往来しません。民家もないので、暗くなればできるだけ通りたくないようです。しかし、部活をやってい

る子供たちは徒歩での通学ですから、暗い夜道は本当に危険です。街灯は、ほぼ規定どおりつけられていますが、一部吉津隧道をくぐって、吉津集会所の前を右に折れて、ペットメモリアルの事務所に進んでいく右側の広場あたりは、もう二つ三つ街灯が欲しいと要望されています。毎日忌まわしい事件だけが報道されていますので、子供を守るのは親と行政の仕事だと思います。よろしくをお願いします。

以上、1年に2回だけの一般質問ですので、質問が絞り切れていません。あれもこれもと質問する中身がてんこ盛りになってしまいました。今回もよろしくお願い申し上げます。ご清聴まことにありがとうございました。（拍手）

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいまは、21番東海林議員から、本市の行政課題、多岐にわたるご質問をいただきました。要領よく簡潔にご回答させていただきたいと思っております。

初めに、海辺の賑わい地区のまちづくりの進捗状況についてご質問いただきました。

先ほど、申し上げさせていただきましたとおり、総事業費45億 6,000万に対しまして、事業執行額12億でございますことから、事業進捗率としては26.3%という状況であります。約4分の1ということでご理解いただければと思っております。この10月に一部仮換地指定を行い、宅地整地、工事搬入道路の整備でありますとか、あるいは来年度に行いますしおかぜ通線、海岸通線の道路工事の事前調査等々を実施させていただきますほか、来年度には建物移転等もいよいよ本格的にスタートすることになり、目に見えた進捗が図られるのではないかとというふうに期待いたしております。このような事業をもう少し市民の方々にわかりやすくPRしてはいかかかというご指摘でありました。事業推進のために、広く市民の方々のご理解をいただくことが極めて肝要であるというふうに考えまして、広報紙、ホームページに掲載するなど努めてまいったところであります。また、先ほど現地の看板をというお話がございました。既に現地の方には、区画整理事業の将来予想図の看板等も立てさせていただいているところであります。このほか、まちづくりニュースなどを発刊し、なお一層周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、歴史的な文化遺産の修復保存についてご質問いただきました。

足下に泉ありという言葉があります。まさにこの塩竈の市内には、大変すばらしい歴史、遺産、文化が色濃く残されているかと思いますが、その真ただ中にある我々は、なかなかそういったものに気がつかないということが一部あるかと思っております。こういった歴史的な建

造物を生かしたまちづくりであります。全国的に見ますと、本市と同じような港湾都市、小樽や門司のように観光振興や商店街の活性化に大いに役割を果たしてきているところであります。

本市におきましては、昨年3月にまとめました塩竈ベネチア計画におきまして、市内に残るこういった魅力ある資源の掘り起こしを行ってまいりました。このような中、昨年からは東北学院大学や千葉大学などにより、市内の伝統的建築物の調査が行われ、その成果をシンポジウムや講演会で広く市民の皆様にご理解いただきながら、また先駆的な取り組みを行っております。例えば常滑市の視察研修など開催し、歴史的遺産のまちづくりに果たす役割の重要性を確認してきたところでございます。また、一部の市民団体が、江戸時代の建築物といわれる勝画楼を何とか再生させようと、建物の掃除や、幕末に計画されました灯台の台座でのお月見会などを開催いただいております。また、市内の名所旧跡を訪ね歩く、まち歩きの会なども行われるなど、市民の皆様の自発的な取り組みも活発に行われております。

市といたしましても、北浜沢乙線の景観保全に対する支援事業を継続して実施してきておりますが、このような活動をより一層効果あるものとするため、塩竈ベネチア計画の成果を活用し、塩竈の財産ともいえる塩竈石でできました岩蔵でありますとか、門前町のたたずまいを残す歴史的な建造物などを生かしたまちづくりに市民の方々とともに取り組んでまいりたいと考えております。

塩竈市に観光客及び人口を呼び込む施策についてのご質問でございました。

本市では、港祭りを中心としながら塩竈神社門前市でありますとか、菊花祭り、あるいは収穫祭などの各種イベントが数多く開催され、観光客の方々にもご堪能いただいております。今年から2回開催となりました塩竈の醍醐味や、さらには宮城まるごとフェスティバルや、横浜市場祭りへの参画など、他地区へ出向いての本市観光物産のPR活動も行っているところでございます。また、塩竈神社におきましては、初詣を初め多くの参拝客が訪れ、観光船運行会社におきましては、カキなベクルーズなどに加え、新しい観光客を掘り起こすため、浦戸のカキ処理場見学を組み込んだコース設定でありますとか、あるいは離島へのレストランの開業など、さまざまな企画が展開されております。また、恒常的な企画として、みやぎ寿司街道や、仲卸市場の日曜朝市などは大変好評でありまして、今後各団体等での取り組みにつながることを期待をいたしております。しかしながら、それぞれの企画に相互の連携や、時期の調整などが希薄であることに加え、年間を通じたイベントの連続性という検討がまだ欠けていると

いう反省をいたしております。このような中、議員の方からもお話しいただきました最近の動きといたしましては、青年4団体の皆様方が、市内25店舗の方々の協力を得て、塩竈観光どころしおナビiショップを開設し、新古今集や平家物語などの塩竈の風景を詠んだ和歌を染め込んだのれんを制作しまして、商店街を回遊させる仕組みとして、観光マップ、しおナビぶらぶらりんと呼ぶんだそうでありますが、そういったことをみずから発刊し、市民の皆様方からも大変な好評をいただいております。

市といたしましては、年間を通じての観光客誘致を図るため、今後とも塩竈市観光物産協会や市民団体の方々と連携を図りながら、市内に点在する所々の観光資源を発掘し、回遊性を創出し、まちににぎわいを取り戻せるような、きれいでおしゃれなまちづくりを展開させていただきたいと考えております。

まちを美しく、バリアフリーの道路をふやしてもらいたいというご質問についてお答えいたします。

やはり市民の皆様方に快適な生活空間を提供させていただくということは、本市の行政の中でも非常に重要な分野であります。このような観点から、市といたしましても道路の維持管理や環境整備といったようなものを進めさせていただいておりますが、これも市民の皆様方の常日ごろからの環境美化に対する意識の高揚があってこそ効果があらわれるものというふうに期待をいたしております。身近な活動といたしまして、年3回の市民一斉清掃の実施でありますとか、最近では地域の方々のボランティア活動として、例えば街路樹柵の除草や清掃を実施されるなど、多くの市民の皆様が参加協力され、地域の環境美化を進めていただいております。市といたしましては、これらの活動に必要な支援や提供を行ってまいりたいと考えているところであります。

道路は、市民生活や産業活動、また観光においても重要な役割を果たす公共施設でございますから、今後とも市や市民、町内会など各団体のご協力のもと、ご提案のミニ看板等も活用させていただきながら、より一層市内の美化と道路の愛護推進に努めてまいります。

バリアフリーについてお答えいたします。

本市は、坂道が多いといったような地形的な特性、また歩車道が分離されている道路でも、建設当時の構造基準に基づく整備でありますことから、残念ながら歩道の幅員が狭く、あるいは段差がある形状になっております。安全で快適な歩行の空間とするため、これらの解消が課題であります。市といたしましては、限られた予算ではありますが、高齢者や児童生徒などの

利用率が高い箇所や、公共施設、体育館、公園等が集中している部分から優先的に取り組むこととして、今整備を進めているところでございます。なお一層、努力に努めてまいりたいと思っております。

税につきましてご質問いただきました。

税に係る滞納整理の成果と今後の取り組みについてということでございます。

市税、当然のことではありますが基幹財源であり、行財政改革を進める上でも自主財源確保は、極めて重要な課題でございます。特に市税、国保税や各種使用料、手数料の滞納は増加傾向にありますので、税の公平な負担の観点から、滞納整理が喫緊の課題でございます。このため、助役を本部長とした市税等収納対策本部を11月24日に設置し、市税におきましては今年度91%の収納率の確保を目標とした収納強化策や、各部門の連携した滞納整理の推進、さらには悪質な滞納者がありました場合につきましては、行政サービスの制限も含め検討を始めたところであります。

なお、滞納額、処理方針等につきましては、後ほど担当よりご説明をさせます。

また、今月2日には、税務署及び多賀城市と共同で、差し押さえ不動産の公売も実施しましたほか、市営住宅では明け渡し請求の手続を検討するなど、極めて悪質な滞納ケースに対しましては公的な対応など、厳格な取り組みをしていくことといたしております。

一律減税廃止についてお答えいたします。

住民税の制度改正は、平成18年度において定率減税の2分の1縮小や、老年者控除の廃止等でありまして、税源措置を縮減し、旧来の制度に戻すものでございます。

この改正による市税の増収額でございますが、個人市民税の調定で、約1億円が見込まれます。一方、納税者の皆様方には負担増となりますので、税制度改正の趣旨と、公平で公正な税の仕組みを周知しながら十分ご理解いただくよう努め、納税額の増加に努めてまいります。

次に、市立病院問題でございます。医師確保の状況についてであります。

先ほどもご質問の際にお答えをさせていただきましたが、今年度2名の内科医師を採用できましたので、年度当初に比べ12名体制ということで診療を行っております。まだまだ医師数が不足いたしております。医師の確保につきましては、引き続き東北大学の関連医局に医師の派遣の依頼を行ってまいりますとともに、首都圏の医科系大学の医師派遣の要請活動もあわせて行ってまいりたいと思っております。

また、宮城県では、本年度からドクターバンク事業を新設いただきました。こういったとこ

ろにもあらゆる機会をとらえながら、医師確保に努めてまいりたいと考えております。

看護師の大量退職について、というご質問でありました。

今回、市立病院におきましては、独自に早期退職制度を設け、職員に対して勧奨退職を募りました。現下の大変厳しい病院の経営状況を踏まえての苦しい判断でございましたが、職員の皆様方に大変なご理解をいただき、18名の職員から早期退職の協力をいただいたところでございます。このうち16名が看護職員であります。職員数減少の影響を最小限にとどめるよう、一定の方々には引き続き夜勤のない外来を中心とした非常勤嘱託職員として勤務をいただくことといたしております。また、これにあわせて病棟の編成も見直すことにいたしました。3階病棟、4階東病棟、4階西病棟の3病棟編成でありました一般病棟を、4階の東病棟と西病棟を一つの単位にまとめて4階病棟とし、効率的な看護体制に再編をいたしました。皆様方からのご協力とご理解をいただきながら、なお一層市民の良好な医療を確保し、より効率的な運営を行うため、再生緊急プランを引き続き進めてまいりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

次に、新型インフルエンザ対策についてお答えいたします。

新型インフルエンザへの対応としては、現在のところ抗インフルエンザウイルス薬タミフルに頼らざるを得ないことから、国県レベルで薬剤の備蓄が検討されております。

本市といたしましては、新型インフルエンザに関する問い合わせや相談に応じますとともに、予防対策としての手洗い、うがいの励行を広報紙を通したり、学校の保健指導を通じて呼びかけているところでございます。また、病院の年末年始の休業中のインフルエンザ対策を念頭に置き、休日急患診療センターで抗ウイルス薬確保に努めております。さらに、市立病院におきましては、診療に必要なインフルエンザウイルス抗原検出キットや、抗ウイルス薬の必要量を確保するほか、感染対策委員会を中心に院内の対応策を立て、万一感染の拡大が見られる場合には、見舞い客の病棟への立ち入り制限なども検討してまいりたいと考えております。

駐輪場付近の放置自転車処理についてお答えをいたします。

東塩釜駅自転車駐輪場は、駅前広場やその周辺道路等への自転車の放置を防止し、安全で快適な生活環境の保全を図るため、平成8年4月に供用開始しております。収容規模としては東口と西口の2カ所で、自転車、バイク等合計650台の能力となっております。現在の利用状況であります。平成16年度の実績は1日当たり約200台で、まだ30%程度の利用率となっております。一方、同年度の放置自転車の実数といたしましては、我々の方の調べでは1日平均30

台となっております。こういった放置自転車撲滅のためには、何よりも利用者の方々のマナーの向上が必要かと思っております。こうした状況から市といたしましては、自転車利用者の皆様の啓発に努めるとともに、駐輪場の利用について、管理職員から直接駅等でご協力をお願いしているところでございます。

なお、長期の放置自転車につきましては、警告ビラの添付や放置経過日数に見合った一時撤去も実施をさせていただいているところであります。

次に、新設道路に横断歩道白線をとというご質問でございました。お答えいたします。

梅ヶ丘団地入り口に接しております市道宮町吉津線は、本市が都市計画道路として整備を行ったものであり、平成13年4月に供用を開始しております。整備に当たりましては、横断歩道が設置できるよう、既に歩道部の切り下げを実施しておりますが、供用開始時点では歩行者の利用が少ないと見込まれましたため、横断歩道の設置には至らず現在に及んでおります。

近年、当地区への住宅建築が促進されており、また通学路に指定されておりますことや、しおりふれあいトンネルの利用増加による交通量の増加等もあり、我々といたしましても塩釜警察署に対しまして、計画箇所への歩道の設置を要望してまいりますので、皆様のご支援をよろしくお願い申し上げます。

次に、街路灯設置でございます。

市道への照明施設設置につきましては、夜間における歩行者、自動車利用等の安全確保を図るためであります。こういった中で市内には、数多くの街路灯を設置させていただいております。本日お話しいただきました石田地区への街路灯設置につきましては、建設部の方でも現地で夜間明るさを確認させていただいたところであります。一定の照度は確保されているというふうに判断をいたしてまいりましたが、今後とも、地域の方々のご不安等も聴取させていただきながら、その後の対策に当たってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（菊地 進君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） 21番議員にお答えいたします。

市税の滞納状況でございますが、滞納総額が6億円ございまして、滞納件数が約4,000件。したがって、1件当たり15万円ほどになってございます。その他国保税、それから市営住宅の使用料等がございますが、いずれにいたしましても、先ほど市長答弁申し上げておりますように、悪質な事例におきましては、差し押さえによる公売等含めた法的措置を講じてま

いりますし、それから生活等での事情がおありの方につきましては、納税相談を丁寧に行いながら、分割の方を勧めていくということでございます。以上です。

議長（菊地 進君） 21番東海林京子君。

21番（東海林京子君） ありがとうございます。大変丁寧なご回答をいただきました。

初めに、今総務部長がおっしゃいました滞納整理の部分についてお伺いしたいと思います。

きのうは、だれかの質問で何か滞納は90億と、私の耳の間違いかなど思ったんですが、いろいろ使用料とかそういうものも含めて滞納のものが、市営住宅とかすべてそういうものだと思ったんですけども、私の聞き間違いならいいですけども、それは間違いだったでしょうか。

それから、仙台とかあるいは最近石巻、あるいは小さな町村でも、大変滞納整理に力を入れている。あと、塩竈も市営住宅の滞納整理でことは大変実績が上がったように思うんですけども、私もさっき言いましたように、悪質な滞納者というのは、定義的にどういう人なのかと思うんですが、その辺の人に対するこれからの例えばやり方ですね、あるところではもちろん給料の差し押さえみたいなもの、当然固定資産の差し押さえとか、給料をやっているところもありますし、それから車とかそういうものをやっているというふうなものがありますけれども、塩竈市も何かそういうものを、先ほどは車のところとか、それから土地を公売するとかそういうことを言われましたけれども、今までやっていなかったのかということで、ここまでやはり大変滞納されてしまったというのも、私はある程度やはり市の責任もあるのではないかとこのように思うんです。今から本当にこれを取ろうとしたら大変な話なんですけれども、甘かった部分というのはなかったのか。ぜひ本当に納めたくても納められないという人もたくさんいますけれども、二、三年構わないでおけばあとはなくなるんだとか、あとは取りに来ないからとか、少し高声上げれば来ないからとか、そんな感じで納めない人も中にはいるようにも聞いておりますけれども、この辺に対してどのように今まで滞納整理を行ってきたのか。よろしくお伺いしたいと思います。本当に10%、1割でもここから取れたらなという感じもするわけです。どうぞその辺について、ご回答をひとついただきたいと思います。

議長（菊地 進君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） 21番にお答えいたします。

滞納総額は、先ほど言いましたように市税は6億円、国保税が7億円、それから使用料等、市営住宅の家賃含めると1億円、合計で14億円になってございます。

今までどうだったかといいますと、これまではどちらかといいますと、個人の財産にかかわ

る問題でございますので、なかなかその辺の法的な手段に打って出るとは非常に難しかったということもございます。が、このような状況になりまして、全国の自治体におきましても、やはり限られた財源をいかに確保するかということに必死になっておりまして、納税に対する不公平感を払拭するという観点から、法的措置に出ているという状況でございます。

なお、市営住宅の家賃の滞納の事例でございますが、これは長期にわたって支払っていないと。お支払いにならないというふうな極めて悪質な事例がございますので、現在最後通告ということでの文書を発送し、何件かは和解といたしますか、今後分割で納めるというふうな確約をとっている事例もございますが、なお、期限までに支払わない、あるいは回答のない場合につきましては、改めて議会の議決事件になりますので、議決を受けた後に裁判に訴えるという形で、現在準備しています。いずれにしましても毅然とした態度で臨み、やはり納税に対する不公平感というものを払拭していきたいという考えであります。以上です。

議長（菊地 進君） 21番東海林京子君。

21番（東海林京子君） それから、先ほどからずっと私も言っていますし、市長もそう考えているんだと思いますけれども、塩竈とにかく活性化を呼び起こしたいということで、観光客をどう集めてくるか、どう呼び込んでくるかということが非常に大きな問題だろうというふうに思います。そういう点では、いろんなこれまで講師の方が、私先ほど2人ぐらい名前を出しましたけれども、そうではなくて、何人かの人から市長も市の職員も含めて、市民も含めてたくさんいろんないい話を聞いていると思うんです。そういうことをどこかで生かしていかないと、何のために講演会を聞いているのという感じもしないわけでもないわけです。単発的に1回、2回だけのイベントというのは、そのときはお客さんは来てくれますけれども、やはり恒常的なお客さんをどう呼び込むかということが、本当に大事なんだろうと思うんです。そういうことで、やはり塩竈は食。本当にいいものがあると思うんです。私はブランドものがたくさんあると思うんですけれども、そういうものをなぜ生かし切れないのかな。それから、もう自分の箱庭のような松島の八百八島がある日本三景随一といわれるものがある、すばらしい遊覧船もある、そういうことでその遊覧船を活用したイベントとか、それを恒常的にやっていけないのか。例えば、あと仲卸市場です。これも日曜、祭日含めてずっともう年じゅうやっているわけですから、そういうところへのお客さんを呼び込む。そういうことをもっと私は研究したらいいのではないかなというふうに思います。よく仙台の私の友だちとか仲間からも、今度仲卸の市場に行くから、何十人連れていくからというふうなことをよく言われます。そういうと

きは、やはり業者の方を紹介したりなんかもするんですけれども、こういうことをお客さんがお客さんを紹介してくれるような、そういうもの。それから塩竈に行くところが楽しいよ、ここがすばらしいよ、ここがおもしろいよ、こういうものをやはりもう少し私は研究した方がいいのではないかと思うんです。例えばさっき、東北人はゴルフ場を使わないというふうに言われたと言いますけれども、塩竈には東北一古い浦霞というゴルフ場があるわけです。そういうところへやはり今は韓国の方々とかそういう方々が、塩竈には今来ていないと思いますけれども、東北のあちこちにはそういう外国人が来ているとか、そういう話もあったと思います。そういうのをぜひ私は呼んでいただきたい。そして、飛行機も近いわけですね。ここは仙台空港がありますし、いつも国内線も国際線も直行便というのがあるわけですから、そういうものでぜひ生かしてほしいなというふうに思います。

何といっても日本人の75%はおすしが大好きですから、一番食べ物で好きなものは、75%の人がおすじだと書いているわけですから、そういうことをぜひ私は活用して、食のまち塩竈。でも1回来たら仙台より高いものねとか、余りおいしくなかったとか言わせないように、ぜひそういうところも指導監督しながら、私は市民のそういう業者の方々とかぜひ一緒になってやってほしいなと思います。景色とか、それから博物館とか、そういうものというのは1回見ればたくさんだという人もいます。それは当たり前だと思います。でも食、口に入るもの。そして食、楽しいですね。食べるものって。だからそういうものでお客さんを呼び込めるような、そういう企画をぜひ欲しいということを私は希望して、私の質問を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（菊地 進君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） ただいまご意見いただきましたように、塩竈は食を中心といたしまして、ほかに負けない大変な資源を持っているまちと、私どもも認識をしておるところでございます。こうした塩竈のお宝ともいえるそういった資源を、もう一度皆さんとともに見つめ直して、これからの時代に合うようにこれらを磨き上げ、そして発信していくこと。このことこそが塩竈のこれからの繁栄の基礎になると、そんなふうに私たちも認識をさせていただいております。関係する多くの団体、自発的な取り組みをしております青年団体等、たくさん新しい動きが出てきてございます。そういった方々と、私たちも一緒になって努力をさせていただきたいと、そんなふうに考えておるところでございます。

議長（菊地 進君） 暫時休憩いたします。

再開は15時15分といたします。

午後3時00分 休憩

午後3時15分 再開

議長（菊地 進君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

7番今野恭一君。（拍手）

7番（今野恭一君）（登壇） ニュー市民クラブの今野恭一でございます。

このたび、一般質問の機会をお与えくださいました先輩並びに同僚議員の皆様には感謝申し上げます、質問をさせていただきます。

佐藤市長は、日本で一番住みたいまち塩竈の実現を目指し、日夜東奔西走しておられますことに、市民の1人として敬意を表します。本市では、このところ年々人口も減っており、それに伴って市民税も減り、交付税も減ってきているため、本市の財政に少なからず影響が出ていることは否めません。人件費のような固定費を減らすことはなかなか難しいので、勢い事業費を削減せざるを得ない状況に追い込まれており、聖域をつくることなく、すべての分野において削られているのが現状ではないかと思えます。

そんな中で、貞山通地区において、自動車リサイクル産業の業者が社屋を建設し、きのう行ってみました。既に広告塔を立ち上げ、来春の操業を待っている段階になりました。また、来年は海辺の賑わい地区にイオングループの進出が決定しており、再来年には新浜町にJRAウィングスが進出してくる見込みであります。失業している方にとっては、絶好の職場が確保でき、ひいては本市にとってもありがたいことに、税収の増加に結びつくことであり、まことに喜ばしい明るいニュースといっても過言ではありません。多くの市民が首を長くして待っております。

さて、本市では、平成13年度から平成22年度までの10年間を計画期間とし、将来あるべき都市像の実現に向けた第4次塩竈市長期総合計画を策定しており、さらに平成17年度から平成19年度の3カ年に取り組む具体的内容を示す実施計画が策定されております。しかし、厳しい財政状況の中であって、国の三位一体改革の方針等による国庫補助負担金の削減、地方交付税総額の抑制、それに伴う地方への税源移譲など、自主自立に向けた地方分権の道筋が示され、自治体を取り巻く環境が大きく変わろうとしており、市民は一抹の不安を感じております。

そこで、市民にもさらに理解を深めていただきたいと思いますので、実施計画の内容について、より具体的にお聞かせ願います。

まず、第1点目は、災害に強い都市基盤の形成についてお伺いいたします。

本市では、平成6年に総合治水計画を策定し、水害の未然防止に取り組んでおられますが、その後の進捗状況についてお聞かせ願います。

また、風雨や地震、自然風化によるがけ崩れを防止するため、危険箇所などの解消を図っていますが、具体的には危険箇所はどの辺をどの程度解消されましたかお聞かせ願います。

次に、安らぎの生活を支えるまちづくりについてお伺いいたします。

全国的な少子化の減少が見られる中で、本市もその例外ではなく、出生者数は平成元年の612名から平成15年は435名と大幅に減少しております。また、一方で働く女性や、働きたいと願う女性の数は、年々増加の傾向をたどっております。

そこでお伺いいたします。

基本目標には、総合的な子育て支援対策を推進しますとうたっておられますが、具体的にどのような支援対策なのかお聞かせ願います。

次に、高齢者支援についてお伺いいたします。

高齢社会の到来を見据え、高齢者が健康で生きがいを持って生活を送ることができるように支援を行うとうたっておられますが、具体的にどのような支援を行っておられるのかお聞かせ願います。

次に、生きる力を育てる学校教育の充実についてお伺いいたします。

学校教育の中にゆとりを取り入れるようになってから、学力の低下が指摘され、父兄の間から子供たちは大丈夫かしらという不安の声が聞こえておりますが、どう受けとめておられますかお聞かせ願います。

次に、生涯学習、社会教育の推進についてお伺いいたします。

いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が社会に還元できるような生涯学習社会の実現が求められているとの認識のもと、市民の自発的な意思による主体的な学習を支援するため、ニーズに合った学習機会を提供しますとうたっておられます。この実施計画を実際に実現しようとするならば、市民図書館やエスプ、体育館などの施設は年末年始などの特別な期間を除いて無休にすべきではないでしょうか、お伺いいたします。

次に、緑の保全、緑化の推進についてお伺いいたします。

平成6年7月に、当時の建設省、現在の国土交通省から出された緑の政策大綱に基づいて、本市では市民に親しまれる公園、緑地を整備し、緑豊かなまちづくりを形成するため緑化を推進しますとうたっておられますが、現在の進捗状況をお聞かせ願います。

最後に、塩竈神社の門前町についてお伺いいたします。

多様な交流をはぐくむ中心市街地の形成と題し、歴史と文化を生かしたまちづくりについて述べておられる中で、特に都市計画道路北浜沢乙線については、塩竈神社の門前町としてのたたずまいを積極的に形成していく必要がありますと述べておられます。

おかげさまで町並みがすっかり整備され、最近は特に観光客の方が広い歩道を悠々と散策したり、和歌を詠んだりしております。時には道を尋ねられたり、歴史の話を持ち出されたりすることが多くなってまいりました。

そこで、市民からは、自分たちももっと勉強してボランティアで案内してもいいよとか、この近くに案内所があればいいのにねなどの声が聞かれます。門前町に観光案内所を設け、地場産品を紹介し、市内の観光案内をするならば、本市の活性化につながると考えますが、いかがでしょうか。お伺いいたしまして、私の第1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいまは7番今野議員から、幾つかのご質問をいただきました。

初めに、安全に暮らすまちづくりの中から、災害に強い都市基盤の整備についてお答えいたします。

昨年は観測史上、最多となります10個の台風が日本に上陸し、新潟方面を中心に死者、行方不明者が300名に上り、改めて水害対策がいかに重要であるかということを感じさせられた次第でございます。まさに災害は忘れたころにやってくるの思いを新たにしたいところでございます。

本市におきましても、過去の集中豪雨による被害を教訓に、1時間当たり30ミリの降雨災害に対応できますよう雨水幹線や雨水調整池、あるいは民地での宅内貯留などの整備を進めているところでございますが、本年度も清水沢1号雨水幹線や中央第3貯留管などの整備を実施しております。ちなみに今年度末で、全体計画の約20%の進捗状況になると考えております。今後とも、水害に強いまちづくりのため、引き続き事業を推進してまいります。

また、宮城県が本市を調査した結果では、市内に傾斜角度が30度以上かつ高さが5メートル以上で、住家または公共施設に被害を生ずるおそれのある箇所が85カ所に上っております。こういったところを解消するために、急傾斜地崩壊対策事業を実施しておりますが、県事業として条件を満たした箇所から年次計画により工事に着手しており、今年度事業中の指定区域、尾島町の2と呼んでおります、商工会議所裏手のがけ地に当たりますが、それも含めて5カ所で事業が完了、あるいは進められているところでございます。

今後とも、事業の推進につきましては、県と連携を図りながら、一刻も早い危険箇所の解消に努め、土砂災害の未然防止に努めてまいります。

次に、やすらぎの生活を支えるまちづくりの中から、総合的な子育て支援対策についてご質問いただきました。

今年3月、本市における子育て支援の基本となりますのびのび塩竈っ子プランを策定し、初年度の取り組みとして、4月に社会福祉事務所に子育て総合支援室を、壱番館1階に塩竈子育て支援センターを開設し、より実効性のある子育て支援事業を積極的に推進しております。8月には、同センターでファミリーサポート事業をスタートし、子供を預けたい方と子供を預かることができる方の登録会員による子育て援助活動を開始いたしました。12月1日現在、会員数は両会員合わせまして54名となり、活動回数は事業開始以来4カ月間で38件となっております。また、11月からは母子家庭や父子家庭などの方々が、病気や看護あるいは勤務などにより、日常生活に支障が生じる場合にはホームヘルパー等を派遣し、家事等の支援を行う、いわゆる一人親家庭日常生活支援事業を試行的にスタートしたところでございます。現在、2名の方の登録があり、実際にサービスを利用いただいているところでございます。

さらに、病後時保育についても、事業開始に向けた準備を進めているところでございます。また、現在あゆみ保育園では、平成18年4月開園を目指しまして、今まで60名でございました、30名増員の90名定員規模での改築を行っておりますが、この完成によりこれまで実施いたしてまいりました延長保育、乳児保育、地域活動事業に加えて多様な保育サービスとして、一時特定保育と子育て支援センター事業の実施も可能となります。この整備事業に対しまして、厳しい財政状況下ではありますが、子育て支援のなご一層の推進と保育サービスのさらなる充実のため、塩竈市としても支援を行ってまいります。

今後も地域の中で安心して子育てができる環境づくりのために、同プランの積極的な推進にさらに努力を重ねてまいります。

高齢者支援についてお答えいたします。

本市では、65歳以上の高齢者人口が平成17年10月末現在で約1万4,000人、高齢化率が23.3%となっております。10年後の平成27年度には、団塊の世代といわれる年代がピークを迎え、高齢化率が30%を超える見込みでございますので、今後はさらなる高齢者の自立支援が重要な課題と認識をいたしております。本市としては、高齢者がこの住みなれた地域で、いつまでも健康で、生きがいを持って生活できるための環境づくりが何よりも必要と考えており、高齢者の健康の維持増進とともに、社会参加の推進や生きがいづくり事業に取り組んでいるところでございます。

事業の一環をご紹介させていただきますと、高齢者の外出支援として実施しておりますいきいきシルバー号運行事業につきましては、老人クラブや町内会の方々を中心に、健康づくりや研修、あるいは福祉活動などに年間1,700人以上の方々にご利用いただいております。また、家に閉じこもりがちな方を対象とした生きがいデイサービスにつきましては、延べ800名の参加。あるいは、高齢者の自主的な活動を支援するため、老人クラブシルバー人材センターの活動に対する助成を行うなど、高齢者の社会参加の推進をなお一層図ってまいります。

また、介護予防対策といたしまして、認知症予防教室や玄米、ダンベルを取り入れた健康予防教室を老人クラブ、町内会、あるいは地区民生委員、健康推進員のご協力をいただきながら開催し、介護予防と高齢者活動の活性化を図っております。各教室では、年間1,600名の方々が参加され、さらに今年7月に行われました東北大学の川島隆太教授の介護予防講演会では340名の参加と、各地域によるビデオ上映会を開催するなど、市民の皆様の多数に参加いただき、大変な好評をいただいたところであります。

平成18年度からは、いよいよ予防重視システムへの転換を中心とした介護保険法改正が行われますが、これらの事業と高齢者の生きがいづくり事業は、ともに車の両輪となるものでございます。現在、18年度からの第3期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画を策定中でございますが、これまでの各事業の実績の総括を行うとともに、今後の主要なテーマである介護予防などを重点的に取り組み、地域社会で高齢者の方々が、健康で生きがいと誇りを持って生活できるための環境づくりや、福祉の充実になお一層努めてまいります。

次に、ともに学びともに歩む市民が輝くまちづくりの中から、生きる力を育てる学校教育の充実についてご質問いただきました。

本市では、生きる力とは、自分で課題を見つけ、みずから学び、主体的に判断行動し、より

よく問題を解決する資質や能力などの確かな学力及びみずからを律しつつ、他を思いやる心や感謝する心などの豊かな人間性、そしてたくましく生きるための健康や体力ととらえております。

生きる力を育てる学校教育の充実につきましては、子供たちを取り巻く生活環境や、市内小中学校の現状や課題を踏まえながら基本目標を掲げ、具体的な施策に取り組んでいるところでございます。

本市の児童生徒の学力について見ますと、昨年11月、岩手県、和歌山県、福岡県と本県など4県で行いました学力調査によりますと、教育領域などによって平均を上回るものもございましたが、総体的には県平均や、仙台教育事務所管内平均をやや下回るという結果になっております。今後、学力水準の向上も本市学校教育に課された大変重要な課題というふうに受けとめているところでございます。

次に、生涯学習、社会教育の推進についてお答えをいたします。

本市におきましては、市民一人ひとりが生涯にわたる学習を通じて、自己啓発と生活向上を図り、豊かな創造性をはぐくみ、地域文化の振興と発展のための環境づくりを推進しております。

具体的な取り組みといたしましては、生涯学習センターや市民交流センターを利用するサークル活動の自主的な学習への支援を行っているところであります。そのような中、市民図書館やエスプ、あるいは体育館等の開館日のお尋ねでございますが、いずれも年末年始とメンテナンスのためにどうしても閉館せざる得ないとき以外では、週に1日の休館日を設けさせていただいております。これは、市民の皆様が快適かつ安全に安心してご利用いただきやすい環境を整えさせていただくためには、やはりどうしても1日の休館日は必要ではないかと思慮いたしました結果でございます。

次に、緑の保全、緑化の推進についてのご質問でございました。

現在の進捗状況についてお答えさせていただきます。

市が管理する公園や緑地、総合公園である伊保石公園を初め児童公園、緑地を含め市内に111公園と16緑地で、その総面積は83.87ヘクタールとなっております。また、この他の管理緑地としては街路樹等も含まれております。緑化の推進につきましては、おかげさまで伊保石公園の第1工区が平成17年3月に完了し、市民に親しまれる緑の空間としての役割を担わせていただいております。また本市では、身近な緑化活動として花と緑の日に苗木の配布をさせて

いただき、市内全域の緑化推進に取り組んでまいりました。これまで配布した実績は、約2万8,000本に上りますが、今年度からは町内会に配布させていただき、町内のシンボルツリーとして育てていただき、市民と協働で緑のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

具体的な整備水準といたしましては、平成7年10月に策定しております塩竈市都市計画マスタープランでは、平成27年における都市公園の整備水準を、市民1人当たり20平米といたしておりますが、平成17年3月の公園整備水準としては、市民1人当たり14平米となっておりますが、なお今後とも、緑豊かな塩竈市を形成するための取り組みに努力を重ねてまいりたいと考えております。

次に、歴史と文化を生かしたまちづくり、塩竈神社の門前町についてのご提案でございます。

北浜沢乙線、おかげさまで地域の皆様方に歴史と文化を色濃く感じていただける景観整備を行うことができました。本町を軸として商店街活性化のため、市民団体の本町まちづくり研究会では、手づくりの観光ガイド、本町くるくるマップを作成するなど、いろいろな事業が展開され、お客様を迎え入れる体制づくりに努めているところでございます。また、塩竈市内の青年4団体の方々が、先ほど東海林議員のご質問にもお答えさせていただきましたが、観光を中心としたまちづくりを目的に、塩竈市青年4団体連絡協議会を設立し、宮城県総合補助金を活用しながら、市内25店舗の方々の協力を得て、塩竈観光案内図、しおナビiショップを開設されました。新古今集、平安物語などの塩竈の風景を詠んだ和歌を染め込んだのれんを店頭に掲げまして、無料で観光マップを配布させていただいているところでございます。おかげさまで、これまで1カ所しかなかった観光案内所が26カ所にふえたこととなります。市といたしましては、このような自発的な市民活動を尊重しながら、本市としても果たすべき役割を果たしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（菊地 進君） 今野恭一君。

7番（今野恭一君） ただいまご丁寧な答弁をいただきました。

さらに、理解を深めてまいりたいと思いますので、2回目の質問をさせていただきますが、まずは災害に強い都市基盤の形成の中で、急傾斜地で尾島町の2が県の方で予定しているというお話でしたが、南町集会所の周辺にやはり急ながけ地があって、立木の根が民地まではっていったいいいますか、民地の方に張り出していった、風にかなりあおられたら立ち木ごと崩れてくるのではないかという危険な箇所が散見されるところではありますが、その周辺の

ことについては、どう対応されておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

また、浦戸諸島の海岸線は、防護海岸線の未整備及び老朽化している箇所があり、津波、高波、波浪による被害から集落を防護するため、海岸保全施設の拡充を図るとありますが、計画事業の欄には項目も予算も見当たらないのですが、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

次に、やすらぎの生活を支えるまちづくりの中で少子化対策であります、子育て支援対策に関連しまして、児童の健全育成を図るために地域ぐるみの支援を行いますとありますが、具体的にどのようなことを実施しているのかお聞かせ願います。

次には、高齢者支援についてであります、高齢者のひとり暮らしの方々などに緊急通報システムのサービスを提供しているということですが、その数はどれくらいで、その効果はどのようなものがあるのかお聞かせ願います。

それから、学校教育の充実についていろいろお話を承りましたが、塩竈市内の各小学校には子供たちの音楽的能力の向上や、情操をはぐくもうとそれぞれ楽器を購入し、鼓笛隊とかトランペット鼓笛隊などの音楽サークルをつくり、PTAもそれをバックアップしてきた経緯があるようですが、最近では指導者の不足からか活動が余り芳しくなく、楽器は音楽室でほこりにまみれ、すっかりさびついて宝の持ちぐされになっているというようなところもあるようですが、今後の対応についてお聞かせ願います。

それから、生涯学習。市の施設等については、メンテナンスのためやむを得ず年末年始等は休ませると。そのほか週1回の休館日を設けているということですが、これは私もこれまで何度かご質問申し上げて、さらにまたご要望をお願いした経緯があるんですが、理容業や美容業に携わっている方、この方々を初め市の施設を利用したくとも休館日の関係で、休館日と仕事の休みとが重なっているために、利用したくとも利用できないという市民がおります。そういう方々は、例えば床屋さんなど、美容院も一緒でしょうが、月曜日にお休みということが決まっているものですから、言ってみれば一生使えないという、そういう現象が起きております。やはりそういう方々からは、私たちだって税金を納めているのに、そういうものを使えないんだものね、そういう声もやはり起きております。ですから、そのような方々への対応は、どのように考えておられるのかお聞かせ願います。

それから、緑の保全と緑化の推進の中で、市民と協働で整備を進めていくというお話がありました、実は佐藤市長のおひざ元で、泉ヶ岡には本市を代表する塩竈公園があり、樹齢百数

十年とも言われる桜の古木が植えられており、桜のシーズンともなれば市民や観光客の目を楽しませてくれます。ところがその公園、手入れがなされないまま放置状態で、下草が生い茂り、つたが絡み覆いかぶさって、とても公園と呼べる状態ではありません。近隣町内の住民の方々が、見るに見かねて草刈り機を持ち出して作業に取りかかりましたが、急斜面のため、素人では危険であるとの判断から中止した経緯があります。市民の方々からは、本市にとっては大事な公園であり、未来の子供たちに残してやるべき貴重な桜ですので、何とか手を入れて整備してほしいと強く要望されておりますので、よろしくお願いたします。

以上で、第2回目の質問とさせていただきます。ご答弁よろしくお願いたします。

議長（菊地 進君） 内形建設部長。

建設部長（内形繁夫君） それでは、私の方から具体的な質問でございます南町集会所周辺の急傾斜地、そしてただいまご質問ございました塩竈公園の管理につきましてお答え申し上げます。

まず、南町集会所周辺のがけ地でございますが、この地域につきましても、先ほどご答弁申しましたとおり、市内85カ所の急傾斜地崩壊危険箇所の一つに位置づけられているところでございます。

この具体的な場所でございますが、南町6番地5号地先から、南町7番27号地先まで、具体的なところだと、青木神社を中心といたしました南北190メートル、そして高さが8メートルから、ところによっては15メートルくらいの高さになっている状況でございます。

このがけ地の崩壊対策事業等に当たりましては、ご案内のとおり受益者負担、いわゆる地元負担が伴いますので、区域内に土地を所有しておられます地権者全体の同意が必要ということでございますので、まずはこういったような同意条件等が整備が整った箇所から、事業者でございます宮城県の方に働きかけることになっておりますので、こういった部分の同意形成を急ぐということになるかと思います。

また一方では、国では毎年6月土砂災害防止月間と定めておりまして、市ではこういったものに呼応をいたしまして、急傾斜地危険箇所を市民、地域住民一体となりまして、県も含めまして重点的にパトロール活動をしてきております。この南地区に関しましても、土砂災害の急傾斜などを認識していただくために、情報の共有化の推進と、広報活動の推進を実施してきておるところでございます。今後とも、地域の皆様と一体となりまして、急傾斜地対策に取り組んでまいりたいと思っております。

また、お話のありました枝払いにつきましては、今後とも建設部パトロールを強化いたしながら点検をいたしてまいりたいと思っております。

次に、塩竈公園の管理でございますが、先ほど市長がご答弁申し上げましたとおり、塩竈市の公園、緑地につきましては 111公園と16緑地で、総面積 83.87ヘクタールでございます。このほかに道路の街路樹等がございます。これを塩竈市、大体維持管理といたしましては年 1 回ないし 2 回は最低、剪定やら除草、実施しております。

ご質問のございました塩竈公園につきましては、お説のとおり桜の景勝地であるとともに、市内に点在する 3カ所の近隣公園の一つでございます。 1.4ヘクタールの面積もございまして、その大部分ががけ地の形状となっております、専門家も管理が困難な地形となっております。こうした中での地域の皆様方のご協力、ご活動に対しましては大変感謝申し上げる次第でございます。今後ともご協力をお願いを申し上げますが、市といたしましては、地元の方々がなかなか手の届かない、今ご指摘のありました危険なところ、こういったところを重点的に草刈りとか除草に取り組んでまいりたいと思います。特に桜の季節、そういった時期になりましたら、重点的に除草やつたの除去に努めてまいりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（菊地 進君） 佐々木健康福祉部長。

健康福祉部長（佐々木和夫君） それでは、私の方から 2 点お答えしたいと思います。

一つは、児童の健全育成ということでございます。それから、地域支援についてというお尋ねがございました。

児童の健全育成につきましては、さきにお示しいたしましたのびのび塩竈っ子プランの中に盛り込んで実施してきておる状況でございます。

実施計画におきましては、健全育成の実際の進め方といたしまして、放課後児童クラブを挙げておるところでございます。現在、各学校あるいは藤倉児童館、あるいはエスプなど、7カ所におきまして 8クラブの放課後児童クラブを開設しております、女性の就労支援と児童の健全育成のため、重要な役割を担っておるところでございます。これまで、学校週 5 日制に対応するために、土曜日の開級、開くということでございますけれども、あるいは長期休業期間、夏休み、春休み、冬休み等でございますけれども、それらについても開設日数の延長を行ってきてございます。さらには、普通の平日の開級時間につきましても、延長等行って実施してきておる状況でございます。

それから、地域の支援体制でございますが、先ほど市長からもお答え申し上げましたように、ファミリーサポート事業、本年の4月からやってきておりますけれども、これも地域の方々から地域の子供たちを預かっていただけたらということで、これも地域支援の一部であるというふうにも認識しておるところでございます。さらには、託児ボランティア等もだんだんいろんな活動をしてきていただいております。そういう中で、ある託児ボランティアなどでは、いろんな市のイベント等がある場合にお母さん方が参加していただいて、その時間じゅう無料でボランティアをしていただいているという支援活動もしてきていただいているところがございます。

それから、藤倉児童館を拠点としたボランティアグループも育ってきておるところでございます。主な活動といたしましては、児童館行事との連携とか、あるいは地域における事故防止等を目的とした遊び場の点検などの活動もしていただいて、地域での子育ての支援とあわせて健全育成にもご協力をいただいているという状況でございます。

それから、清水沢保育所では、世代間交流をしていただいております。地域の老人クラブの清寿会との交流活動なども年に6回ほどやってきております。これらも地域での子育て支援の現状であろうかというふうに思います。

それから、2点目の緊急通報システムでございますが、これは電話回線を使いまして、高齢者の方とこれを受ける局との間に電話回線で結んでおりまして、何か緊急があった場合には、押しボタンを押すことによって連絡が行き、これに伴いまして、協力員と我々申ししておりますが、3人の方をあらかじめ指定しておいていただきまして、その方々が受ける局からの連絡によって駆けつけていただいて、緊急事態に対応しようとするものでございます。あるいは、トイレの中にセンサーをつけておりまして、24時間トイレのドアが開かなかった場合に、またこれも同じように駆けつけていただくという制度でございまして、現在80名の方がご利用いただいております。これは、一定程度条件がございまして、65歳以上のひとり暮らしの高齢者であるということ、あるいは虚弱で緊急時の対応が必要となっている方、こういう方を市の方で判断いたしまして、おつけしている状況でございます。

16年度の実績でございますが、非常ボタンを押して対応したというケースが17件ございました。それから先ほど申し上げましたトイレのドアのセンサーが感知しまして連絡があったというのが延べでございます 2,591件、16年度にあったということでございます。2,591件でございます。数としては多いんですが、いろいろ故障等でも動いたりしますので、そういうような

ものも入れまして 2,591件あったというものでございます。以上でございます。

議長（菊地 進君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） 浦戸地区の海岸保全施設につきまして、ご説明を申し上げます。

現時点で地域からの要望が出されております箇所は、石浜地区、野々島地区の2カ所と認識をしておるところでございます。この両地区につきましては、過去において事業を進めようとした経過がございますが、その際に一部の方から目の前に高い胸壁等ができることは生活環境、それからまた生活の利便性などから好ましくないのをやめてほしいというふうな声が寄せられたこともございまして、現時点では明確な計画をお示しできるところまではいってございません。また、野々島地区におきましては、汚水処理の方を優先して取り組んでほしいという区からの要望も出されておるところでございます。

今後は、こうしたことを踏まえまして、地域の意向をさらに確認させていただきながら取り組んでまいりたいと、そんなふうに考えておるところでございます。

議長（菊地 進君） 小倉教育委員会教育長。

教育委員会教育長（小倉和憲君） 私の方から、音楽教育と図書館等の休館日についてお答えいたします。

まず、音楽教育につきましては、表現や観賞を通して、感性や心情を育てるとともに、豊かな情操を養うすばらしい機会であると認識しております。そのような中で小学校の、過去にいろいろとご協力いただきまして整備された楽器が眠っているということについては、大変残念に思っている次第でございます。また、今野議員におかれましては、第一小学校の子供たちに鼓笛隊の指導をしていただき、みなと祭等で発表をさせていただいているところで、大変感謝申し上げます。ありがとうございます。

今後とも、各学校に整備してある楽器などを有効に活用した音楽活動ができるよう、指導者の養成と確保に努力してまいりたいと考えております。

次に、図書館等の休館日については、休館日の変更につきましては、現在は利用者の皆様には図書館の休館日は定着していると思っておりますけれども、今後とも利用者の皆様の声をもう一度確認するとともに、他の都市の事例などを調査検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（菊地 進君） 今野恭一君。

7番（今野恭一君） それでは、ただいま2回目のご答弁をいただきましたが、野々島、石浜

の件につきましては、そうすると過去にそういう経過があったということですね。改めて認識をしておきたいと思います。また、島民の皆様方にはまたそのこともお話をしながら、今後の対応等、考えていただこうと思います。

それから、子育て支援の中で、児童の健全育成のために放課後児童クラブ、このことは十分我々も認識しておりましたが、これの土曜日の開級と時間の延長もやっているという、大変結構だと思います。また、託児ボランティアとか、それから藤倉児童館のボランティア。藤倉児童館には前からボランティアの方がおられたようですけれども、この託児ボランティアというのは新しいやり方かもしれません。私どもも改めて認識をさせていただき、こうしたようなことをこれからどんどん進めていただきたいと思っております。

また、世代間交流です。いつか視察をしてみいましたときに、小学校の校舎内に子供たちと、それから高齢者の方々の、例えばデイサービスでしょうか、そういう施設等が行ったり来たりできるようになっておりまして、そこで例えば将棋を指したり碁をしたり、それがおじいちゃんと孫のような子供たち、それからお手玉やおはじきをしている女の子とおばあちゃん、そういう姿を目の当たりに見てきたことがあったので議会でも申し上げたことがありますが、こういったようなことが集会所を利用していたというお話でありましたが、こうした交流があるということは、非常に結構なことだと思いますので、今後とも行政側としてご支援をお願いしたいというふうに思っております。

それから次に、センサーです。緊急通報システムの非常通報があったのが17件、それからトイレのドアの関係で2,591件という膨大な数字のようですが、かなり役立っていると。中には誤作動もあったというお話ではありますが、誤作動であって幸いというふうにこういう場合は受け止めなければならないのかなと思っております。私どもの向かいには、西町郵便局があるんですが、ときどき防犯ベルが鳴るんです。必ず110番します。私はそれを聞きつけたらすぐ110番をやります。来てみると実は誤作動だったというようなことが何度もあります、これまで。数回、五、六回と言った方がいいのかな。そういう回数であるんですが、やはり何もなくてよかったねというぐらいの話ですから、何かあったことも知らないでいるよりはいいことだというふうに思っております。こうした緊急通報システムのサービスもかなり効果があるということであれば、これからもこうしたサービスを充実させていただきたいというふうにお願いをしておきます。

それから教育委員会、小学校の鼓笛隊とかこうした音楽です。実は、利府にある県の施設

で、マーチングバンドのコンテストが開かれているようです。たまたま私が見たのは、昨年の秋口でありましたが、県内の幼稚園から高校生、社会人までのあらゆる年代、あらゆる階層の人たちがマーチングバンドを組んでやっているわけですが、その中で特に目立ったのは、富谷町の小学校が一つ、二つではないです。4校か5校出ておりました。非常に力を入れておるようであります。決してそれをまねしなければという問題ではありませんが、やはりそうした情操教育といえますか、音楽を通じた情操教育が将来の子供たちの成長に大きく寄与していくものというふうに考えておりますので、今後とも教育長にはひとつ指導者の養成をしていかれるということですから、ぜひぜひお願いを申し上げたいと思います。

それから、市の施設もさることながら生涯学習、社会教育の推進の中で、どうも生涯学習というと先生について何かを勉強する。例えば、お花の教室、お茶の教室、あるいは歌の教室、民謡もあれば詩吟などもあるということで、かなりの数の教室が開催されておるようになってきて、このことについては非常に喜ばしいことだと思っておりますが、本市にはちょっと欠けているのではないかなと思われるのは、青年活動です。やはり家庭教育、今幼児のうちは家庭教育、そして家庭から保育園や幼稚園を通じ、小学校に入れば学校教育。そして今度は社会教育、高校卒業すると社会教育というふうに入っていくんだと思うんですけども、家庭教育、そして学校教育、社会教育と、この三つの教育の中で大変重要なといえますか教科書では学べない、あるいは家庭では教えられないようなことをそれぞれが自主的に学び合うのが青年活動、社会教育であると。そして、その中の青年活動であるというふうにも認識しておりますが、ひとつその辺のところも今後重点を置いていかれるようお願いしていきたく思っております。

それから、塩竈公園のことについては、ぜひ来年はあの桜の木につたが絡むようなことがないよう、ひとつ整備をお願いしておきたいと思っております。ご要望申し上げます。

それから、門前町の形成の中で、門前にある工事のための代替用地がありますが、そこら辺の今後の活用等について、何かお考えがあればご答弁願いたいと思っております。

それから最後に、こここのところ。これ実はゆうべ私のところに市民の方から、こんなメールが入ってまいりましたのでご披露申し上げ、その中に二つほどクエスチョンがついていますが、答弁がいただければ答弁をお願いしたいと思います。最近の高齢者の方は身体的にも精神的にも元気な方が多いです。そういう方が定年になったからといって、無為に日々を過ごされているのは、まことにもったいないことだと思います。数十年間の社会経験は何物にもかえがたいものだと思います。その経験を何らかの形で社会に還元していただければ、高齢化が進

む日本の活性化に役立つのではないのでしょうか。特にインターネットの普及で、自宅にいながらでもご自分の経験を使って、困っている方の相談に応じることができるようになりました。仕事一筋に生きてこられた方が多いと思いますから、余生惜しみのため使われるのは結構だと思います。でも、その趣味の時間の10分の1でも、社会のために無償でお使いいただければ、地域のため、ひいては日本のためにとっても役に立つのではないかと思います。

ここからですが、そういうことを高齢者が施設にいながらも、もしくはそういうことができる場を設け、高齢者同士やITになれている若者ともコミュニケーションを図り、福祉の推進に寄与するよう公共団体が働きかけをできないものでしょうか。こういうクエスチョンです。

それからもう一つ、また痴呆症の防止という名目で、福祉のサービスの中にも組み込むことができないのでしょうかという、こういうクエスチョンがついておりましたので、もしご答弁いただけるのであれば、お願いをして私の質問を終わります。

議長（菊地 進君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） 7番議員にお答えいたします。

議員ご指摘の土地は、いわゆる北浜沢乙線の代替用地ということで、現在残地で残っておりまして、現在郵便局の駐車場として利用してございます。今後の活用につきましては、北浜沢乙線全線整備が終わった段階で、全体の中で今後の利活用については内部で検討していきたいと思っております。以上です。

議長（菊地 進君） 佐々木健康福祉部長。

健康福祉部長（佐々木和夫君） インターネットのものも読み上げいただきましたけれども、その内容はそのとおりだというふうに私どもも思っております。認知症の予防のためには、大脳の前頭前野を使うということが、認知症予防に大きく寄与するというふうに言われております。先般の川島隆太先生のご講演も聞きましたけれども、大変参考になる内容でございまして、そういうことが施設との連携を行政とでとりながらやれるものかどうか、今後検討してまいりたいというふうに思います。以上でございます。

議長（菊地 進君） お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明16日定刻再開したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明16日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもありがとうございました。

午後4時13分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成17年12月15日

塩竈市議会議長 菊地 進

塩竈市議会議員 曾我 ミヨ

塩竈市議会議員 中川 邦彦

平成17年12月16日（金曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第5日目）第23号

議事日程 第5号

平成17年12月16日(金曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

出席議員(23名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
3番	武田悦一君	4番	伊藤栄一君
5番	志子田吉晃君	6番	鈴木昭一君
7番	今野恭一君	8番	嶺岸淳一君
9番	浅野敏江君	10番	吉田住男君
11番	佐藤貞夫君	12番	木村吉雄君
13番	鹿野司君	14番	志賀直哉君
15番	香取嗣雄君	16番	曾我三三君
17番	中川邦彦君	18番	小野絹子君
19番	吉川弘君	20番	伊勢由典君
21番	東海林京子君	22番	福島紀勝君
23番	伊藤博章君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	助役	加藤慶教君
収入役	田中一夫君	総務部長	山本進君
市民生活部長	棟形均君	健康福祉部長	佐々木和夫君
産業部長	三浦一泰君	建設部長	内形繁夫君

総務部次長 兼総務課長	阿部守雄君	総務部次長 兼危機管理監	大浦満君
市民生活部次長 兼環境課長	綿晋君	健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下彰君
産業部次長	伊賀光男君	建設部次長 兼都市計画課長	茂庭秀久君
総務部行財政改革 推進専門監	田中たえ子君	総務部政策課長	渡辺常幸君
総務部財政課長	菅原靖彦君	市民生活部 市民課長	澤田克巳君
健康福祉部 社会福祉事務所長	会澤ゆりみ君	産業部 みなとまちづくり課長	神谷統君
総務部 総務課総務係主査	伊藤勲君	市立病院事務部長	佐藤雄一君
市立病院事務部 次長兼業務課長	伊藤喜昭君	水道部長	佐々木栄一君
水道部次長	大和田功次君	水道部総務課長 兼経営企画室長	尾形則雄君
教育委員会教育長	小倉和憲君	教育委員会 教育部長	小山田幸雄君
教育委員会 教育部次長兼 生涯学習センター館長	渡辺誠一郎君	教育委員会教育部 総務課長兼 総務係長	橘内行雄君
選挙管理委員会 事務局長	佐藤直孝君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	丹野文雄君		

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間明君	事務局次長	遠藤和男君
事務局次長兼 議事調査係長	安藤英治君	議事調査係主査	戸枝幹雄君

午後 1 時 開議

議長（菊地 進君） ただいまから12月定例会第 5 日目の会議を開きます。

本議場への出席者は、第 1 日目の会議と同様であります。

本日の議事日程は、日程第 5 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源を切るようお願いいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（菊地 進君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、18番小野絹子君、19番吉川 弘君を指名いたします。

日程第 2 一般質問

議長（菊地 進君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。11番佐藤貞夫君。（拍手）

11番（佐藤貞夫君）（登壇） 平成17年度の12月議会もきょうが最終日であります。

かつて塩竈は、二市三町の中心都市でありました。今や人口は減り始め、町も衰退し始め、苦境にあえいでいるのであります。

平成15年 5 月 1 日に佐藤 昭市長が誕生して、この間12月 2 日に 947日目の市政報告会が商工会議所でありました。大変な盛況でありました。あれから 2 週間、きょうは 961日目であります。あと、半月で新しい年を迎えますが、この間の集会でよみがえれ塩竈というタイトルで、市民が非常にその期待をし、何としても塩竈よみがえってほしいという願いを込めて市長の市政報告会に参加をしたんだろうと思います。私はそういう意味では、この意欲をさらに持ち続け、新しい年の強い信念と自信と確信を持って、よみがえる塩竈のために堂々と歩んでほしい。このことを冒頭申し上げておきたいと思います。

私は、水産都市の問題、あるいは財政的な問題を通告をしております。簡潔に質問申し上げますので、簡潔な答弁を冒頭でお願いを申し上げます。

まず、水産振興についてであります。塩竈は海に面し、特に三陸の海、世界の海から美しい恵みが集まって、港町塩竈は栄えてまいりました。特産漁港の中で、水揚げ高がかなりあったわけですが、金額も落ち込み、数量に至っては13港の中で第13位であります。したが

って、この塩竈を何としてもよみがえらすために、まず水産塩竈を立ち上げて、いろんな努力をされておりますが、最近近海生マグロ取り扱い日本一の取り扱いで、三陸塩竈ひがしものという形で何か商標登録、そして全国にアピールしようという形でいろいろ取り組んできたわけであります。

あの青森の大間では、本マグロのことで有名であります、三陸塩竈ひがしものという形で売り出そうとするその意欲を十分ひとつ構えていただいて、これからの塩竈の新しいブランドとして、ぜひ積極的に取り組んで水産振興の一助にしてほしい、こういう立場で質問を申し上げます。

特にこのひがしもの、メバチマグロのようではありますが、マグロの中ではキハダとか、あるいはピンチョウとか、あるいはトンボとかいろいろありますが、やはり何ととっても本マグロに勝るとも劣らないこのメバチマグロを商品化して、いろいろ取り組んでいこうということですが、まず水産振興協議会、さらには各関係団体がこれからどのような取り組みをなさるのか。それには市もどうやってかわりを持っていくのか。その辺からお尋ねを申し上げます。特に、登録商標というのはどういう形でなされ、これをどういう形で今後PRしていくのか。11月、12月の市政だよりを見たんですけれども、これが載っていませんでしたから、もっとPRする必要があったのではないかと思いましたが、その辺の考え方もお尋ねを申し上げます。

それから、漁港背後地の県有地払い下げによる全水加工連に伴う加工処理工場についても通告をいたしました。

現在、いわゆるセンター組合と全水加工連が事業経過について、たしか8月末に県に事業計画を提出したようであります。県は、この事業計画に基づいて、県のこの土地をどうやって払い下げするのか。価格をどれくらいにするのかといろいろ検討して、大体価格案が決まったというわさも飛んでおりますが、果たして現状どうなのか。さらにこのことについてハサップ計画もありますから、どういう計画でこれから進んでいくのか。その辺も進行の状況をぜひ聞かせてほしいなど、こう思っているわけであります。

次に、せっかくのひがしものを売り出す機会でありますから、ここでこいのぼりにかわる、いわゆるマグロのぼりを、大空に舞うような取り組みも必要ではないか。これは、3月には桃の節句があります。5月には端午の節句があります。こいのぼりの由来というのは、もともと滝のこいのぼりなんだそうです。そして、男の子が元気に育ってほしいという形でこいのぼり

が大空に舞うようになったようでありますが、やはり庁舎、あるいは公共施設初め、なるほど塩竈に来て、大空にマグロが翻っているなという状況をつくってはいかがなものかと思ひまして提起をしたわけでございますが、これはせっきくの機会ですから、やはりさすがに塩竈だと。これから塩竈に来れば、やはりマグロの基地だなという形で、イメージを図る上からもどうなんだろうかなと思ひまして、一応提起をいたしました。その辺の考え方についてひとつお尋ねを申し上げたいと思ひます。

それから、この塩竈には練り加工組合もかなりあります。外国人も中国を中心として何人がいらっしゃるようであります。かつて、中国人を初めとする研修生が、犯罪を犯して本国に強制的に帰らせたという経過がありまして、帰す方も大変だったと。もちろん帰される方も大変でありますけれども、そういう意味ではその教訓をもとにして、少しでも犯罪を少なくしようという形で取り組んでいるようでありますけれども、この辺の状況は今どうなっているんだろうかと。この辺をひとつ考え方をお尋ね申し上げたいと思ひます。

それから、本年2月から魚市場の手数料、1,000分の5から1,000分の2にしたものがありますが、これによって若干水揚げがふえているという状況があるようでございますが、私はそういう意味では、これは条例事項ではありますが、やはり市長の特別な配慮で手数料を減免しているということでもあります。そして、効果があれば、私はあらゆる業種にこの手数料の減免を適用して、原材料確保する、そして使用材を確保する、そしていろんな面での水揚げをふやす、その努力をしてはかえっていいのではないかと思ひますので、その辺の考え方もお尋ねを申し上げたいと思ひます。

次に、財政再建問題と見通しについてお尋ねを申し上げたいと思ひます。

塩竈は、いわゆる大変な財政問題に苦しみ、何としても行財政改革をやらなければならない立場に追い込まれております。昨年度の普通会計の決算においても、いろんな問題が指摘をされました。財政力指数の問題や経常収支比率の問題、あるいは実質収支比率の問題や公債費比率、みんなポイントが低下をしているわけであります。ですから去年の決算上、あるいはことしの予算上、さらには18年度予算編成の中でも大変な苦勞をなされて、いろいろ取り組みをなされておりますけれども、こういう状況の中で今後の財政比率の見通しと、歳入確保の具体的な努力目標をお聞かせいただければ幸いです。特に、去年の決算で経常収支比率が96.8%。大変な数字であります。この辺の取り組みの考え方。どうやって引き下げる努力をするのか。その辺に具体的な取り組みがありましたならばお尋ねを申し上げたいと思ひます。

次に、来年度の地方交付税と臨時財政対策債の見通しについてであります。本年8月にいわゆる地方財政計画の仮試算によりますと、地方交付税が若干減る。さらには、臨時財政対策費は大体同じくらいだということではありますが、特に今度の国勢調査で、塩竈市は前回の調査と比べると大体2,000人くらい減るだろうと。そうすると1,000人減ると、交付税が1億減るわけですから、交付税で大体2億が減収される。こういうことありますから、この予算編成も大変だろうと。財政調整基金やなんかも取り崩して底をつく状態ありますから、現状どうなっているのか。18年度予算でこの辺を取り崩して全部使ってしまうのか。その辺の状況をぜひお聞かせいただきたい、こう思います。

それから、行財政改革推進の改善項目の取り扱いの強化についてであります。いわゆる本年3月に行財政推進計画をつくりました。具体的にこれは集中と選択でいろいろやっていると思いますが、どの程度の効果が上がっているのか。改善の今後の見通し、具体的に上がっているのならば、その辺の見通しをぜひお聞かせいただきたいと思います。

それから、各会計の繰出金の基準。これは、基準というのはなかなか難しいと思いますが、やはり一定の基準をつくってやらないと大変なことになると思いますから、これは一つの基準をきちっと明確にした方がむしろいいのではないかと思いますので、その辺の考え方をぜひ聞かせていただきたいと思います。

それから、広域行政の拡大拡充と合併への取り組みについてであります。

合併の歴史というのは、明治21年から22年にかけて、かつて日本には7万1,314市町村がありました。1年間で1万5,820に減ったんです。約5分の1に減って、これが市政、あるいは町村政をしいたときでありますから、当時仙台は仙台市明治22年、塩竈市は町として発足して五十何年後に市政をしいて、来年は市政施行65周年を迎えるわけであります。そういう意味では、今平成の大合併の時代に入っていますが、やはり必然的な動きになっていくのではないだろうか。私はそういう意味では、まだマスコミがキャンペーンを張っていませんけれども、宮城県あたりでは人口20万都市を目指した合併計画をいろいろつくって、各市町村に打診、首長さんに打診しているようでもありますけれども、この辺の打診はあったのかどうか。ぜひお聞かせいただきたいと、このように思います。

それから、現状の広域行政の課題から、拡大拡充する課題はないんだろうかと。私はいろんな面で研究課題にしてほしいなど。いろんな課題を。そして、その中からできるものからやっていく姿勢をぜひつくってほしい。こう思っておるわけありますので、ぜひひとつ考え方を

お聞かせいただきたいと思います。

というのは、塩竈はさまざまな歴史を刻んでまいりました。戦後の昭和22、23年ごろに多賀城との合併も御破算となった。しかし、浦戸としては昭和25年4月1日に合併が成功した。その後、利府町の合併も進めたわけではありますがなかなか失敗に終わって、それでも浜田と須賀が、浜田は第一小学校との関係、須賀は二小との通学関係で交流がありましたので、浜田と須賀が分村合併をしよう。当時、政府にも相当働きかけてきたんですが、総理大臣勧告まで出たんですけども、利府町当局と議会がそれをけて、とうとう御破算になってしまったと、こういう経過もありまして、しかし合併のへたりは私は残っていると思いますから、この辺を今は広域行政でうまくやっているようでありますけれども、やはり県を仲介としながら合併の土台づくりだけはぜひやってほしいなと、こう思いますのでその辺の考え方もぜひお尋ねをしておきたいと思います。

それから、次は浦戸の振興についてでございます。

観光客が減っている。さらにはいろんな問題で、浦戸の船の乗船人数も減っているわけがあります。どうやってふやしていくのか。そして、どうやってこの特色ある島を位置づけで振興を図っていくのか。いろんな問題があると思います。特に、首都圏から4時間足らずで松島湾に来れる。このPRをやることによって、あるいは県内外から、山形でも福島でも岩手でも、そして矢本との交流を強めていくことによって、本当にこの浦戸のよさが、あるいは松島のよが見直されるのではないかと思いますので、この辺の取り組みを積極的にやっていただきたい。特に、野々島のアイランド構想ですか、いろいろあります。寒風沢の問題もありますが、中途半端に終わらずにいろいろ真剣に、特に花の島、いろんな特色ある花を植えて、そういう形での振興を図ってはいかがかなと思いますが、その辺についての考え方もお尋ねをしておきたいと思います。

去年あたりから、いわゆるアサリの天敵があらわれまして、非常に不況にあえいで、市役所の職員なんかの人たちが、ボランティアでサキグロタマツメタの駆除に立ち上がって、いろいろ取り組んだようであります。すばらしいことだと思いますが、やはりそういう面で全体としてどう天敵を退治していくのか。これは浦戸だけではなく松島湾全体、あるいは太平洋岸全体の大きな課題となっておりますので、これは塩竈だけの問題だけではなくして、県含めた援助をもらってやるべきではないだろうか。特に、松島湾振興協議会の浅海漁業の関係もありますけれども、やはりボランティアが立ち上がったこの1回だけではなくして、これからも継続し

て、みんなでこの浦戸の島を守るために、あるいは特産物をもっともっと生産できるようにやっていきたいものだと、こう思います。そういう面での取り組みを、ぜひお願いしたいと思います。また、16年末で護岸、あるいは棧橋工事が大体終わったと思いますから、今後のそういう面で取り組みが可能となってきたのではないだろうかと思しますので、その辺の考え方もひとつお尋ねを申し上げたいと思います。

最後になりますが、リサイクルと省エネ環境問題について。

これは、バイオディーゼルの燃料の事業化については、15年、16年度は取り組んでまいりまして、来年の春に廃食用の油をいわゆるブランド化して、プラントを建設するというところでございますが、なかなか難しい問題が散在しているのではないだろうか。補助金は大体半分ぐらい国の補助がありますけれども、これは塩竈に来ていろいろな廃油を集めている業者が何人かいらっしやる。この辺の調整をどうするか。

さらに、製油した見通し、新市計画はどうなのか。長期的に見て、安定したものになるのか。難しい問題があると思いますが、その辺の見通しについて、具体的にお尋ね申し上げたい。

安心して、本当にできるように状況をつくってほしいなということなんですけれども、なかなか難しい問題があるようでございますから、特に塩竈市が水産加工団地協同組合と取り組んだというイメージがありますから、後で将来問題が起きないように、県内外から何人かの業者が塩竈に入っているいろいろ集めているようであります。私も何人か業者を知っていた経過も昔ありましたけれども、今はやめたようでありますけれども、かなり塩竈に前来ていたんですね。ところが、やはり水産加工あるいは練り業界がずっとこのまま続けばいいんですけども、どんどん減っていく状況の中で果たして見通しがあるのかどうか。その辺も含めてお尋ねを申し上げ、第1回の質問を終わりたいと思います。

大変ありがとうございました。ご清聴感謝申し上げます。（拍手）

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま、11番佐藤貞夫議員よりご質問いただきました。

初めに、水産振興について、特に近海生マグロ取り扱い日本一の今後の対応についてということで、何点かにわたるご質問をいただきました。

まず、三陸塩竈ひがしもののマグロの取り組み経過と今後の対応についてお答えいたします。

本市では、近海生マグロ取り扱い日本一を誇り、この優位性を生かした食のまちづくりを進めているところでございます。

業界を代表する塩竈市水産振興協議会では、平成15年度にブランド化委員会を設置し、マグロのブランド化に取り組んでこられました。これまで、先進地の調査や研修会の開催、あるいはマグロの鮮度などの品質データの蓄積や、鮮度保持に関して生産者への協力養成を行い、ブランド化に向けた基礎づくりを行ってきております。これらをもとに、この10月、マグロはえ縄船による塩竈に水揚げされる旬のメバチマグロを三陸塩竈ひがしものと命名し、商標登録を出願し、PRを始めたところでございます。

10月に開催されました横浜市場祭りや、全国すし連宮城大会でも大変好評を博し、マスコミ各社でも取り上げられて、消費地市場やすし店などからも数多くの問い合わせがございました。旬のメバチマグロにとどまらず、安全でおいしい水産物の供給都市として、塩竈のイメージが全国的に定着することを大いに期待しているところでございます。

次に、漁港背後地の事業計画についてお答えいたします。

地元の皆様方が立ち上げた組合は、本年8月末に、県に対して大規模なハサップ対応の加工施設を建設する事業計画を提出しております。同じく、全国組織の水産加工組合も加工用原魚の集荷、保管、供給を目的に、大型の冷蔵施設の事業計画を県に提出いたしております。業者は、製品の販路についても協調していく旨覚書を締結しておりますので、魚市場地区の再開発計画でまとめました加工用原魚の収穫から保管、加工、流通までの一環した機能が整備されるものと考えております。

今後は、県から県有地の払い下げ価格の提示を受け、合意に達した後に正式な売買契約を締結する予定となっております。この計画の実現により、地域の衛生管理水準の向上や、本市及び県内の加工業者への輸入冷凍魚やすり身の安定供給が図られますので、本市といたしましては事業の促進を支援してまいりたいと考えているところでございます。

マグロのまちのPRの手法についてご提言賜りました。

日本有数のマグロの水揚げを誇る塩竈として、マグロのまちの積極的なPRが必要であるというふうに感じております。先ほど申し上げましたが、旬のメバチマグロを三陸塩竈ひがしものとしてそのPRに今後積極的に取り組んでまいります。市内のすし店、飲食店と連携し、ポスターやのぼりの設置を検討いたしております。マグロのまちとして、どのようなPRが効果があるのか、そういった中でご提案のマグロのぼりにつきましても手法の一つとして、ブランド化委員会など水産業界の皆様方と検討し、進めてまいりたいと考えております。

次に、水産加工関係にかかわる外国人研修生の受け入れについてでございます。

本市の水産加工業の場合は、中企法による組合を通じて外国人技術研修生を受け入れしておりますが、受け入れ団体では研修生の入出国の報告、評価表や健康診断表を本市に提供する義務づけがなされております。このような正規の手続による外国人技術研修生は平成15年に169名、16年に98名、17年には117名がいずれも中国から来塩しております。受け入れ団体、市が協力しながら、日本での法制度などの研修を行い、研修生が地域に定着する努力を払っているところでございます。

魚市場、水揚げ使用料を軽減して水揚げ増を図ることについてのご質問をいただきました。

本年2月から加工用原魚を確保するため、一部の魚種につきまして、魚市場使用料を1,000分の5から1,000分の2に軽減いたしました。輸入冷凍魚の上場は、11月末で約3,000トン、13億円となっております。今後の水揚げの柱とするため、同じく使用料を軽減して取り組みましたカツオ一本釣り漁業では約200トン、1,500万円の現状にとどまりました。今年2月から4月にかけて漁船誘致活動を行い、外国人漁船員休憩室の設置などの対応を行いましたマグロはえ縄漁業は、16年に比較して11月末までで39隻、約800トン、4億円の大幅な水揚げ増となっております。やはり確実な水揚げ増を図るためには、マグロのブランド化などの付加価値づくりとともに、買受人の育成と販路の開拓といったようなことが極めて重要であるということを改めて認識をいたしております。

次に、財政再建についてご質問いただきました。

本市の財政状況、市税の大幅な減少、扶助費や繰出金の増加に加え、三位一体の改革による地方交付税の削減により、一層厳しさを増しております。また、これまで多額の財源不足を基金からの繰入金で補てんしてきましたことから、基金残高もほとんど底をつき、まさに財政は危機的な状況にございます。このような中、18年度予算の編成方針といたしましては、より一層行財政改革を推進し、ゼロベースで聖域のない予算編成による財政健全化を図ることを基本方針といたしております。

そういった中、基金や経常収支比率の見通しについてご質問いただきました。

基金の状況でございますが、財政調整基金と市債管理基金と合わせまして、平成16年度末残高は2億3,800万円となっております。今年度におきましても、両基金を取り崩し、財源不足を補てんいたしておりますので、17年度末においてはこの2基金は底をつくものと見ております。また、平成17年度末における特定目的基金の運用可能な残高は、庁舎建設基金とミナト塩竈まちづくり基金を合わせまして約2億6,700万円になるものと予想いたしております。

次に、経常収支比率でございますが、平成16年度決算では96.8%と極めて高い数値となっております。これは、三位一体改革により地方交付税が削減された影響が極めて大きく、平成17年度においては、交付税のさらなる大幅な削減は当面回避されたものの、依然として減少傾向にあること。また、歳出においては扶助費の伸びが続いていることから、平成16年度よりさらに高まるのではないかと危惧をいたしております。歳入確保につきましては、まず未収金確保対策として、市税等収納対策本部を設置し、市税や使用料の未収金対策を全庁的に取り組んでおります。また、歳入の根幹はやはり市税でございますので、市税の増収に向け企業誘致などに取り組んでまいりたいと考えております。

来年度の地方交付税と臨時財政対策債の見通しについてお答えいたします。

本年8月に示されました国の18年度地方財政計画の仮試算によりますと、地方交付税は17年度と比較し3%の減、また臨時財政対策債は平成17年度と同額となっており、来年度においても減少傾向は続くものと考えざるを得ず、予断を許さない状況にあります。また、加えて平成18年度の地方交付税算定から、本年の国勢調査人口が算定基礎となりますので、人口減少により2億円程度の減少が生じると予想いたしております。

各種予算枠配分方式についてであります。

今まで、取り組んでまいりました行財政改革、特に予算につきましては、枠配分方式を採用いたしました。こういった方式の採用によりまして、経費の1割削減といったようなことが達成できたというふうに評価をいたしているところであります。

次に、各会計への繰り出し基準についてお答えいたします。

繰出金につきましては、毎年度国の総務省の繰り出し基準をもとに行っております。また、それ以外のいわゆる基準外繰り出しにつきましては、原則は行わないこととしており、やむを得ず繰り出す場合にあっては、各会計の収支改善計画を踏まえたものに限定をさせていただいております。

次に、合併に関することにつきましてご質問いただきました。広域的な課題、広域行政の拡大ということについてご質問いただきました。

現在の取り組みといたしましては、二市三町共同で利用いたしております斎場運営につきまして、地元住民の皆様の意向を踏まえ、現在の塩竈市の単独施設の共同利用から、法に基づく一部事務組合処理化へ移行することを目指しまして、現在検討を重ねているところであります。また二市三町で連携強化、あるいは情報交換を図ることで、サービスの向上、効率性が図

られる事務、例えば滞納整理事務などについても今後の検討課題といたしているところがございます。いずれ二市三町は生活圈などの結びつきが極めて深く、今後とも連携を強めていきたいと考える地域でありますので、広域化の拡大拡充につきましては、より一層進展するよう努めてまいりたいと考えております。

二市三町の周辺の動きについてご質問いただきました。

今の現状を申し上げますと、合併への道のりとしては、二市三町としてはまず広域行政のより一層の拡大拡充を着実に進めながら、互いの理解を深めていくことで合併という到達点が見えてくるのではないかとこのスタンスでございます。本市としては、現在取り組んでおります行財政改革を強力に推し進め、赤字体質からの脱却を行い、行財政能力を一層高め、都市基盤の整備や福祉教育などの分野で魅力を創出することで、周辺の市町村から合併を望まれるようなまちに生まれ変わってまいりたいということで考えております。

また、宮城県におきまして、新合併推進法に基づき新たな合併構想策定の一連の動きの中で、合併に関して私に対する意見聴取もされたところがございます。今後、このような動きの中から、新たな合併の枠組みの議論がなされてくるものと考えているところがございます。

浦戸振興についてご質問をいただきました。

浦戸、議員の方からもご紹介いただきました。まさに、都会にはないゆったりした時間が流れる独特な魅力を有するいわば本市の宝の島というふうに考えております。本年8月には、島時間体験交流イベントを開催し、島の皆様を初め市内外から数多くの方々にご参加いただき、浦戸のよさを改めて堪能いただいたところでありまして、10月には海からのメッセージと題し、市民の皆様方を対象に洋上セミナーを開催し、市営汽船で浦戸諸島をめぐりながら、有名歌人の歌を紹介し、多くの歌まくらに詠まれた浦戸のよさに直接触れていただくようなイベントも開催させていただきました。こういった数々のイベントを今後とも開催させていただきながら、地元の皆様方と一体となって、広域的な交流、促進がされますような浦戸の魅力を積極的にPRしながら、観光誘致あるいは浦戸への交流人口の増加といったようなことを目指してまいりたいと考えております。

次に、浦戸地区でのノリ、カキ、アサリ等の水産物生産拡大、特にアサリについてご質問いただきました。

浦戸地区では、ノリ、カキ、アサリ等の生産拡大のため、カキ殻を再利用したアサリ養殖漁業の造成事業でありますとか、若い後継者の研修活動のほか、さまざまな事業に積極的に取り

組んでおります。販路の拡大につきましては、宮城県漁業協同組合連合会を通して、共同販売のほか、ゆうパックによりますシラウオやカキ、アサリなど旬の食材の販売が多くの方々から好評を得ております。また、各種イベントのPRのほか、観光汽船会社との連携によりますグルメツアー企画、レストラン体験の動きもあるようでございます。これから、本格シーズンとなりますので、塩竈市、浅海漁業振興協議会を通じ、販路拡大を支援してまいりたいと思っております。また、湾内のアサリ養殖漁業では、サキグロタマツメタ貝の食害により、アサリの収穫量は例年と比べ約30%減少するのではと危惧されておりますが、駆除の取り組みが大変重要な課題でございます。本年5月には、桂島の潮干狩り場で、市職員が中心になりまして、ボランティアとして駆除の取り組みを行ったところであります。今後は、議員ご提案の県全体としての取り組み等につきましても、県の担当部局に申し入れを行いながら、一刻も早くこういった心配が解決されますよう、なお一層取り組みを深めてまいりたいと考えております。

最後に、バイオディーゼル燃料の事業化についてご質問いただきました。

本市では、化石エネルギーの枯渇問題でありますとか、地球温暖化問題にいち早く対応するため、平成15年度に塩竈市地域新エネルギービジョンを策定し、本市の基幹産業である水産加工業から排出されます廃食用油を利用したバイオディーゼル燃料の事業化に向けた検討を行い、基幹産業であります水産加工業における資源、循環型社会づくりを目指した取り組みを行っております。今年度におきましては、水産加工業者を中心とする塩竈市水産加工業共同組合が事業主体として、環境省の補助、全体事業費の3分の2でございますが補助を受け、来春の稼働を目指し、プラントの採用機種等もほぼ確定し、建設事業に取り組んでいるところでございます。さらに、廃食用油の確保のための地元水産加工業者への協力依頼と、廃食用油の調達方法についてもより具体的に協議を進め始めたところでございます。

いずれ、このバイオディーゼル燃料の事業化を軌道に乗せますためには、製品の販売ルートの確立と、廃食用油の受け入れ体制の構築が何よりも肝要でございます。今後関係者の方々になお一層のご協力を呼びかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（菊地 進君） 11番佐藤貞夫君。

11番（佐藤貞夫君） 今、市長から多岐にわたって具体的に答弁をいただきました。

いろいろ考えてみますと、まず塩竈市は水産の生産地であるということで、横浜とか行っていろいろやっているわけですが、やはり消費と結びついた取り決めにきちんとやって、やはり

塩竈市でできたさまざまな製品を具体的に販路を拡大する。そういう努力を観光物産協会、あるいは水産振興協議会いろいろ含めて、総体的にやっていく必要があるのではないかと。だから、せっかくいろいろつくっても、各社はそれなりのセールスを使っているいろいろなやり方でありまして、やはり全体が、何とかいいますかちゃんと製品が売れるようにいろいろ取り組んでほしいなど。

この間、市長の市政報告の中で、中田市長と塩竈市長が並んで写真を撮って横浜でイベントをやったなと思いますが、やはり大都市、消費と結びついた宣伝こそ私は、塩竈はこういうことをやっているんだと、こういう製品があるんだという形で、いろいろ取り組みが可能ならば、その取り組みをぜひやってほしいと思っているわけでありまして。今、浅海漁業の問題も共同販売とかいろいろ言っていました。たまたまこの年末郵便局に行きますと、塩竈の郵便局どこへ行っても、七ヶ浜のノリのゆうパックの宣伝がいっぱいあるんですね。塩竈、ないんですね。そういう面ではやはりゆうパックのいろんな宣伝チラシが、やはり地元でもこういうことをやっているんだというものをぜひ見せてほしいなど、こう思うんです。確かにアサリとか何か、春にシラウオとかやっていますけれども、どうやっているのか具体的にわからないんです。なるほど、塩竈の寒風沢を中心としたシラウオの採取の方法は、独特なんですね。全国にああいう取り方をやっていないんです。独特の取り方で、ああいう方式でシラウオをとっているというものはないものですから、なるほどテレビでこういうことをやっているということで、独特の採取をして、そして出荷をしているという形でありまして、普通の網でとると違って、なかなか夜、電気をつけていろいろやっている方式というのは余り例がないんだそうです。そういう面では、なるほど春にこういうことでやっているんだという姿を、やはりもっとPRして、テレビその他いろんな報道を、そしていいものをこうやって発送しているんだということを、ぜひ具体的にやってほしいなどと思いますから、そういう面での取り組みを、いろいろな面でやってほしい、こう思います。

それから、確かに塩竈市を取り巻く財政状況は深刻であります。聖域のない取り組みで何とか切り抜きたいということではいろいろやっているようではあります、特に今の状況からいうならば、ことしの18年度の予算編成の時期に入って、いわゆるほとんど財政調整基金は取り崩してしまうだろうと。それから庁舎の建設基金もその他の資金も、そういう形でミナト塩竈まちづくり基金ですか、これもやはりある程度手をつけざるを得ないという状況なんだろうと思いますけれども、やはりこの状況を市全体が、市長だけではなく管理職全体、市職員全体が深刻

に受けとめて、このよみがえれ塩竈というために全職員が立ち上がって、知恵を出してやっていく。そういう姿勢がなければ、私はこの塩竈はよみがえらないと思うんです。ですから、幾らここで議論をしても、やはり市長の考え、そして管理職の皆さんの考え、市の職員全体の考えが、よし、本当に塩竈をよみがえらせていくと。こういう一つの一丸となった取り組みがなされなければ、私は非常に言葉だけで終わってしまうおそれがありますから、そういう意味で各部長さんを中心として各部、それぞれに努力をする必要があるのではないだろうか。確かに、いろんなテレビを見ていますと、この間鳥取県ですか、片山知事というのは。それから、和歌山県が大変な取り組みをしているんですね。物すごい職員との、いろんな面で取り組みをして。すごいことをやっているものだなと。前にここで申し上げましたけれども、鳥取の知事が人件費削減のときに、そんなもので生ぬるいということで、組合の方は逆に3%上回る4%を提案したということを申し上げたことがありますけれども、やはりそういう時代になったのかなと。ですから、首長よりも一歩進んで労働組合が逆提案をしたという状況を踏まえて、やはり県職員が一体となってそれまでの取り組みをやったということを私申し上げましたけれども、やはりそういう時代なんだなと。この前言った財政再建団体に落ちないように、いろいろやっていこうという取り組みのためには、あらゆることをやっていかないと、こう思いました。

確かに、我が塩竈は3回目の財政再建、全国として例がないと思うんです。2回はあると思うんです、どこかの市町村で。そういう面では、このかつて昭和42年のときに2回目の財政再建でいろんな議論がありました。その当時、今の総務省ではありませんけれども、自治省です。そのときは自治省が直接乗り出してきて、県を抜きにして直接指導するのではないだろうか、こうまで言われたんです。そしてこれを全部チェックされると。そういうことになったら大変だという形で、やはり財政再建だけは何としても転落させないための努力を一丸となってやらなければ私はだめだなと、こう思いますので、その辺の取り組みをもっと各部で議論をしなくてはならない。いかに財政再建の転落が大変なことかと認識を、全体がやはり認識をしなければならぬと思います。そういう面での取り組みを、もちろんだれもが望んではいないと思いますけれども、やはりそういうことがないように、十分ひとつ現状を認識をしてきちっとやって、そして取り組みを評価しなければ大変だなという認識がありますから、市長を支える皆さん方、管理職の皆さんが、そういう認識のもとに意識のもとに、本当にやってほしいと思いますので、その辺の考え方も、総務部長がいらっしゃいますから、総務部長もその辺の考え方を取りまとめてやりたいと、このぐらいの決意をひとつお聞かせいただきたいと思います。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 再度のご質問にお答えをさせていただきます。

塩竈で生産される大変すばらしい食材の販路拡大というご質問でございました。

三陸塩竈ひがしものにつきましては、私も水産振興協議会の皆様方と横浜の中央卸売市場に参りました。朝、10時ぐらいからマグロの販売を行ったわけではありますが、大変な好評でした。3時間ぐらいで売り尽くしになります。3時間ぐらいで200万を超える売り上げがありまして、何よりもうれしかったのは、塩竈のマグロというのはこんなにおいしいと、大変すばらしいと、ぜひこういう食材を我々の方に提供してほしいというようなお話をいただきまして、水産振興協議会の皆様方初め私も大変感激し、意を強くして帰ってきたところでありまして、今後とも、こういった地道な活動を一生懸命取り組みながら、塩竈の食材の販路拡大ということに努めてまいりたいと思っております。

それから、浅海漁業の取り組みの中で、浦戸郵便局が中心になりまして、カキ、ノリ、あるいはシラオの産地直送ということについては、かなり積極的な取り組みをさせていただいております。また、議員の方からお話をいただきましたガス灯を点灯したシラオ漁かと思っておりますが、こういった時期のすばらしさということにつきましても、一部の方々が船を出して、夜にそういった風景をごらんいただくというような、試みにも着手をさせていただいたところでもあります。いずれ、昨日も申し上げましたがこの塩竈、すばらしい風景、歴史、文化が我々の足元にあると思っております。そういったものを一つ一つ掘り起こしながら、なおかつ県内外の方々に発信をさせていただきたいと思っております。

財政状況。昨日も市長の一步より790人を超える職員の一步の方がよほど大きいんだと。そういうことを市長はもう1回きちっとかみしめろというようなお話をいただきました。私も全くそのとおりだと思っております。職員の全体の総力を結集することによってのみ、この財政的な危機、行政的な危機は回避できるものと思っております。

そういった中、今市職労の皆様方にも大変な努力をいただいております。例えば、退職時特別昇給の廃止でありますとか、特殊勤務手当の見直しといったようなことにつきましても、本当に耳を傾けていただいておりますし、今現在55歳昇給停止の問題につきましても、いろいろお話し合いをさせていただいておりますが、非常に前向きにお聞きいただいているものと思っております。なお、こういった方々の力もかりながら、本当に市民の方々の不安解消といったようなことに努めてまいります。私から、以上でございます。

議長（菊地 進君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） 11番議員にお答えいたします。

行財政の取り組みにつきましては、先ほど市長から答弁申し上げたとおりでございますけれども、私の方からは部長という立場でどうなのかということですので、その決意のほどを述べさせていただきます。間もなく来年度予算の編成が始まり、議会終了後、来週から市長のヒアリングが実施されますけれども、いまだ4億数千万の歳入欠陥というようなことで、最悪の場合、赤字予算を組まざるを得ないという状況に追い込まれておりまして、今とにかくうみ出せるものはすべてうみ出そうというような意識で、今各部努力をしているところでございます。従来のような予算の組み方、つまり昨年度実績をベースにして積み上げていくという手法から、一たんすべてゼロベースにした中で新たなシステムをつくりながら、そしてやっていくという形で現在取り組んでいるところでございます。行財政改革、メニューとしていろいろ出まして、一つ一つ実現に向けて努力をしているわけでございますが、それは一つの手段でございます、目的は行財政改革実現の先に一体何があるのかと、どういうまちづくりなのかということ、やはりきちんとメッセージとして市民に発信することによって、市民の方々から理解されるものであるというふうに考えています。

いずれにしましても、18年度、19年度がそういう意味では胸つき八丁の時期だと思います。我々管理職一丸となって、またもちろん職員一丸となって、あすの塩竈ということで、絶対3回目の財政再建団体に陥らないような努力をしていきたいというふうに考えていますので、議会の皆様方、よろしくご支援をお願いいたします。以上です。

議長（菊地 進君） 11番佐藤貞夫君。

11番（佐藤貞夫君） 確かに、市長や部長が言うようにいろいろ取り組みがなされていますけれども、特に16年度から始まった各部予算枠配分方式は、ある程度効果を出しているんだろうと私は思います。したがって、来年もそういう形でやるんだろうと思いますが、やはり粘り強く、そして本当に改革の意欲を持ってやっていただきたい。そのほかに、明るい兆しが一つ一つ見えるような、努力が実るような、効果があらわれるように私たちは期待しているわけでありまして。どうかそういう面では市長を中心として三役、各部長、各管理職の皆さん、全職員が一丸となって、この塩竈を何とかして再生したい。よみがえらせた。こういう気持ちでやってほしい。このことを強く申し上げ、我々もやはり協力するところは徹底して協力していくと。こういうことを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

議長（菊地 進君） 18番小野絹子君。（拍手）

18番（小野絹子君）（登壇） 私は、日本共産党塩釜市議団を代表しまして、伊勢議員に続いて一般質問を行わせていただきます。

最初に、介護保険についてお伺いします。

小泉内閣は、高齢化の進行によって、介護、医療、年金など、社会保障の給付費が増大し、そのため国が扱うお金や財界、大企業の負担する保険料がふえてはたまらないとあって、自立、自助を強調し、相次いで社会保障制度の改悪を行っております。介護保険でも、高齢者のサービス利用を切り下げ、国民負担をふやすという大改悪を行いました。政府は、サービスの切り捨てを行う給付削減と、負担の国民への転化をしているわけでございます。具体的には、ホテルコストや食費の全額徴収があります。ことしの10月から、これまで介護保険の対象とされてきた食費や介護施設の居住費が介護保険の対象外になり、原則として全額が利用者負担となったわけです。施設利用者には年間で約 3,000億円、1人当たり39万円というかつてない負担増となったのです。食費、居住費が介護保険の対象外となったことで、利用者の負担増も深刻で、同時に介護施設の経営も苦しくなっているようであります。施設では、居住費や食費を利用者から受け取るかわりに、介護保険から支払われる介護報酬が削減されたからであります。月額 100万円を超える収入減になった施設も少なくないと言われております。

当局は、10月からの居住費、食費の介護保険外しの影響について、市は実態をどのようにつかんでいるのかお伺いするものです。

さらに、低所得者への利用者軽減措置についてでございますが、第1段階から第3段階までの補足給付の実態と、社会福祉法人の減免の実態。この10月からは、減免制度ではなくて、名称を軽減制度に変更したようではありますが、この利用実態について。

さらに第3点は、利用料の自由料金が施設で定められる第4段階の実態について。

第4点は、施設の減収についてどうとらえているのか、あわせてお伺いするものです。

2項目めの障害者控除対象者認定については、質問をとりやめますのでご了承願います。

次に、賑わい地区についてお伺いいたします。

通告のグランドデザインで描いた土地活用については、2問目でお尋ねいたします。

最初に、大手地権者の仮換地についてお伺いいたします。

私は、去る11月22日の産業建設協議会で、海辺の賑わい地区の仮換地指定の図面を見て、やっぱりと怒りとであきれ返ってしまいました。今回、大きな土地の地権者、JR貨物には1万

9,439平米を2カ所に仮換地し、海辺側に4,340平米とロイヤルのあるJR貨物も現在地に1万5,100平米を指定したのであります。そして、塩竈市土地開発公社には、海辺側の現在地に8,224平米を指定したのです。しかも、10月31日には賑わい商業ゾーンの借地の協議について関係4社、塩竈市、イオン、土地開発公社、日本貨物鉄道と、この4社で事務的打ち合わせをしているというのであります。つまり、海辺側に仮換地の指定を受けた土地4,340平米と、土地開発公社の土地8,224平米、合わせて1万2,564平米をイオンに貸与するための協議をしているというのであります。

このような仮換地をしてまで、イオンを迎え入れようとするこの区画整理事業に市民は驚きと怒りを持つでしょう。45億6,000万を投入して基盤整備をし、結局のところ海辺の一等地をイオンに貸与するためのものであるということが、いよいよ明確になってきたではありませんか。市長は、市民の怒りについてどう答えられるのかお伺いするものであります。

次に、福島県で10月13日、福島商業まちづくりの推進に関する条例、商業まちづくり条例が県条例として全会一致可決、成立しました。

この条例制定の背景には、1999年安達町と伊達町に東日本最大級の出店規模のイオングループの出店に反対する大型店出店とまちづくりを考える会が発足し、大型店出店反対の県民運動があったのであります。今回の条例は、まず一つは店舗面積6,000平方メートル以上の大型店新設者は県に届け出を出し、必要な場合には隣接周辺市町村での説明会を行わなければならない。二つ目には、県は隣接周辺も含む市町村の意見を聞く。3は、知事が設置するまちづくり審議会の意見を聞いて、新設者に意見を述べる。4、新設者が意見を適正に反映できないとき、勧告をし、正当な理由なく勧告に従わないときは公表するなど、住民と県、市町村の声が反映できる条例でありまして、全国でも大型店出店による中心市街地の空洞化に歯どめをかけようと、大型店規制を盛り込んでいるわけでありまして。

そこで、この福島県の県条例についてどうお考えになっているのか、市長の見解をお伺いいたします。

次に、建築確認についてお伺いします。

何千万円も出して入居した新築マンションなのに、震度5強で倒壊するおそれがありますと言われたら、たまったものではありません。マンションやホテルなどの耐震強度偽装問題で、衆院の国土交通委員会の証人喚問では、耐震補強偽装した元一級建築士は、建築主の木村建設側から数字を上げて鉄筋を減らすよう指示され、断れば仕事を出さないと圧力をかけられ、違

法と知りながら偽造したことを証言しました。また、同証人は、プロならすぐわかる偽造を民間検査機関が承認したことを指摘し、現在の建築確認制度の問題点も浮き彫りになったのであります。しかも元建築士は、最初の偽装は1998年と述べております。計算書を偽造した元建築士の行為は人命を脅かすものであり、絶対に許せません。同時に民間の指定確認検査機関が審査し、建築確認を出した責任も問われなければなりません。民間機関でも、建築確認や完了検査ができるようになったのは、1998年に建築基準法の改悪がされたからであります。

政府の規制緩和推進3カ年計画に基づく措置で、当時法案審議で日本共産党の中島武敏衆議院議員は、営利を目的とする指定確認検査機関では、競争が厳しくなった場合に安かろう悪かろうの手抜き検査になるおそれがあるが、そうさせない担保は何かと質問したところ、98年5月の政府答弁は、現在の悩みはいかにして民間検査機関を立ち上げるか。それが頭の中の8割方、9割方を占めていると述べ、手抜き防止が二の次になっていたことを示す答弁だったのであります。また、緒方参議院議員は、指定検査機関から建築主事に報告はあるけれども、必ず建築主事がチェックすることにはなっていない。民間任せになってしまうおそれがあると指摘し、行政のチェックが不可欠だと質問し、我が党はこの法改正に反対したのであります。やみくもに営利追求の新たな市場として開放するのは、安全の丸投げであります。二度とこういう事態が起きないように、国会ではさらに徹底究明し、一日も早い解決を願って質問に入ります。

塩竈市内でも、市役所近隣を初めホテルが建設され、今本塩釜駅前や塩釜駅前にも建設中であります。塩竈では、大丈夫なのだろうかと心配もされていますので、まず最初に、12月2日に国土交通省に塩竈市が報告した内容について、お伺いするものでございます。

第2点は、市内の建築確認状況についてであります。

建築基準法の改正の前と、改正後の建築確認状況についてお伺いいたします。

第3点は、民間の指定確認検査機関の審査のチェックは、行政の責任で行っているのかどうかお伺いするものでございます。

最後の質問になりますが、アスベスト対策についてお伺いします。

塩竈市のアスベストの対策については、常任委員会協議会や9月議会の曾我議員の質問の答弁でも明らかになっておりますが、その確認とその後の状況も含めてお聞きいたします。

塩竈市の施設114カ所のうち、目視で判断できなかった9施設について、専門機関に分析調査を依頼したところ、市民センター、老人センター、清掃工場の油圧掃除室、梅の宮浄水場倉庫の4カ所で、アスベストの吹きつけではなく、アスベスト含有が検出され、現在使用禁止に

なっているということでもあります。学校関係は平成元年から平成3年までの間に、二小、杉小、二中のアスベストの除去作業を行っており、現在学校関係ではアスベストの心配はない、このように伺っております。したがって、公共施設でのアスベストの対策は、さきの4カ所と理解してよいのかどうかお伺いするものです。

4施設については、9月議会で撤去を前提に検討していると述べておられましたが、今どのような検討がされ、具体的な方向性はいつごろになるのかお伺いします。

さらに、専門機関への分析はどこに依頼したのかお伺いするものです。

また、国から調査依頼のあった民間の31年から55年施工で建設された1,000平米以上の調査の結果についてお伺いします。

アスベスト問題での健康被害は30年後とも言われているだけに、健康診断などの本市の対応と取り組みが重要だと思います。市の相談窓口やあるいはこの健康診断などについて、どのようになっているのかお伺いし、答弁をよろしくお願い申し上げまして、第1回目の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 18番小野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、介護保険についてでございますが、介護保険の制度改正による施設サービスの利用料変更の影響と対応についてお答えいたします。

介護保険サービス利用に関しましては、在宅サービスと施設サービスにおける負担の公平性を図る観点から、本年10月から介護保険施設等の利用料のうち、居住費と食費について自己負担になる制度の見直しが行われたところでございます。自己負担につきましては、所得段階に応じた限度額の設定がなされますとともに、今までどおり施設が利用できますよう特定入所者介護サービスの創設や、高額介護サービスの負担限度額の引き下げなど、所得の低い方々に対してのきめ細かな対策を行っております。特定入所者介護サービス認定後の利用者負担金につきましては、要介護度5で特別養護老人ホームの多床室に入所されている方を例にとりますと、利用者負担第1段階では月2万5,000円の負担で、増減額はゼロ円でございます。利用者負担第2段階では月4万5,000円から3万7,000円となり、3,000円の減額となります。利用者負担第3段階では4万円から5万5,000円の1万5,000円の増額となります。現在、施設入所者419人、短期入所者156人、合わせて575人の方々のうち、利用者負担第1段階の方が38人、第2段階の方が203人、第3段階127人の合計368人、64%の方が認定を受け、軽減され

た自己負担額でサービスを利用いただいているところでございます。

今回の、制度の見直しに係る市民の方々の相談等につきましては、電話や窓口での対応のほか、家庭訪問により対応させていただいているところでございます。また、施設退所をされる直接の相談は、現在のところちょうどいたしておりませんが、なお今後とも安心してサービスが受けられますよう状況に応じた適切なアドバイスを行っていくことといたしております。

なお、残余の部分につきましては担当部長よりご説明をいたさせます。

次に、海辺の賑わい地区の中で、仮換地の問題についてご質問いただきました。

仮換地指定についてであります。海辺の賑わい地区につきましては、区画整理事業の基盤整備の進展に合わせ、土地の早期利活用を誘導し、効果的に進めるため、権利者が共有できる地区の将来像、グランドデザインを指針としてまちづくりを推進しております。当該区画整理区域は、ご案内のように市民の皆様が現に生活をなさっている既成市街地での事業であり、当該地区内の関係権利者に対する経済的な負担や、施工途中及び施工後の生活設計等、考慮に入れながら進めることが施工者に求められております。また、本事業は、効率的そしてまた効果的に進めることが早期の事業効果を市民の皆様にお示しできるものと考えております。このような前提に立ち事業の組み立てを考えますと、まず現在の土地利用に着目し、建物などの建っていない大規模な空き地について指定することが、これからの事業執行がスムーズに行われるものと判断をいたしております。また、権利者の方々は、現在共同化の勉強と検討もなさっており、施工者としてその見きわめ等も行いながら、換地計画について取りまとめをすることになっておりますし、そういった内容につきまして、権利者の皆様の合意のもとで進めさせていただいているところであります。

今回の換地についてであります。区画整理事業につきましては、最終的に換地処分によって仮換地指定された土地が、指定されました権利者の所有地となりますため、現在の土地と換地が照応するように定めることが求められております。このため、仮換地指定に際しては換地設計を行うこととなりますが、まず地区の特性や各宅地の価値などを総合的に判断し、設計をするための土地評価基準や、換地設計基準について、本事業のために選任いたしました評価員、選挙で選ばれました権利者と学識経験者からなる区画整理審議会の承認をいただき定め、この基準に従い設計を進めております。日本貨物鉄道株式会社の換地につきましても、権利者の現在所有している土地は、国道に接した東西に広い土地であります。地区全体の換地を想定すると、この広い面積が所有者にとっても利用状況を損なうことなく、利用と面積が確保で

きる位置として、区画整理審議会に承認をいただき指定を行ったものでございます。

次に、福島県の商業まちづくりの推進に関する条例につきまして、感想ということのご質問をいただきました。

最初に、もう議員ご案内かと思いますが、福島県知事の条例の提案理由の一部をご紹介させていただきたいと思います。提案の背景説明では、佐藤知事は次のように述べておられます。

今まで経験しなかった人口減少や、急速な高齢化が進行する中で、モータリゼーションの進行を背景にした中心市街地の衰退や、小売商業施設の郊外への立地など、都市の拡張に歯どめがかからず、また小売商業施設の大規模化が進んでおります。特に、規模の大きな小売商業施設については、複数の市町村のまちづくりにさまざまな影響を及ぼすことから、その立地について広域の見地から調整する必要性が高まっていますと、背景を説明いただいております。

私は、この塩竈市のまちづくりの基本は、やはり食、住、商といったようなものが一体となった持続可能な、福島の文言を引用させていただければ、歩いて暮らせるまちづくりの推進が何よりも肝要ではないかと。いわゆるコンパクトシティづくりを目指していくべきであるというふうに考えております。特に、規模の大きな小売商業施設の立地に関する広域的換地からの調整及びこれら施設の地域貢献活動を促す役割が、行政がしっかりと見きわめていく必要があるのではないかなと考えております。特に、既存の中心市街地に人々が集う場所の実現こそがこの塩竈の活性化に間違いなくつながるものと判断をさせていただいております。そういった視点、観点で、今海辺の賑わいまちづくりに鋭意取り組ませていただいているところでございます。よろしくお願い申し上げます。

次に、建築確認。特に、今回の建築確認における報道と、それから本市の対応についてということでした。

初めに、千葉県某建築設計事務所によるマンションの耐震データ偽造問題は、全国の方々に大変大きな不安と不信を与えたものであり、二度と起きてはならない出来事であるというふうに認識をいたしております。今回の報道を受け、早速本市独自に関係する指定確認機関や、設計事務所の関与について調査し、さらに国土交通省の指導に基づきながら、再度構造設計偽造等の原因につきまして確認調査を行わせていただきました。

調査の結果、問題となります該当物件はなく、また国や千葉県の調査報告による問題の建築設計事務所が関与した建築物の一覧においても、宮城県内の該当物件はありませんでした。この際、国土交通省の方から抽出検査、抽出確認をとということで、ランダムに7カ所の建物を抽

出させていただきますして、再度構造設計の確認をさせていただきます。先ほど申し上げましたように、疑義が発生するような物件はございませんでした。しかしながら、今回の事件の重大性を考慮し、市民の不安、質問に答えるため、建築課に現在相談窓口を設置させていただきましたが、今のところこの件についての相談はないとの報告を受けております。

次に、本市における建築確認の流れについてお答えいたします。

本市は、宮城県や仙台市、石巻市とともに、特定行政庁の指定を受けております。そのため、本市内での建築物については、特定行政庁であります本市か、または民間の指定確認検査機関に建築基準法に基づく確認審査を受けることとなります。

本市での確認申請の比率は、制度施行後の平成12年では 338件の申請のうち、市が 204件で民間が 134件と、6対4の割合で市の方が多かった状況でありましたが、平成16年度においては250件の申請に対し、市が89件、民間が 161件と4対6の割合に逆転してきております。具体的な建築確認の流れについて、ちょっとご説明をさせていただきたいと思っております。

一つ目には、確認申請を本市に提出する場合がありますが、施工業者や設計事務所が市に構造計算書を含む書類を提出いたします。その設計図書から建築基準法に基づき、用途地域、建ぺい率などの建築区域を初めとする建築に係る諸条件を確認し、構造図や構造詳細図などの図面からの確認、構造計算書による入出力データの確認を行い、審査基準を満たしたものの、また消防長同意や関係機関の審査状況等判断し、建築確認済証を交付することになります。

二つ目の方法は、本市を業務区域とする民間の指定確認検査機関が、一連の設計図書を含む建築確認申請を受理、審査したものに確認済証を交付するもので、特定行政庁である本市は、確認済証を交付した旨の報告書と建築確認概要書等の建築物の計画に関する書類が送付されてくるものでございます。

本市での建築確認のチェック方法についてお答えをいたします。

今回の構造計算偽造への検査対応について、さまざまな意見が述べられておりますが、国が認定した構造計算プログラムを使用した申請は、途中計算チェックの省略が認められております。今回は、このプログラムそのものが偽造されたということでは、大変ゆゆしき事態であったわけですが、本市での構造チェック方式は、構造図や構造詳細図、断面諸元などについて図面上で確認しながら、構造計算書による入出力データによる確認チェックを行っているところであります。

民間の確認検査機関への自治体の関与についてお答えをいたします。

民間の指定確認検査機関については、国土交通大臣、地方整備局長、県知事などが指定することとなっており、現在全国で約 120機関が指定されております。そのうち、塩竈市域を業務区域としておりますのは、大臣指定が 8 機関、知事指定が 3 機関の計11機関となっております。特定行政庁としての関連は、民間の検査機関が行った確認済証の交付について報告義務があり、審査内容等に不備があった場合は、特定行政庁が法令に基づき対処することとなり、指定確認検査機関の確認を是正する権限を有しております。現在、国土交通省や全国の指定行政庁において、建築確認の審査体制についての見直しの動きが始まっておりまして、早い機会に新たな指導等があるものと考えております。いずれにしましても、建築物の確認検査業務は、市民の安全に直接かかわることであり、今後とも国や県等の指導を受けながら、なお一層の充実強化を図ってまいります。

次に、アスベスト対策についてご質問いただきました。

アスベスト対策については、今現在大きな社会問題となっておりますが、このことにつきましては、国、各自治体とも調査を実施し、その結果を公表するとともに、さまざまな対策を講じているところでございます。

本市では、アスベスト被害に対する報道がなされ始めた4月中旬より、公共施設等の調査を実施し、その結果については市の広報やホームページにより市民にお知らせし、また議会にもご報告をさせていただいたところでございます。含有が判明した施設のうち、老人福祉センター及び市民センターにつきましては、8月3日から使用を停止し、隣接する市民活動センターや桜ヶ丘老人憩いの家を利用しながらサービスの提供を行っておりますが、施設の老朽化が著しく、アスベスト処理のみならず、総合的な耐震診断等が必要となっておりますので、しばらく時間をおかりしたいと考えております。また、清掃工場につきましては、職員の作業時に安全装備を装着する対策をとらせていただいておりますとともに、梅の宮浄水場は、資材倉庫でありますので、現在閉鎖をいたしております。

国の指導により、調査を進めておりました民間施設につきましては、今月の広報で調査結果をお知らせいたしておりますが、その後2件で含有していないことが判明したため、対象施設115棟のうち、現在分析調査中の施設4棟を除き、すべて問題はない状況であります。これらにつきましては分析調査結果を踏まえ、今後とも適切な対応をしてまいります。アスベストに対する市民の方々の不安を取り除くため、市では相談窓口を設け対応しておりますが、これまでに24件の相談をいただきましたが、健康被害に関するご相談はありませんでした。また、市

のホームページや広報でも担当窓口の情報をタイムリーに提供させていただいているところがございます。

なお、調査をいたしました専門機関名につきましては、後ほど担当よりご説明をさせていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（菊地 進君） 佐々木健康福祉部長。

健康福祉部長（佐々木和夫君） それでは、私から18番小野議員に、介護保険についてお答えを申し上げたいと思います。

まず最初は、社会福祉法人による減免の実態というお尋ねでございます。

ご案内のように、社会福祉法人が被保険者の一部負担金の減免を行う場合には、施設の所在地の都道府県知事及び市町村長に届け出をして、申し出を行って減免をすることができるという規定になってございます。減免の対象者は市町村民税の非課税世帯でございまして、一定の収入、それから預貯金等の金額、それから資産関係、それから介護保険料を滞納していないことを条件に減免をすることができるという規定になってございます。それで、減免をした場合、この減免した部分の一部を国、県及び市で一定の助成をするという内容になってございまして、本人に対する減免の割合は4分の1という内容になってございます。

この実態はどういう内容になっておるかということでございますが、10月1日から今日まで、申請をなさった方が57人という状況でございます。そのうち、認定を受けた方が46人という数字になっております。

それから2番目に、利用料の自由に契約できる4段階の方の実態はどうかというお尋ねでございますけれども、基本的に私ども保険者として、いわゆる特定入所者介護サービス費、いわゆる食事費、それから居住費、これを一定の基準を設けてございまして、1段階、2段階、3段階と、その金額より上回った場合を基準額との差の金額を補足給付という形で給付しておるわけでございますけれども、4段階の方はいわゆる非課税世帯ではなくて、市町村民税の課税世帯ということになりますので、先ほど申し上げました補足給付はされない段階の方々でございます。この方々については、基本的に利用者と施設事業者の間での自由契約によって契約をして食事の提供を受けまして、サービスを受けるということになりますので、保険者として実態の把握はしてございません。ご理解を賜りたいというふうに思います。

それから、3番目。施設での介護報酬の改定に伴う減収についてというお尋ねがございまし

た。この件につきましては、10月1日から、それぞれのサービスにおいて介護報酬の改定があったところでございます。特養施設におきましても、当然介護報酬の改定がございました。これは、これまでの報酬の単位と比べますと、18単位減額されているという状況でございます。特養の多床室で例をとりますと18単位というふうに減額されている状況でございます。基本的には法人、いわゆる介護施設を運営する社会福祉法人の経営と申しますのは、市町村あるいは保険者にいわゆる指導監督権限というのはございません。ご案内のとおり県にあるわけございまして、基本的には私ども内容等を把握している状況ではございませんが、単純計算をすれば、1単位が大体10円ということでございますので、マイナス18単位ということを前提条件に、例えば50床の特養施設であるとすれば、単純にこれを掛ければ出るわけでございますけれども、約300万ほどの一月減収になっているのではないかなと、済みません、年間です、365日で計算しますと年間で320万円ほどの減収になっておるのではないかなと予測できるところでございます。以上でございます。

議長（菊地 進君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） 18番議員にお答えいたします。

具体的なアスベストの検査でございますが、公の施設9カ所につきまして、それぞれ検査実績のある機関に対し、検体を採取し、検査をしております。一つは、仙台市内の宮城野区にあります環境機器メーカーであります。1社は清掃工場とちょうど施設改良工事がございましたので、その一環として県外の同じく環境機器メーカーに検体を採取し、検査を依頼したところでございます。以上です。

議長（菊地 進君） 18番小野絹子君。

18番（小野絹子君） ただいまご答弁いただきましたので、2回目の質問をさせていただきます。

最初に、介護保険でございますが、私ども10月になってから実際こういう負担がふえてきたと。要するに介護保険外しがあったという実態がどうなっているかということで、当議員団はいろいろ施設も回って、いろいろ調査しました。あるところのデイサービスでは、ここは実は保険で390円の食費が来ていたというんです。ところが保険外しですと390円丸々、では介護保険受けている人にかぶせなくてはいけないというふうになるわけです。しかし、そうはなかなかできないということで、とりあえず400円自己負担をもらっているようですけども、そのほかに390円ということになると790円、約倍ですよ。それをそのままはできないという

ことで、その施設では 200円にしたそうです。そうしますと、1日に 190円の補てんを施設でなくてはならないということになるというのとあわせて、厚生省の通達が9月7日に出たんだそうですね。ですから10月から実施だといっても9月7日では、そこでは改定があるときは1カ月前にきちんと出しますよという約束をしているものですから、結局11月からしか改正できない。そうすると、丸々その分も施設持ちということで、3月までの期間で計算しても115万からの費用が出し前になってしまう。それが損失になっているという実態が出されました。まさにそれは一つのデイサービスでやっている実態ですが、先ほども部長からもお話がありましたけれども、特養においてもそういう施設状況だということで、これは1年では施設側にとっても大変になってくるということは、いろいろ心配される部分がこれから出てくるというのがあると思います。それとあわせて、サービスの低下にならないように、いろいろ努力はしていたださっているだろうというふうには思いますが、そういう点でもいろいろ今後の取り組みの重要性が出てくるだろうというふうには思います。

それから、実際に入っている人が、軽減措置は確かに国の方もそのまま取るわけにいかないと。もう利用料は高過ぎるということで、結局そういう給付制度ですね、補助給付制度というものをつくったということで、先ほど部長からありましたが、利用者の所得が非課税世帯だと。そこについて3ランクに分けてやっているという状況です。しかしその中でも、恐らくはその段階の人たちは皆措置されているんだろうというふうには思うんですが、非課税世帯の分について、施設に入っている分についてもう一度確認しておきたいというふうには思います。

それから、実は私ここで問題にしたかったのは、例えば、これもある施設でお聞きしましたら、個室で今まで12万ぐらいで入っていた方が20万になるというんです。12万 3,000円の方が20万になるというんです。その人が20人いるそうです、その施設では。20万円になったらちょっと支払いも大変なんですね。それから、今まで相部屋といって2人部屋の人たちは7万円が入ってたそうです。その方は13万円になっているというんです。そこで、私よくご相談を受けるのは、個室だと20万円ですよ。だから、個室でなくて相部屋でいいんだというふうに言われたって、相部屋があいていなければそこに入らざるを得ない。そういったときに、それは施設側の状況ですから、いろいろ考慮される分野があると思うんです。本人が個室でないとだめだということで入っている場合と、本人は個室でなくて相部屋でいいんですよと言っても、相部屋がないからそこに入ったというときもやはり対応の仕方というのはいろいろあると思います。そういった点でも、指導なんかも必要なのかなというふうには思っております。

それからもう一つ、先ほど福祉法人関係の軽減措置が非常に少なくなったということです。ある施設では、これデイサービスですけれども、今まで35名ぐらい減免措置を受けていた人が、2名になったというんです。そこではヘルパーさんも100名近くの人が受けていたのが、2名ぐらいになったということで、先ほどありました非課税世帯のほかに預金を持っているとか、財産がどの程度の財産かわかりませんが、そういうことでちょっと預金を持っているそのことが、なかなか軽減措置が受けられなくなっているという実態があるわけです。例えばある特養施設では、20名の軽減措置があったそうですが、これは今5名だそうです。そういう実態があるわけですから、そういった点で、市の方ではこういう状況をやはり10月からこういうふうに変えられたことによる影響をさらにつかんでいただいて、軽減措置について、今までやっていた軽減措置ができなくなっているということが大きな問題なんです。収入がいろいろ入ってきているわけではありませんから、そういった点は、やはりきちんとさせて、要求していきたいというふうに思います。

それから、海辺の賑わい地区のかかわりでございますが、市長は、ランドデザインを市長の成果品として、いろいろお話しなさっていると思います。このランドデザインは、やはりこの賑わいゾーンの取り組みのときに考えなければならないのは、このランドデザインに沿っているかどうか。私はいつもこうして持っているわけですけれども、このランドデザインに沿った取り組みがされているのかどうかということが重要だというふうに思うんです。私、この中の土地利用計画を改めて見ましても、今換地されている部分の特に海辺の部分については、駅前商業誘致ゾーンということです。駅に隣接した立地条件を活用し、まとまった大規模の店舗を誘致する。大規模というのは大型店という意味ではありませんね、これは。それともう一つは、海辺の賑わい広場です。地区の共同駐車場として活用しながら、まちの成熟にあわせ塩竈の歴史や食文化を演出し、にぎわいを醸し出す商業空間をつくり育てるゾーンだと。三つ目に、海辺の賑わい軸ということで、これは（仮称）しおかぜ通りであります。各ブロック間を横断し、本塩釜駅とマリゲート塩竈をつなぐ歩行者専用道路沿いには、地域のにぎわいを集約すると。特に塩竈の食文化をテーマとした店舗が連続する空間形成を目指し、にぎわいのある軸線を創出するというで描かれているわけです。ここは、やはり塩竈の残された活性化の種地として、どういうふうにやってほしいかということが、ここの中に出ているわけです。それが、この地域に産業で示されました。この地域のところにイオンが来ると。まさにイオンを誘致するために、こういう取り組みになっているのではないかとすることがますます

明らかになってきているわけでありますが、そこでJR大手関係が、大きな土地の所有地のJR貨物にしてみれば、これを見ますとロイヤルには貸しているし、それから今度はイオンに貸すというふうな取り組みです。全く自分の土地を、非常に有効的な活用をするというか、まず区画整理さまさまの状況ではないかというふうに思うわけです、私が見ていて。そういう点で、こういうふうなグランドデザインからしても市民は納得しないと。この状況が示されていけば。こういうふうに思うわけですが、市長はその辺についてどういうふうにお考え、さらにそのグランドデザインとの整合性の問題についてお聞きしておきたいというふうに思います。

3回目の質問がないかもしれませんが、さらにちょっとお聞きしておきますが、いろいろ先ほど来もありました行財政の問題で、どういうふうにこの塩竈の財政乗り切っていくのかと。赤字再建団体にしないためにどうするかと。そういう点で、今まで市長は聖域はないと。いろいろ財政の再建には聖域はないとおっしゃってきたんですが、この地域の取り組みは45億6,000万かけて整備をすると、下水道も27億かけて整備をするという点で、聖域はなしということであれば、これはこのまま進むのかどうか。その点について、これは聖域があるのか。この地域にだけです。その点を明確にさせていただきたい。そういう点で、そのことをお聞きしておきたいと思います。

それから、建築確認の件はわかりました。ぜひそういう点で、市の方もいろいろ努力なさっているようでありますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、アスベスト対策ですが、塩竈は割と早くそれこそ対応されたと思うんです。今、専門機関が3カ所しかないということで、通常は二、三週間で済むのが二、三カ月ぐらいかかっているということです。検査が。そういう点ではいち早くやられたことが、こういうふうな結果も早く出せたのかなというふうに思うわけですが、それでも、それでここでお聞きしておきたいのが、アスベスト問題というのはさっき、最後のところで述べておきましたけれども、やはり30年後ぐらい。といいますのは、私心配するのは、例えば子供たちが平成元年から平成3年の間に杉の入小学校と二中は、アスベスト撤去しました。しかし、それはアスベストの部分というのはどの部分に出ていたのか私よくわからないからですが、例えば子供は、杉小と二中だったら9年間そこで過ごしているわけですね。端的に言えばです。その平成2年までの子供さんたちはね。そういう点でアスベストの健康被害について、やっぱり今後どういうふうに対応していくかというのは重要なんです。検診を必要なときにはしていくということが必要だろうし、そういうものを市の方でどういうふう考えていくのかということ、ぜひ取り組

んでいただきたいというふうに思うんです。

実は、私こういう相談を、まだそのままになっているんですが、実は今宮城県でもアスベストの関係で亡くなった方が99人とされているようですね、最近の報道などで。今、アスベストの労災申請を、中皮腫の労災申請をしている人たちもいるわけですが、労災の申請というのは専門的な先生というのは、労災の先生1人だけなんです。だから、なかなかほかの医療機関ではわからないんです。今はこう騒いできておりますから、社会問題になってきていますから、そういう点では一定の関心があったり、そうではないかとかいろんな疑いを持つんですけども、そうっていないといえますか、やはり専門医が1人しかいないということは大きな問題なんですね、県内で。ある方は、身内の方を亡くした方が、中皮腫の関係ではないかというふうに言っているんです。だけれども、病院の方ではそこまでは見られていないということもありますので、では最初から労災病院に行けばいいのかということもそういうものもわかりませんので、そういう点でぜひお願いしたいと思っておりますのは、やはり専門の医師をふやすように、国や県にも働きかけていくということが当然必要ではないかと。そして、万全を期していけるような取り組みにしていく必要があるのではないかとこのように思っておりますので、その辺のご回答をいただいて、2回目の質問を終えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 介護保険については、後ほど担当部長から詳しくご説明をさせていただきますと思います。

私の方からは、海辺の賑わいのまちづくりの関係で、議員の方からイオンを誘致するためというようなお話をいただきましたが、これは審査会を設定させていただきましたして、参画者の方々の企画を公平に審査させていただいた結果であるというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。そういった中、グランドデザインの中では新たな商業空間の創造で、地域の方々も参画できるようなというような書き方をされております。当然のことではありますが、我々も地域の方々の参画がなお一層促進されるような手だてを考えてまいりたいと思っております。

聖域のありなしというようなことであります。

一昨日のご質問の際にも、事業を大きく三つに分けますと、引き続き促進する事業、それから進度調整をさせていただく事業、改めて廃止を前提に見直しする事業等々の事業区分を行っていくということをご説明させていただきました。

この事業につきましては、本市で残された唯一の都市空間、有効に活用しながら塩竈の商業の活性化ということですので、最優先される事業であるというふうに考えております。

アスベスト対策であります、アスベストによる健康被害に関する法律も19年の4月であります、施行されるようであります。こういった法律の動き等も見ながら、もしそういう方々がおられましたら相談に乗れるような体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（菊地 進君） 佐々木健康福祉部長。

健康福祉部長（佐々木和夫君） お答えいたします。

まず、最初に、補足給付の認定者の件でございますけれども、市長の方からは認定状況が64%ということでお答え申し上げました。国の方では大体特養で80%、そのほかの施設では60%くらいではないかと申しておりますので、大体基準に近いものかなというふうに思っております。例えば、市内の特養施設におきましては、20人ほど本市の被保険者がおりますけれども、この中の19人は認定を受けているという状況でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

それから、2番目に個室の場合の負担の問題がございました。個々の事柄については答弁を避けさせていただきましても、基本的に第4段階以上の方については、先ほど事業者とそれから被保険者の間での契約ということになりますけれども、国の方で一定の基準みたいなものも出してありますし、私ども例えば月に1回ケアマネジャー会議であるとか、あるいは事業者の連絡会議等もございまして、それから壱番館には在宅介護支援センターがございまして、市内には2カ所の地域の支援センターもございまして、ご相談などを賜れば実情に応じて綿密にと申しますか、丁寧に対応していきたいと思っておりますので、ぜひご相談をいただきたいというふうに思えます。

それから、社福減免の問題、確かに10月以前から適用人数と、それから10月以降の人数は、ぐっと下がってきております。これは、先ほど説明申し上げましたとおり、一定の対象者の条件が厳しくなったということがございますので、こういう形で恐らく減ってきているのではないかなというふうに思っております。この部分、前は2分の1だったんですが、これが4分の1になったということで、その部分だけやはり予算的な厳しさもあるのかと思っておりますけれども、いずれにしろ各施設ごとに私どもの方ではチラシを回しておりますし、それから窓口でもチラシを置きましてご案内しておりますので、そういう形で今後とも対応させていただきたい

と思います。以上でございます。

議長（菊地 進君） 暫時休憩いたします。

再開は、15時15分といたします。

午後2時48分 休憩

午後3時15分 再開

議長（菊地 進君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

12番木村吉雄君。（拍手）

12番（木村吉雄君）（登壇） ニュー市民クラブの木村吉雄でございます。

私は、平成11年より日本一住みやすいまち塩竈のキャッチフレーズのもとに、議員活動をさせていただいております。今定例会も私で最後の質問者となりました。アンカーマンとして、市勢の発展と市民生活のより一層の向上に向かって、市当局の皆さんと血の通った議論を展開してまいり所存です。

質問に入る前に、身近な地元の話題を一つ披露させていただきます。

皆さんの中にも読んで覚えている方もいるのかと思いますが、11月13日、河北新報掲載の中学生タイムズにNIE、ニュース・ペーパー・イン・エデュケーションの大きな紙面です。佐藤市長も通学されました生徒数 425名、塩竈市立第一中学校の活動模様です。その中で、総合的学習の中、よさこい踊りの講座の出来事です。練習で苦しんだり、悲しんだり、泣いたり、またその中で塩竈の古い歴史や文化をみんなで学んでのことでしょう。発表会もあったのでしょうか。その中での一生徒の発した言葉。私たちはいつかこのまちから離れることになっても、今回の経験で、胸を張ってふるさとは塩竈ですと言えるようになりたい。胸を張ってふるさとは塩竈と言えるようになりたいです。この生徒が外国に行きますと、塩竈・イズ・マイ・ホームタウン、アイ・ワズ・ボーン・イン・塩竈と言うのでしょうか。ふるさとは塩竈、いいですね。あっぱれ。涙が出てきます。感動しました。私は一市民として、一議員として深く考えさせられました。我が塩竈の多くの子供たちがこのように立派に育っていることに、関係各位の皆様方の努力に、ありがとうございますと感謝申し上げます。

それでは、本題に入ります。

通告に従って、質問させていただきます。

1 番目。市長の政治姿勢について。

まず、1 点目。市民主体の公的経営のあり方について伺います。

地方自治体の一つである我が塩竈市役所、経営体の一つとして考えるとき、公的経営体の指針は市民主体、市民本位の経営姿勢であるべきことは当然のことでございます。現在、地方分権一括法が施行され、かれこれ5年以上になります。また、国と地方財政の三位一体改革が論じられ、一度目の結論が出されようとしております。このように、国から地方への大胆な改革がなされ、各地方自治体も構造改革、政策転換をみずから拙速に行動を起こす公的経営の時代に突入いたしました。そんな中、我が塩竈市の足元を見れば、税収減、人口減少、少子高齢化、産業、商業の低迷が続いておる現状です。そこで伺います。

我が市の行政財政をつかさどる責任ある市長として、市民主体の政策課題の変化をどうとらえて見ておられるのか。

また、今後どのような手だてを考えているのかお聞かせください。

次に、2 点目。日本一住みたいまち塩竈としての環境美化について伺います。

市長は、マニフェスト、政治公約として、日本一住みたいまち塩竈の実現を目指してとして、6 部門を設けおのの述べております。その中の、環境の部門についてお聞きいたします。

公約であるエコシティー塩竈として、4 点の柱。海の自然と共生するクリーンな水産業、エコで元気、元気ないいき商店街、浦戸の自然が生きるエコアイランドプロジェクト、未来を守る市民一人ひとりの取り組み、以上四つを掲げ、その下にいろいろな事業が取り上げられております。この公約は今日的な課題が大半であり、よく網羅されていると思います。が、これまで具体的にどのような取り組みをしてきたのか。特に環境という面、そして本市独自の面として取り組んでいるものがあるのか。

また、残された課題があるとすれば、今後どのようにしていくかお尋ねいたします。

また同時に、次に目指すものとして、環境美化についてお聞きしたいことがございます。

塩竈市は、古くから余りきれいなまちとしてのイメージがないような感じがしております。昔は、海が市街地の中心まであり、干潮になるとヘドロがにおう、そんなまちでありました。しかし、現在は下水道の普及率も県下有数となり、きれいな海も戻りつつあり、大変うれしく思うのは私だけではないでしょう。しかしながら、まちを歩けばまだまだポイ捨てごみがなくなるのが現状です。市長がしっかりとエコシティー塩竈を目指すのであれば、足元にごみが落ちていない、電信柱に張り紙のない日本一ごみのないきれいなまち塩竈をつくるべきだと

思います。そのためには、市民、商店会、町内会、各事業所、各団体等が総参加し、行政と一体となってまちづくりを進めていくことが当たり前のことで、大変重要と考えています。

そこで伺います。

現在、市民レベルで具体的に取り組み、その活動が行われているのか。

また、きれいなまちをつくるためには大変重要なことですが、子供たちへの身近な環境教育が考えられると思います。この辺の取り組みについてお尋ねいたし、日本一ごみのないきれいなまち塩竈のために、市長の見解をお聞かせください。

2番目。海辺の賑わい地区について伺います。

この地区は、平成10年、当市が策定した塩竈市中心市街地活性化基本計画で、7.4ヘクタールを擁する海辺の賑わいゾーンとして位置づけ、中心市街地の再生を図るため、設定されたもので、その後、平成13年土地区画整理事業計画が立ち上げられ、以後7年から10年ぐらいをめどとし、ランドデザインをもとにして完了するとあります。このことは、思い起こせば魚市場移転後40年間、待ち続けてきた地権者はもとより、多くの市民は塩竈再生活性化の夢が現実になることに胸を躍らせ、大きな期待をしておるところです。

そこでお伺いいたします。

平成14年で始まり23年で完了となっております区画整理事業の進捗状況をお聞かせください。

2点目。この地区 7.4ヘクタールの周辺かいわいである国道45号線、港湾道路等の整備、景観、電信柱の地中化等、どう考えているのかお聞かせください。

3点目。ハード的な区画整理事業が進む中、ソフト面での一番大事で重要な、生きた魂をどのように入れるのか。現実的なにぎわいの創造、創出の考えをお聞かせください。

3番目。浦戸地区住民本位の施策について伺います。

島に居住する浦戸地区住民 694人の皆さんは、海を隔てて居住しても、私たち市内、おかの住民と同じ生活環境で暮らすことは至極当然なことだと思います。

そこで伺います。

1点目。生活の利便性向上について。

このことについては、前段述べられた質問された方もおりますので、私は市営汽船の安全性、航路の安全性、下水道の整備等の現在の状況についてお伺いいたします。

また、現在の状況の中で、浦戸住民が満足しているのかどうかお尋ねいたします。

2点目。自然防災対策について。

海に囲まれた浦戸地区にも近い将来、宮城県沖地震が発生しようとする今、住民の生命財産を守る津波高潮対策は、大変重要な課題です。現況はどうなっているのかお聞かせください。

3点目。小学、中学併設校のその後については、定例会初日、浅野議員の微細にわたる質問で答弁いただきましたので、私は角度を変え1点のみ質問させていただきます。

廃校された二つの学校施設は、今はどうなっているのか。

また、今後の利活用計画はあるのかどうかお聞かせください。

4番目。浅海養殖漁業について伺います。

塩竈の歴史をひもとくまでもなく、浅海養殖漁業者の皆さんは、早くより我が塩竈に住み着き、半農半漁の自立の暮らしをし、塩竈の生い立ちから現在に至るまで、水産振興はもとより、多方面にわたり塩竈の発展に寄与し、貢献してまいりました皆さんでございます。今、国内を見渡せば、食の安全安心や地産地消が叫ばれ、地域の地場産業の再構築がなされようとしております。我が塩竈においても、昔からの地場産業であり私たちの身近にある浅海養殖漁業は、大変重要な作業として今後も位置づけていかなければならないと思います。

そこで伺います。

1点目。浅海養殖漁業の現状と振興策をお聞かせください。

2点目。漁港整備計画の現状について伺います。

浅海養殖漁業者の利活用する漁港は多々ありますが、市内にある塩竈市漁協、塩竈市第一漁協の釜の淵、越の浦漁港の整備状況と今後の計画についてお聞かせください。

3点目。湾内の清掃と汚濁防止について伺います。

浅海養殖漁業者にとって、湾内の海、海水面は生きるための大事な耕す畑です。漁業者はもとより、私たち市民も先達より受け継ぎ、子々孫々にわたって小魚が跳ねる青い海を大事に大切に守っていかなければならないことでございます。そんな中、つい先月11月5日、塩釜港において広範囲に油が浮いているのが発見され、一部は付近のノリ、コンブの養殖棚にも広がったという新聞記事がありました。

そこで伺います。

湾内の清掃の現状と汚濁防止の実態をお聞かせください。

以上、第1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございます。（拍手）

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 12番木村議員のご質問にお答えさせていただきます。

初めに、私の政治姿勢についてということでした。

日本一住みたいまち塩竈を私は目指しておりますが、そういった中で市民主体の行政運営について、どういったことを考えているのかというようなお話でした。

議員のお話の中にもございましたが、本格的な地方分権時代に対応するためには、やはり地域の創意工夫によるまちづくりでありますとか、市民の皆様との協働の視点に立ったまちづくりが大変重要な課題であるというふうに認識をいたしております。一方では、厳しい財政状況のもと、限られました財源を有効活用するためには、やはり市民の視点に立ち、事業の選択と集中を行いながら、できるだけ早く効果が発現できるよう重点的な予算配分を行うことが求められております。このような中、市民本位のまちづくりを進めるためには、やはり行政がみずから市民の方々に近づくための積極的な姿勢が必要となり、そのために市民活動推進室を立ち上げ、市の組織が一体となり、職員みずからが市民とともに市民活動に取り組むという姿勢を強めているところであります。

私は、市民団体との出前講座開催時でありますとか市民主催の講演会、あるいは各種イベントへの参加など、あらゆる機会を通じて、市民の皆様方から市政運営、塩竈の再生についてのご意見を伺いいたしているところであり、このような中から百円バス等の市民に直結した施策にも結びついたというふうに考えております。

また、今回塩竈再生委員会から市民の目線に立ったご提言をいただきましたが、これまでも水道事業や下水道事業での懇談会等から数多くの意見をいただいております。今後の市政運営に確実に反映をしてみたいと考えております。

私は、常々職員の方々に一灯照隅という言葉を申し、行政の基本理念と考えているということをお願いしております。市民の声に耳を傾け、行政サービスという我々が掲げる明かりが市民一人ひとり、まちの隅々まで行き渡るような行政運営を強く目指してまいりますので、ご指導をよろしくお願い申し上げます。

結論として、どういうまちづくりかというようなご質問もいただきました。

まさにこのまちで生まれてよかったと、このまちとともに成長してよかったと、このまちで一生送ることができてよかったと、そういうまちづくりを我々はつくり上げてまいりたいと考えているところでございます。

日本一住みたいまち塩竈としての環境美化の取り組みについてお答えいたします。

本市におきましては、平成14年策定いたしました環境基本計画に基づき、海とともに生き、

みずからの手で築くシーサイドエコシティー塩竈を目標に取り組みを進めているところでございます。平成16年には、市役所自体が大量にエネルギーを消費する事業者、消費者であるということを感じ、率先して環境保護を実践するため、塩竈エコオフィスプランを策定し、市役所全体で、特に二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制でありますとかごみ減量化、あるいはリサイクルの推進に積極的に取り組んでまいりました。その結果、平成16年度には、大規模な改修を行うため、休炉いたしておりました清掃工場を除き、市役所全庁舎での温室効果ガス排出量は約5,664トンで、基準年である平成14年度と比較いたしますと522トン、8.4%の削減を図ることができました。また、平成16年に地域新エネルギービジョンを策定し、公用車へのハイブリッド車の一部導入でありますとか、市立病院の太陽光発電装置の設置、さらには本市の特性を生かしたまちづくりとして、水産加工業から出る廃食用油を活用したバイオディーゼル燃料事業化への支援などを行ってまいりました。

今後は、公約にも掲げましたショッピングモールのエコ化を目指し、現在進行中であります海辺の賑わい地区のまちづくり事業などに関連した事業者の方々に対し、みずからいわゆる3Rを実践し、排出物を極力出さないゼロエミッション型の事業活動をお願いするなど、環境負荷の少ない環境に優しいまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

今後とも、本市の特性、地域産業を生かし、市民の皆様との協働で、塩竈ならではの地域循環型社会の形成、エコシティー塩竈の実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ごみのないきれいな塩竈を目指す取り組みについてお答えいたします。

本市では、市全体の環境美化活動といたしまして、年3回の市民清掃を実施いたしておりますが、現在は約8割の町内会、自治会のご協力により、約7,400名の方々にご参加いただいております。最近では、中学生による学区内におけるごみ拾いを初めとして、ボランティア団体やグループによる美化活動も活発になり、平成16年度には30件以上に上る活動が行われております。また、市職員も市民清掃にあわせまして、観光客の玄関口であります塩釜駅や本塩釜駅前、あるいはマリゲート周辺を自主的に清掃活動を行っております。また、塩釜たばこ販売協同組合の取り組みとしては、本塩釜駅前などでたばこのポイ捨て禁止キャンペーンなどの啓発活動が行われております。

市といたしましては、このような市民活動に対し、これまでもごみ袋の提供やごみの回収体制をとってまいりましたが、市民、事業者、ボランティアの自主的な活動が市全体に広がり、市民一人ひとりの力できれいなまち塩竈を実現できますよう、地域の環境美化活動を積極的に

支援してまいりたいと考えております。

さらに、10月に開催されましたこどもゆめ議会におきましても、多くの環境問題が取り上げられました。環境美化を地域全体に広めていくためには、子供たちの環境学習が大変重要であります。これまでも、市内小学校の清掃工場などの施設見学が行われてまいりましたが、これらの機会等を通じて、環境に対する小中学生の意識をさらに深めてまいりたいと考えております。

次に、海辺の賑わい地区につきまして、区画整理事業の経過と進捗状況についてお答えをいたします。

平成13年の区画整理事業の都市計画決定を受け、平成16年度にグランドデザインを策定し、その後に進出事業者の公募から審査会の開催、決定、答申を経て今日に至っております。現在の状況であります。9月定例会におきまして補正予算を議決いただき、約9,680平米の公共用地の先行取得が完了いたしました。これにより公共減歩率28.19%を14.48%まで緩和することができました。また、JR貨物と塩竈市土地開発公社に対し、第1回仮換地の指定を行い、具体的な土地利用が可能な状況となっております。仮換地指定面積は約2万7,663平米となっており、計画面積の約63%の達成状況となります。この面積には、既存のホームセンター分が含まれておりますことから、海辺の賑わい商業ゾーンに関する面積は1万2,563平米となります。内訳は、JR貨物が約4,339平米、開発公社が8,224平米となっております。このゾーンに関しましては、現在進出企業者とJR貨物、塩竈市土地開発公社の間で賃借に関する契約の協議を進めております。

今後は、残りました地権者の方々の仮換地となるわけですが、まず2月ごろに全体の換地計画をお示しし、慎重に検討いただいた上で、理解をいただいた区域より仮換地を実施してまいります。

さらに、基盤整備といたしましては、外周に位置します港町海岸通線の開通を最優先に、しおかぜ通線と一部の道路整備を実施いたします。これらの工事が完了してまいりますと、稲荷下商店街、海岸通商店街、本町商店街など、周辺商店街との連檐性が見えてくることから、海辺の賑わい地区の整備もいよいよ中心市街地活性化の色合いを帯びてくるものと期待をいたしております。

地区のかいわいの整備についてお答えをいたします。主に45号ということでございました。

地区かいわいの周辺整備につきましては、まず45号であります。中の島から壱番館まで舗

道の段差解消工事が既に完了いたしております。しかし、区画整理事業の区域に国道45号中心まで設定しておりますことから、上り線側を再整備するととなります。なお、この区画設定に関し、道路管理者であります仙台河川国道事務所の承認をいただいております。工事手法につきましては、現段階では電線類を地中化する共同溝整備事業が進められる見通しでありますので、工事は上り線と同時に下り線側でも実施されると推察いたしておりますが、具体的整備事業の選択に関しましては、現在も検討が重ねられているところでございます。

次に、現実的なにぎわいの創出、創造についてお答えいたします。

海辺の賑わい地区において、にぎわいをつくり出すことは、進出事業者の集客力にだけ依存することなく、その組み立てに工夫を凝らすことが必要不可欠であると考えております。

そこで、お尋ねの具体的なにぎわいの創出でございますが、ハード整備の面では、障害のない歩行空間を整備する、いわゆるバリアフリーであります、といったことや、多目的に利用できる公園の設置。あるいは植栽やモニュメントなどにも工夫を凝らすなどしてまいります。

ソフト面では、イベントによる集客やリピーターをふやすための雰囲気づくり。そこに行けば何かおもしろいことがありそうだという期待感の創出など、いろいろな企画が展開できるものと考えております。また、継続することができる企画や人を呼び込む企画が求められますので、自主的な企画力を備えた団体などの育成にも努めてまいります。

さらに、市内の各団体におきまして、多様なイベントを展開いたしておりますが、今後本市といたしましては、やはり地産、地場製品の消費拡大を戦略的にとらえた地産地消の企画をぜひこの地区で実現させてまいりたいというふうに考えております。

さらには、朝市や露店でのにぎわい、創出なども消費者の方々に期待感を持って受け入れられる仕掛けであろうというふうに考えております。

市といたしましても、地元の関係者の方々に組織されておりますまちづくり推進会議等が、将来NPO法人などの法人格を取得の上、このような事業主体に大きく成長されますよう、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

次、浦戸地区本位の施策について、何点かご質問いただきました。

初めに、住民の生活の利便性向上についてでございます。

具体的な整備事業といたしましては、市営汽船等への乗りおりの安全確保のため、桂島漁港、野々島漁港や寒風沢漁港での浮棧橋を既に整備したところであり、快適な生活向上のため、さらに寒風沢地区では漁業集落排水事業による水洗化を進め、野々島地区の水洗化につき

ましても、その整備手法につきまして、鋭意検討を行っているところでございます。

また、島を訪れる観光客の受け入れ施設の充実といたしまして、県事業において桂島漁港における待合所やトイレ整備の計画を進めており、18年度においては地元の要望を受け、実施計画を行う予定となっておりますので、早期完成につきまして、市としても積極的に関与してまいりたいと考えております。

次に、浦戸の防潮堤整備についてご質問いただきました。自然防災対策についてお答えいたします。

昨年、宮城県より公表されました第三次地震被害想定調査結果によりますと、本市は、宮城県沖地震連動型が発生した場合、約40分後に高さ20センチの第一波が到着し、1時間後には2メートル20の最高水位の津波が押し寄せるとの予測も出されており、特に四方を海で囲まれ、避難場所が限定される浦戸地区においては、島民の生命財産を保全するための防潮堤の整備が重要な課題であります。

同地区の防潮堤の整備状況と、今後の整備予定についてでございますが、港湾事業及び漁港事業として整備が行われており、寒風沢地区は整備がすべて完了いたしております。残りの地区については、まだ一部地区が整備未了となっておりますが、過去において、生活の利便性を確保するため、一部に反対の動きもありましたので、今後は地元の意向を踏まえながら、適切に対処してまいりたいと考えております。

また、過去最大の被害を受けましたチリ地震津波の教訓も踏まえたハザードマップを作成し、島民の皆さんにお知らせをしております。さらに、地震が発生した際には必ず津波も発生するとの認識を常日ごろから持っていただき、揺れがおさまり次第、身の安全を確保し、高台へ避難していただくよう防災研修会や避難訓練を通じて理解を深めてまいります。

浦戸小中学校併設校のその後の利用についてというご質問でありました。

併設により廃校となった小学校2校、2施設の活用方法についてでございますが、他市町の事例では、島の魅力を満喫できる自然体験型の宿泊施設等への活用が数多く見られます。浦戸諸島におきましても、市内の小中学校の子どもさんたちの体験学習や、浦戸の自然を生かしたイベントなどで、人の交流を深めるような活用策について検討させていただきたいと思っております。今年度につきましては、試行的にはありますが、浦戸第二小学校で塩竈青年会議所主催の100キロメートル徒歩の旅や、島時間体験交流イベント、スローフード・スローライフ・イン・浦戸などを実施し、今後に向けた島での体験メニューの構築に取り組んできたところで

あります。今後は、島民はもとより、幅広く市民の方々のご意見を伺いながら、子供たちの体験学習でありますとか、浦戸の資産や自然などを生かしたイベントの活用など、施設の有効利用が図られるよう、検討を重ねてまいりたいと考えております。

浅海養殖漁業について、現状と振興策ということでございます。

現状であります。浦戸地区の二つの漁業協同組合では、先ほど佐藤貞夫議員のご質問にもお答えいたしました。ノリ、カキ、あるいはシラウオ等の養殖漁業が盛んに行われております。湾内の2漁協におきましては、今やワカメ、コンブ等の養殖漁業が中心であるかと思っておりますが、いずれの水産物もたいへん地域外、地域内の方々に好評いただいております。こういった地産地消をなお一層進めてまいりたいと思っておりますが、問題点といたしましては、湾内におきましては水質汚濁であります。下水道の整備によりまして大分改善はされておりますが、まだまだ湾内では水質汚濁といったような問題もあると認識をいたしております。また、湾内におきましては、異常気象であります。例えば、台風通過等ではあります。せっかくの養殖漁業に毎年甚大な被害を受けておりますが、こういった養殖漁業が安定的に行えるような環境づくりといったようなものが、浅海養殖漁業を進める上での大きな課題と認識をいたしております。

漁港整備計画についてお答えいたします。

県の管理漁港となっております釜の淵、越の浦の漁港整備計画であります。平成13年度から平成17年度までの5カ年事業整備計画に基づいて行われております。この事業に盛り込まれておりました航路泊地のしゅんせつ事業につきましては、既に完了いたしております。このしゅんせつ事業は今後とも維持管理のため継続して実施することが必要であり、また越の浦地区については、野積み場等の整備も必要であるということをお漁業者の方々から要望されております。18年度を初年度といたします次期漁港整備5カ年計画に位置づけられますよう、県との協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、湾内の清掃と汚濁防止。特に、油の流出についてご質問いただきました。

まず、油の流出事故の際の対応でございますが、沿岸部での流出油による災害に対応するため、塩釜海上保安部が事務局となり、沿岸自治体、関係機関、関係企業などで構成する宮城県沿岸流出油災害対策協議会が平成6年11月に設置され、連絡体制、各機関の役割などを定めた防除マニュアルを定めております。

11月4日の事故につきましても、マニュアルに基づき、9時50分に塩釜海上保安部より本市

に対し連絡がございました。内容は、塩釜漁港付近から七ヶ浜代ヶ崎にかけ、油膜が浮いているとのことで、市といたしましては早速魚市場並びに港湾エリアにおいて、市職員10名が消防所員とともに現地調査を行いました。しかし、陸上からは油膜の確認ができませんでした。また、魚市場管理事務所では、当時接岸していた船舶、漁業船に対し、油流出の有無について聞き取り調査を実施させていただきました。その時点では、このような事実を確認することはできませんでした。今回、流出した油の除去作業は、塩釜海上保安部の巡視艇並びに浅海漁業関係者によって行われました。そして後日、海上保安部から、今回の事故は魚市場に係留中の漁船が、燃料油を輸送中に誤って、海上に油が流出したものであることが判明したとの報告を受けております。

本市といたしましては、陸域において発生するこのような油流出事故等に対応するため、油処理剤及び吸着マットを常時備蓄いたしており、状況に応じて対応できる体制を整えております。今回は、海域での事故であり、海上保安部を中心とした対応となりましたが、市といたしましても、今後とも災害対策協議会を通じて関係機関との連携を強めてまいりますとともに、関係者には注意を喚起し、事故防止、湾内の環境保全になお一層努めてまいります。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（菊地 進君） 12番木村吉雄君。

12番（木村吉雄君） 2回目の質問をさせていただきます。

市民主体の公的経営のあり方についてと、私はいつも役所は経営体ですよというもののとらえ方で、税金で何でもかんでもやるというのではなくて、その中で経営というものは何者かというものを常々頭に入れていただきたいということを、平成11年当選させていただいてから、この場で、市の当局者の皆さんに申し上げております。

10月25、26日に、私たちニュー市民クラブが国会に陳情しながら、総務省で勉強をさせていただきました。そのときいただいたこういう五、六ページのものでございますが、17年度中の集中改革プラン。17年3月29日、総務省発行の資料でございますが、時代が物すごく変わっております。これを六つぐらいあるんですが、大事なところをちょっと見ますと、もう今までのやり方ではだめですよ。平成17年から21年までの間、具体的な取り組みをとくに明示されているわけです、半年前に。平成17年から平成21年度の具体的な取り組みを明示してあります。事務とか事業の再編整理です、この辺をやり方が違いますよということでございます。そんな中で、政策全般のものとのとらえ方として、政策課題の変化のイノベーション、皆さんプロ

フェッショナルですからご存じだと思いますが、政策過程、政策主体、政策課題と、こういうふうの流れていくと思うんです。その中でリフォームとかリノベーションとか、そんな時代は終わりましたよと。イノベーションですよと。このイノベーションとは何のことかと私も調べてみましたが、経営革新、技術革新とかということでございますが、ある方が、パチンコの大好きな方がこんなことを言っていました。何、おんちゃんそんなこともわからないの、市会議員で。イノベーション。私パチンコやっていたら普通なかなか出ないのに、一度に20個も30個も玉が出てくることを革新というんだと。これがイノベーションだなと思いました。ぜひそういうつもりで、その改革、改善をやっていっていただきたいと思います。まずこれ、要望しておきます。

それから、2点目。

いつもこのごみの問題については、いろんな主観的なとらえ方もありますが、ごみがなくなりましたとかいう方もおりますが、子供議会においても、あのよう洞察力の感性の鋭い、体の小さい、瞳の小さい子供が切実となって、塩竈市長に訴えておりました。すぐ環境課長か同僚議員にしたいなと思ったんですが、あれだけすばらしい感性を持っている子供たちがよく見ている。多分、目線が低いから、我々大人よりよく見えるんだらうかと、私は黙って聞いておりました。そんな中で、とってもいいことがあるんですが、私言っていることは、日本一住みたいまち塩竈を実現するための市長の施策がございまして、私は日本一きれいなまち塩竈と。ごみ一つ落ちていない塩竈となれば、全国から2,000弱の市会議員の皆さんが、まず行政視察に来る。あちこちの商店街でも見に来る。それだけでも、塩竈にはメリットがあるのではないかと思います。それを山の上から海までやりなさいとは言いません。市中心部に塩竈は凝縮されたまちでございまして。平地は少ないです。ぜひ、これできないことございませぬ。約800弱の職員さんが、その地域と一緒に取組めば、3年に一遍だけ取組んでも順番は3年に一遍しか回ってきません。そういうもののとらえ方をぜひ各団体とかやれば、日本一ごみのないきれいなまち。こういうものが日本にあってもいいんじゃないでしょうかね、一つぐらい。そうしますと、子供たちも自然とごみというのは何だと。そういう中から育ってきますと、大変人間形成にとって大変大事なことでございまして。命の大事さもわかってきます。ごみ拾いをしていますと。電信柱の張り紙。これは子供たちに悪影響を及ぼします。私自身は大変申しわけございませぬが、逮捕されてもいいと思ひまして取って歩きます。子供たちが携帯電話でいたずらしたら大変だなと。被害をこうむるなと思ひまして。大分、塩竈は隣のまちと比

較しますと、金子土木課長のおかげで結構きれいになりました。ぜひこんなところをいかがかなと思っております。

それで、次に海辺の賑わい地区。ここで一番大事なことは、やはり一番最初は、みんなで議会全員が推奨して早くやってくれ、早くやってくれと。あるところは途中で足を引っ張っているような状況が見えるのではないかと市民の方から言われます。それはいろんな観点から言うんでしょう。ではその代案はあるのかと言えば、ないと。私たちは一番最初に、早く進めてくれと。塩竈はこんなまちでいいのかというもののとらえ方から始めてまいりましたが、どんどん区画整理事業も進んでまいりまして、やはり今塩竈になくなった商圈、新しい商圈を取り戻さなくてはいけないということから私は考えておるのでございます。もう商圈がないんです、塩竈には。だからそのもののとらえ方、仙石線の広範囲な購買客を呼べる。それから、45号線があります。そういうもののとらえ方で、進んでいきますとやはり私思うには、道路の放射線状の取りつけを早く急ぐ。まず一つには、尾島町天神橋線、早く都市計画を着工するというもののとらえ方。それからもう一つ、一番大事なこと、これはすぐできません。七ヶ浜への人口をこちらに幾らでも呼ぶと。そのためには、貞山通の方からの橋を一つかけると。これは、宮城県沖地震の防災においても両方大事なことでございます。これは、国土交通省の政務官に私たちニュー市民クラブがお願いして、貞山通の上に一本棒を、線を引いていてくださいというふうにお願いはしてきましたが、今後市長並びに市当局の方たちが県と話し合って、国に。これは大事なことでございます。

そんな辺を考えながら、海辺の賑わいゾーン一つとっても、そういうとらえ方もできます。ぜひ新しい商圈をつくるために、そこで区画整理事業の進捗はそこでよろしいんですが、では現実的なにぎわいはどうやってつくるのと。これは、前々から私は産業部長に申ししておりました。早くつくっててくださいよと。区画整理ができました。にぎわいの整備がされました。にぎわいゾーンが。さあ、果たしてどうやって人が来るんですかと。先ほどは、市長はいろいろ述べていただきました。それは必ずやるべきことだと思っておりますし、市民もたくさん参加してくれると思います。ただ、今の時代、そう簡単に消費者は買ってくれません。買わなければ消滅します。その中で、何なんだろう今は、というとらえ方です。食べる、ただ食べて生きると、そうではないでしょう。塩竈には宝があります。そういうものをあそこに集約するとか、そういうもののとらえ方。ぜひ公民館に眠っているとか、本庁舎に眠っているとかいう宝物がたくさんございます。そういうものの場所をつくっていただければできるのではないかと

と思っております。

この辺が、商圈形成のために、あそこに魂をどうやって入れるんですかということだと思えます。あそこへ東京のお地蔵さまをお借りして、ではみんな来ますかと。そう簡単には来ません。やはり将来を見据えた、若い人を見据えたもののとらえ方も必要でございます。それは何なのかと。プロ中のプロでさえも悩んでおります。ただ、私たちのこの地は駅前というすばらしい立地があります。それから、酸素が豊かな海の面前でございます。そういうもののとらえ方、ほかにないものがございます。そういう特性を生かしたもののとらえ方、今からでも遅うございませぬ。ほかにないものをここでできます。そういうもののとらえ方で先ほども市長が、別な浅海養殖業の方で言っていました、そのブランド品は今から出てまいります、幾らでも。なかなかこのごろハゼは釣れませんが。お正月のお雑煮のハゼ、これはもともと私たち塩竈湾のものなんです。仙台で伊達政宗が食べた云々ではないんですよ。ここから持っていったものだと。歴史を見ますと。あれはただ、お正月のお雑煮だけではなくて、あれを擦って、小さく粉にしますとおでんのだしには最高だという方も、おでん屋さんもおります。まずそんなことのほかにもたくさんあるでしょう。その辺のことをぜひ、にぎわいの創出をどうやって、365日どうやってやっていくかと。40数億のお金をかけて、これしかできなかったのと。ではもっとほかのことをしたらよかったのではないと言われぬように、また足を引っ張るような方たちのえじきにならないように、私たちは頑張っていかなければいけないと思っております。

それから、浦戸地区の施策について。一番大事なことは、前の市長さんのときも私たちどなたか言ってくれたと思うんですが、軽自動車があるのにその自動車が乗せられない市営汽船と。向こうの方たちはこういうような言い方をするんですね。今度は市内では、敵味方ではないですよ、同じ市民ですから同じ状況にしてくださいと。市内では循環バスがありますと。あと宮城交通に対してウン千万のお金を出しているんでしょうと。私たちの方 600何人もいる者に対してはどのように考えているんでしょうかねと。これはいろいろちょっと見ていましたら、要望の中にちょっと、後から見たらちょうど入ったので、余り言っではいけないのかなと思いますけれども、向こうの方たちの。ぜひ向こう、不便なわけです。いろんな面で軽自動車をこちらに結構台数があるようでございますから、その辺を何かいい方法で、私も一つ案はあるんですが、ここでは申しませぬけれども、金のかからない方法が多分あるのではないかと思っております。市がこれを全部今から、大変な時代にまたそれを何かしなくてはいけないのかというのではなくて、何かいい方法があるような気がします。そんなことでぜひその辺をもう一度じっ

くり考えていただいて、浦戸地区の方たちの利便性を図っていただきたいと思っております。

それから、小学校中学校の併設校のことですが、これ教育財産から一般財産に移ったのかどうか。その辺です。また、あとこちらから行くだけではなくて、向こうの浦戸の生徒のこちらのおかの方の学校にもたまに来ていただいて、広いグラウンドを見ていただいて、そういうものの友だち同士になっていただくということも結構いいのではないかと、おとといは聞いておりました。

あと、もう一つですが、時間的なものがありますが、浅海養殖漁業者の方たちが、今浦戸の方では一生懸命やっておりますが、本土の方の市漁協、第一漁協、なかなかできないと。もともとはこの方たちはマリゲートの前でも漁場を持っていたわけです。魚市場の前でも漁場を持っていたわけです。いろんな面で、いろんな塩竈の変化のもとでその漁場が縮小され、そのために水産加工業、塩竈市水産業も栄えてきたと思うんです。その辺のものにとらえ方。小さいから云々ではないと思います。塩竈市はそうは思っていないと思いますが、小さい組合だからとかいうのではなくて、ぜひこれは今からの市長が言われた地産地消には絶対大事なことでございます。ブランド品が今でも出ております。そういうものにとらえ方で大事にさせていただいて、育てていかななくては、今から。なお、そろそろ市内の組合員の皆さんは60代を過ぎておられて、ようやくと定年になりました。おかの仕事の。また少しずつやり始めて、第一漁協の前ではワカメを売ったりコンブを売ったりしております。そんなことで答え、一つありましたら結構であります。最後に一つだけ要望しておきます。

前段申し上げた佐藤市長の後輩に当たる第一小学校の生徒さんの感動と希望に満ちた言葉。胸を張ってふるさとは塩竈と言えるようになりたい。この言葉。市民満足度100%を一日も早く達成することに尽きるのではないのでしょうか。市民全員が、私たち全員が胸を張ってふるさとは塩竈ですと大きな声で言えるように、市長並びに市職員に最大限の努力をしていただき、私からの要望として質問を終わります。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 多岐にわたるご指導をいただきまして、大変ありがとうございました。

経営的な感覚ということにつきましては、我々も今重点課題として、行政にこういった経営的な感覚を取り入れられるかということで、鋭意勉強させていただいているところでありますが、そういった中でイノベーションというお言葉をちょうだいしました。我々そういった革新と、それからコラボレーションといいますか、地域の方々と協働でということの視点も非常に大切

なのかなと思っております。今後、イノベーションとコラボレーションということで、なお頑張ってもらいます。

ごみ問題。やはり子供さんよりも残念ながら大人の方々がポイ捨てされるというケースが多いということにつきましては、我々も大変憂慮いたしております。今、公德心という言葉があるのかどうかからないんですが、ぜひ大人の方々に自分たちのまちをきれいにするという極めて単純なことをぜひご理解いただきたいと思っております。

海辺の賑わい地区。我々もぜひここにここを機軸に、また塩竈商圏の復活ということに向けて頑張ってもらいたいと思っております。

にぎわい創出の具体的なお話ということでありました。それぞれの思いがあると思います。恐らく6万市民の方々6万通りの思いがあるかと思えます。そういったものを我々集約しながら、本当に21世紀を生きる皆様方に喜んでいただけるようなまちづくりに頑張ってもらいます。

浦戸地区。車検特区ということで申請させていただきました。残念ながら採択にならず、いまだもって鳴瀬の方に台船で運ばれてというような状況については我々重々承知いたしております。ただ、やはり交通事業、大変厳しい中で現行の交通船の改善というものが、ままたまならないということについてもご理解いただければと思います。

併設校に関連しまして、島から市内にという議員の方からもお話ございましたが、既にこういったことも取り組んでおります。総合的な学習の時間の中で、島内の小学生が市内のそれぞれの学校を訪問し、いろいろ交流を図るということにつきましては、既に教育委員会の方で取り組みを始めているところでありますが、なお一層そういったことを強めてもらいたいと思っております。いずれ本当にこのまちに生まれてよかったと、このまちに誇りを持っていただけるようなまちづくりになお一層頑張ってもらいますので、今後ともよろしくご指導をお願い申し上げます。以上でございます。

議長（菊地 進君） 以上をもって本定例会の全日程は終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成17年12月16日

塩竈市議会議長 菊地 進

塩竈市議会議員 小野 絹子

塩竈市議会議員 吉川 弘